

地方分権に関する基本問題についての 調査研究会報告書・専門分科会

(座長：堀場 勇夫)

平成21年3月

財団法人 自治総合センター

は　し　が　き

我が国は、戦後、著しい経済発展を遂げたが、今後も引き続き発展を遂げるためには、地域の活力を引き出すための地方分権の推進が不可欠である。

地方分権改革については、平成12年の地方分権一括法により、機関委任事務の廃止、国から地方への権限委譲など、一定の成果が見られたものの、地方税財政制度に関しては、その改革が十分なものとはいえず、平成16年度から平成18年度にかけての「三位一体の改革（国庫補助負担金改革、税源移譲、地方交付税改革）」により、3兆円の税源移譲の実現など、ようやく一定の成果をみるに至ったところである。

しかしながら、地方分権に向けた改革に終わりがないことは言うまでもなく、平成18年12月の地方分権改革推進法の成立を受け、翌平成19年に地方分権改革推進委員会が発足した。その地方分権改革推進委員会は平成20年5月28日に第1次勧告、平成20年12月8日には第2次勧告を行ったところであり、今後一層地方分権を推進し、国・地方を通じた行財政改革を進めることがより必要である。

このような種々の改革の進展等を視野に入れながら、地方分権に関する基本問題について、先進的かつ実践的な調査研究会を実施するため、平成16年度に本研究会を設置したところであるが、平成20年度においては研究会の内容をさらに専門的な観点から研究するため専門分会を設置し、4回の研究会（専門分科会）を開催したところである。

本報告書は、その成果を取りまとめたものであり、我が国の地方税財政を考える上での一助となれば幸いである。

なお、本研究会は、(財)全国市町村振興協会と(財)自治総合センターが共同で実施したものである。

平成21年3月

財団法人全国市町村振興協会
理事長 谷合 靖夫

財団法人自治総合センター
理事長 二橋 正弘

地方分権に関する基本問題についての調査研究会

・専門分科会 委員名簿

座長	堀場 勇夫	青山学院大学経済学部教授
座長代理	中井 英雄	近畿大学経済学部教授
	井田 知也	大分大学経済学部准教授
	加藤美穂子	札幌学院大学経済学部講師
	菅原 宏太	京都産業大学経済学部准教授
	中澤 克佳	東洋大学経済学部講師
	星野菜穂子	(株)大和総研経営戦略研究所主任研究員
	柳原 光芳	名古屋大学大学院経済学研究科准教授
	湯之上英雄	大阪大学国際公共政策研究科助教
オブザーバー	石田 三成	財務総合政策研究所研究官

目 次

第1章 平成20年度調査報告

○ 市町村財政における広域行政の影響 ～全国介護保険事業者データを用いた分析～	1
○ 地方交付税の再分配効果の検証	29
○ 介護移住の実証分析	72
○ 地域間移住と租税外部性の実証分析 ：スウェーデン・ケース	110

第2章 参考資料

○ 経済財政改革の基本方針2008	1
○ 第三セクター等の改革について	22
○ 「平成の合併の評価・検証・分析」概要	32
○ 平成21年度地方税制改正について	36

第1章 平成20年度調査報告

市町村財政における広域行政の影響*

—全国介護保険データを用いた分析—

広田 啓朗**

湯之上 英雄***

要旨

現在、全国的に財政状況が逼迫している市町村では、より一層の財政効率化を目指して市町村合併をはじめ様々な広域化の取組みが行われてきた。平成18年3月に一段落した平成の大合併では市町村の数は1820まで減少した。こうした動きと並行して、同時期には、合併と異なる手段として広域連合や一部事務組合の実施による広域化の取組みも進められてきた。多くの市町村が合併を行ったが、様々な要因によって合併に至らないケースも見られる。このような場合、広域行政を活用することで個々の業務に対してより安定した財政運営を行える可能性がある。

市町村合併に関する先行研究は多く存在するが、市町村財政を分析する際に広域行政を考慮したもののは少ない。本稿では、市町村データを用いて広域行政が市町村財政に与える影響を考察する。

1. はじめに

現在、全国的に財政状況が逼迫している市町村では、より一層の財政効率化を目指して市町村合併をはじめ様々な広域化の取組みが行われてきた。平成18年3月に一段落した平成の大合併では市町村の数は1820まで減少した。こうした動きと並行して、同時期には、合併と異なる手段として広域連合や一部事務組合の実施による広域化の取組みも進められてきた。また、市町村より大きな行政範囲で道州制を巡る議論も加速している。都道府県を廃止・統合しより広い行政単位へ移行する動きである。平成18年2月の地方制度

* 本稿の執筆にあたり齊藤慎先生(大阪大学)に熱心な指導を賜った。また、山内康弘先生(大阪商業大学)には、データ提供を始めさまざまなアドバイスを賜った。公共選択学会第12回全国大会では、討論者の中澤克佳先生(東洋大学)やフロアから貴重なコメントを頂戴した。深く御礼申し上げる。なお、本文中の誤りは全て筆者の責任に帰するものである。湯之上は本研究に対して、日本学術振興会科学研究費補助金(課題番号:20830048)による助成を受けた。記して感謝する。

** 大阪大学大学院経済学研究科博士後期課程 ege008hh@mail2.econ.osaka-u.ac.jp

*** 大阪大学大学院国際公共政策研究科 助教 yunoue@osipp.osaka-u.ac.jp

調査会では「道州制のあり方に関する答申」が提出され、3パターンの道州制の区割りが例示された。

齊藤(1999)では、規模の経済性は1つの生産物に対して考えるものであり、公共財のように多くの行政サービスを含む結合生産財に対してでないことから個々の歳出に関する分析の必要性があると指摘している。市町村合併やより広域の行政区域を議論する際、行政サービスの種類ごとに広域化を考える方がよい可能性がある。

また、効率的行政区域と事務配分のあり方に関する実証分析として赤井・竹本(2008)がある。費用効率性が高くなる行政規模は事務によって異なる可能性があり、それぞれの事務をどの行政規模で担っていくのかを財政効率性の面から分析している。その結果、いくつかの事務では、市町村から都道府県への権限委譲、都道府県から道州への移譲が費用効率性の面において効果的である可能性を示している。

市町村合併や道州制に関する研究は多く見られるが、わが国における広域化の先駆けである広域連合や一部事務組合に関する実証分析は少ない。しかし、現実に市町村は、ごみ処理や消防サービスだけでなく介護保険でも広域連合や一部事務組合を設置している。広域化を推進する1つの理由は、規模の経済性が期待されるからである。

広域化の取組みとして、広域連合や一部事務組合が存在する。ごみ処理や消防サービスは規模の経済性が働くとして早くから広域化への取組みが行われてきた。¹平成12年度の介護保険制度の導入と同時に介護保険でも広域化が推進されるようになった。

近年、介護保険に関する実証分析は多く存在する。田近・油井(2004)では、介護保険導入後の4年間を検証している。介護保険の財政面にも焦点を当て、財政支援措置、財政安定化基金への返済期間の延長と広域化等への補助金の存在が、保険料収入の確保やサービスの効率化に努めるインセンティブを阻害し、モラルハザードを引き起こす恐れがあることを指摘している。山内(2006)では、財政規模の拡大によって介護保険の運営にかかる設備や事務経費に規模の経済性が働き、住民一人当たりの費用が抑制されるとしている。

多くの市町村が合併を行ったが、様々な要因によって合併に至らないケースも見られる。このような場合、広域行政を活用することで個々の業務に対してより安定した財政運営を行える可能性がある。このような問題意識から、本稿では介護保険事業の運営に着目する。

市町村合併に関する先行研究は多く存在するが、市町村財政を分析する際に広域行政を考慮したものは少ない。本稿では、全国介護保険事業者データを用いて広域行政が市町村財政に与える影響を考察する。本稿の構成は次の通りである。2節では、推定方法について説明する。3節ではデータについて述べ、4節では推定結果を示す。5節は結論と課題となっている。

¹ 広域連合や一部事務組合に関する分析は多いとは言えないが、各市町村の広域化に対するインセンティブを考察したものとして山内(2008)がある。ロジットモデルを用いて、どのような市町村が広域連合や一部事務組合を設置しているかを検証している。

2. 推定方法

本稿では、市町村と広域連合や一部事務組合の費用構造に有意な差異が見受けられるかどうかを検証する。推定は山内(2006)にならい線形モデルで分析している。しかし、対象とする期間が平成の大合併の最中であることからクロスセクション分析をおこなっている。

$$E_i = \beta_0 + \beta_1 \ln pop_i + \beta_2 (\ln pop_i)^2 + \beta_3 \ln w_i + \beta_4 r_{\text{over}40_i} + \beta_5 r_{1gou_i} + \beta_6 r_{yokaigo_i} + \beta_7 r_{kyufukensu_i} + \beta_8 r_{transfer_i} + \beta_9 group_i + \beta_{10} D_i + \beta_{11} MD_i + \varepsilon_i \quad (1)$$

E_i : 一人当たりの総務費

pop_i : 人口

w_i : 人件費単価

$r_{\text{over}40_i}$: 40歳以上人口割合(40歳以上人口／各市町村人口)

r_{1gou_i} : 1号被保険者割合(1号被保険者数／40歳以上人口)

$r_{yokaigo_i}$: 要介護認定率割合(要介護認定者数／1号被保険者数)

$r_{kyufukensu_i}$: 認定者当たり保険給付件数(保険給付件数／要介護認定者数)

$r_{transfer_i}$: 繰入金割合(一般会計繰入金／歳入総額)

$group_i$: 広域連合・一部事務組合構成市町村数

D_i : 広域ダミー

MD_i : 市町村合併ダミー

ε_i : 誤差項

被説明変数は、一人当たり総務費を用いる。説明変数は、先行研究と同様に人口と人口の2乗項を加えることで費用構造がU字型になり、規模の経済性が存在するかどうかを確認するためである。また、介護ニーズやその他の要因をコントロールする。1号被保険者割合は、被保険者内での高齢化が進展するほど、費用が増大すると予想できる。

本稿における先行研究との違いを述べると、第1にあげられることは、介護保険事業における移転財源を推定に挿入することである。介護保険総務費の基本的な財源は、一般会計繰入金となっている。また、広域連合・一部事務組合の構成市町村数を用いることで、構成する市町村の数が増えると事務手続きなどの作業量が増し、費用も増大すると考えられる。広域ダミーは、広域連合もしくは一部事務組合を設置している市町村に1を入れている。サンプルの対象期間は、平成の大合併が行われた時期なので、市町村合併ダミーを

考慮している。

また、被説明変数を介護保険給付費とした推定では、移転財源に歳入総額における国庫支出金と都道府県支出金の割合を用いて推定を行う。介護保険給付費とは、介護保険事業特別会計のうち、保健福祉事業費、認定調査費、介護認定審査会費等の保険給付に係る直接的な経費をいう。高齢化の進行に伴って、介護保険の費用はますます増大することが予想される。総務費のみでなく介護保険給付費をみるとことで、広域連合・一部事務組合の設置が費用面に与える影響を分析する。

推定式の誤差項は、独立かつ同一に分布すると仮定する。多くの先行研究でも指摘されているように、クロスセクションデータの推定では、誤差項に不均一分散が発生している可能性があるので、分散が均一でも不均一でも頑健な White's Standard Error を使っている。

3. データ

全国介護保険事業者の費用関数を推定するため、本稿では平成 15 年度から 17 年度の 3 カ年のクロスセクションデータを用いた。上述したが、この期間は平成の大合併が行われた期間であり、サンプル数が大きく異なる。平成 15 年度は 2632 事業者、平成 16 年度は 2183、平成 17 年度は 1633 となっている。介護保険事業者の総務費、介護保険給付費、歳出総額は各年度の厚生労働省『介護保険特別会計(保険事業勘定)』の保険者別データを用いた。

人口データは住民基本台帳、40 歳以上人口は『国勢調査』より 5 歳刻み人口である。40 歳以上人口は平成 15 年度と平成 16 年度平成 12 年度の 40 歳以上人口を用いた。1 号保険者割合、要介護認定者割合、認定者当たり保険給付件数、一般会計繰入金、国庫支出金、都道府県支出金は『介護保険特別会計(保険事業勘定)』からである。市町村別の人件費、職員数は『市町村別決算状況調』を使用した。広域連合と一部事務組合の人件費、職員数は詳細なデータが無いので、広域を構成する市町村の平均をとり代理している。広域ダミーは 3 パターン作成した。まず、広域連合・一部事務組合を設置している市町村は 1、それ以外は 0 という定数項ダミーである。次に、広域連合ダミーと一部事務組合ダミーをそれぞれ作成した。広域化の取組みでは、介護保険だけでなく他の事務においても連携を行う広域連合と、介護保険のみで連携を行う一部事務組合で費用構造が異なるかもしれない。最後に広域連合・一部事務組合の交差項ダミーで推定を行っている。広域化の状況は、総務省 HP 広域連合一覧、各年度の全国介護保険担当課長会議の資料をもとに作成している。広域連合の設置状況は、平成 15 年度は 35 件、平成 16 年度は 30 件、平成 17 年度は 26 件であり、一部事務組合の設置状況は、平成 15 年度 29 件、平成 16 年度は 21 件、平成 17 年度は 13 件である。

分析の対象期間は、平成の大合併が行われた時期なので市町村合併をした市町村には該

当する年度に 1 が入る市町村合併ダミーを作成した。市町村合併の状況は、総務省 HP の「合併相談コーナー」を参照した。サンプル数は、平成 15 年度は 2632、平成 16 年度は 2183、平成 17 年度は 1633 になっている。データに欠損があるものは、サンプルから除外している。各年度のデータの出所をまとめたものが表 1、データの記述統計は表 2 から表 10 にまとめている。

4. 推定結果

費用関数の推定結果は、表 11 から表 14 でまとめた。表 11 は、一人当たり総務費を被説明変数としたときの推定である。先行研究である山内(2006)と同様に、人口の符号は負、人口の 2 乗項については正で統計的に有意な結果を示している。規模の小さい市町村に規模の経済性が働くことがわかる。

介護ニーズをコントロールする変数である 40 歳以上人口割合、1 号被保険者割合は、正に有意となった。1 号被保険者割合は、被保険者内の高齢化を示す指標なので介護保険における高齢化が進むにしたがって費用が高くなることがわかる。認定者当たり保険給付件数は、先行研究と同様の結果を示したが、要介護認定割合については有意性を示さなかった。

本稿が注目する一つ目の結果は、歳入総額に占める一般会計繰入金の割合が高いほど費用が高くなっている点である。この結果は、各年度で同じ傾向にあり係数も大きくなっている。次に広域構成市町村数が負に有意になっている点は、当初の予想とは逆の結果である。直感的には、構成する市町村の数が増えると事務手続きなどの作業量が増し、費用も増大すると考えられたが、推定結果より多くの市町村が連携するほど費用が抑えられていることがわかった。三つ目の注目すべき結果は、広域ダミーが各年度において統計的有意を示したことである。山内(2006)では、広域ダミーに有意性は認められず個別の市町村と広域連合・一部事務組合とでは、費用構造に差異がないと結論付けられていた。しかし、本稿の推定では、広域ダミーは 1% 水準で正に有意となり、市町村と広域化したところで比較すると、広域連合・一部事務組合の方が費用が増加している。同時に、市町村合併ダミーも正に有意となっているが、広域ダミーと係数を比較すると広域ダミーの方が大きい結果となった。

表 11 の推定 (2) では、広域連合と一部事務組合を区別してダミー変数を作成した。広域連合ダミーは有意性を得られなかつたものの正の値に推定された。一部事務組合ダミーは 1% 水準で正に有意となった。また、市町村合併ダミーの係数と比較すると、市町村合併と広域連合は概ね同じ水準であったのに対し、一部事務組合の係数は大きな値であった。²

表 12 では、広域ダミーの交差項を含めた推定結果を示している。平成 15、16 年度に関しては、人口と人口の 2 乗項に広域ダミーをかけた係数は、広域化した市町村の方が規模

² 広域行政の中で、一部事務組合のみが大きな値となっている点は今後の検討課題である。

の経済によるメリットが大きいことがわかる。1号被保険者割合と広域ダミーの交差項は、広域化した市町村の方が、高齢者が増加したときの費用の増加が抑えられている。繰入金割合についても1号被保険者割合と同じ傾向になっている。ただ、注意すべきは、平成17年度の推定結果では、交差項についてほとんどの変数で有意性を得られていない。

次に、被説明変数に介護保険給付費を用いた推定では、総務費と同様に人口は負に、人口の2乗項は正に有意となり規模の経済性を確認できた。多くの変数で、統計的有意が得られており総務費と同様の傾向になっている。介護保険給付費の移転財源を示す歳入総額における国庫支出金と都道府県支出金の割合が増えると、費用が大きく増加することがわかる。広域化に関するダミーも同様で、平成15、16年の推定では広域連合、一部事務組合を区別したダミーがともに正に有意となっており、同じ広域化に関する取組みでも費用構造に差異があることが示されている。表14は、介護保険給付費に広域ダミーの交差項を含んだ推定である。全体的に係数の符号は総務費と同じ傾向ではあるが、広域ダミーの交差項は統計的な有意性を示さなかった。

5. 結びと課題

本稿では、市町村財政における広域行政の影響を検証するために、全国介護保険事業データを用いて市町村と広域連合・一部事務組合の費用構造に差異があるかどうかを推定した。結果、広域行政の実施の有無によって市町村の費用構造が異なっている事が明らかになった。市町村と広域行政の費用構造はともにU字型となっていたことに加え、広域行政を行った場合のU字型はより急な傾きになっている。この結果は、小規模な広域行政では単独で事務を行う市町村よりも費用が大きくなってしまうが、適正な人口規模を持った広域行政であれば単独で行う場合よりも費用が小さくなる事を示している。

介護サービスのように既存市町村よりも大きな規模を必要として、一方で、都道府県では規模が大きすぎるような行政サービスを提供するには、事務ごとに広域連携を行うことで対応していくことも一つの選択肢である。

近年、市町村合併が進められたが、合併が成立しなかった小規模市町村が存在する。そのような市町村は、市町村合併を前提とした広域化の取組みではなく、行政サービスごとの適正な規模を目指した連携を検討すべきであろう。

本稿では、サンプルの期間中に市町村合併が行われたこともありクロスセクションデータで推定を行った。今後の課題としては、パネルデータに拡張してより詳細な分析を行うことである。そのためには、合併市町村のデータの取り扱い等について検討していく必要がある。

参考文献

- 赤井伸郎・竹本亨(2008)「効率的行政区域と事務配分のあり方に関する実証分析—行政区
域再編コスト削減効果の検証—」（貝塚啓明・財務総合政策研究所編『分権化時代の
地方財政』中央経済社の第7章）pp231-272
- 齊藤慎・中井英雄「財政的公平と効率追及を」『経済教室』日本経済新聞朝刊 2008年5月
20日(火)
- 齊藤慎(1999)「行政規模と経済効率性—市町村合併はスケールメリットを生むかー」『都市
問題』 No.90.3.pp27-37
- 田近栄治・油井雄二 (2004) 「介護保険：4年間の経験で何がわかったか」『フィナンシャ
ル・レビュー』 No.72 pp78-104
- 油井雄二 (2006) 「保険者データによる介護保険の分析：青森県のケース」『フィナンシャ
ル・レビュー』 No.80 pp187-203
- 田近栄治・菊池潤 (2006) 「介護保険の何が問題か—制度創設過程と要介護状態改善効果
の検討—」 No.80 pp157-186
- 広田啓朗 (2007) 「市町村の選択行動と合併要因の検証—平成の大合併を事例として—」『計
画行政』 第30巻4号 pp75-81
- 山内康弘 (2006) 「公的介護保険の事務費と規模の経済—全国保険者のパネルデータによ
る分析」『日本経済研究』 No.55.10.pp99-110
- 山内康弘(2008)「社会保障財政の広域化インセンティブ—全国介護保険者データによる予
備的考察—」『国際公共政策研究』 No.12.2.pp127-143
- Atushi Yoshida(2007) "Budgetary Systems and Moral Hazard in National Health Insurance and
Long-term Care Insurance" 内閣府経済社会総合研究所 国際共同研究「平成18年度 少
子高齢化の下での持続的成長と財政再建に関する国際共同研究調査」報告論文

参考資料

総務省 HP 「広域行政」

<http://www.soumu.go.jp/kouiki/kouiki.html>

総務省 HP 「合併相談コーナー」

<http://www.soumu.go.jp/gapei/>

厚生労働省 HP 「介護保険事業報告」

<http://wwwdbtk.mhlw.go.jp/toukei/kouhyo/indexk-kousei.html#kou7>

表 1 データの出所

変数名	年度	出典
歳出総額(千円)	H15～H17年度	市町村別決算状況調
総務費(千円)	H15～H17年度	介護保険特別会計(保険事業勘定)
介護保険給付費(千円)	H15～H17年度	介護保険特別会計(保険事業勘定)
人口(人)	H15～H17年度	市町村別決算状況調
40歳以上人口(人)	H12とH17年度	国勢調査
1号被保険者人口(人)	H15～H17年度	介護保険特別会計(保険事業勘定)
要介護認定者数(人)	H15～H17年度	介護保険特別会計(保険事業勘定)
保険給付件数(件数)	H15～H17年度	介護保険特別会計(保険事業勘定)
歳入総額(千円)	H15～H17年度	市町村別決算状況調
一般会計繰入金(千円)	H15～H17年度	介護保険特別会計(保険事業勘定)
国庫支出金+都道府県支出金(千円)	H15～H17年度	介護保険特別会計(保険事業勘定)
総人件費(千円)	H15～H17年度	市町村別決算状況調
職員総数(人)	H15～H17年度	市町村別決算状況調

表 2 主要な変数の記述統計量(平成 15 年度)

変数名	Obs	Mean	Std. Dev.	Min	Max
歳出総額(千円)	2637	1881899.00	5644113.00	8648.00	117933893.00
総務費(千円)	2637	68733.84	230122.50	442.00	6698898.00
介護保険給付費(千円)	2637	1778004.00	5348706.00	5350.00	110932487.00
人口(人)	2637	44108.51	140629.10	198.00	3495117.00
被保険者対象人口(人)	2637	22816.19	69346.38	0.00	1651255.00
1号被保険者人口(人)	2637	1288.94	4108.85	4.00	100063.00
要介護認定者数(人)	2637	1336.02	4258.97	4.00	103405.00
保険給付件数(人)	2637	28620.58	90188.38	35.00	2001295.00
広域構成市町村数	2637	1.13	1.62	1.00	71.00
歳入総額(千円)	2637	1908998.00	5676088.00	11539.00	118101261.00
一般会計繰入金(千円)	2637	56154.33	193744.00	1.00	5713811.00
国庫支出金+都道府県支出金(千円)	2637	693428.10	2042953.00	4092.00	43549249.00
総人件費(千円)	2637	3408787.00	10742529.11	137038.00	324235878.00
職員総数(人)	2637	360.66	1135.77	15.00	31048.00
一人当たり歳出	2637	58.17	22.88	16.28	194.37
一人当たり総務費	2637	2.30	1.68	0.03	18.85
一人当たり介護保険給付費	2637	54.43	21.48	14.55	185.19
人件費単価	2637	9033.24	866.19	4212.99	13665.70

表3 主要な変数の記述統計量(平成16年度)

変数名	Obs	Mean	Std. Dev.	Min	Max
歳出総額(千円)	2191	2462308.00	6770405.00	11138.00	130490664.00
総務費(千円)	2191	81032.73	254941.40	376.00	6942568.00
介護保険給付費(千円)	2191	2350288.00	6486607.00	8870.00	123282964.00
人口(人)	2191	53419.69	154605.00	211.00	3518095.00
被保険者対象人口(人)	2191	27719.65	76298.42	0.00	1651255.00
1号被保険者人口(人)	2191	1665.36	4752.87	9.00	98740.00
要介護認定者数(人)	2191	1442.42	4066.32	5.00	82553.00
保険給付件数(人)	2191	38583.02	111918.20	92.00	2238071.00
広域構成市町村数	2191	1.11	1.45	1.00	60.00
歳入総額(千円)	2191	2504945.00	6832629.00	13503.00	130490664.00
一般会計繰入金(千円)	2191	80253.83	257345.70	93.00	6923790.00
国庫支出金+都道府県支出金(千円)	2191	901014.20	2425713.00	4219.00	47134700.00
総人件費(千円)	2191	4099967.00	11680482.23	143076.00	312113942.00
職員総数(人)	2191	436.04	1233.38	0.00	30680.00
一人当たり歳出	2191	59.50	22.52	12.37	188.01
一人当たり総務費	2191	2.04	1.46	0.02	18.59
一人当たり介護保険給付費	2191	56.25	21.24	11.67	183.76
人件費単価	2189	9130.45	971.60	3520.59	19195.71

表4 主要な変数の記述統計量(平成17年度)

変数名	Obs	Mean	Std. Dev.	Min	Max
歳出総額(千円)	1635	3457120.00	8194918.00	12204.00	136612106.00
総務費(千円)	1635	116149.80	295671.80	368.00	6518794.00
介護保険給付費(千円)	1635	3291536.00	7854105.00	9656.00	130348663.00
人口(人)	1635	72124.86	182841.00	214.00	3579628.00
被保険者対象人口(人)	1635	39148.56	94539.34	113.00	1815103.00
1号被保険者人口(人)	1635	2365.03	5822.67	7.00	105818.00
要介護認定者数(人)	1635	2042.49	4993.69	6.00	87869.00
保険給付件数(人)	1635	55324.45	139482.80	66.00	2469312.00
広域構成市町村数	1635	1.08	1.16	1.00	45.00
歳入総額(千円)	1635	3527761.00	8291610.00	14329.00	137220059.00
一般会計繰入金(千円)	1635	114160.50	295432.90	153.00	6486324.00
国庫支出金+都道府県支出金(千円)	1635	1268723.00	2957698.00	5017.00	49417402.00
総人件費(千円)	1635	5428820.00	13288804.29	120927.00	295821602.00
職員総数(人)	1633	573.12	1391.56	14.00	29611.00
一人当たり歳出	1635	60.74	23.21	11.45	168.83
一人当たり総務費	1635	2.39	1.96	0.02	29.04
一人当たり介護保険給付費	1635	56.99	21.51	16.53	154.71
人件費単価	1633	9202.46	877.13	5723.15	13426.02

表5 広域連合の記述統計量(平成15年度)

変数名	Obs	Mean	Std. Dev.	Min	Max
歳出総額(千円)	30	6940464.00	12700000.00	563331.00	71300000.00
総務費(千円)	30	197340.60	260358.00	25313.00	1397466.00
介護保険給付費(千円)	30	6600357.00	12200000.00	525090.00	68500000.00
人口(人)	30	130413.50	203084.10	7822.00	1081236.00
被保険者対象人口(人)	30	70834.30	111080.80	4657.00	605006.00
1号被保険者人口(人)	30	4771.73	8742.09	343.00	49252.00
要介護認定者数(人)	30	4923.57	8980.53	349.00	50575.00
保険給付件数(人)	30	103659.20	183565.20	7732.00	1032709.00
広域構成市町村数	30	8.33	12.25	3.00	71.00
歳入総額(千円)	30	7008914.00	12700000.00	576549.00	71500000.00
一般会計繰入金(千円)	30	157598.10	174977.10	17193.00	754835.00
国庫支出金+都道府県支出金(千円)	30	2620308.00	4950850.00	216395.00	27900000.00
総人件費(千円)	30	10900000.00	15700000.00	1958806.00	85000000.00
職員総数(人)	30	1172.87	1595.17	249.00	8769.00
一人当たり歳出	30	60.04	20.84	27.14	113.73
一人当たり総務費	30	2.09	1.38	0.61	6.51
一人当たり介護保険給付費	30	56.63	19.40	25.75	107.86
人件費単価	30	8963.22	840.32	7187.99	11628.78

表6 一部事務組合の記述統計量(平成15年度)

変数名	Obs	Mean	Std. Dev.	Min	Max
歳出総額(千円)	23	5423309.00	3748063.00	598566.00	13100000.00
総務費(千円)	23	170889.40	117043.10	37094.00	482001.00
介護保険給付費(千円)	23	5097782.00	3476562.00	549724.00	11800000.00
人口(人)	23	99123.35	86930.07	6485.00	387776.00
被保険者対象人口(人)	23	55490.91	45283.10	4502.00	199170.00
1号被保険者人口(人)	23	3514.35	2456.79	422.00	8701.00
要介護認定者数(人)	23	3611.78	2531.68	431.00	9007.00
保険給付件数(人)	23	73263.96	50742.29	8142.00	181222.00
広域構成市町村数	23	6.52	3.68	3.00	17.00
歳入総額(千円)	23	5502372.00	3779194.00	607514.00	13100000.00
一般会計繰入金(千円)	23	116459.30	86912.86	6000.00	351829.00
国庫支出金+都道府県支出金(千円)	23	2030557.00	1366351.00	242813.00	4790199.00
総人件費(千円)	23	8237594.00	5566734.00	1444193.00	24200000.00
職員総数(人)	23	903.09	589.56	154.00	2531.00
一人当たり歳出	23	67.44	24.49	33.69	122.02
一人当たり総務費	23	2.49	1.43	0.65	5.72
一人当たり介護保険給付費	23	63.45	23.07	29.19	117.16
人件費単価	23	9066.64	661.94	7915.92	10074.96

表7 広域連合の記述統計量(平成16年度)

変数名	Obs	Mean	Std. Dev.	Min	Max
歳出総額(千円)	26	7889840.00	14300000.00	1274601.00	75200000.00
総務費(千円)	26	196117.90	287335.70	18430.00	1437609.00
介護保険給付費(千円)	26	7597482.00	13900000.00	1190675.00	72800000.00
人口(人)	26	135479.40	201747.80	13580.00	992487.00
被保険者対象人口(人)	26	73366.12	110453.50	9097.00	558377.00
1号被保険者人口(人)	26	5289.85	9699.17	730.00	51012.00
要介護認定者数(人)	26	4309.31	7276.60	642.00	38117.00
保険給付件数(人)	26	120712.00	218682.10	14495.00	1149301.00
広域構成市町村数	26	7.15	11.14	2.00	60.00
歳入総額(千円)	26	8020209.00	14500000.00	1290851.00	76300000.00
一般会計繰入金(千円)	26	200525.80	322621.40	24870.00	1671312.00
国庫支出金+都道府県支出金(千円)	26	3008265.00	5601186.00	499709.00	29500000.00
総人件費(千円)	26	11200000.00	15600000.00	2181991.00	78500000.00
職員総数(人)	26	1160.69	1586.29	239.00	8073.00
一人当たり歳出	26	64.51	20.78	30.19	105.85
一人当たり総務費	26	1.74	0.95	0.61	4.13
一人当たり介護保険給付費	26	61.65	19.68	29.38	101.00
人件費単価	26	9732.62	2286.23	7592.27	19195.71

表8 一部事務組合の記述統計量(平成16年度)

変数名	Obs	Mean	Std. Dev.	Min	Max
歳出総額(千円)	18	5783237.00	4006968.00	635863.00	13500000.00
総務費(千円)	18	162344.80	102649.40	39562.00	371344.00
介護保険給付費(千円)	18	5548683.00	3872026.00	588863.00	12800000.00
人口(人)	18	96423.11	88617.16	6384.00	387123.00
被保険者対象人口(人)	18	54622.50	46226.55	4502.00	199170.00
1号被保険者人口(人)	18	3788.94	2812.65	436.00	9825.00
要介護認定者数(人)	18	3279.67	2464.49	365.00	9408.00
保険給付件数(人)	18	81503.44	58258.62	9101.00	208284.00
広域構成市町村数	18	5.22	3.59	3.00	17.00
歳入総額(千円)	18	5889431.00	4043878.00	642147.00	13600000.00
一般会計繰入金(千円)	18	156798.60	124613.70	21658.00	402953.00
国庫支出金+都道府県支出金(千円)	18	2202768.00	1519876.00	250513.00	5127124.00
総人件費(千円)	18	8174382.00	5679842.00	1435570.00	23500000.00
職員総数(人)	18	829.22	660.29	0.00	2463.00
一人当たり歳出	18	72.49	25.02	34.18	136.57
一人当たり総務費	18	2.46	1.48	0.87	6.20
一人当たり介護保険給付費	18	68.98	23.45	33.04	131.20
人件費単価	16	9101.03	682.27	8047.16	10139.70

表9 広域連合の記述統計量(平成17年度)

変数名	Obs	Mean	Std. Dev.	Min	Max
歳出総額(千円)	23	8421118.00	14500000.00	1244779.00	71400000.00
総務費(千円)	23	231455.80	300166.00	18866.00	1374915.00
介護保険給付費(千円)	23	8059928.00	13900000.00	1172316.00	68700000.00
人口(人)	23	144861.90	197845.10	12908.00	909327.00
被保険者対象人口(人)	23	81002.57	111754.70	8917.00	528774.00
1号被保険者人口(人)	23	5720.00	9880.58	699.00	48936.00
要介護認定者数(人)	23	4634.83	7286.43	612.00	35819.00
保険給付件数(人)	23	132109.70	226507.00	13936.00	1121243.00
広域構成市町村数	23	5.35	8.79	1.00	45.00
歳入総額(千円)	23	8639849.00	14800000.00	1282590.00	73200000.00
一般会計繰入金(千円)	23	231440.30	338123.20	20765.00	1633976.00
国庫支出金+都道府県支出金(千円)	23	3213807.00	5646694.00	496030.00	28000000.00
総人件費(千円)	23	11600000.00	15000000.00	1961130.00	71100000.00
職員総数(人)	23	1241.48	1492.20	230.00	7190.00
一人当たり歳出	23	63.55	21.73	32.71	108.46
一人当たり総務費	23	1.92	0.94	0.66	4.23
一人当たり介護保険給付費	23	60.67	20.66	31.03	104.22
人件費単価	23	9006.90	875.61	7539.60	11393.23

表10 一部事務組合の記述統計量(平成17年度)

変数名	Obs	Mean	Std. Dev.	Min	Max
歳出総額(千円)	11	8058804.00	4013788.00	3268837.00	14500000.00
総務費(千円)	11	215685.80	106232.20	99039.00	411472.00
介護保険給付費(千円)	11	7724383.00	3870812.00	3090287.00	13900000.00
人口(人)	11	126125.60	97814.34	23179.00	388197.00
被保険者対象人口(人)	11	75119.91	54132.45	16498.00	216308.00
1号被保険者人口(人)	11	5601.73	3026.76	2074.00	10864.00
要介護認定者数(人)	11	4766.36	2663.41	1755.00	10253.00
保険給付件数(人)	11	120371.40	62362.74	44036.00	232202.00
広域構成市町村数	11	3.45	1.37	2.00	7.00
歳入総額(千円)	11	8263532.00	4022977.00	3314409.00	14500000.00
一般会計繰入金(千円)	11	186258.00	126607.50	45648.00	402342.00
国庫支出金+都道府県支出金(千円)	11	3098361.00	1512524.00	1321880.00	5361004.00
総人件費(千円)	11	10900000.00	6289025.00	3331173.00	25500000.00
職員総数(人)	11	1185.46	641.28	387.00	2616.00
一人当たり歳出	11	75.75	26.92	37.25	141.03
一人当たり総務費	11	2.07	0.87	1.06	4.27
一人当たり介護保険給付費	11	72.44	25.47	35.87	133.32
人件費単価	11	9099.93	780.77	8169.09	10262.96

表 11 被説明変数：一人当たり総務費

変数名	平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)
人口(対数)	-2.010*** (0.234)	-2.011*** (0.234)	-1.272*** (0.244)	-1.272*** (0.244)	-2.397*** (0.419)	-2.397*** (0.419)
人口(対数)2乗	0.089*** (0.011)	0.089*** (0.011)	0.056*** (0.011)	0.056*** (0.011)	0.106*** (0.019)	0.106*** (0.019)
40歳以上人口割合	1.879*** (0.290)	1.878*** (0.290)	2.173*** (0.545)	2.168*** (0.544)	3.279*** (1.053)	3.277*** (1.053)
1号保険者割合	17.088*** (5.714)	17.099*** (5.720)	27.505*** (1.737)	27.467*** (1.735)	32.329*** (4.247)	32.295*** (4.252)
要介護認定者割合	-8.962*** (3.411)	-8.897*** (3.417)	0.100 (0.309)	0.093 (0.309)	0.214 (0.559)	0.210 (0.559)
認定者当たり保険給付件数	-0.010 (0.009)	-0.010 (0.009)	0.008 (0.006)	0.008 (0.006)	0.025* (0.014)	0.025* (0.014)
繰入金割合	53.653*** (1.783)	53.673*** (1.776)	55.415*** (1.767)	55.399*** (1.768)	63.791*** (3.648)	63.794*** (3.649)
広域構成市町村数	-0.015*** (0.005)	-0.013** (0.005)	-0.017*** (0.005)	-0.015*** (0.006)	-0.026*** (0.006)	-0.025*** (0.006)
一人当たり人件費(対数)	0.105 (0.189)	0.102 (0.189)	-0.126 (0.132)	-0.118 (0.132)	0.191 (0.267)	0.191 (0.267)
市町村合併ダミー	0.228** (0.092)	0.229** (0.092)	0.192*** (0.049)	0.193*** (0.049)	0.182*** (0.057)	0.183*** (0.057)
広域ダミー	0.527*** (0.162)		0.297** (0.138)		0.342*** (0.118)	
広域連合ダミー		0.317 (0.242)		0.139 (0.176)		0.291** (0.118)
一部事務組合ダミー		0.769*** (0.157)		0.525*** (0.159)		0.438** (0.204)
定数項	17.821*** (4.262)	17.781*** (4.265)	4.947** (1.996)	4.883** (1.994)	6.678** (3.114)	6.687** (3.116)
観測数	2632	2632	2183	2183	1633	1633
R-squared	0.754	0.754	0.782	0.782	0.813	0.813

※ 1 ()内の数値は White's Standard Error である。

※ 2 ***は 1%、**は 5%、*は 10%での有意水準である。

表 12 被説明変数：一人当たり総務費(広域の交差項ダミーを含む)

変数名	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	(3)	(3)	(3)
人口(対数)	-2.012*** (0.254)	-1.106*** (0.297)	-2.354*** (0.420)
人口(対数)2乗	0.088*** (0.012)	0.048*** (0.014)	0.104*** (0.019)
40歳以上人口割合	2.074*** (0.356)	2.169*** (0.570)	3.155*** (1.024)
1号保険者割合	19.358*** (5.670)	27.307*** (1.720)	31.886*** (3.768)
繰入金割合	53.856*** (1.910)	54.862*** (1.966)	63.731*** (3.615)
広域構成市町村数	-0.029*** (0.010)	-0.030*** (0.010)	9.459 (12.616)
一人当たり人件費(対数)	0.152 (0.214)	-0.122 (0.139)	0.183 (0.273)
市町村合併ダミー	0.274*** (0.097)	0.176*** (0.051)	0.177*** (0.058)
広域ダミー	23.319*** (8.626)	29.818*** (10.143)	0.000 (0.000)
人口(対数)×広域ダミー	-4.282*** (1.433)	-5.487*** (1.781)	1.751 (2.053)
人口(対数)2乗×広域ダミー	0.186*** (0.063)	0.242*** (0.080)	-0.080 (0.089)
40歳以上人口割合×広域ダミー	5.309** (2.107)	6.278** (3.121)	3.074 (3.165)
1号被保険者割合×広域ダミー	-3.088 (10.281)	-20.203** (8.833)	-18.080** (7.622)
繰入金割合×広域ダミー	-37.896*** (11.626)	-25.483* (13.630)	-9.846 (10.312)
広域構成市町村数×広域ダミー	0.000 (0.000)	0.000 (0.000)	-9.465 (12.608)
定数項	7.802*** (2.348)	4.385* (2.338)	-2.153 (12.768)
観測数	2636	2071	1633
R-squared	0.753	0.772	0.812

※ 1 ()内の数値は White's Standard Error である。

※ 2 ***は 1%、**は 5%、*は 10%での有意水準である。

表 13 被説明変数：一人当たり介護保険給付費

変数名	平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)
人口(対数)	-16.424*** (2.582)	-16.436*** (2.581)	-10.959*** (3.438)	-10.951*** (3.436)	-10.019*** (2.386)	-10.036*** (2.386)
人口(対数)2乗	0.652*** (0.115)	0.653*** (0.115)	0.445*** (0.144)	0.444*** (0.143)	0.395*** (0.102)	0.395*** (0.102)
40歳以上人口割合	29.330** (12.407)	29.324** (12.406)	63.223*** (20.090)	63.186*** (20.083)	81.231*** (20.872)	81.152*** (20.866)
1号保険者割合	353.465*** (121.115)	353.513*** (121.167)	666.707*** (34.654)	666.403*** (34.624)	675.932*** (44.913)	674.795*** (44.852)
要介護認定者割合	-87.352* (44.836)	-86.756* (44.874)	9.570*** (3.543)	9.516*** (3.544)	14.614*** (3.586)	14.497*** (3.585)
認定者当たり保険給付件数	0.113 (0.139)	0.115 (0.139)	0.411*** (0.096)	0.412*** (0.096)	0.704*** (0.093)	0.707*** (0.093)
支出金割合	285.273*** (47.354)	285.324*** (47.371)	145.329*** (18.421)	145.359*** (18.419)	114.271*** (15.356)	114.578*** (15.359)
広域構成市町村数	-0.061 (0.042)	-0.041 (0.038)	-0.057 (0.051)	-0.040 (0.052)	0.074 (0.066)	0.105* (0.063)
一人当たり人件費(対数)	6.811** (2.659)	6.788** (2.659)	2.578 (1.623)	2.639 (1.619)	3.764 (2.500)	3.769 (2.499)
市町村合併ダミー	5.092** (2.149)	5.097** (2.149)	2.852*** (0.788)	2.858*** (0.789)	1.875*** (0.576)	1.893*** (0.576)
広域ダミー	8.405*** (1.800)		4.520*** (1.558)		3.096** (1.442)	
広域連合ダミー		6.609*** (1.913)		3.228* (1.758)		1.751 (1.453)
一部事務組合ダミー		10.468*** (2.367)		6.379*** (2.220)		5.622** (2.542)
定数項	30.738 (46.565)	30.336 (46.570)	-54.845* (29.892)	-55.389* (29.834)	-80.506*** (25.952)	-80.384*** (25.953)
観測数	2632	2632	2183	2183	1633	1633
R-squared	0.769	0.770	0.846	0.846	0.882	0.883

※ 1 ()内の数値は White's Standard Error である。

※ 2 ***は 1%、 **は 5%、 *は 10%での有意水準である。

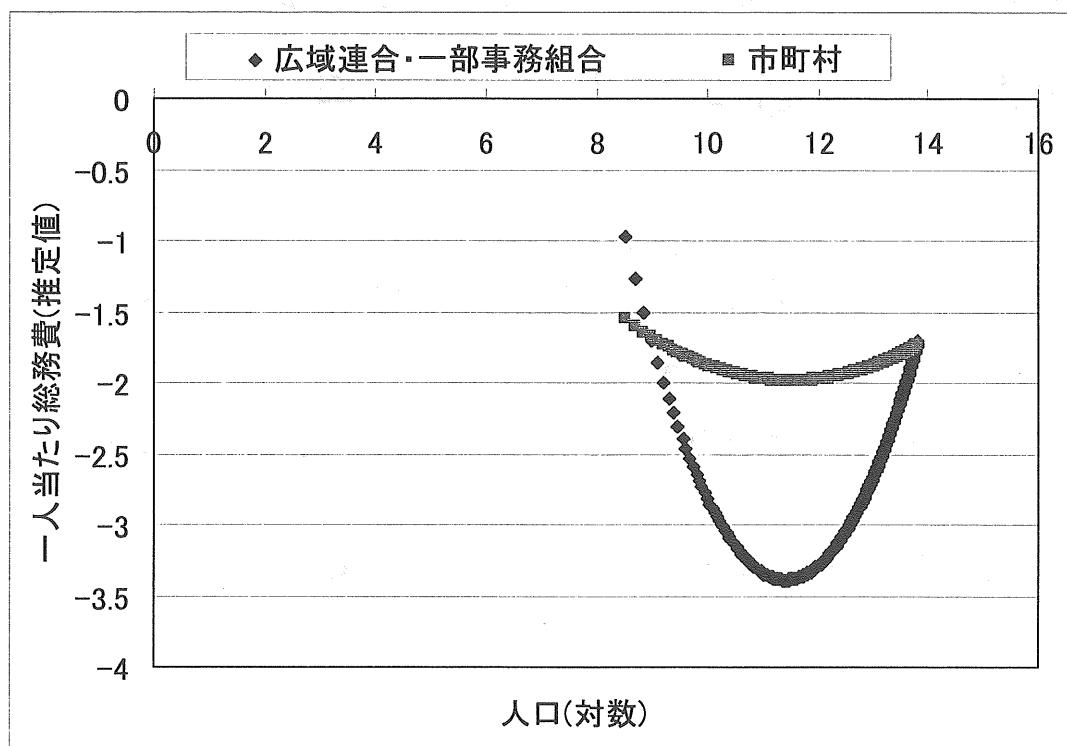
表 14 被説明変数：一人当たり介護保険給付費(広域の交差項ダミーを含む)

変数名	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	(3)	(3)	(3)
人口(対数)	-17.108*** (2.660)	-11.180*** (3.468)	-10.210*** (2.406)
人口(対数)2乗	0.687*** (0.119)	0.456*** (0.145)	0.405*** (0.103)
40歳以上人口割合	28.943** (12.320)	62.831*** (20.097)	81.404*** (21.150)
1号保険者割合	349.543*** (120.701)	663.612*** (34.555)	672.344*** (45.557)
要介護認定者割合	-85.964* (44.517)	9.015** (3.575)	14.023*** (3.622)
認定者当たり保険給付件数	0.117 (0.138)	0.411*** (0.097)	0.708*** (0.094)
支出金割合	286.830*** (47.137)	146.234*** (18.568)	115.200*** (15.467)
広域構成市町村数	-182.077 (163.526)	51.556 (145.673)	-157.428 (292.818)
一人当たり人件費(対数)	6.536** (2.627)	3.051* (1.659)	3.947 (2.535)
市町村合併ダミー	5.061** (2.160)	2.868*** (0.793)	1.882*** (0.582)
広域ダミー	0.000 (0.000)	0.000 (0.000)	0.000 (0.000)
人口(対数) × 広域ダミー	0.883 (14.059)	14.769 (17.510)	-22.244 (36.203)
人口(対数)2乗 × 広域ダミー	0.015 (0.633)	-0.713 (0.813)	0.807 (1.601)
40歳以上人口割合 × 広域ダミー	72.153*** (24.338)	24.291 (35.943)	-61.134 (39.799)
1号被保険者割合 × 広域ダミー	310.952** (149.939)	137.201 (135.666)	170.119 (127.497)
広域構成市町村数 × 広域ダミー	182.037 (163.468)	-51.355 (145.563)	157.674 (292.604)
要介護認定者割合 × 広域ダミー	-24.193 (119.871)	60.834** (29.579)	44.554* (25.485)
認定者当たり保険給付件数 × 広域ダミー	0.122 (0.457)	-0.188 (0.496)	-0.472 (0.453)
支出金割合 × 広域ダミー	-239.759*** (92.993)	13.163 (87.310)	27.354 (107.018)
一人当たり人件費(対数) × 広域ダミー	-15.166 (11.672)	-10.705 (8.008)	-2.325 (15.352)
定数項	216.984 (156.415)	-109.050 (142.574)	76.446 (291.646)
観測数	2632	2183	1633
R-squared	0.771	0.847	0.883

※ 1 ()内の数値は White's Standard Error である。

※ 2 ***は 1%、 **は 5%、 *は 10%での有意水準である。

図1 一人当たり総務費(推定値)と人口(対数)



市町村財政における広域行政の影響 —全国介護保険事業者データを用いた分析—

廣田啓朗
(大阪大学大学院経済学研究科博士後期課程)

湯之上英雄
(大阪大学大学院国際公共政策研究科 助教)

E-mail:ege008hh@mail2.econ.osaka-u.ac.jp

1

問題意識 ①

- ・国と地方の財政状況の悪化
- ・歳出削減の必要性→広域化の取り組み
- ・平成の大合併
(市町村数:3,200→1800まで減少)
しかし、地域の事情によって、合併が進まないケースも存在している。

市町村合併以外の広域化の手法も検討する必要があるのではないか?

2

問題意識 ②

- 齊藤(1999): 規模の経済性は1つの生産物に対して考えるものであり、公共財のように多くの行政サービスを含む結合生産物に対してでないことから、個々の歳出に関する分析の必要性を指摘している。
- 赤井・竹本(2008): 費用効率性が高くなる行政規模は事務によって異なる可能性があり、それぞれの事務をどの行政規模で担っていくかを財政効率性の面から分析している。

3

問題意識 ③

- 広域化の取組みとして、広域連合や一部事務組合が存在する。
Ex) 介護保険、ごみ処理、消防サービス
- 平成12年度から介護保険制度が導入され、広域化も推進されるようになった。
→広域化の影響を検証した研究は多くない。

4

先行研究

介護保険の実証分析

- 田近・油井(2004): 介護保険導入後の4年間を検証。財政支援措置などが、効率化に努めるインセンティブを阻害し、モラルハザードを引き起こす可能性を指摘。
- Yoshida(2007): 国民健康保険と介護保険の費用面について確率フロンティアを用いて分析。

5

先行研究

- 山内(2006):

財政規模の拡大によって介護保険の運営にかかる設備や事務経費に規模の経済性が働き、住民一人当たりの費用が抑制される。

6

本稿の分析①

- 先行研究の再検証

山内(2006)にならい規模の経済性の存在を確認
一人当たり総務費に対して人口、人口の2乗項の
符号が規模の経済性を示すのか。

先行研究では、平成13、14年度を用いていた
が、本稿では平成15、16、17年度を用い検証。

7

本稿の分析②

- 先行研究との相違

- ・広域ダミー・交差項の有意性の確認

- 通常市町村と広域市町村では費用構造が異なるのでは？

- ・移転財源の存在

- ・一人当たり介護保険給付費についても推定

8

データ

- ・平成15年度～平成17年度の介護保険事業者データ
- ・クロスセクション分析

※市町村合併のためサンプル数が異なることに注意

平成15年度:2632

平成16年度:2183

平成17年度:1633

→市町村合併ダミーを各年度に挿入することで対処

9

データの出所

--	--	--

10

変数の作成①

- 被説明変数

- 一人当たり総務費

- 一人当たり介護保険給付費

11

変数の作成②

説明変数

- 人口(対数)、人口(対数)の2乗、人件費単価
- 40歳以上人口割合
(40歳以上人口／市町村人口)
- 1号被保険者割合
(1号被保険者数／40歳以上人口)
- 要介護認定割合
(要介護認定者数／1号被保険者)
- 認定者当たり保険給付件数
(保険給付件数／要介護認定者数)

12

変数の作成③

- ・ 繰入金割合 : 総務費の主な財源
(一般会計繰入金／歳入総額)
- ・ 支出金割合 : 介護保険給付費の主な財源
(国庫+都道府県支出金／歳入総額)
- ・ 広域ダミー
(広域連合・一部事務組合を設置ならば1、それ以外0)
- ・ 市町村合併ダミー
(市町村合併したならば1、それ以外0)

13

記述統計H15 市町村 (2584)

14

記述統計H15 広域連合・一部事務組合(53)

15

推定式

- 費用 = β_0 定数項 + β_1 人口(対数)
+ β_2 人口(対数)2乗 + β_3 人件費単価(対数)
+ β_4 40歳以上人口割合 + β_5 1号被保険者割合
+ β_6 要介護認定者割合
+ β_7 認定者当たり保険給付件数
+ β_8 移転財源割合 + β_9 広域構成市町村数
+ β_{10} 広域ダミー + β_{11} 市町村合併ダミー + 誤差項

16

推定結果（一人当たり総務費）

変数	係数
人口(対数)	-
人口(対数)(2乗)	+
40歳以上人口割合	+
1号被保険者割合	+
要介護認定者割合	0
繰入金割合	+

17

推定結果（一人当たり総務費）

変数	係数
広域行政ダミー	+
広域連合ダミー	+
一部事務組合ダミー	+
市町村合併ダミー	+
広域構成市町村数	-

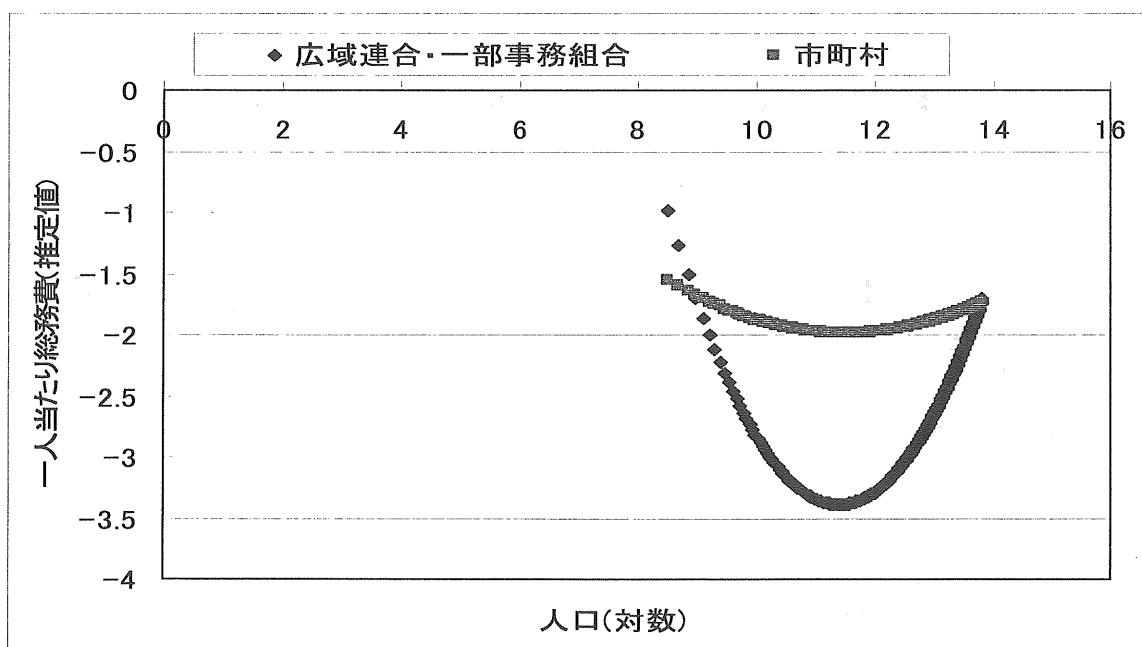
18

推定結果 交差項 (一人当たり総務費)

変数	係数
人口 * 広域ダミー	-
人口2乗 * 広域ダミー	+
40歳以上人口 * 広域ダミー	+
1号被保険者 * 広域ダミー	-
繰入金割合 * 広域ダミー	-

19

図：一人当たり総務費(推定値)と人口(対数)



20

まとめ

- ・定数項部分のみを比較すると
通常の市町村 < 合併市町村
 < 広域連合 < 一部事務組合
の順に、費用がかかる構造となっていた。
 - ・費用構造は、U字型
(広域行政は、より急な傾きを持つU字型)
- 費用削減の面から見て、合併は望ましいが、
広域連合や一部事務組合であっても、
適切な人口規模であれば、費用削減は可能。²¹

今後の課題

- ・データをプールした上でのパネル分析
 分析の経過：人口に関する変数が有意でない
 →市町村合併の影響？
- ・その他、広域化の取組みについても検証する必要がある。
 →消防やごみ処理

地方交付税の再分配効果の検証

京都産業大学 経済学部
菅原宏太

問題意識

□ 菅原・國崎(2001)

- 地域間税収格差の長期的な収束傾向を確認
⇒ 補助金(特に地方交付税)を含む財源格差
はどのように変化してきたか？

□ 貝塚ほか(1986,1987), 林(1996)など

- 地方交付税の再分配効果の検証
⇒ 逆進性に着目して再検証

内容

□ 地域間財源格差、再分配効果の計測

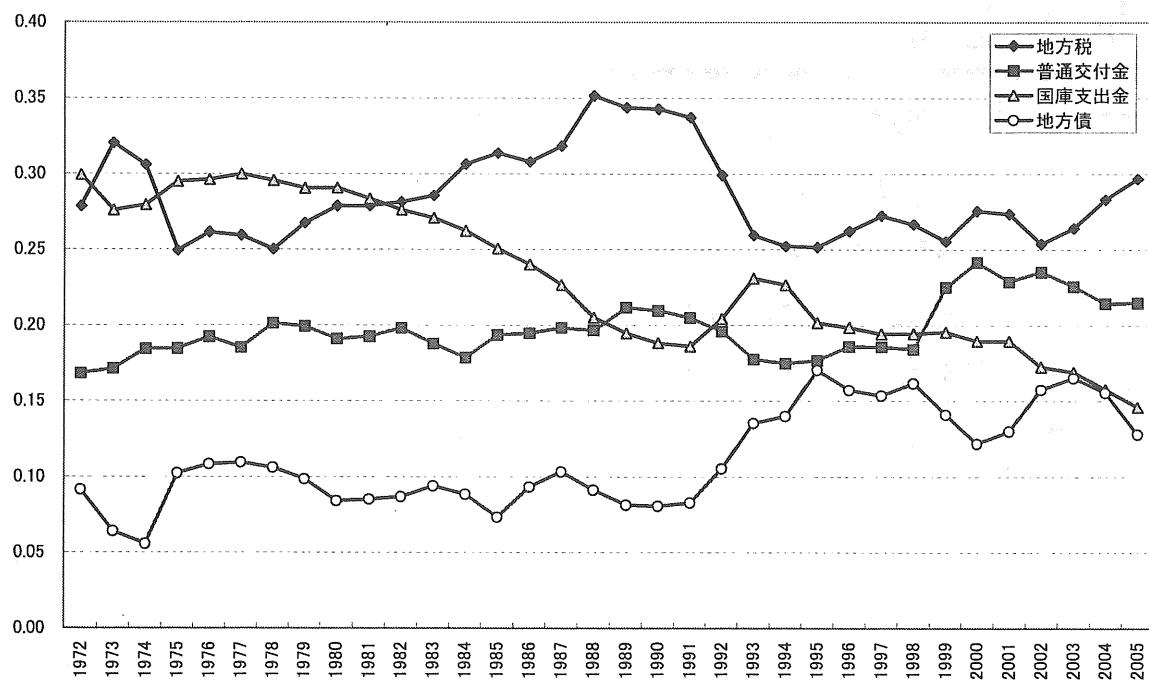
□ 再分配効果の要素分解

□ 垂直的効果と逆進性

□ 基準財政需要算定と再分配効果

資料 No.0

歳入総額に占める財源別シェア



地域間財源格差・再分配効果の計測

□ Lerman and Yitzhaki(1984)のジニ係数

$$G_t = 2 \operatorname{cov}(t, p(t)) / \bar{t}$$

t : 1人当たり税収 \bar{t} : 平均値

$p(t)$: 百分率順位

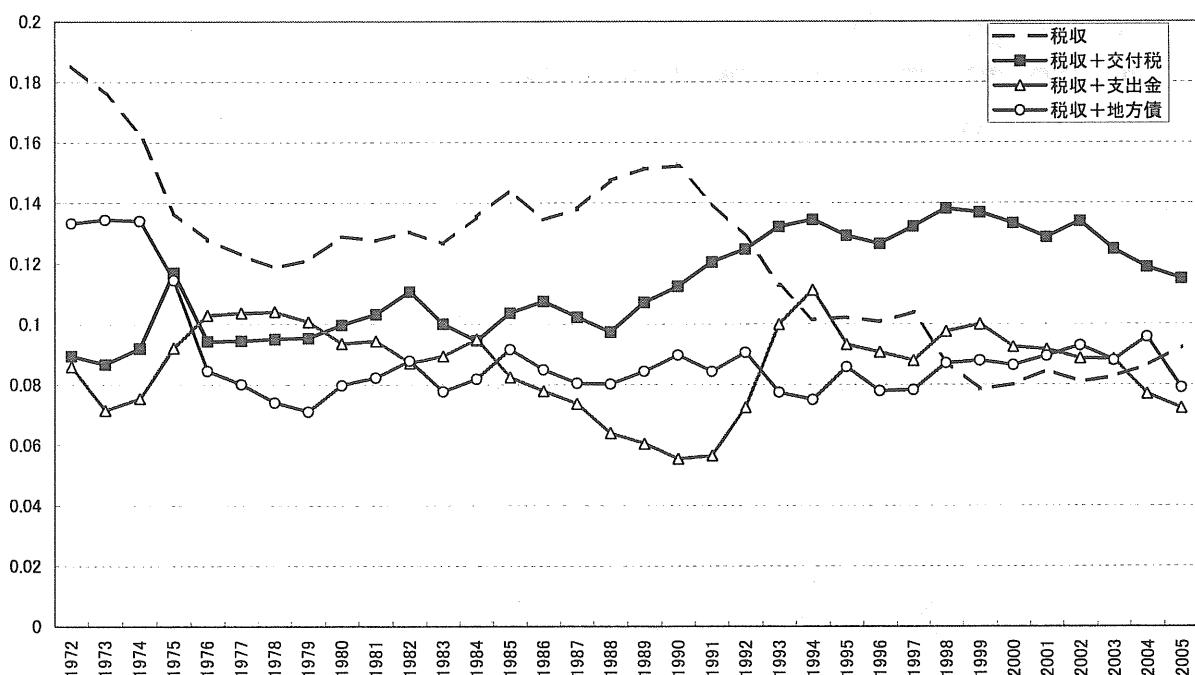
□ 再分配係数(ex.地方交付税)

$$RE_S = G_t - G_S$$

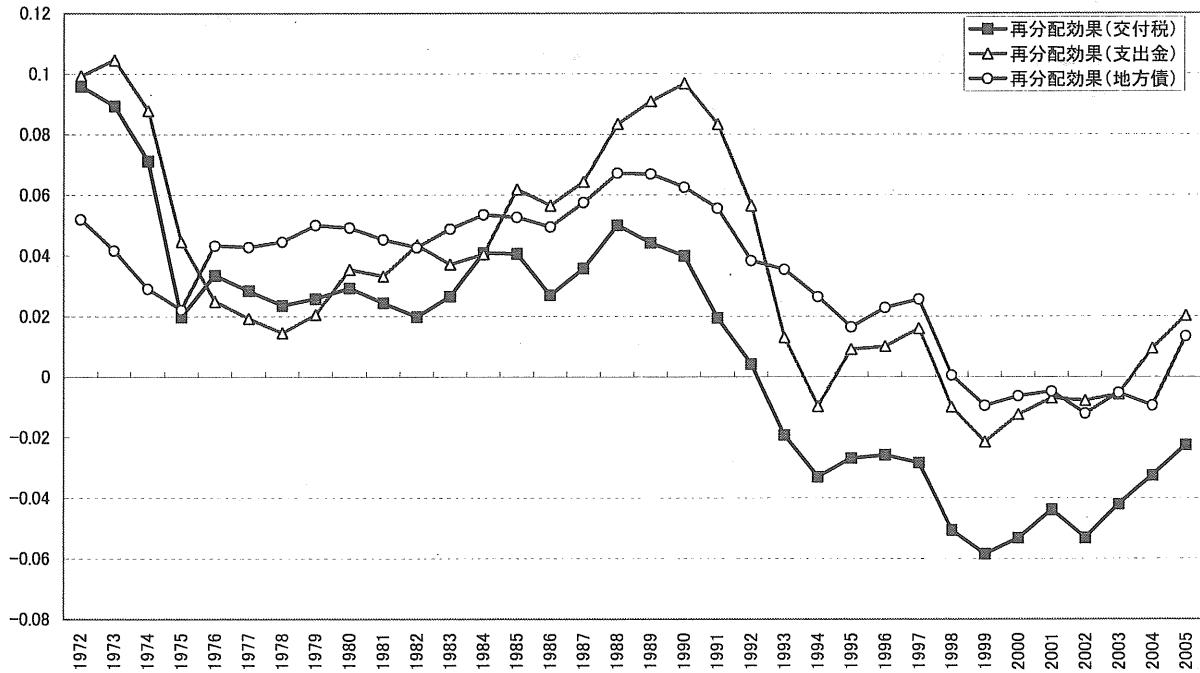
G_S : 税収 + 地方交付税のジニ係数

資料 No.1

財源別ジニ係数



再分配効果の比較



再分配効果の要素分解①

□ ジニ係数の分解

$$G_t = G_{B,t} + G_{W,t} + E_t$$

$$G_{W,t} = \sum_{k=1}^K \frac{N_k^2 \bar{t}_k}{N^2 \bar{t}} g_{k,t}$$

$$G_S = G_{B,S} + G_{W,S} + E_S$$

$$G_{W,S} = \sum_{k=1}^K \frac{N_k^2 \bar{S}_k}{N^2 \bar{S}} g_{k,S}$$

□ 再分配効果の分解

$$RE_S = [G_{B,t} - G_{B,S}] - [G_{W,t} - G_{W,S}] - [E_S - E_t]$$

垂直的効果

水平的効果

順位移動効果

再分配効果の要素分解②

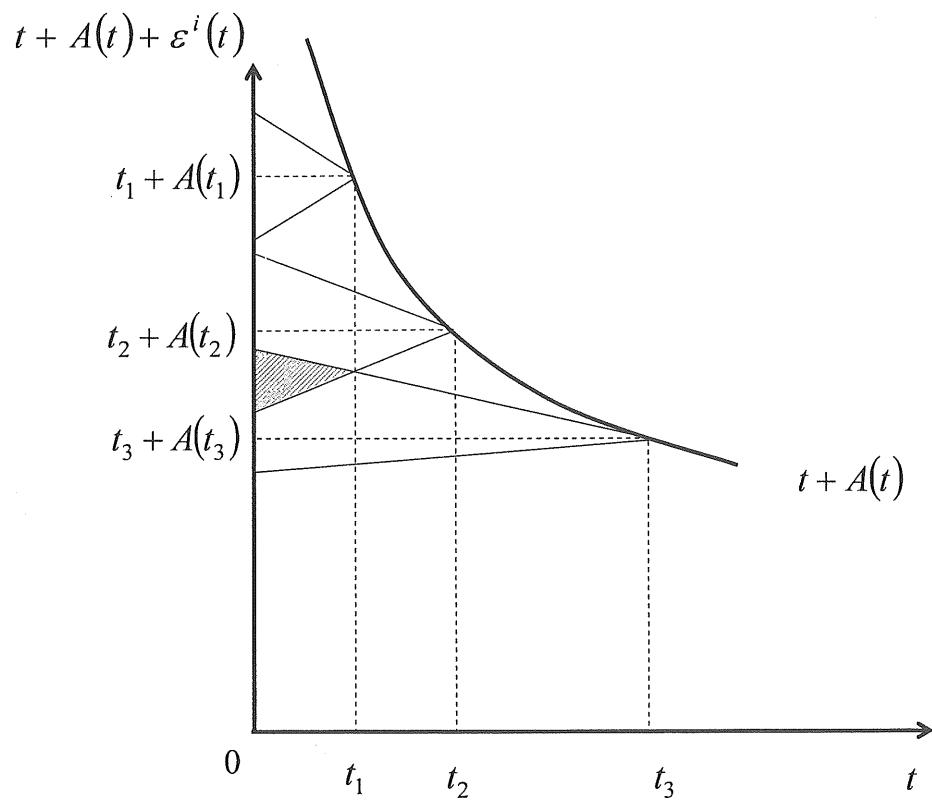
□ 地方交付税関数

$$A^i = A(t) + \varepsilon^i$$

$A(t)$: 逆進性部分 $A(t)/t = a(t), \quad a' < 0$
 ε^i : 搅乱項

□ 交付後財源関数

$$R(t) = t^i + A(t) + \varepsilon^i$$



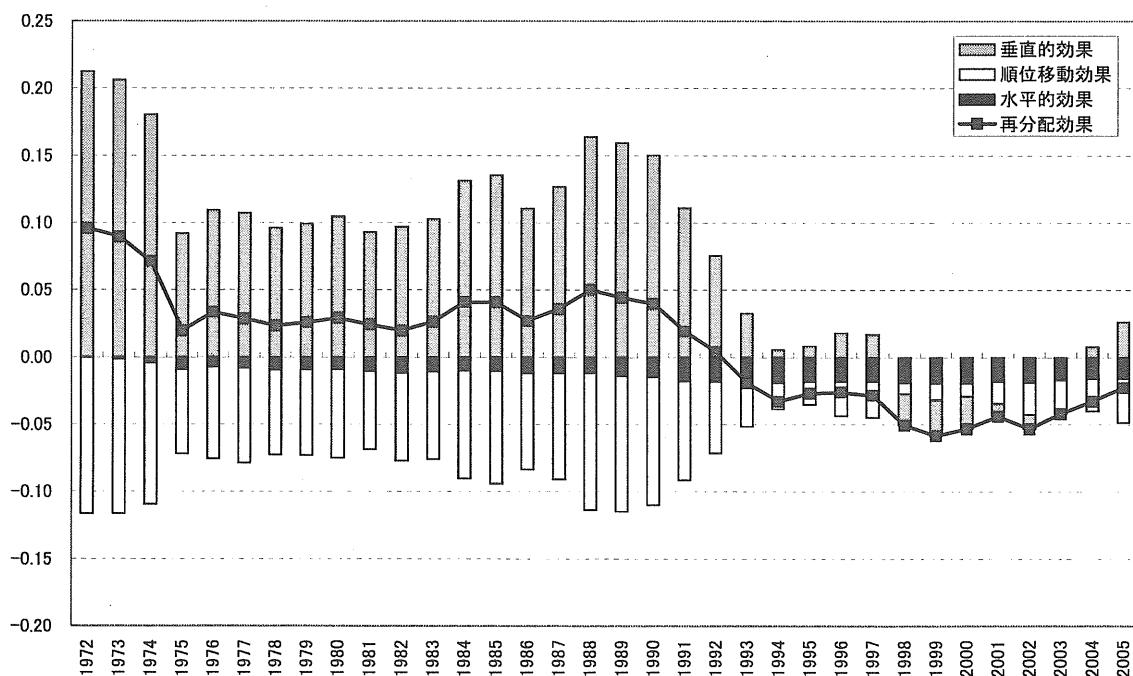
クラスターの固定化

□ 33年間の1人当たり税収でクラスター分析

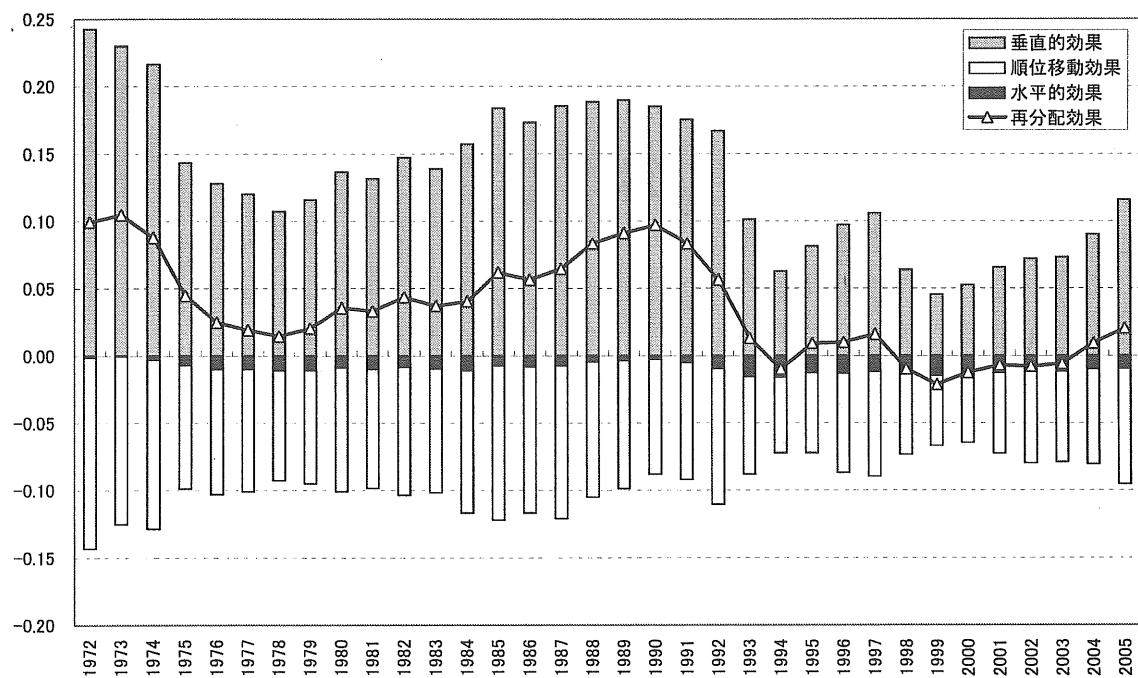
- 第1グループ：沖縄県、長崎県、鹿児島県、宮崎県、青森県、高知県、熊本県、秋田県、岩手県
- 第2グループ：大分県、奈良県、山形県、島根県、愛媛県、鳥取県、佐賀県、和歌山県、徳島県
- 第3グループ：埼玉県、北海道、福岡県、千葉県、新潟県、山口県、岡山県、福島県、宮城県、香川県、岐阜県、広島県、兵庫県
- 第4グループ：山梨県、長野県、茨城県、群馬県、三重県、富山県、石川県、京都府、栃木県、滋賀県、神奈川県、静岡県、福井県
- 第5グループ：大阪府、愛知県

資料 No.4

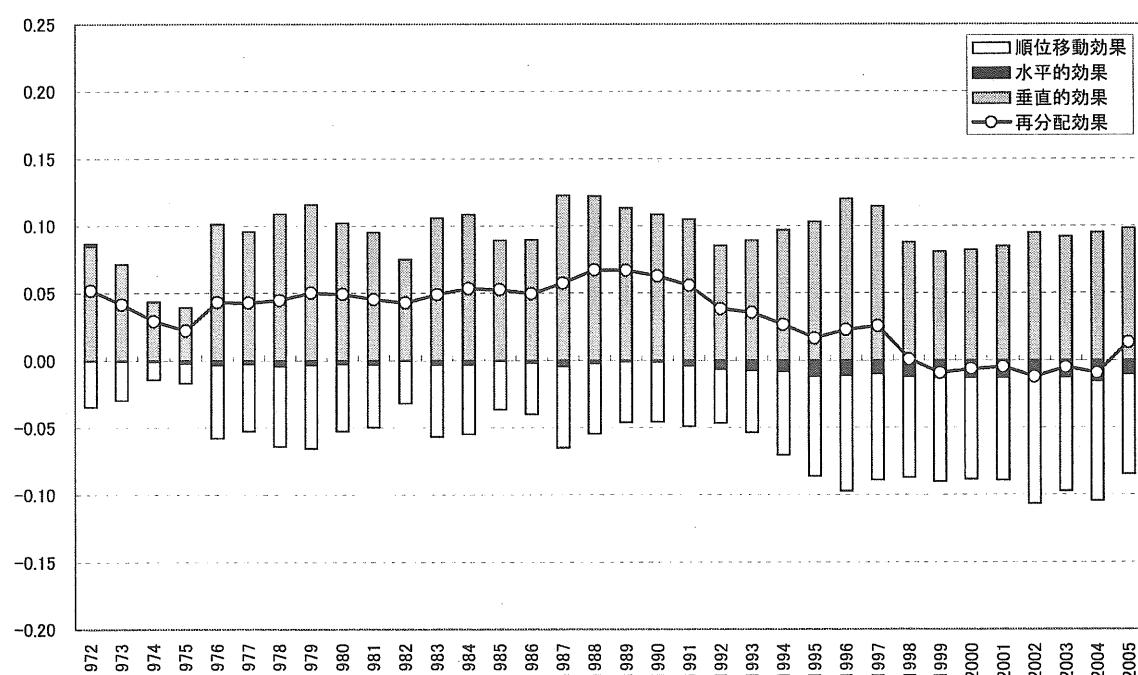
交付税 再分配効果要素分解（クラスター固定）



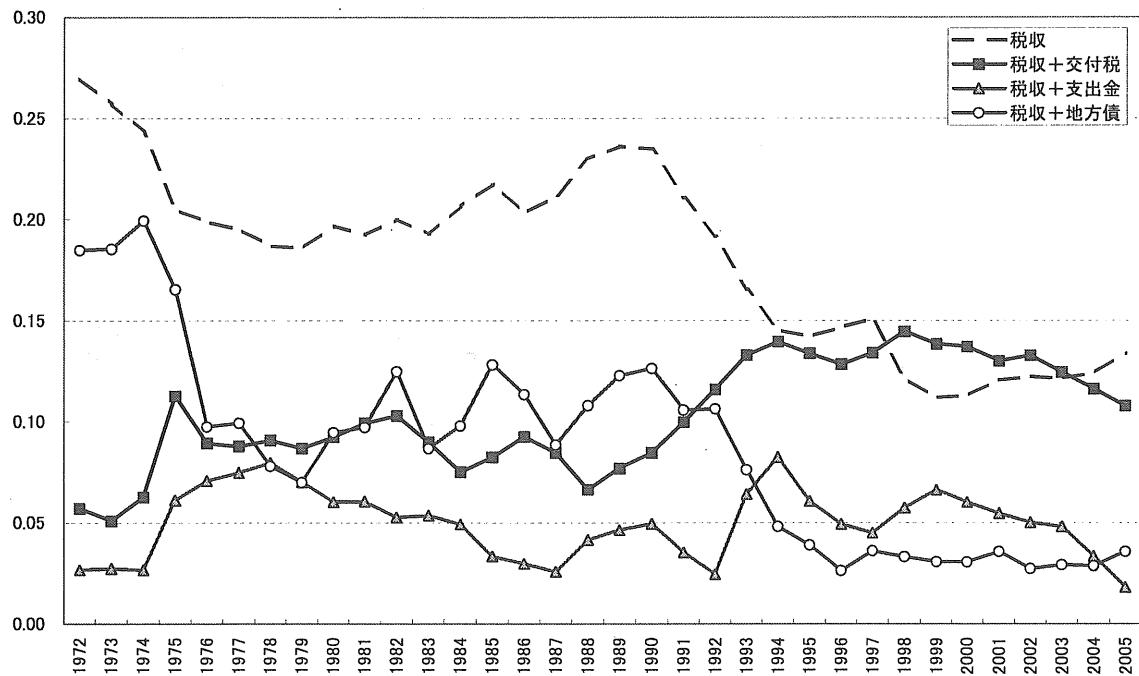
支出金 再分配効果要素分解（クラスター固定）



地方債 再分配効果要素分解（クラスター固定）



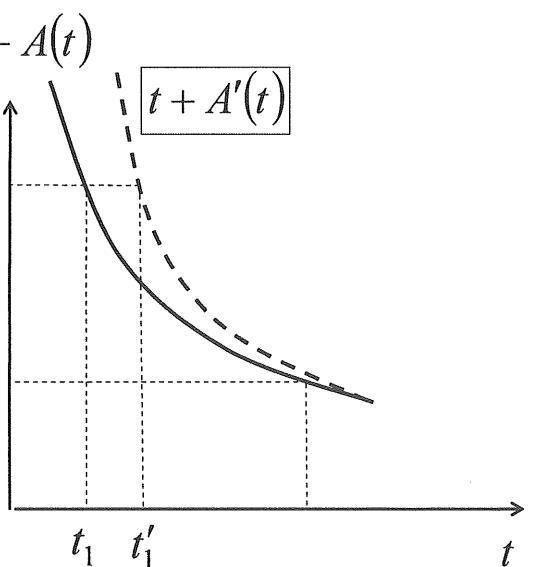
財源別 Betweenジニ係数の比較（クラスター固定）



垂直的効果の変化の意味

$t + A(t)$
 $t_1 + A(t_1) = t'_1 + A'(t'_1)$

$t_3 + A(t_3)$



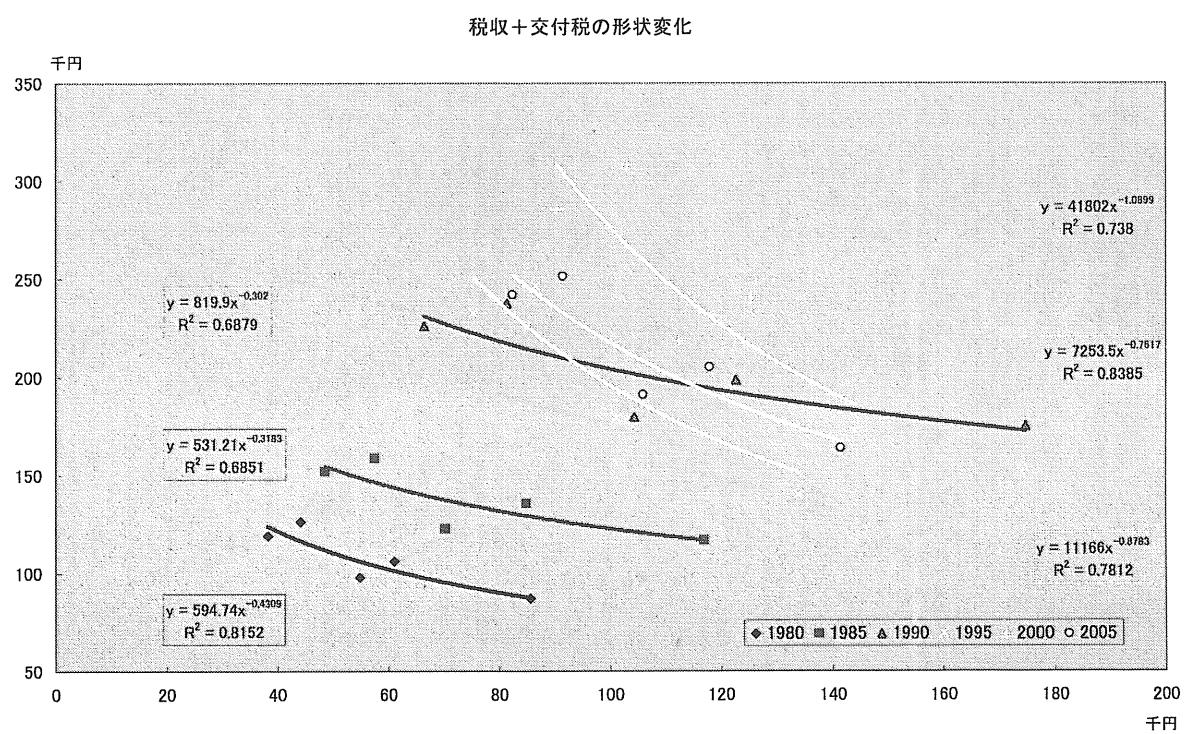
交付後財源関数の形状の検証

□ 実数乗のベキ関数を用いた検証

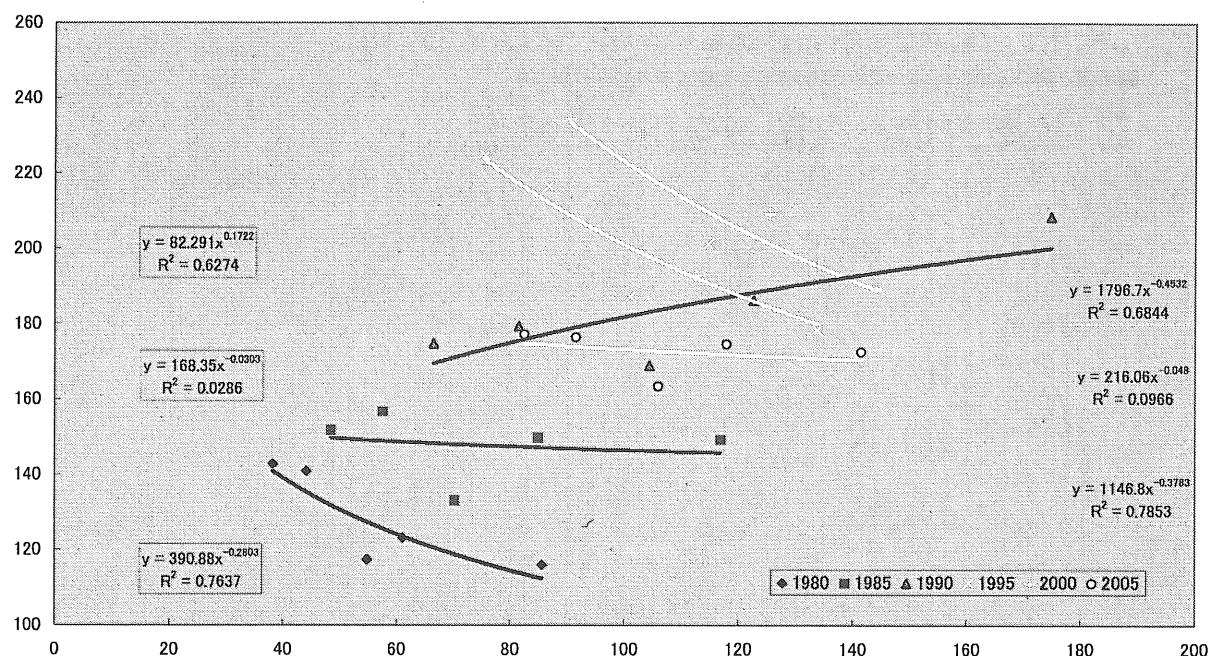
$$R(t) = t + A(t) = \alpha t^\beta$$

$$\beta = \frac{dR(t)}{dt} \frac{t}{R}$$

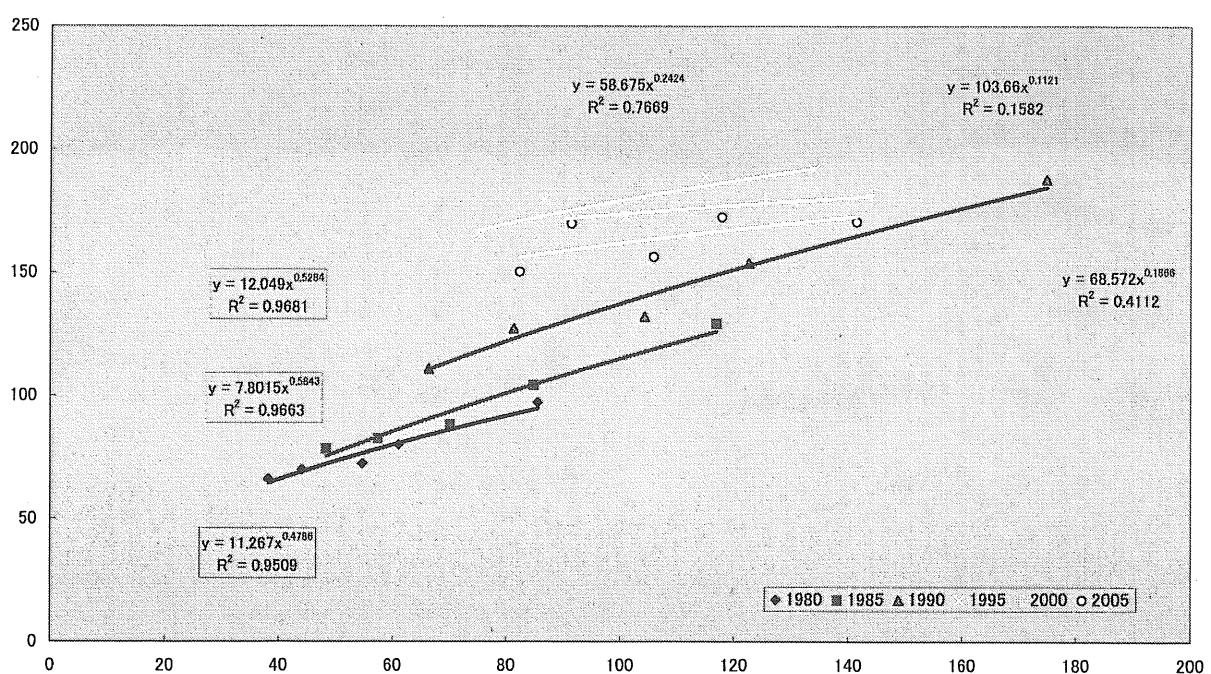
資料 No.8



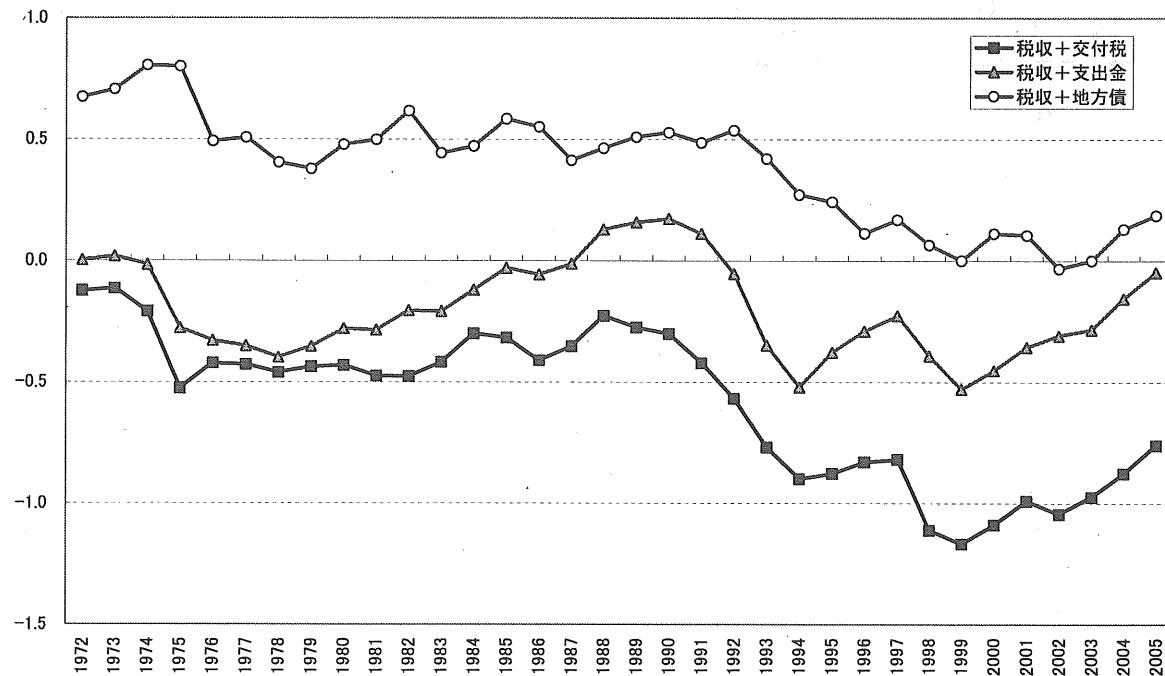
税収+支出金の形状変化



税収+地方債の形状変化



弾力性係数の推移



垂直的効果の変化と逆進性

□ 地方交付税

- 垂直的効果の減少 ← 逆進性の傾向的な上昇

□ 国庫支出金

- 80's後半～90's前半: 逆進的な分配から累進的な分配へ
- 90's～ : 逆進的 → 最近になって緩和

□ 地方債

- ~90's前半: 累進的な分配
- 90's～: 累進性の緩和

基準財政需要関数の推定

□ 基準財政需要関数

$$STD_i = \gamma + \delta POP_i + \phi AREA + e_i$$

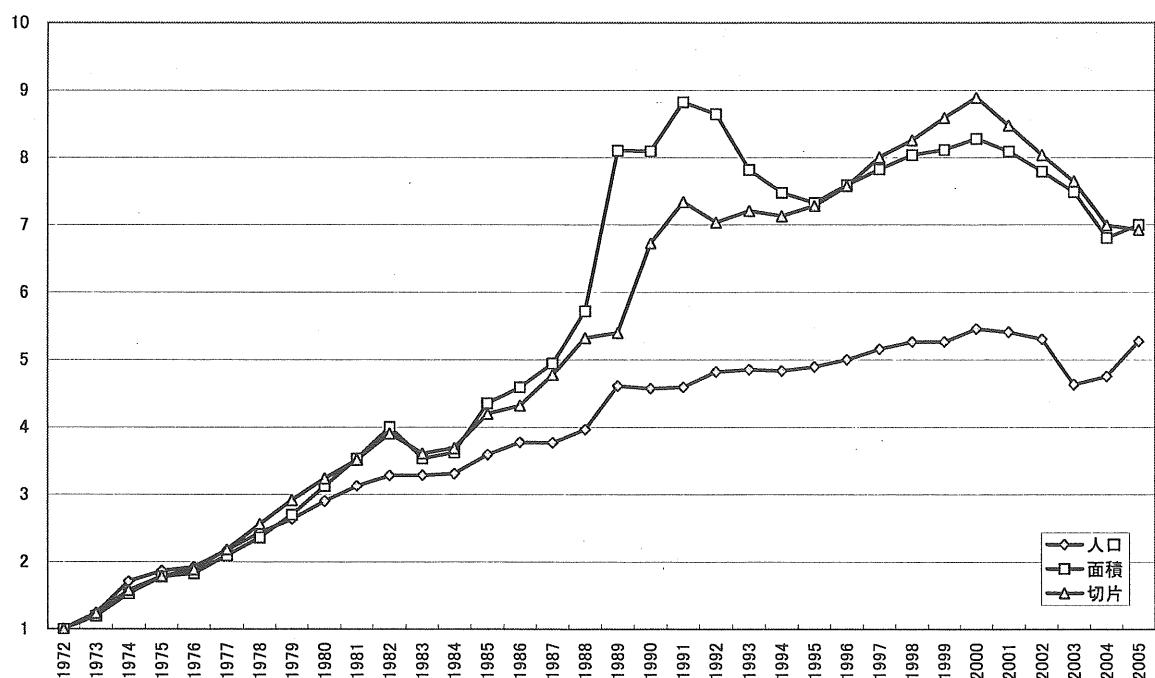
1980 $STD_i = 50,801 + 0.054POP_i + 2.61AREA + e_i \quad R^2 = 0.983$
(14.365) (44.359) (14.087)

1990 $STD_i = 105,514 + 0.085POP_i + 6.76AREA + e_i \quad R^2 = 0.979$
(14.774) (37.578) (18.389)

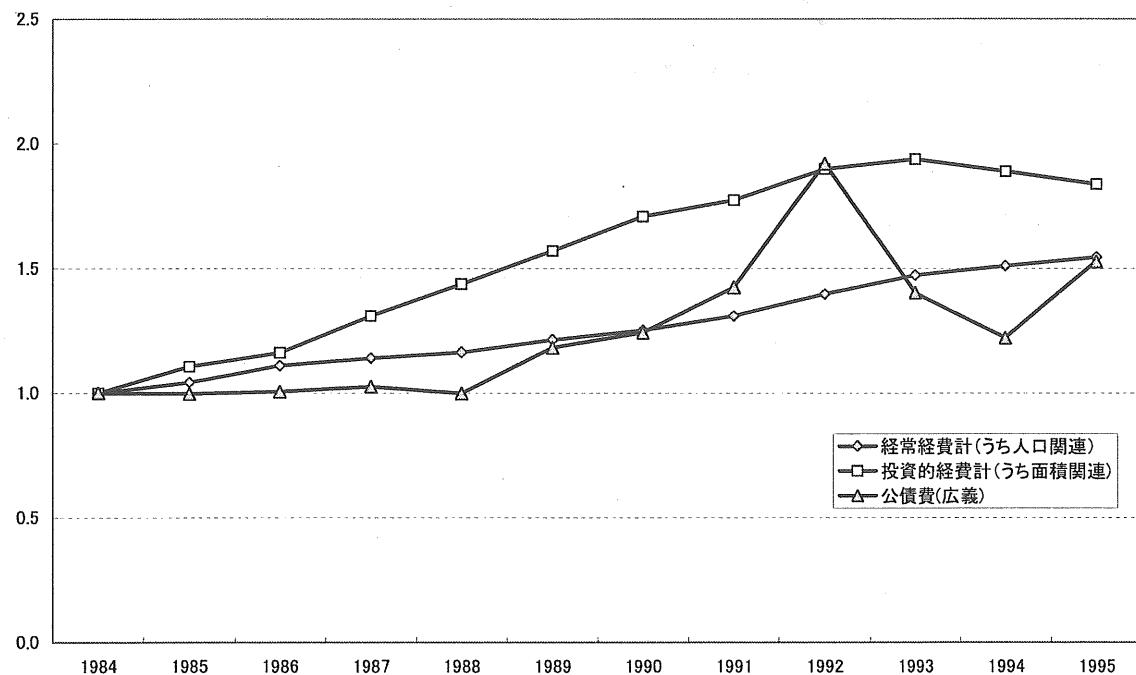
2000 $STD_i = 139,405 + 0.101POP_i + 6.914AREA + e_i \quad R^2 = 0.982$
(18.075) (43.540) (16.125)

資料 No.12

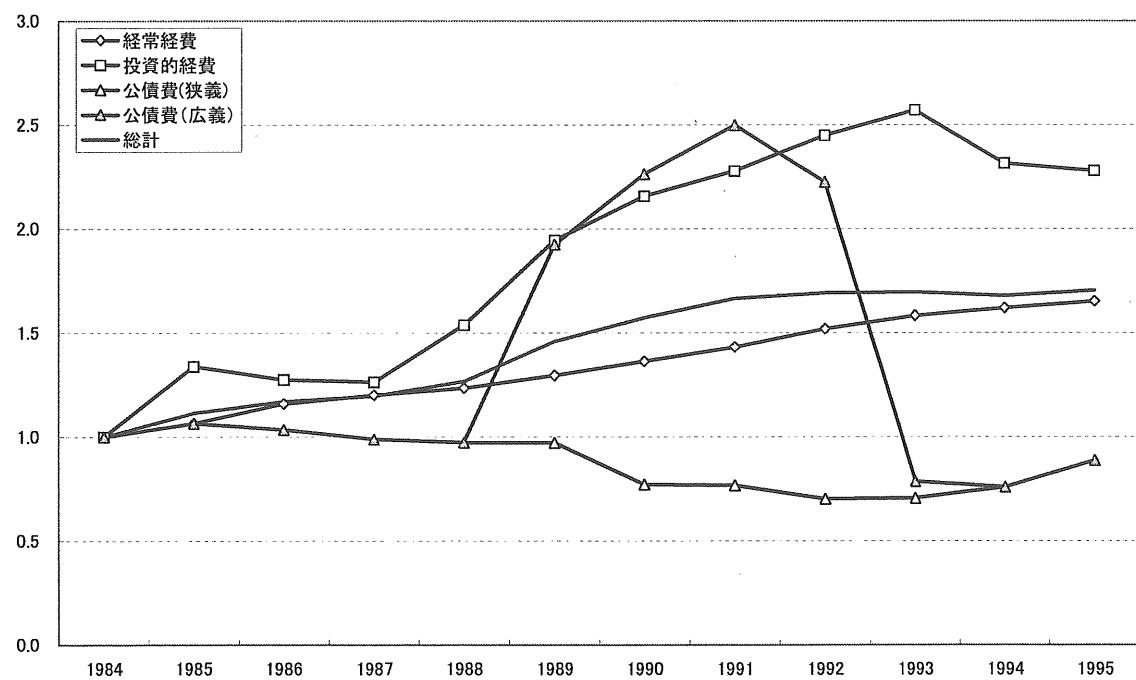
基準財政需要関数パラメータの推移（指数表示）



単位費用の推移(指数:1984=1)



基準財政需要額の推移（指数:1984=1）



ジニ係数の推計

Step.1: 基準財政需要額の推計

$$est\ STD_i^t = \left(15,687 + 0.019POP_i^t + 0.835AREA_i^t \right) \cdot \frac{1}{46} \sum_{i=46}^{STR_i^t} \frac{STR_i^t}{STR_i^{1972}}$$

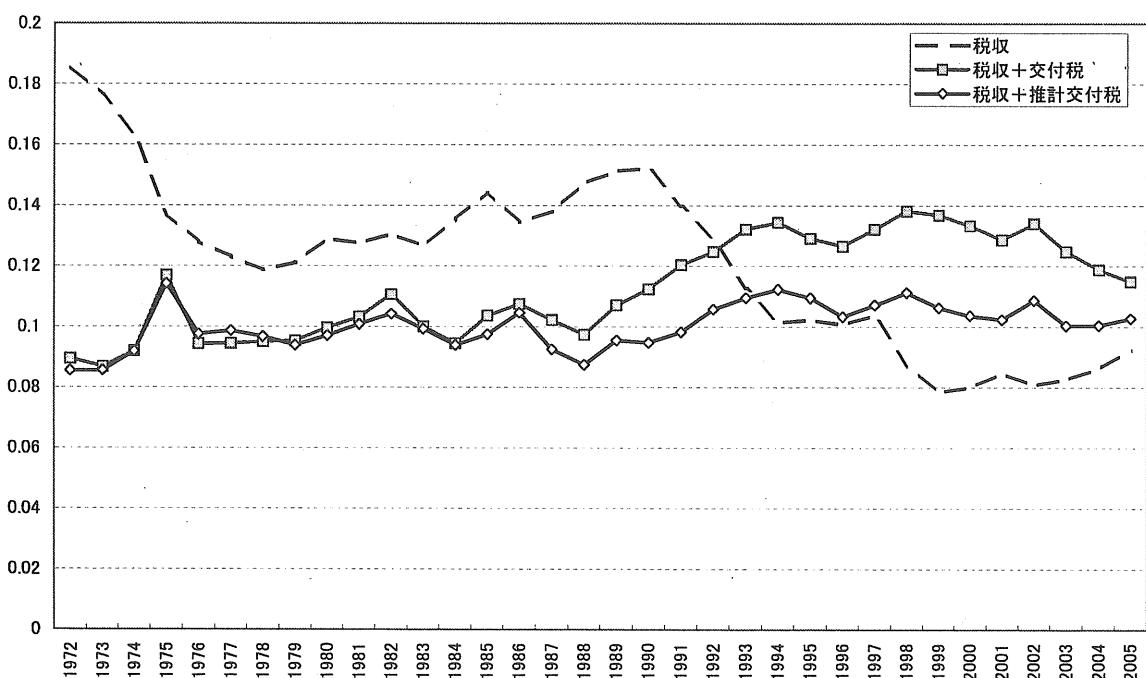
Step.2: 交付税額の推計

$$est\ ALT_i^t = est\ STD_i^t - STR_i^t$$

Step.3: 推計された交付後財源について ジニ係数を算出

資料 No.15

実際値と推計値でのジニ係数の比較



まとめ

- 交付後財源(交付税)の地域格差は長期的に拡大してきた。 ←→ 税収格差の動向
 - 交付税の逆進性が80's後半以降に強められてきた。
 - 併せて、国庫支出金や地方債も、再分配的な性格が強くなっている。
 - 基準財政需要の算定が80's後半に大きく変更された。
 - 単位費用よりも補正係数の改定が影響か？
 - 交付後財源(交付税)の地域格差が拡大する下地は80's後半に作られた？
-

参考文献

- Angel-Urdinola, F. D. and Wodon, Q., 2004, The Impact on Inequality of Raising the Minimum Wage: Gap-narrowing and Reranking Effect, *LABOUR* 18(2), 317-327.
 - Aronson, J. R., Johnson, P. and Lambert, P. J., 1994, Redistributive Effect and Unequal Income Tax Treatment, *Economic Journal* 104, 262-270.
 - Lambert, P. J., 1993, *The Distribution and Redistribution of Income* (2nd Ed.), Manchester University Press.
 - Lerman, R. I. and Yitzhaki, S., 1995, Changing Ranks and the Inequality Impacts of Taxes and Transfers, *National Tax Journal* 48(1), 45-59.
 - 貝塚啓明, 本間正明, 高林喜久生, 長峰純一, 福間潔, 1986, 「地方交付税の機能とその評価 Part I」, 『フィナンシャル・レビュー』第2号, 6-28.
 - 一, 1987, 「地方交付税の機能とその評価 Part II」, 『フィナンシャル・レビュー』第4号, 9-26.
 - 菅原宏太, 2006, 「地域間税収格差と地方交付税の再分配効果」, 『地域経済活性化と地域均衡』, 京都産業大学「オープンリサーチセンター整備事業」研究成果報告書, 147-164.
 - 一, 國崎稔, 2001, 「経済成長と地域間税収格差」, 『愛知大学経済論集』第156号, 129-159.
 - 長峰純一, 2000, 「地方交付税の算定構造・配分構造に関する分析」, 『公共選択の研究』第35号, 4-20.
 - 林宏昭, 1996, 「地方交付税の地域間再分配効果」, 『フィナンシャル・レビュー』第40号, 20-36.
-

地方財源の地域間偏在

—地域間税収格差と地方交付税の再分配効果—

菅原 宏太

No. REGION-16

2006年3月28日

603-8555 京都市北区上賀茂本山
京都産業大学大学院経済学研究科
オープン・リサーチ・センター
地域プロジェクト

地方財源の地域間偏在

—地域間税収格差と地方交付税の再分配効果—

菅原宏太[†]

概要

現在改革が進められている地方交付税制度については、地方自治体へのインセンティブ効果によって地方歳出の非効率性を惹き起こすとともに、地方財政の肥大化を招いていいるといった効率面からの指摘が多くなされている。一方で、地方交付税の持つ地域間再分配機能についてはほとんど分析されていない。そこで本稿では、ジニ係数とその要素分解を通じて分配面から地方交付税制度に接近した。分析結果から、特に 1990 年代以降、逆進性が過度に高められ、また地域特性を考慮した差別化が更に進められるによって、再分配効果が歪められていることが明らかにされた。このことは、1980 年度の算定フォーマットによって推計されたジニ係数が実際値でのそれよりも明らかに低い水準で計測されたことからも裏付けられる。つまり、効率面だけでなく分配面から見ても現在の地方交付税の再分配方式には改善すべき問題点があるものと考えられる。

キーワード：地域間格差、再分配効果、地域間財政調整

[†] 京都産業大学経済学部 専任講師
sugahara@cc.kyoto-su.ac.jp

1. はじめに

本稿の目的は、格差指標の変化を分析することによって、地域間再分配政策の現状と課題について考察することである。なかでも本稿では、地方分権化が進められる中で多くの批判を受け改革の必要を迫られている地方交付税制度に焦点を当てる。

地方交付税制度は、財政調整型の補助金システムである。すなわち、人口構造や地理的条件などによって異なってくる各地域での財政力に対して、自治体レベルでの一定水準の行政サービスを保障するために中央政府から地方自治体へ交付される補助金である。このような財政調整目的を持つ地方交付税は一般補助金タイプの補助金であり、地方自治体が自らの裁量によって使い方を決められることから、理論的には国庫支出金などの特定補助金よりも効率性の面から見ても望ましいと考えられている。

しかしながら、実際の分配方式には批判が多い。各自治体に交付される地方交付税額は、基本的にその自治体の基準財政需要と基準財政収入の差額として算定されるが、特に基準財政需要の算出過程は非常に複雑である。そして、その複雑な算出過程で用いられる様々な単位費用や補正係数が中央政府によって政策的に変更されている点（原田、川崎[2002]）や、それらの傾向的な上昇が地方自治体のモラルハザードを惹き起こしている点（田近他[2001a]、赤井他[2003]）などが指摘されている。前述のように、地方交付税は財政調整や財源保障といった目的を持っているため、もし地方自治体がコスト意識に欠けた支出を行ったとしても、中央政府は地方交付税によってそれを事後的に救済することになり、それを知っている自治体はコスト削減努力を怠ってしまう。これが地方交付税制度に現在向けられている主要な学術的批判である。

中央政府の裁量的な算出や地方交付税制度に内在するインセンティブ効果を排除するために、貝塚他(1986)や長峰(2000)では、基準財政需要を自治体の人口と面積の関数とした明確なものにすることが提案されている。また、田近他(2002b)では、地方財源をベースとした線形移転方式の地方交付税が提案されている。いずれも、現在の複雑な算出方式を簡素化して客観的にすることで、インセンティブ効果などの問題を解決しようとするものである。このような提案に対しては、地方交付税を所管する中央政府からの反論もある。それらは概ね、実際の財政需要は人口や面積などといった簡単な統計資料からだけでは分からず詳細な調整が必要であるという主張や、行政サービスにおける規模の経済性に基づいたものである（濱田[1999]、岡本[2002]）¹。

効率面からの評価が多くなされる一方で、財政調整のために地方交付税が持つ地域間再分配効果がどのように変化してきたのか、分配面から見てどのような問題を抱えているのかについてはあまり着目されていない。少ない中でも、例えば林(1996)では、地方交付税財源となる国税負担額と交付される地方交付税額との関係から再分配効果について分析し、1970年代には強かった再分配効果が、経済力および財政力の格差縮小に伴つ

¹ だからといって、総務省が改革を渋っているわけではなく、むしろ実際には学術的な提案も踏まえて様々な改革案が検討されているものと思われる（岡本[2002]）。

て 1980 年代には弱まっていることを明らかにしている。ただし、齊藤(1985)で指摘されているように、1980 年代に入ってからは地方歳入の格差が地方税収の格差よりも大きくなってしまっており、その大きな要因として地方交付税の再分配方式を挙げることができるといった問題もうかがえる。

そこで本稿では、格差指標の計測とその要素分解を通じて、地方交付税の再分配効果の長期的な変化とその要因について分析する。既に、菅原、國崎(2001)で明らかにされているように、平成景気の前後で大きな変化があるが、長期的には地域間の所得格差や地方税収格差は縮小傾向にあることが確認されている。そのような状況の下で、地方交付税の再分配効果がどのように変化してきたかという点が本稿の主要な関心である。

本稿の構成は次のとおりである。まず次節において、ジニ係数を用いて地域間格差の推移を考察する。続いて第三節では、再分配係数の要素分解についての理論的枠組みを提示し、それに基づいて第四節では再分配効果の構成要素を分析する。第五節では、地方交付税の算定フォーマットを変更しなかった場合の再分配効果を推計し、それらの分析結果を踏まえて、第六節では現在の地方交付税の再分配方式が抱えている問題点をまとめる。

2. 地域間税収格差と再分配効果

地方交付税が財政調整や財源保障としての地域間再分配機能を持つならば、地域間税収格差が縮小する際には、その再分配効果は弱まっているはずであると予想される。ただし、地方交付税は純粋に税収格差を補填するためのものではないので、税収格差の縮小と完全にリンクしたものではないかもしれない。

これらのことを見るために、まずジニ係数を用いた地域間格差の推移を見ておこう。ここでは、地方税収のジニ係数と地方税収+地方交付税交付額で表される標準財源のジニ係数を計測する²。地方税収のジニ係数は以下のように定義される。

$$G_t = 1 - 2 \int_0^1 L(p) dp$$

ただし、

$$p = F(t) \Rightarrow L(p) = \frac{\int_0^t f(t) dt}{\mu}, 0 < p < 1$$

である。ここで、 p はある税収水準 t の相対的な順位、 $F(t)$ は税収の分布関数、 $f(t)$ は確率密度関数、 $L(p)$ はローレンツ関数、 μ は平均税収である。同様にして得られる標準

² 通常、地方交付税とは普通交付税と特別交付税の合計だが、本稿では普通交付税のみを扱う。また、一般的に標準財源とは地方税収+地方交付税+地方譲与税のことであるが、本稿では普通交付税の再分配効果やその算定方式に焦点を当てるため、地方税収+普通交付税を標準財源と呼ぶ。ここで、普通交付税そのもののジニ係数ではなく、標準財源のジニ係数を計測するのは、大阪府、愛知県、神奈川県が年度によって交付団体になったり不交付団体になったりすることによる計測上のバイアスを排除するためである。

財源のジニ係数を G_s とする。これらのジニ係数から、再分配係数を次式のように定義する。

$$RE = G_t - G_s \quad (1)$$

(1)式から明らかなように、本稿が分析対象とする再分配効果とは、「地域間の税収格差に対して地方交付税交付後の標準財源格差がどの程度縮小したか」を表すものである。

本稿では、1972年度から2003年度までの31年間における47都道府県の一人当たりデータを用いてジニ係数を計測した³。表1.および図1.は、地方税収ジニ係数、標準財源ジニ係数、および再分配係数の推移をまとめたものである⁴。1970年代前半および1990年代前半の景気後退期において、地方税収の地域間格差は急速に縮小しており、現在は縮小傾向が落ち着いていることが分かる。今までの傾向から推察するに、近い将来景気が回復し再び格差が拡大傾向になったとしても、もはや平成景気の頃のような水準にまでは拡大しないものと思われる。

税収格差が縮小傾向にあるのに対して、標準財源の地域間格差は緩やかながら拡大傾向にある。その結果、1993年度を境に再分配係数はマイナスに転じている。(1)式の定義からすると、再分配係数の値は大きいほど強力な再分配効果を示すものなので、林(1996)で指摘されたとおり、1970年代から80年代にかけては再分配効果が弱まってきたと言えるかもしれない。しかし、マイナス値への転換についてはどのように解釈すべきだろうか。

地方交付税は、部分的には地方税収の少ない自治体ほどより多くの地方交付税が交付されるという逆進的な性質を持っているため、そのような逆進的な再分配方式によって地方税収の少ない自治体がより多くの標準財源を得ていると解釈することもできよう。しかしながら、逆進的な性質以外にも複雑な算定構造がもたらす影響があるために、ここでは標準財源の地域間格差が税収格差以上になってしまっていることを指摘するに留めておく。

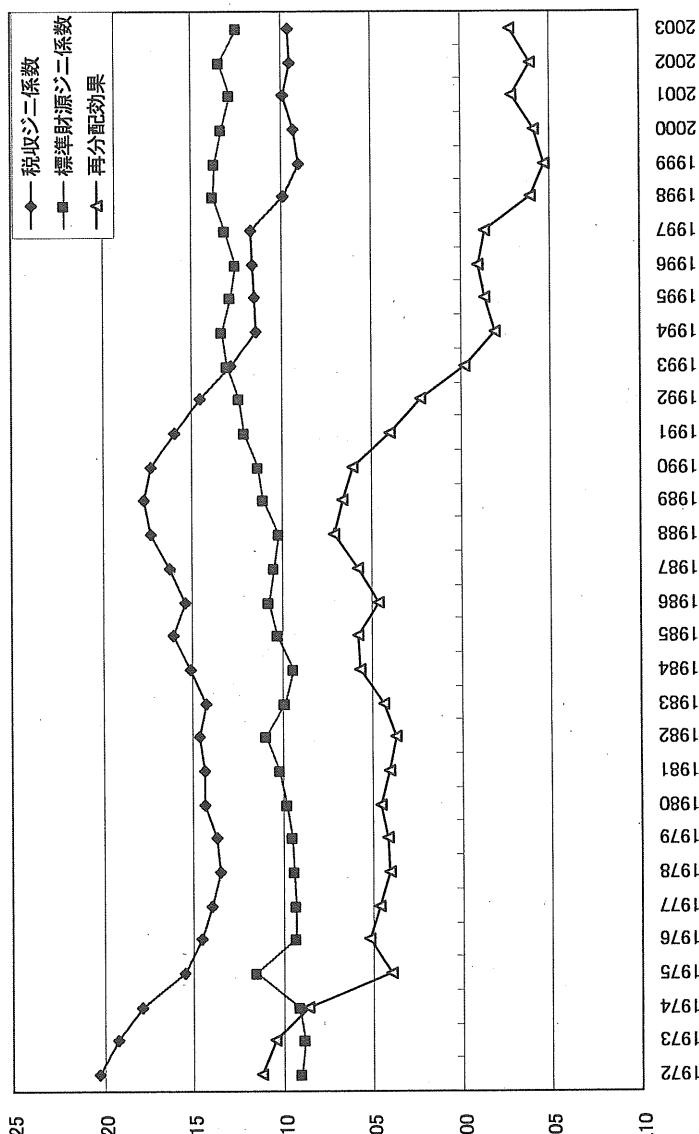
再分配係数がプラスの値である限りならば、その数値の大きさを以って再分配効果の程度と解釈していれば良かった。しかしながら、マイナス値になってしまいうる現状に直面した今日においては、再分配効果もしくは再分配方式が適切か否かという解釈をした方が望ましいだろう。仮にこの再分配係数がゼロであったからといって、今日では都道府県への交付額だけで総額が1兆円前後にもなる地方交付税が、地域間格差に「影響を及ぼしていない」と考へるのは現実的ではない。それよりもむしろ、地方交付税は「歪んだ影響を与えていた」と考へるべきだろう。

³ ジニ係数の算出方法については、Lerman and Yitzhaki (1984, 1995)を参照した。東京都の地方税収および交付税額からは、特別区徵収分および特別区への交付税額を差し引いてある。

⁴ 1975年の標準財源ジニ係数および再分配係数が極端に変化しているが、データ入力上のミスは無く原因については不明である。

表1. 図1. ジニ係数および再分配効果の推移

	税収ジニ係数	標準財源ジニ係数	再分配効果
1972	0.203	0.091	0.112
1973	0.192	0.088	0.104
1974	0.178	0.091	0.087
1975	0.155	0.115	0.040
1976	0.145	0.093	0.052
1977	0.140	0.093	0.047
1978	0.135	0.094	0.041
1979	0.136	0.095	0.042
1980	0.144	0.098	0.046
1981	0.143	0.102	0.041
1982	0.147	0.109	0.037
1983	0.143	0.099	0.044
1984	0.151	0.094	0.057
1985	0.161	0.103	0.058
1986	0.154	0.107	0.047
1987	0.163	0.105	0.058
1988	0.173	0.102	0.071
1989	0.176	0.110	0.067
1990	0.173	0.113	0.060
1991	0.160	0.120	0.040
1992	0.146	0.123	0.022
1993	0.128	0.130	-0.002
1994	0.114	0.133	-0.019
1995	0.115	0.128	-0.013
1996	0.115	0.125	-0.010
1997	0.117	0.131	-0.014
1998	0.099	0.137	-0.039
1999	0.090	0.137	-0.047
2000	0.093	0.133	-0.041
2001	0.099	0.128	-0.029
2002	0.095	0.134	-0.039
2003	0.096	0.125	-0.028



3. 要素分解の理論的枠組み

先述のとおり、地方交付税の再分配方式は厳密に地方税収をベースとしているわけではないため、表1.や図1.において示されたジニ係数の推移だけからでは標準財源の地域間格差やそれを引き起こす地方交付税の再分配方式の特徴を明らかにすることはできない。そこで、Aronson et al. (1994)などによって定式化された再分配効果を構成要素に分解し、再分配効果の特徴を考察する。

現実に適用されている所得税を対象とした場合の再分配効果については、一般的に次の三つの効果が知られている。第一に垂直的効果である。すなわち、異なる所得階層に対して異なる限界税率（累進税率）が適用されることから、課税前後での所得の減少額が階層間で異なるという効果である。第二に水平的効果である。これは同一所得階層に属する家計の間で課税負担額が異なる効果である。この効果は、子供の数などの家族構成の違いによって適用される控除が家計ごとで異なってくることから生ずる。第三に順位移動効果である。これは、前二者の複合的な作用によって、課税前には異なる所得階層に属していた家計の課税後所得の大小関係が入れ替わるという現象を指す。このような再分配効果についての要素分解は所得税の厚生分析においては古くから着目されていたが、Aronson et al. (1994)の定式化によって税制改革のシミュレーション分析などにも採り入れられるようになった⁵。

本稿が対象とする地方交付税の再分配効果についてもその要素分解が可能である。すなわち、第一の垂直的効果は、地方交付税が持つ逆進性によって地方税収の異なる都道府県間で地方交付税の交付額が異なるという効果であると解釈できる。また、第二の水平的効果は、人口や面積、補正係数が適用される地域特性の違いによって、地方税収規模の似通った都道府県間での地方交付税の交付額が異なる効果であるといえる。そして第三の順位移動効果とは、以上の二つの効果によって、地方税収で見た場合と標準財源で見た場合とで都道府県間の順位が大きく異なるという現象であると解釈できる。ただし、わが国の地方交付税のような「給付による再分配」について要素分解を行うためには、若干の変更が必要となる。そこで、Aronson et al. (1994)および、van de Ven et al. (2001)の定式化を「給付版」に変更して再分配効果の要素分解を行う。まず、 i 県の地方交付税交付額を以下のように表す。

$$A^i = A(t) + \varepsilon^i(t) \quad (2)$$

ここで、 $A(t)$ は地方交付税の逆進性部分を示し、 $\frac{dA(t)}{dt} = a(t)$ および $a' < 0$ であるとする⁶。

$\varepsilon^i(t)$ は平均0の擾乱項である。もし、地方交付税が水平的効果や順位移動効果を持たないように設計されているならば、 $\varepsilon^i(t) = 0$ である。

⁵ Creedy and van de Ven (2002)では、オーストラリアの所得税についてのシミュレーション分析が行われている。また、Angel-Urdinola and Wodon (2004)では、コロンビアとブラジルにおける賃金格差の分析に応用されている。

⁶ このような逆進性の定義は、Lambert (1993)に従ったものである。

この地方交付税の定式化を踏まえて、地方税収 t と標準財源 $S = t + A(t) + \varepsilon'(t)$ との関係を図示すると図 2. のようになる。日本の地方交付税制度は非常に強い逆進性を持つため、垂直的効果によって税収と標準財源が逆転してしまうことが知られているが⁷、本稿ではこのことは順位移動効果から除いて考える。つまり、本質的に関数 $t + A(t)$ は t について減少関数であると仮定する。図 2.において関数 $t + A(t)$ から縦軸方向に描かれた扇形によって $S = t + A(t) + \varepsilon'(t)$ は表される。すなわち、地域特性などを考慮した再分配方式によって、各税収規模 $t_j (j=1,2,3)$ に属する i 県の標準財源額はその税収規模での期待値 $t_j + A(t_j)$ から $\varepsilon'(t_j)$ だけ乖離した額となる。

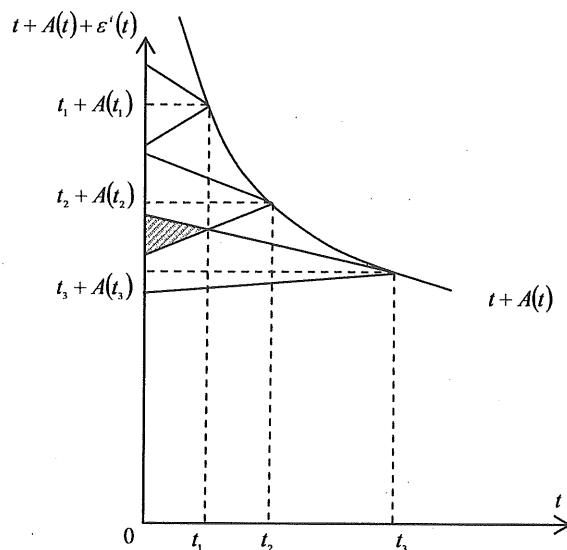


図 2. 再分配効果の要素分解

ここで、税収規模 t_2 に属する i_2 県と税収規模 $t_3 (> t_2)$ に属する i_3 県の標準財源 S_j の大小関係は、逆進的な $t + A(t)$ の下では $S_2 > S_3$ となるはずである。しかしながら、実際には $\varepsilon'(t_j)$ の存在によって $S_2 < S_3$ なってしまうケースがあったとする。これが順位移動効果であり、それは図 2.の灰色部分によって示される。図 2.から分かるように、この順位移動効果の有無と大きさは、 $t + A(t)$ の形状による垂直的効果の大きさと $\varepsilon'(t)$ の分布で示される水平的効果の大きさに依存する。

視覚的に見た再分配効果の要素分解を Aronson et al. (1994) はジニ係数の分解を用いて以下のように定式化した。まず、ジニ係数を用いた再分配係数は前節と同様である。

$$RE = G_t - G_s \quad (1)$$

次に、各ジニ係数を Mookherjee and Shorrocks (1982) や Lambert and Aronson

⁷ 例えば 2003 年の 1 人当たり地方税収で都道府県を 4 つのグループに分けた場合、第 1 グループ（平均税収：78,000 円）の標準財源額は 235,000 円であるのに対して、第 2 グループ（平均税収：90,000 円）は 220,000 円、第 3 グループ（平均税収：101,000 円）は 207,000 円、第 4 グループ（平均税収：129,000 円）は 192,000 円である。

(1993)にしたがって次式のように分解する。

$$\begin{aligned} G_t &= G_{B,t} + G_{W,t} + E_t \\ G_s &= G_{B,s} + G_{W,s} + E_s \end{aligned} \quad (3)$$

ここで、 $G_{B,t}$ はグループ間(Between-groups)ジニ係数であり、各税収規模に属するそれぞれの都道府県の税収額をそのグループの平均値で置き換えて算出したものである。 $G_{W,t}$ はグループ内(Within-groups)格差係数であり次式で表される。

$$G_{W,t} = \sum_{k=1}^K \frac{N_k^2 \mu_k}{N^2 \mu} G_{k,t}, k=1, \dots, K \quad (4)$$

$G_{k,t}$ は第 k グループ内の税収ジニ係数である。 N および μ は、それぞれ全体の都道府県数と税収の平均値であり、 N_k と μ_k は、第 k グループに属する都道府県数と税収のグループ内平均値である。グループは税収順に従うので、 $\mu_k \leq \mu_{k+1}$ である。

同様にして $G_{B,s}$ と $G_{W,s}$ は、それぞれ標準財源のグループ間ジニ係数とグループ内格差係数、 E_t と E_s は残差項である。以上のジニ係数の分解によって(1)式の再分配効果 RE は次式のように分解される。

$$RE = [G_{B,t} - G_{B,s}] - [G_{W,s} - G_{W,t}] - [E_s - E_t] \quad (5)$$

大括弧で括られた(5)式第一項が垂直的効果、第二項が水平的効果、第三項が順位移動効果を示す。つまり、垂直的効果は再分配係数に対してプラスの相関を持つものであるが、水平的効果と順位移動効果は再分配係数にマイナスの影響を及ぼす。

Aronson et al. (1994) などの累進所得税についての分析と異なり、第一項は数値の変化がそのまま垂直的効果の変化を表すものではないことに注意する必要がある。例えば、税収 t_i が t'_i に増加すると税収ジニ係数 $G_{B,t}$ は小さくなる。その一方で標準財源の格差に変化がなかったとすると $G_{B,s}$ は一定である。しかしながら、このようなケースでは $G_{B,t} - G_{B,s}$ は小さくなる。図 3.を用いて考えてみると、逆進的な給付関数によって関数 $t + A(t)$ が原点に対して凸となるような場合、上のような例が生じるためには $t + A(t)$ が逆進性を強めて $t + A'(t)$ に変更されている必要がある。これは、税収格差が一定で標準財源格差が拡大する場合でも同様である。すなわち、逆進的な給付を想定した再分配効果の考察を行う際には、 $G_{B,t} - G_{B,s}$ が小さくなるということは逆進性が大きくなるという垂直的効果を示していると解釈しなければならない⁸。

再分配係数と同様、これらの効果についてもどの程度であるべきなのかといった価値判断を行うことはできない。しかしながら、前節で見たように極端な変化が確認される場合は、その要因を明らかにしておく必要があろう。特に、1994 年度以降は再分配係数がマイナスとなっており、地方交付税によって税収格差以上に大きな標準財源の地域間格差が生じている状況は適切であるとは言えず、再分配方式の変更が検討されるべきである。

⁸ ただし、より厳密には関数自体が凸から凹に変わっていないかをチェックする必要もある。

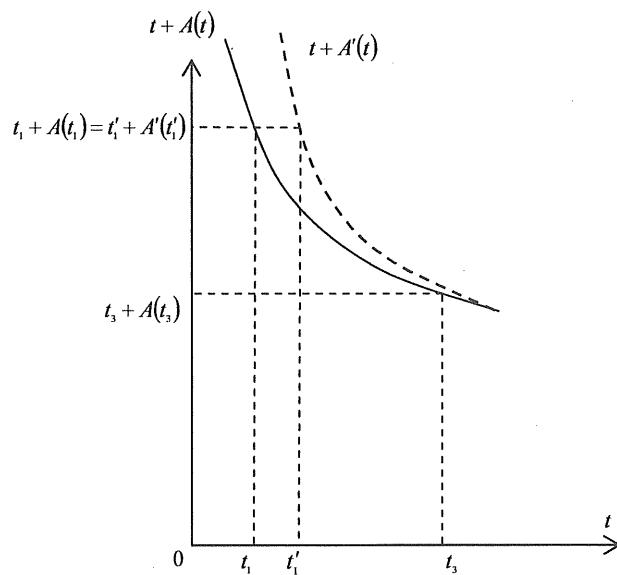


図 3. 逆進性と垂直的効果の関連

4. 再分配効果の要素分解

本稿では、1972 年度から 2003 年度までの 31 年間の都道府県データを用いて、再分配効果の要素分解を行った。1971 年度以前の沖縄返還前についてはデータが未整備であるため分析対象から外した。地方税収および標準財源は県民 1 人当たりデータを用いており、ここでいう標準財源とは第 1 節と同様に、その県での地方税収+地方交付税交付額である。税収グループは年度毎にクラスター分析を行って 4 つのグループに分類した⁹。

表 2. および図 4. は、再分配係数、垂直的効果、水平的効果、順位移動効果について示したものである。(5)式より水平的効果と順位移動効果は再分配係数にマイナスに寄与するため、図 4. ではそれを視覚的に捉えるために両者のグラフを反転させてある。1990 年代以降に見られる再分配係数の急激な下落の最も大きな要因となっているのは垂直的効果の低下、すなわち逆進性の上昇であることが分かる。また、水平的効果が傾向的に上昇していることが、その影響は小さいながらも再分配係数を引き下げている。一方で、順位移動効果は傾向的な変化が認められないものの、再分配係数を引き下げる大きな要因となっていることが分かる。図 2. で見たとおり順位移動効果は垂直的効果と水平的効果から複合的に生ずるものである。したがって、垂直的効果の低下が見られる前と後では、順位移動の発生要因が異なっているものと思われる。

⁹ 税収水準が突出している東京都のみが 1 つのグループに割り振られてしまう可能性が考えられたので、クラスター化は 5 グループで行い、抽出された第 4 グループと第 5 グループを最も税収の多いグループとして統合した。

表2. 図4. 再分配効果の要素分解と各効果の推移

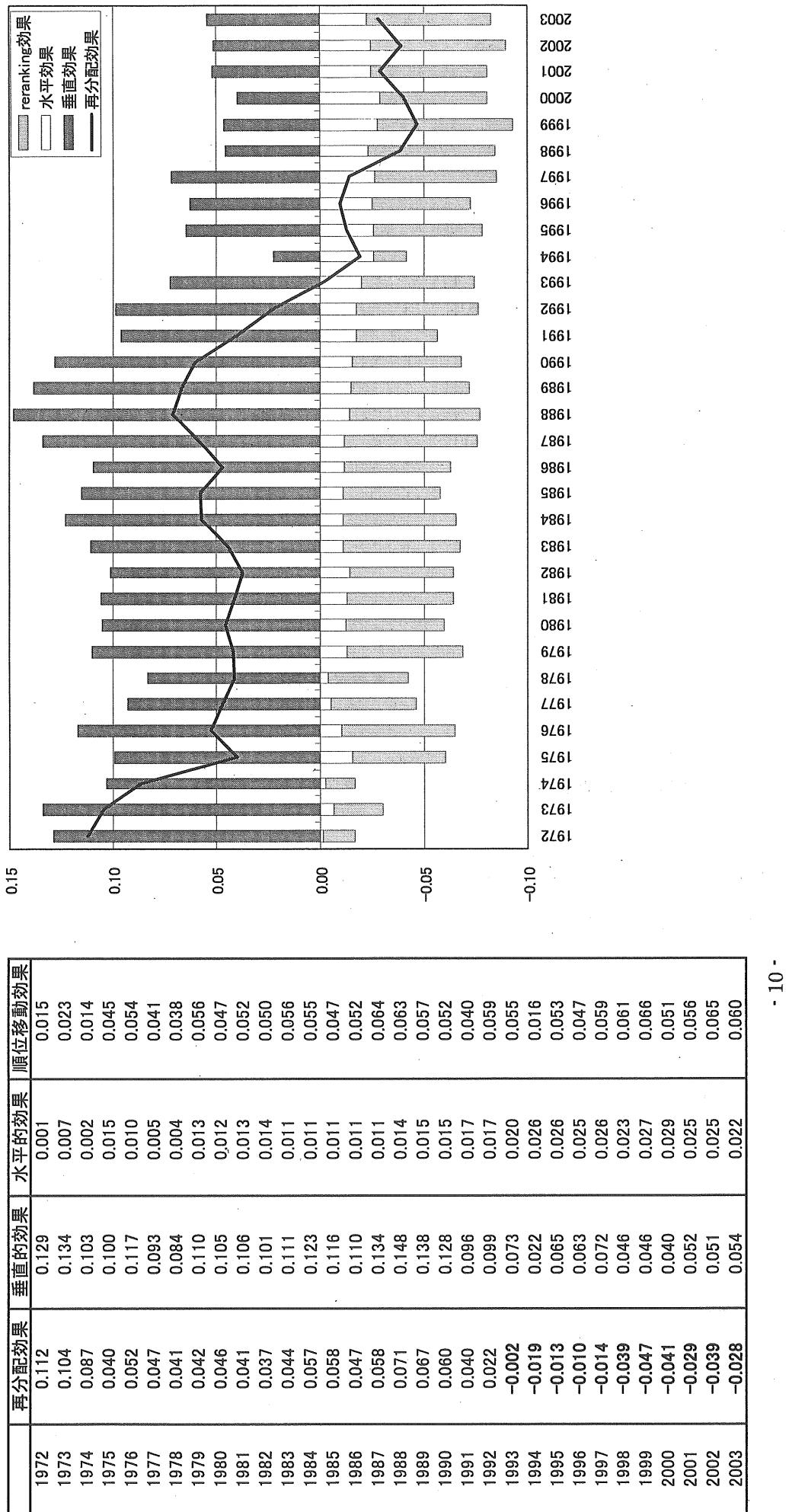


図 5.は、垂直的効果を構成するグループ間税収ジニ係数とグループ間標準財源ジニ係数の推移を別々に表したものである。(5)式より、両者の乖離幅が垂直的効果を示しているが、1990 年代以降の垂直的効果の低下がグループ間での税収格差の縮小によるものであることが分かる。一方で、標準財源の格差には税収ほど大きな変化が見られないことから、図 3.において例示したように、地方交付税ならびに標準財源の逆進性が強められてきたことがうかがえる。試みに、各グループの税収と標準財源の平均値を用いて $t + A(t)$ を描いた。図 6.では、1973 年度から 2003 年度まで、10 年ごとに税収と標準財源の関係をプロットし、逆進性の変化を見るためにそれらについて実数乗のベキ関数を仮定した近似曲線をあてはめた。このようなベキ関数は実数乗の数値が弾力性を表しているため、それに従って解釈すると、1973 年度の -0.183 から 2003 年度の -0.401 へと、弾力性は 2 倍近くも高まっていると言える。各年度についてサンプルが 4 つしかないため厳密性は欠くものの、このような簡単な試算からでもグラフの形状、すなわち再分配方式の逆進性がより強まってきていているという傾向をうかがうことができる。

図 7.は、水平的効果に対する各グループの寄与度を表したものである。これによると、1990 年代半ば以降において、第 2、第 3 グループの寄与度が非常に大きくなっていることがうかがえる。すなわち、これらのグループに属する道府県は、1 人当たり税収の面では似通った水準にありながらも、地域特性の違い、もしくはそれを考慮する地方交付税算定の変更によって、1 人当たり標準財源で見た場合には大きな格差を有する状況になってきていると言える。表 3.は各年代について各グループの水平的効果 ($G_{k,s} - G_{k,t}$) を平均的に見たものである。この表からは、どのグループにおいても全体的に水平的効果が上昇してきていることが分かるが、中でも第 2、第 3 グループにおける水平的効果の数値は顕著に大きい。

本稿の分析ではクラスター分析によるグルーピングを行ったために、年度によって各グループの都道府県数が大きく異なっている。このグループサイズの違いが水平的効果の計測にバイアスを与えている可能性があるため、1985 年度と 1995 年度の二つの年度を抽出し、兩年度において同一グループに属している都道府県のみを用いて各グループ内の水平的効果を計測した。表 4.にまとめられたとおり、このような限定的な計測結果からも、各グループの水平的効果の上昇と、第 2、第 3 グループ内で特に大きな効果が確認された。もちろん、地方交付税交付額に大きな影響を与える基準財政需要額の算定は税収水準によって決められるものではないため、水平的効果の存在自体を問題視することはできないが、算定過程における調整の結果、再分配後の標準財源に新たな格差が生じている現状は改善されるべきだろう。ここで明らかにされたように、特に第 2、第 3 グループにおける大きな水平的効果は順位移動効果の拡大要因になっていると考えられるため是正される必要があろう。

図 5. 垂直的効果の構成

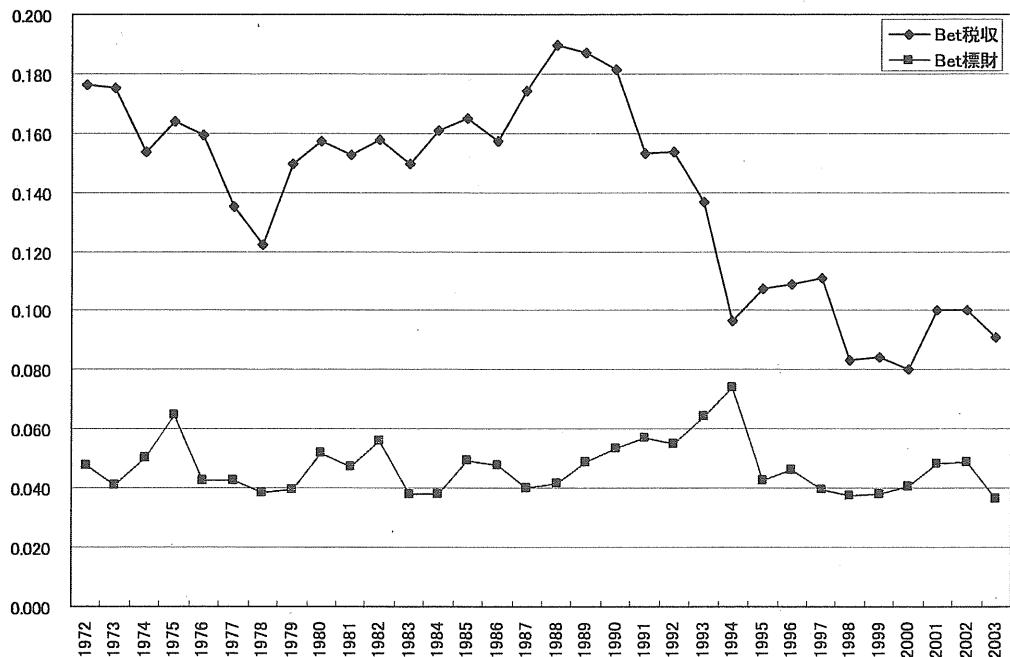


図 6. 逆進性の上昇

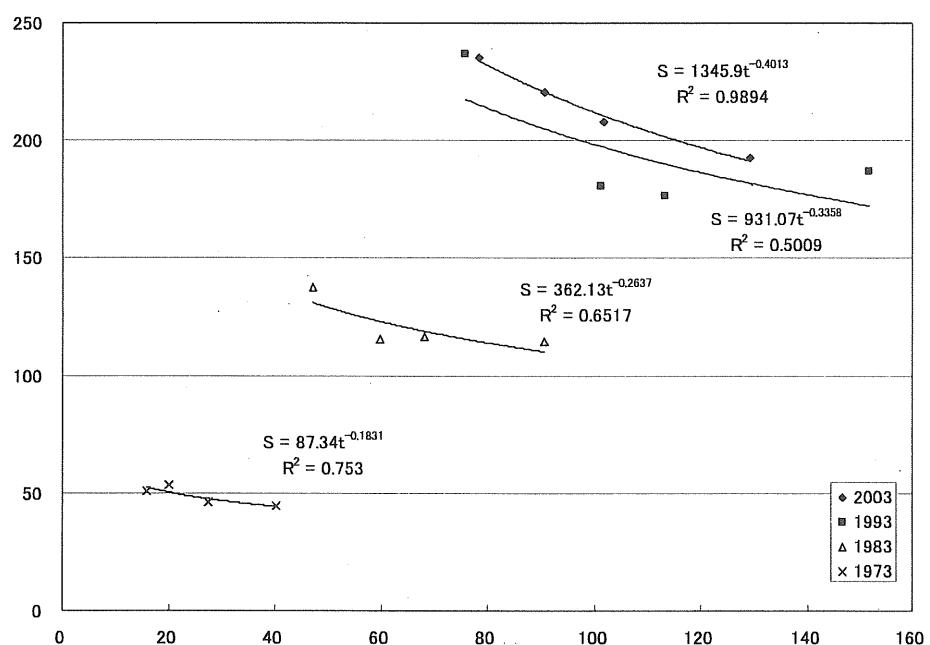


図 7. 水平的効果の構成

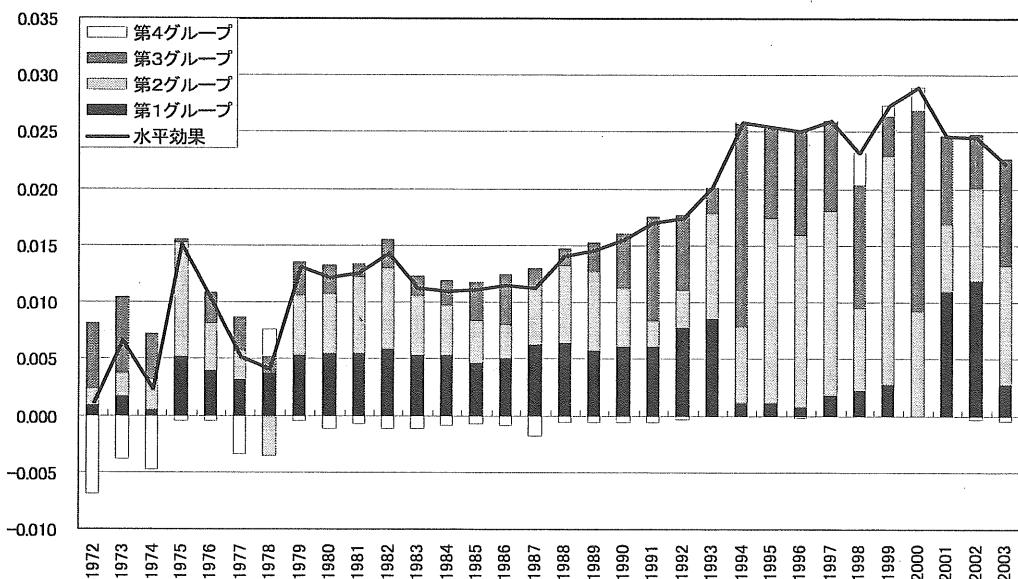


表 3. グループ内の水平的効果

	第1グループ	第2グループ	第3グループ	第4グループ
1970 年代	0.006	0.043	0.058	-0.011
1980 年代	0.021	0.067	0.067	0.010
1990 年代	0.033	0.109	0.083	0.050
2000 年代	0.038	0.119	0.095	0.050

表 4. グループ間移動の無かった都道府県のみによる水平的効果¹⁰

	第1グループ	第2グループ	第3グループ	第4グループ
1985	0.026	0.089	0.046	0.024
1995	0.033	0.099	0.062	0.083

¹⁰ 両年度において第1グループに属するのは、青森、高知、長崎、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄の7県である。同様に第2グループは、北海道、埼玉、千葉、奈良、和歌山、山口、愛媛、福岡である。第3グループは、福島、茨城、栃木、群馬、富山、石川、山梨、長野、岐阜、三重、京都、広島である。第4グループは、東京、福井、静岡、愛知、大阪である。その他の15県は両年度でグループの移動が確認されたため除外した。

5. 基準財政需要の推定と再分配効果

既に多くの先行研究で知られているとおり、地方交付税の再分配方式を特徴付けるのは基準財政需要額の算定方式である。基本的に各都道府県への地方交付税交付額は、その県の基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いて算出される。このうち、基準財政収入額は、地方税収×基準税率+地方譲与税等によって算定されるため、その県の地方税収額と大きく乖離するものではない。一方で、基準財政需要額は詳細に区分された費目毎に単位費用×測定単位×補正係数によって算出された需要額を積み上げるため、結果として算出された地方交付税の再分配方式が単純に税収格差を是正するための再分配とはならない。それとは逆に、赤井他（2003）で指摘されているとおり、単位費用や補正係数は継続的な上昇を続けており、それによる基準財政需要額の増加は前節まで見えてきた再分配効果に歪みをもたらす大きな要因であるとも考えられる。

貝塚他（1986）や長峰（2000）で指摘されているように、基準財政需要額の測定単位は基本的にはその県の人口と面積に関連した項目であり、かなりの精度で人口、面積の関数と捉えることができる。そこで本節では、基準財政需要額の算定フォーマットを変えなかった場合に再分配効果がどのような水準を示すのかを検証する。

手順は次のとおりである。まず、1980年度の基準財政需要額を人口と面積によって回帰分析しパラメータ推定量を得る¹¹。次に、得られたパラメータと各年度の人口および面積を用いて各年度の基準財政需要額を推計する。そして得られた基準財政需要の推計額と実際の基準財政収入額から各年度の地方交付税交付額を算定し、それを実際の地方税収額と足し合わせることによって標準財源の推計値を得る。最後に、一人当たり換算したものを用いて推計値ベースの標準財源ジニ係数を計測する。このような操作によって、基準財政需要額の大枠での算定フォーマットを1980年度のものに固定して地方交付税を分配した場合、その再分配効果がどのような水準になり、またどのように推移するのかを検証することができる。

まず、1980年度の47都道府県のデータを用いた回帰分析から得られた基準財政需要の算定フォーマットは次式のとおりである。

$$SD = 4,068,0563 + 60.789POP + 2,259.509AREA \quad adjR^2 = 0.970$$

(7.036) (36.418) (7.130)

ここで、 SD は基準財政需要額（千円）、 POP は県内人口（人）、 $AREA$ は面積（km²）であり、括弧内の数値は各パラメータのt値である。貝塚他（1986）や長峰（2000）では都市データを用いた推定が行われているが、それらよりもはるかにサンプル数の少ない都道府県データを用いても非常に精度の高い推定が行えることが分かる。長峰（2000）では、近年地方交付税が地方自治体の公債費支払いを補填していることを考慮し、基準財政需要の推定式に公債費を説明変数として加えることで、より精度の高い推定を行つ

¹¹ ここで1980年度を基準としたのは、その前後で再分配係数の変動が安定的だからである。また、本稿では1990年代半ばの再分配係数の急落に焦点を当てるため、1970年代のデータは使用しなかった。

ている。しかしながら、「将来の地方交付税による補填を担保とした地方債発行」という自治体のモラルハザード行動によって実際の公債費自体が適正な水準ではない可能性があるため、本稿では公債費を説明変数に加えなかった。

次に、1981年度から2003年度までの各都道府県の人口と面積に、得られたパラメータ推定量を乗じてその年度の基準財政需要額を推計し、上述の手順によって得られた推計値による標準財源ジニ係数を計測した。ただし、定数項に変更を加えないままで、後年において基準財政需要額が基準財政収入額に対して非常に小さくなってしまい再分配効果の検証が困難になる年度があることが試算から明らかになったため、実際の各年度の基準財政需要額の総額を1980年度の総額で除すことによって得た乗数を推計式の定数項に乘じることによって、推計式をシフトさせたものを用いている。

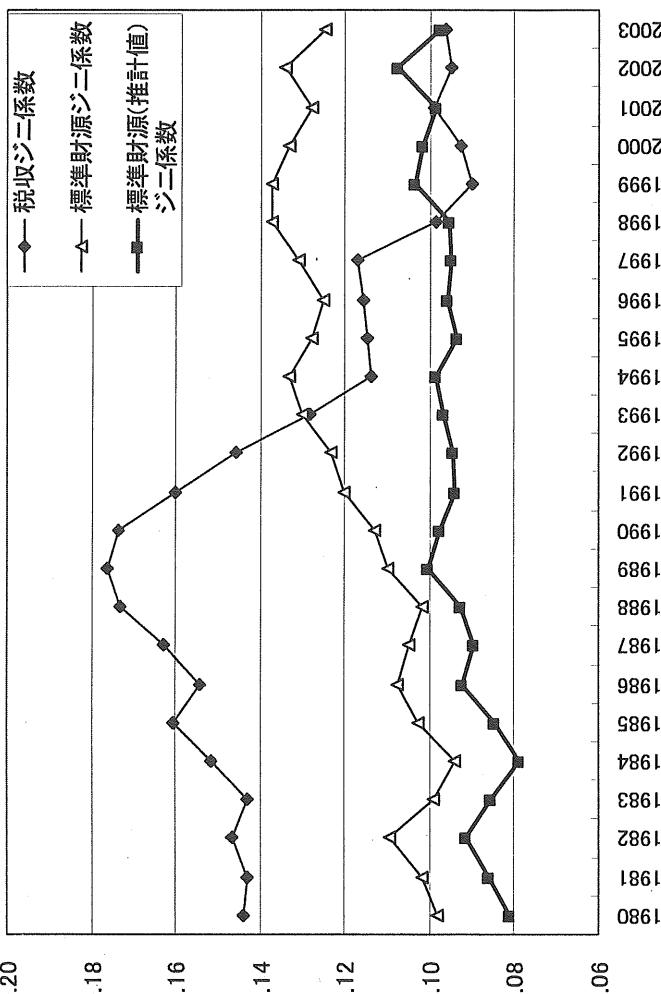
表5および図8では、第1節で計測した地方税収ジニ係数と実際の標準財源のジニ係数も併せて記載している。図8からは、1980年度から基準財政需要額の大枠の算定フォーマットを変えなかった場合、ほとんどの年度において標準財源の格差が税収格差を上回らないことが分かる。また、推計残差を無視しているために実際値との乖離が見られるが、1980年代における標準財源ジニ係数の推移は実際値と推計値とでほとんど同じである。それに対して、1990年度以降ではその変動が大きく異なっている点が興味深い。図4もしくは図5で見たとおり、1990年度以降は逆進性が非常に強まっているが、それは平成景気による地域間格差の拡大を懸念して、基準財政需要の算定フォーマットを大きく変更したことによるものであることが実際値と推計値の推移からうかがえる¹²。そして、いったん変更されたフォーマットは、平成不況以降に税収格差が縮小した今日に至っても基本的には変わっていないといえよう。

ここでの推計過程には、上述のように実際の基準財政需要額の変化を用いた部分があるため、単位費用や補正係数の調整を通じた中央政府による政策的な算定フォーマットの変更を完全に除去できているわけではない。しかしながら、少なくとも人口と面積に基づいたフォーマットを1980年度以降大幅に変更しなかつたのであれば、標準財源の地域間格差を実際よりもかなり小さく抑えられるということは検証できた。つまり逆に言えば、ここでの結果から、地域特性を考慮するためという名目の下で行われてきた算定フォーマットの変更が、地方交付税の再分配効果を歪める要因になっていることを指摘することができる。

¹² 1989年度の消費税導入によって交付税財源とともに基準財政需要の算定も大きく変更された。その変更に、税収格差の拡大を補正するという政策的な思惑が働いたものと考えられる。

表5. 図8. 推計値と実際値によるジニ係数の推移

	税収ジニ係数	標準財源(推計値)ジニ係数	標準財源ジニ係数
1980	0.144	0.081	0.098
1981	0.143	0.086	0.102
1982	0.147	0.091	0.109
1983	0.143	0.086	0.099
1984	0.151	0.079	0.094
1985	0.161	0.085	0.103
1986	0.154	0.092	0.107
1987	0.163	0.090	0.105
1988	0.173	0.093	0.102
1989	0.176	0.100	0.110
1990	0.173	0.097	0.113
1991	0.160	0.094	0.120
1992	0.146	0.094	0.123
1993	0.128	0.097	0.130
1994	0.114	0.099	0.133
1995	0.115	0.094	0.128
1996	0.115	0.096	0.125
1997	0.117	0.095	0.131
1998	0.099	0.095	0.137
1999	0.090	0.104	0.137
2000	0.093	0.102	0.133
2001	0.099	0.098	0.128
2002	0.095	0.108	0.134
2003	0.096	0.097	0.125



6. まとめ

本稿では、再分配効果の要素分割を行うことで地方交付税の再分配方式の特徴を分析し、基準財政需要額の推定とそれに基づいた標準財源のジニ係数を計測することによって、地方交付税の地域間再分配機能が抱える問題点について考察した。

本稿の主要な分析結果は次のとおりである。第一に、地域間税収格差の縮小に対して地方税収+地方交付税で表される標準財源の地域間格差が拡大していることから、地方交付税の再分配効果が歪んだものになっていることが明らかとなった。第二に、再分配効果の歪みに影響を与えてているのは、地方交付税の逆進性が強められているという垂直的効果と、地域特性を考慮することによって生ずる水平的効果、その両者から複合的に生ずる順位移動効果であり、なかでも 1990 年代以降は垂直的効果の影響が大きい。第三に、逆進性の強化は基準財政需要額の算定フォーマットを継続的に変更していることから生じている可能性が高い。これらの分析結果より、地方交付税の現在の再分配方式が地域間再分配効果を歪めていると言え、先行研究において指摘されている効率面からだけでなく、分配面から見ても改善の必要性がある。

改善の方法として、多くの先行研究で提案されている方法は有用だろう。つまり、人口や面積といった客観的な統計指標に基づく基準財政需要額算定の簡素化が求められる。このような方法によれば、地方交付税の再分配効果を現状よりも強くすることができ、交付後の標準財源格差が地方税収格差よりも大きくなるという歪んだ状況は発生しにくくなる。統計指標のみによって財政需要を捉えるのは限界があるという中央政府からの反論には、地方分権を進めようとしている今日において、果たしてそこまでして中央政府が地方自治体の財政需要をフォローする必要があるのだろうかという疑問を抱かされる。そういう枝葉での多くの調整が結果的に本来持つべき再分配機能を歪んだものにしてしまっている可能性がある現状は本末転倒であると言えよう。

参考文献

- Angel-Urdinola, F. D. and Wodon, Q., 2004, "The Impact on Inequality of Raising the Minimum Wage: Gap-narrowing and Reranking Effects", *LABOUR* 18(2), 317-327.
- Aronson, J. R., Johnson, P. and Lambert, P. J., 1994, "Redistributive Effect and Unequal Income Tax Treatment", *Economic Journal* 104, 262-270.
- Creedy, J. and van de Ven, J., 2001, "Decomposing Redistributive Effects of Taxes and Transfers in Australia: Annual and Lifetime Measures", *Australian Economic Papers* 40, 185-198.

Mookherjee, D. and Shorrocks, A., 1982, "A Decomposition Analysis of the Trend in UK Income Inequality", *The Economic Journal* 92, 886-902.

Lambert, P. J., 1993, *The Distribution and Redistribution of Income* 2nd ed., Manchester University Press, 1993.

Lambert, P. J. and Aronson, J. R., 1993, "Inequality Decomposition Analysis and the Gini Coefficient Revisited", *The Economic Journal* 103, 1221-1227.

Lerman, R. I. and Yitzhaki, S., 1984, "A Note on the Calculation and Interpretation of the Gini index", *Economics Letters* 15, 363-368.

Lerman, R. I. and Yitzhaki, S., 1995, "Changing Ranks and the Inequality Impacts of Taxes and Transfers", *National Tax Journal* 48(1), 45-59.

van de Ven, J., Creedy, J. and Lambert, P. J., 2001, "Close equals and Calculation of the Vertical, Horizontal and Reranking Effects of Taxation", *Oxford Bulletin of Economics and Statistics* 63(3), 381-394.

赤井伸郎, 佐藤主光, 山下耕治, 『地方交付税の経済学』, 有斐閣, 2003年.

岡本全勝, 『地方財政改革論議—地方交付税の将来像』, ぎょうせい, 2002年.

貝塚啓明, 本間正明, 高林喜久生, 長峰純一, 福間 潔, 1986, 「地方交付税の機能とその評価 Part I」, 『フィナンシャルレビュー』第2号, 6-28.

貝塚啓明, 本間正明, 高林喜久生, 長峰純一, 福間 潔, 1987, 「地方交付税の機能とその評価 Part II」, 『フィナンシャルレビュー』第4号, 9-26.

齊藤 慎, 1985, 「地方公共団体における財源偏在と財政調整」, 大阪大学経済学 35(2-3), 152-168.

菅原宏太, 國崎 稔, 2001, 「経済成長と地域間税収格差」, 『愛知大学経済論集』156, 129-159.

田近栄治, 油井雄二, 佐藤主光, 2001a, 「地方交付税の何が問題か—緩む地方の財政規律と阻害される財政改善努力ー」, 『税経通信』56(12), 23-33.

田近栄治, 油井雄二, 佐藤主光, 2001b, 「地方交付税の改革をどう進めるか—線形移転制度の提案ー」, 『税経通信』56(13), 25-43.

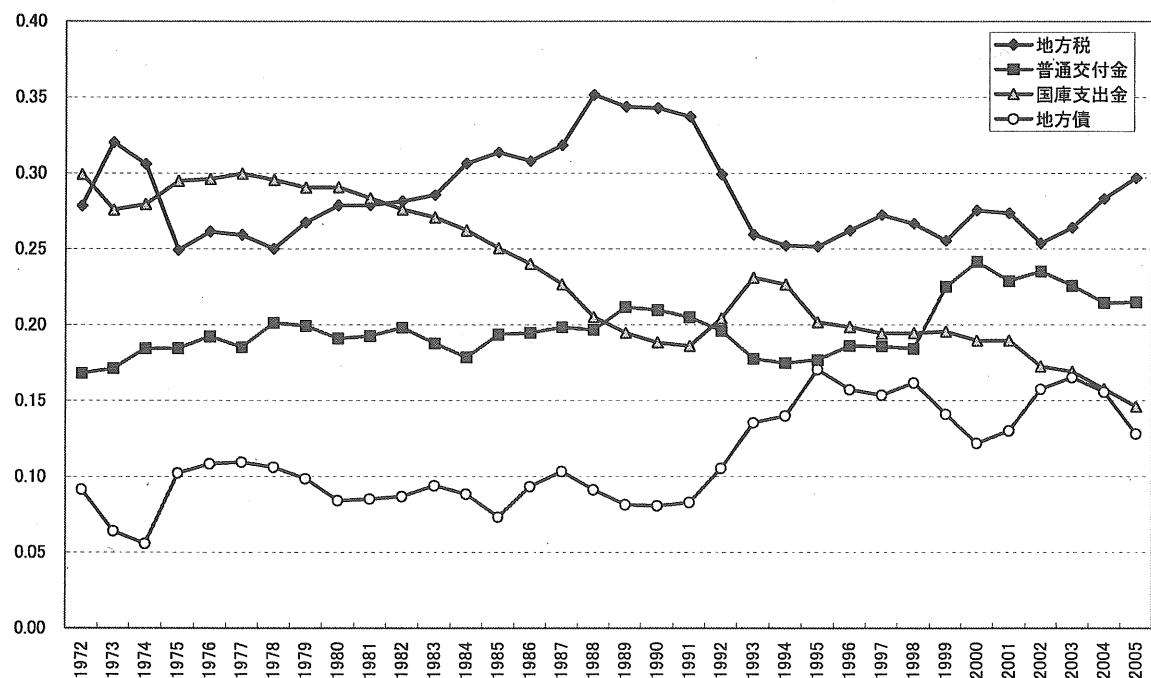
長峰純一, 2000, 「地方交付税の算定構造・配分構造に関する分析」, 『公共選択の研究』35, 4-20.

濱田省司, 1999, 「地方交付税制度を巡る最近の議論について」, 『地方財政』38, 44-63.

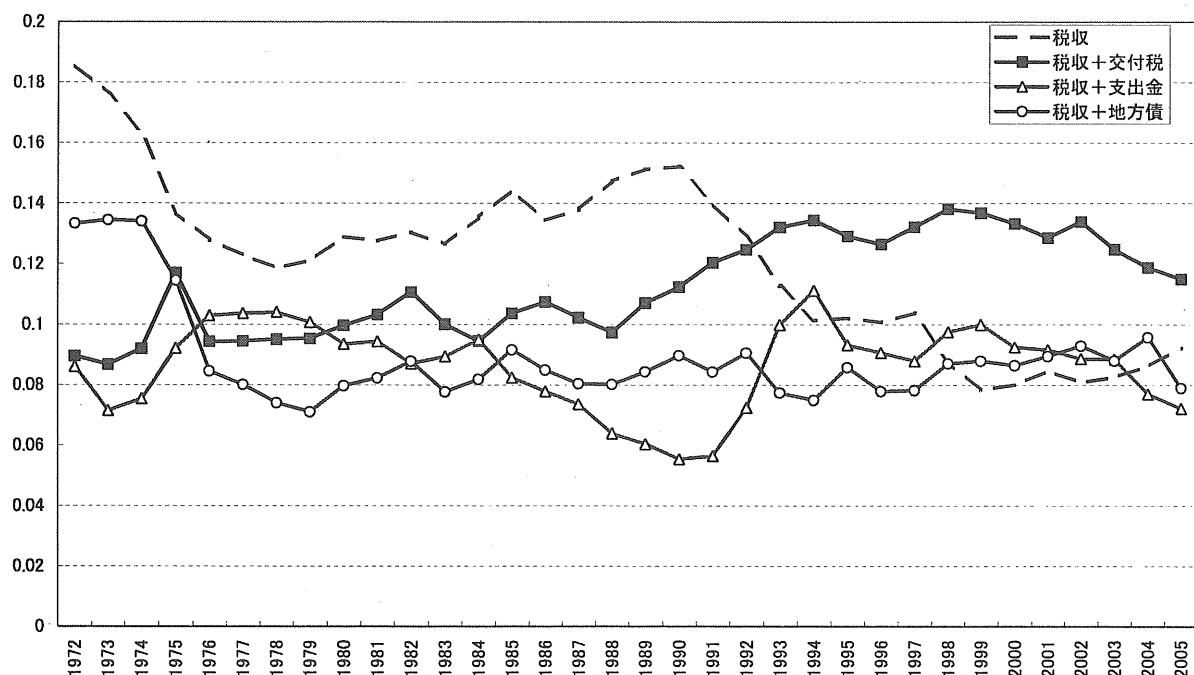
林 宏昭, 1996, 「地方交付税の地域間再分配効果」, 『ファイナンシャルレビュー』40, 20-36.

原田博夫, 川崎一泰, 2002, 「地方交付税制度の構造—都道府県の場合ー」, 『公共選択の研究』39, 6-17.

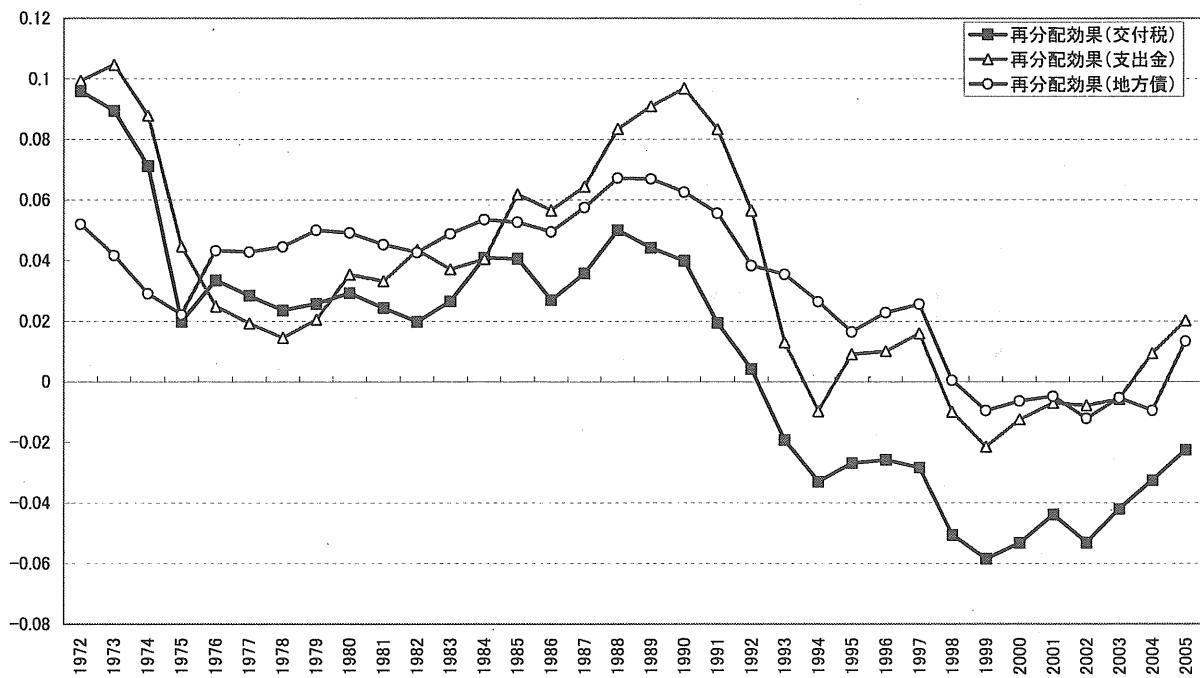
歳入総額に占める財源別シェア



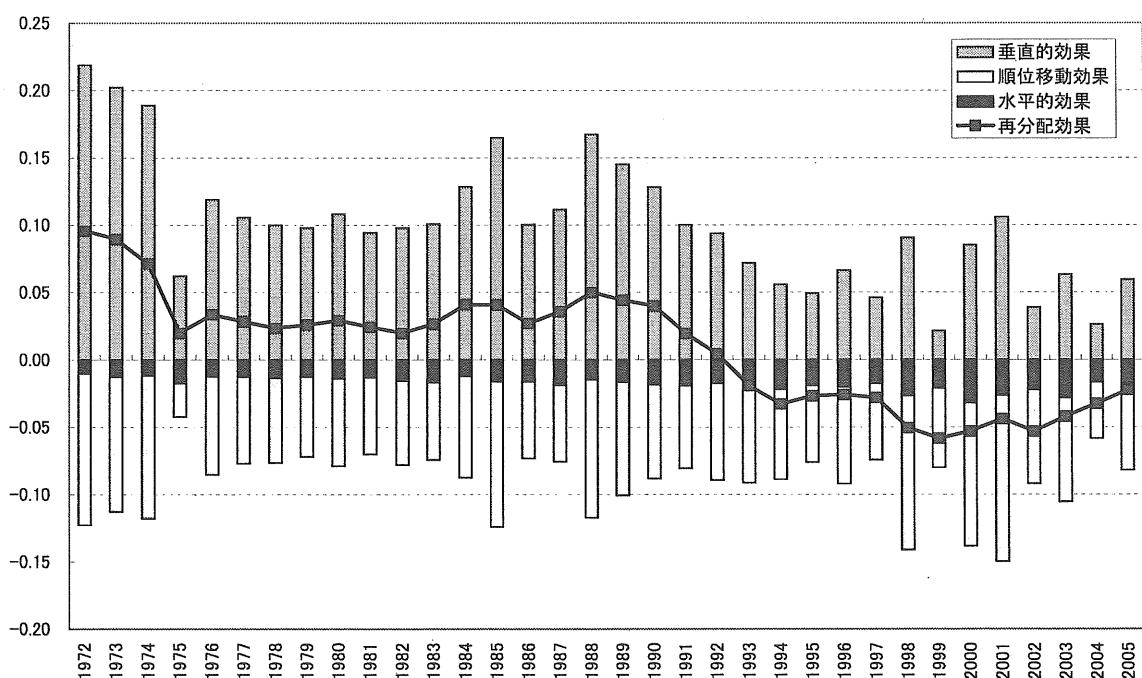
財源別ジニ係数



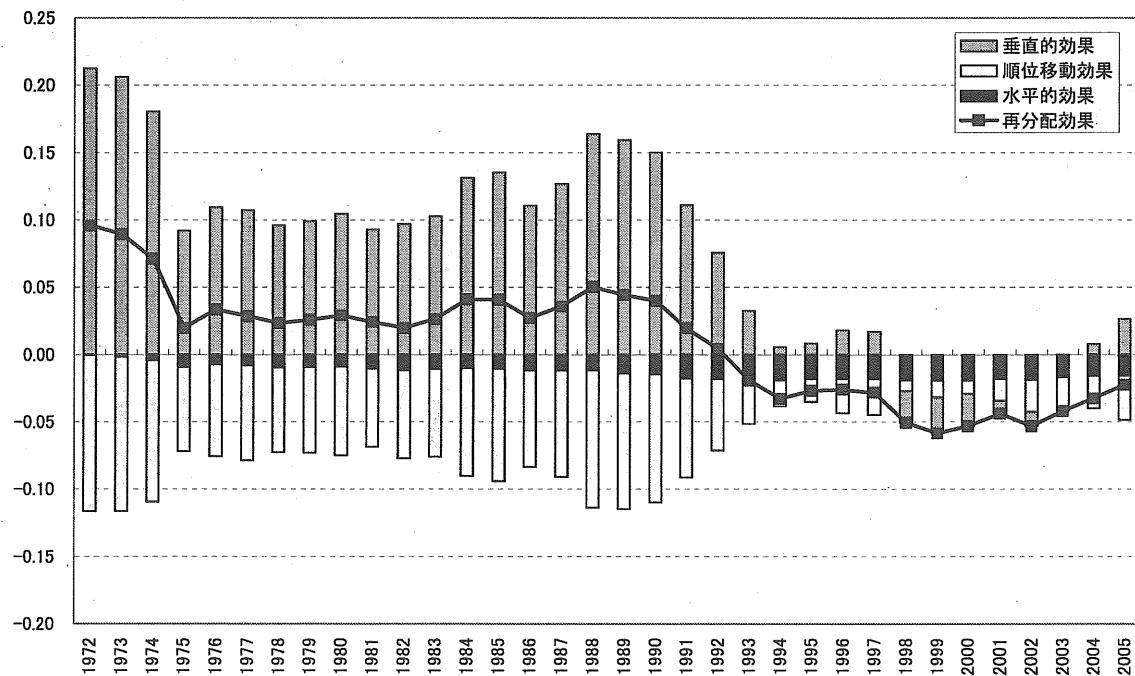
再分配効果の比較



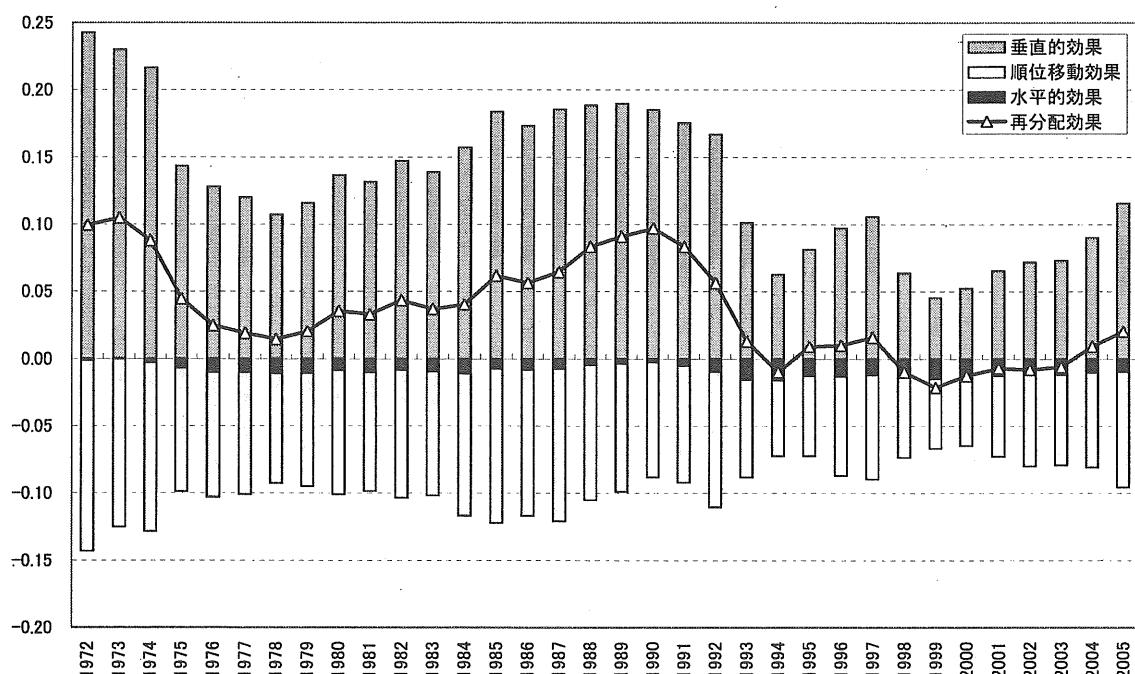
交付税 再分配効果要素分解（クラスター変動）



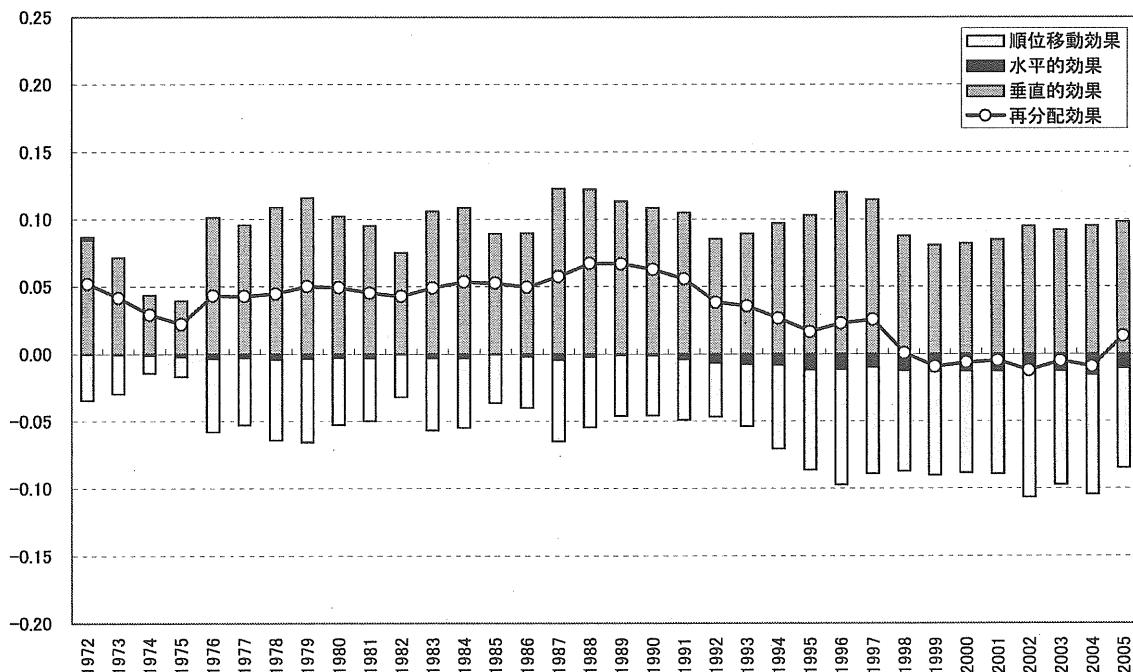
交付税 再分配効果要素分解（クラスター固定）



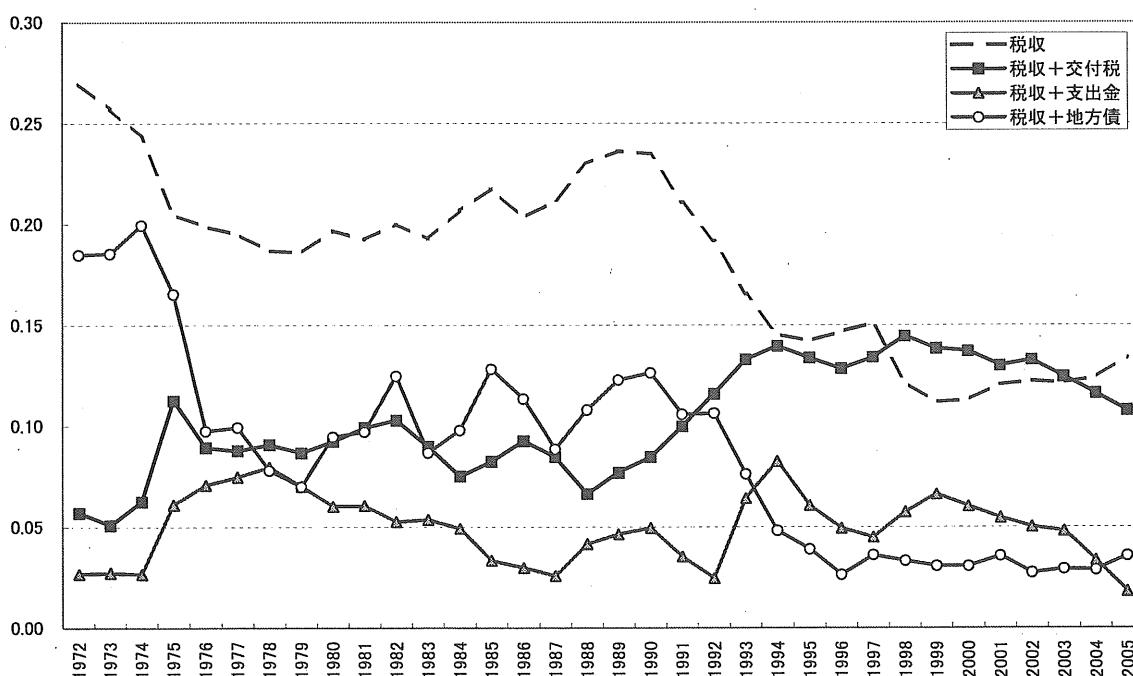
支出金 再分配効果要素分解（クラスター固定）



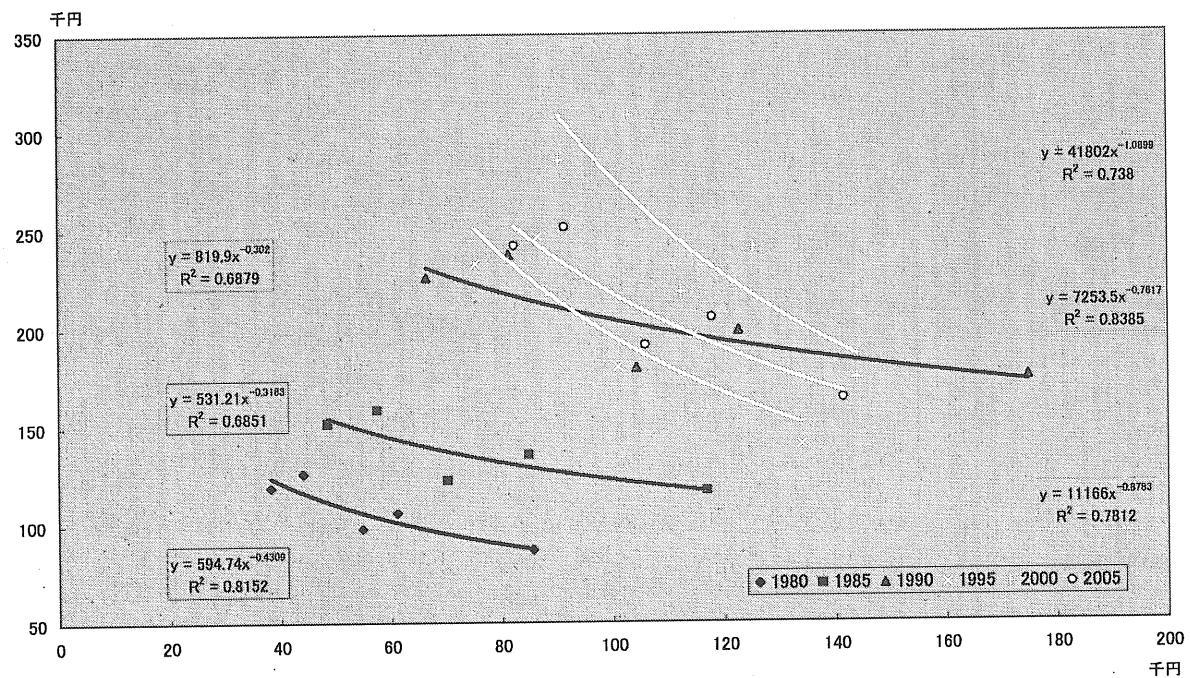
地方債 再分配効果要素分解（クラスター固定）



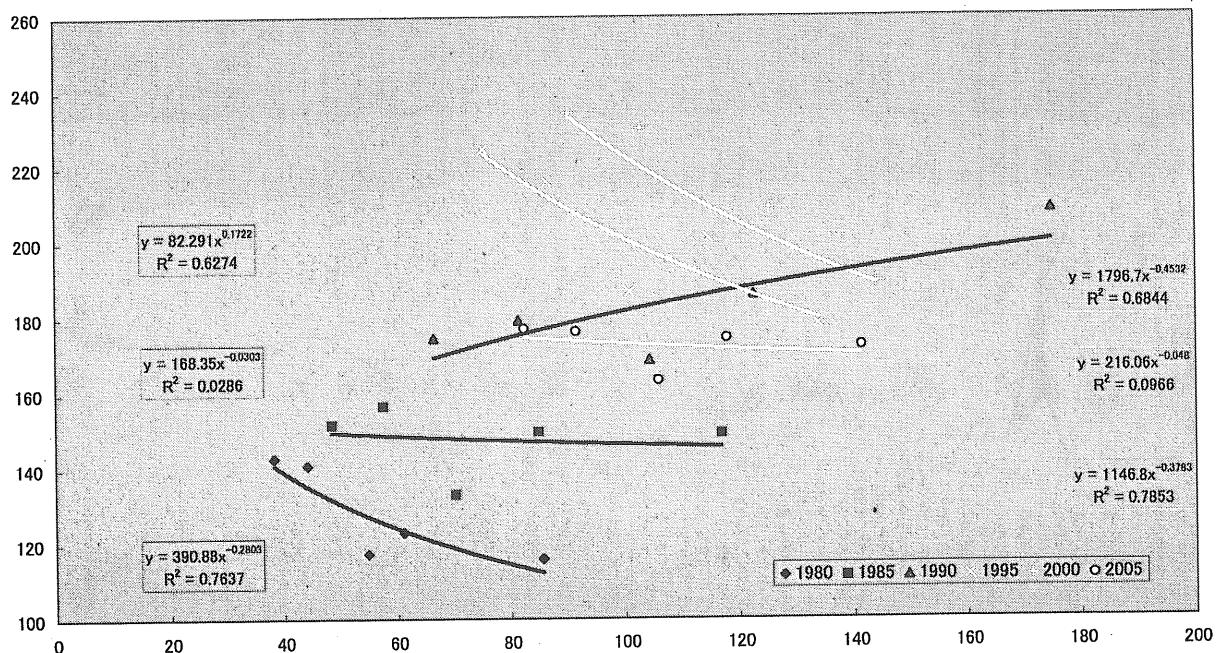
財源別 Betweenジニ係数の比較（クラスター固定）



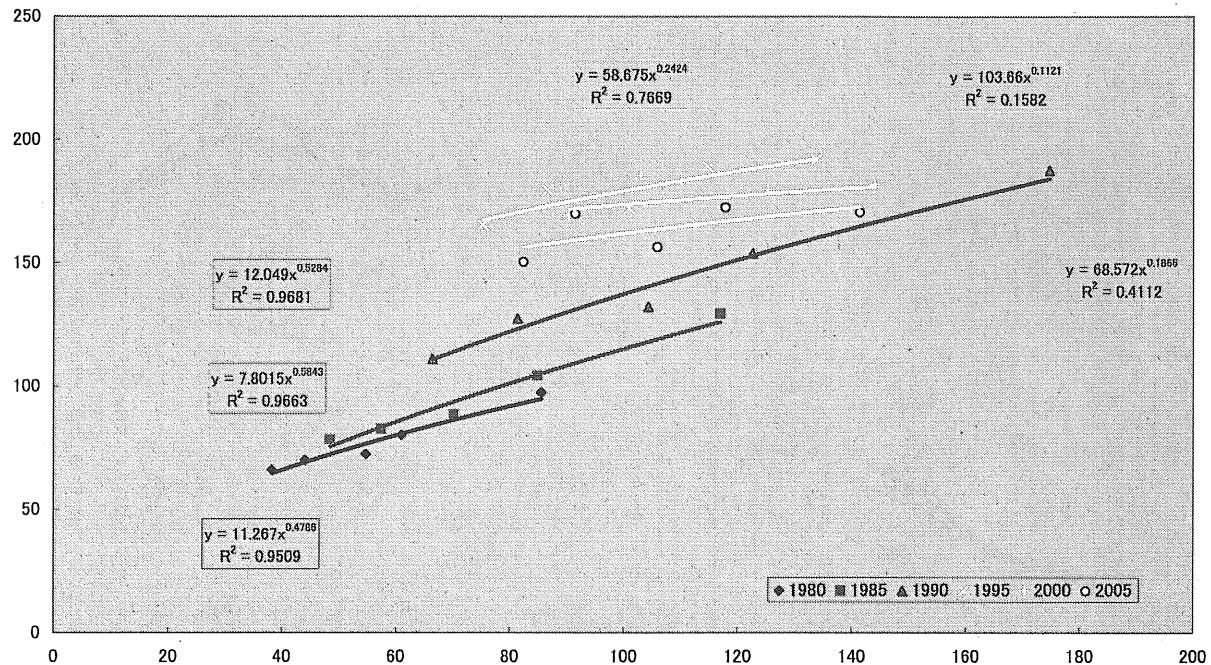
税収+交付税の形状変化



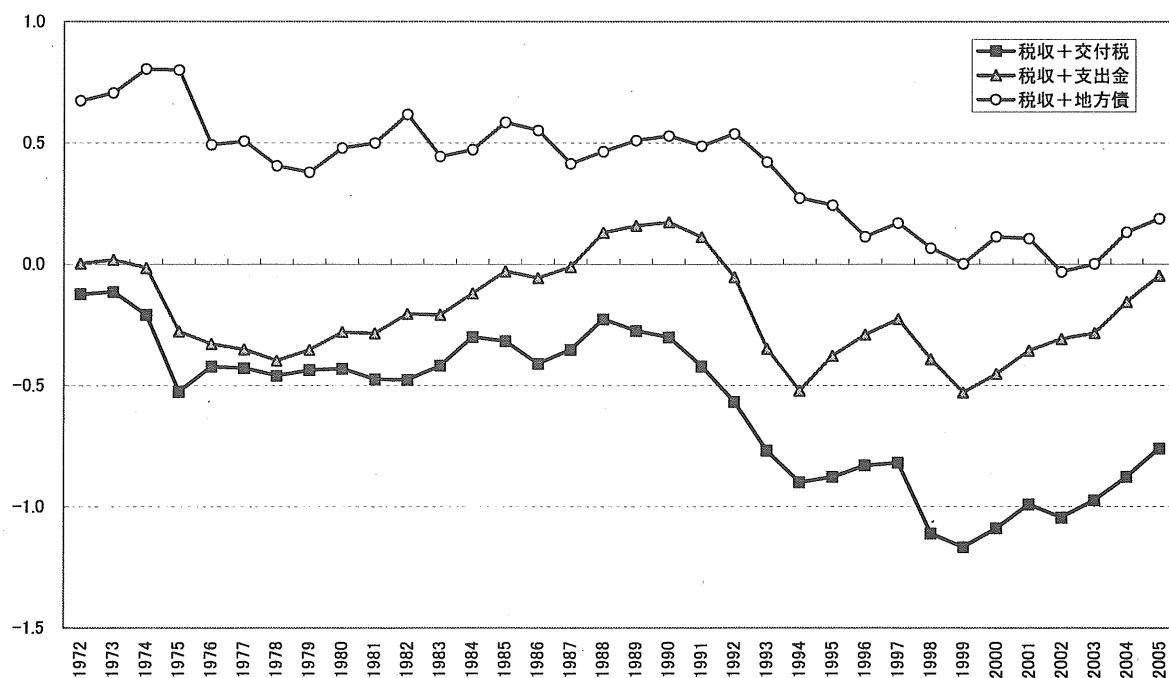
税収+支出金の形状変化



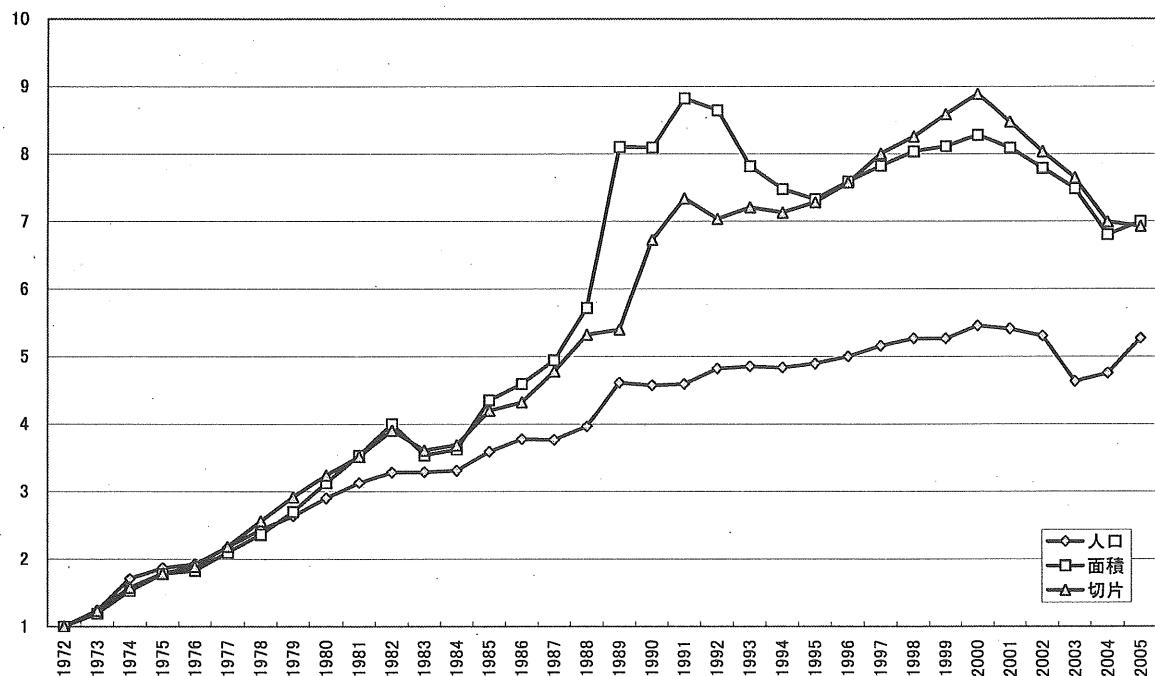
税収+地方債の形状変化



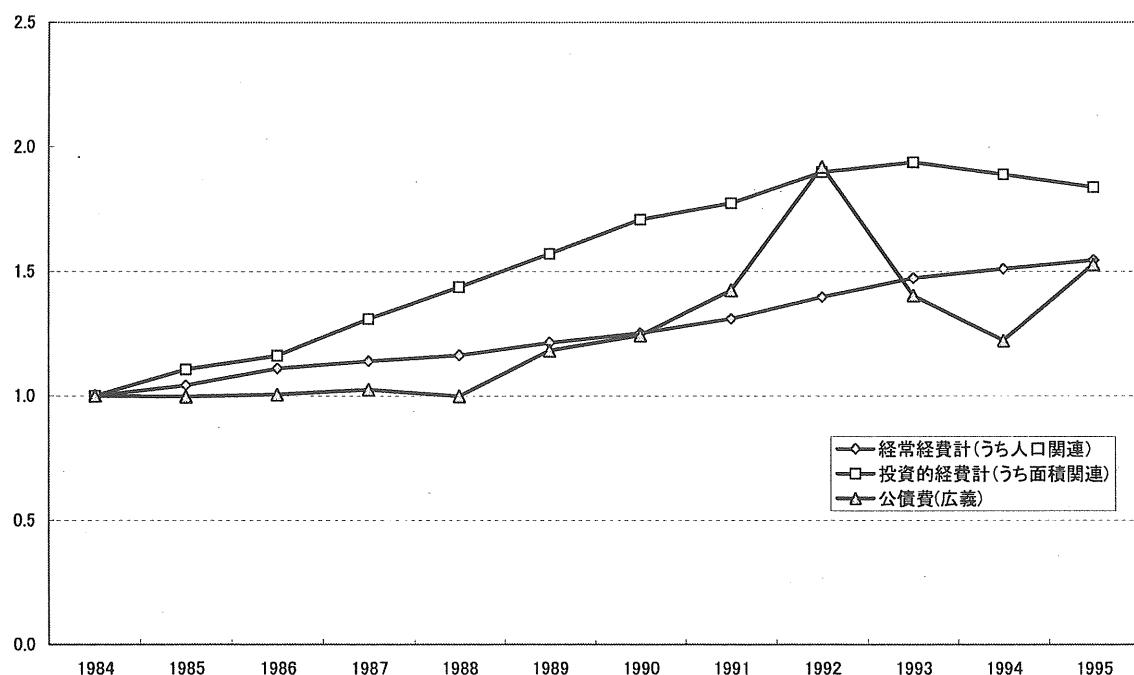
弾力性係数の推移



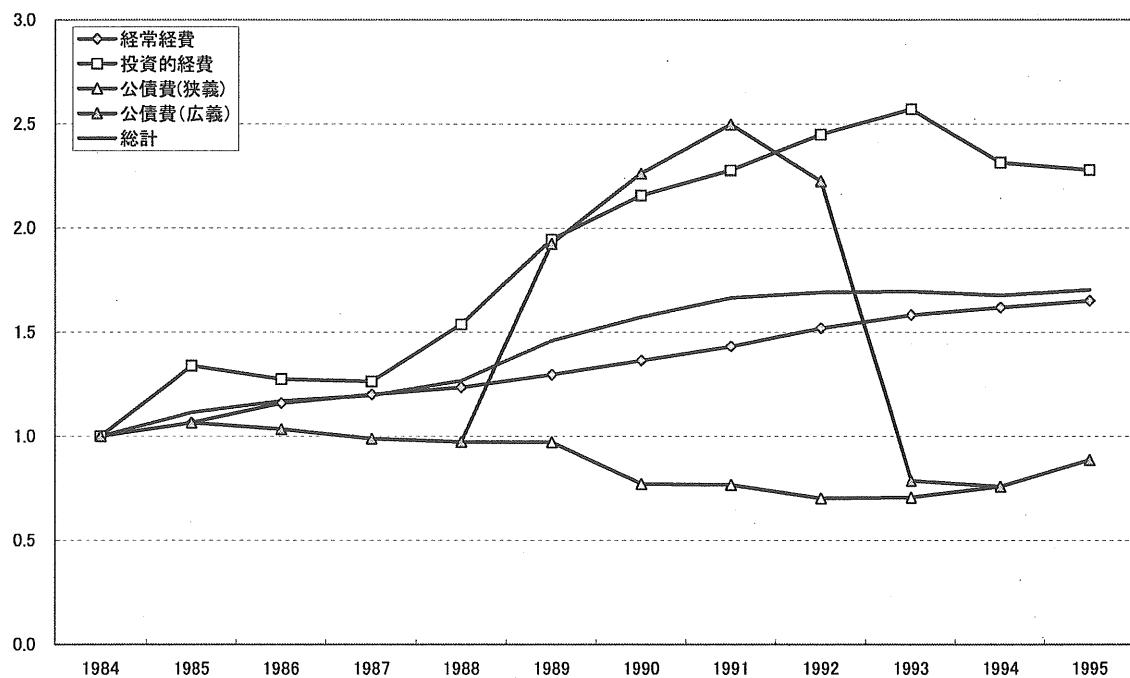
基準財政需要関数パラメータの推移（指数表示）



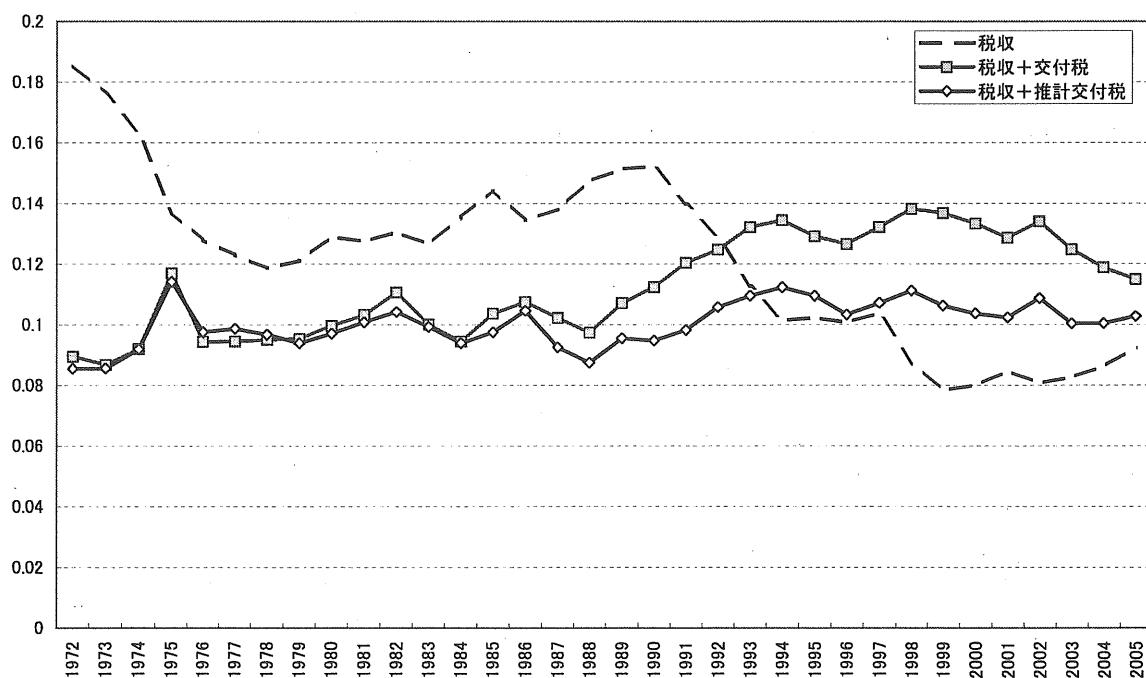
単位費用の推移(指数:1984=1)



基準財政需要額の推移（指数:1984=1）



実際値と推計値でのジニ係数の比較



介護移住の実証分析[†]

中澤 克佳*

東洋大学経済学部

川瀬 晃弘

東洋大学経済学部

1. はじめに

2007年から、いわゆる団塊の世代の大量退職が始まり、退職世代人口の増加に拍車がかかっている。それとともに、介護サービスの重要性が増してきている。また、老年世代人口が増加し、家庭内扶養機能が弱体化するなかで、施設介護サービスの重要性も増してきている。しかし、施設サービスは依然として供給過少状態にあり、多くの自治体・施設において入居待機者が数多く存在している¹。このような背景の中、これまであまり検討されてこなかった高齢者の移動、特に高齢者が介護サービスの充実した地方に移動する「介護移住」に注目が集まっている。介護保険制度によって、高齢者は入所する地域や施設、サービスの選択が可能になったことも大きな要因である。

しかし、既存の地域間人口移動に関する研究は、主として地方・都市間の労働移動を中心であり、本稿が対象とする高齢者の移動に関しては注意が払われているとは言い難い状況であった²。そこで、中澤(2007)は、既存統計資料を組み合わせることで2000年から2005年までの東京圏市区町村における高齢者の純社会増加数を³、65歳から74歳までの前期高齢者と75歳以上の後期高齢者に分けて算出し、後期高齢者の移動要因が各自治体の施設介護サービス水準の高さに影響されていること

[†] 本稿は、日本財政学会第64回大会（於：明治大学）における報告論文を加筆・修正したものである。討論者の林正義・一橋大学准教授からは貴重なコメントをいただいた。記して感謝の意を表したい。本研究に対して、中澤は慶應義塾大学経済学研究科・商学研究科連携21世紀COEプログラム「市場の質に関する理論形成とパネル実証分析」および科学研究費補助金（20830096）、川瀬は文部科学省科学研究費補助金・特別推進研究「世代間問題の経済分析」（研究代表者：高山憲之）から助成を受けている。

* 連絡先 〒112-8606 東京都文京区白山5-28-20 東洋大学経済学部
Tel 03-3945-7411, Fax 03-3945-7667, E-mail nakazawa@toyonet.toyo.ac.jp

¹ 厚生労働省が2006年に実施した調査では、全国の特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）待機者数（入所申込者数）は3月時点ですべての38万5,500人。施設定員数に対する待機者数の比率は、全国平均で101%となっている。つまり、待機者全体を施設に収容するためには、現在の倍の施設定員が必要となる（ただし、あくまで「申込者数」なので、その全てがすぐに入所が必要であるというわけではない）。都市部では特に待機者が多く、例えば東京都や神奈川県では126%となっている。

² 特定の自治体を対象に調査を行ったものとしては、仙台市・北九州市、江戸川区、市川市などを対象としたエイジング総合研究センター（1991, 1998, 2000）等が存在する。

³ 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県の1都3県の市区町村（島しょ部を除く）を対象としている。

を明らかにした。また、前期高齢者は東京圏から流出し、後期高齢者は流入していることを明らかにしている。

しかし、中澤(2007)には残された課題も数多く存在している。高齢者の移動傾向は大都市圏である東京圏のみの特異な現象なのか、全国的に確認される、もしくは特定の性質を持った自治体において確認されるものなのかが明らかになっていない。また、どのような自治体で前期・後期高齢者が増加しているかも検討する必要がある。本稿では、このような問題意識に基づき、高齢者の移動と介護要因に関して全国市区町村レベルでの検討を行う。

本稿の構成は以下の通りである。第2節では中澤(2007)の分析を拡張し、全国市区町村別に年齢階層別の純社会増加数・純社会増加率を算出し⁴、都道府県レベルで集計して年齢別の移動傾向を大きく把握する。さらに、全国市区町村を大都市圏と地方圏に分け、大都市圏の移動傾向を把握する。第3節では、全国市区町村と大都市圏ごとに介護サービス変数を用いて推定を行い、高齢者の移動と介護サービス水準との関係を明らかにする。最後に第4節でまとめとする。

1. 全国市区町村別・年齢階層別純社会増加数の算出

1.1. 算出手順

本稿の問題意識は、措置制度から介護保険制度へ移行し、施設やサービス選択が従来よりも緩和された近年の高齢者の移動傾向を全国の基礎自治体レベルで把握することにある。しかし、その観点からすると、現在公開されている統計データでは市区町村ごとの年齢階層別移動数を把握することはできない⁵。そのため、既存の統計データを組み合わせることによって、データ上の接近を図る必要がある。そこで、中澤(2007)と同様の手法を用いて、2000年以降の『住民基本台帳人口要覧』(総務省)における市区町村別・年齢階層別人口と『人口動態統計』(厚生労働省)における市区町村別・年齢階層別死亡者数のデータを組み合わせることによって、全国市区町村に関して各年齢階層別純社会増加数を算出した⁶。以下、算出の手順を説明する。

『住民基本台帳人口要覧』における年齢階層別人口は5歳刻みとなっている。つまり、ある年のある年齢階層人口は5年後には全て1つ上の年齢階層に入れ替わることになる。2000年段階でのある市区町村のある年齢階層人口と、5年後の2005年における同市区町村の1つ上の年齢階層人口を比較した際に生じる人口のずれは、「死亡者」と「流入・流出者」に分解される。そこで、次に

⁴ 純社会増加数=流入者数-流出者数。純社会増加率=5年間の純社会増加数/5年前の1つ下の階層人口。

⁵ 市区町村レベルでの人口移動が把握できる統計資料は『国勢調査報告』(総務省)、『住民基本台帳人口要覧』(総務省)、『全国人口移動調査』(国立社会保障・人口問題研究所)、『介護保険事業状況報告』(厚生労働省)などが存在するが、介護保険制度施行以降の後期高齢者の移動を把握できるものではない。

⁶ 移動数の算出方法に関しては、住民基本台帳のデータを用い、死亡者数を平均死亡率等から推計するコーホート算出法も存在する。しかし、本稿のように実際の死亡者数を用いたほうが精度は高いと考える。

『人口動態統計』データを用いて 2000 年から 2004 年までの死者を算出する⁷。例えば、ある市区町村の 55-59 歳人口の変動は以下の式で定義される⁸。

$$N_{60-64}^{2005} - N_{55-59}^{2000} = -(D_{55-59}^{2000} + D_{56-60}^{2001} + D_{57-61}^{2002} + D_{58-62}^{2003} + D_{59-63}^{2004}) + (IM - OM)_{55-59}^{2000-2005} \quad (1)$$

ここで、 N は人口、 D は死者数、 IM は流入者数、 OM は流出者数を示している。また、上添字は調査年を表しており、下添字は年齢階層である。以上のように分解し、データを組み合わせることで 2000 年から 2005 年までの各年齢階層別純社会増加数(流入者と流出者の差)が得られる。純社会増加数を NM として(1)式を書き直すと、次のように表すことができる。

$$NM_{55-59}^{2000-2005} = (IM - OM)_{55-59}^{2000-2005} = (D_{55-59}^{2000} + D_{56-60}^{2001} + D_{57-61}^{2002} + D_{58-62}^{2003} + D_{59-63}^{2004}) + N_{60-64}^{2005} - N_{55-59}^{2000} \quad (2)$$

このように、流入者、流出者を分離することは不可能ではあるが、市区町村ごと、年齢階層ごとで純社会増加数を得ることができる⁹。

データの構築にあたって、データ年度が 2000 年から 2005 年にわたっているが、この期間は平成の大合併によって市町村数が大幅に減少している。この問題に対処するために、2000 年の人口データおよび 2000 年から 2004 年までの死者データに関しては、2005 年 4 月 1 日時点の自治体に合併・編入する作業を行った。

1.2. 都道府県別の移動傾向

図 1 は、算出した年齢階層別の純社会増加数のうち、後期高齢者の移動(純社会増加数)を都道

⁷ 『住民基本台帳人口要覧』は調査年の 3 月 31 日現在の人口、『人口動態統計』は調査年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までの死者数である。そのため、死者データは 2000 年から 2004 年までを用いた。また、データ取得期間の都合上、死者は前後 3 ヶ月分のずれがある。

⁸ 『人口動態統計』の死者データは 5 歳刻みのため、1 歳ごとの死者数を知ることはできない。そこで、以下の操作を行い 1 歳刻みのデータに変換した。まず、各年齢階層の中位年齢(30-34 歳なら 32 歳)における死者数を、年齢階層全体の死者数の単純平均値であると仮定する。たとえばある自治体の 30-34 歳階層で死者数が 100 人ならば、 $100 \div 5 = 20$ 人が 32 歳の死者数とする。同様の作業を隣接する年齢階層で行い、各年齢層の中位年齢死者数からの距離で各年齢の死者数を決定する。隣接する 35-39 歳階層の死者数が 200 人である場合、中位年齢 37 歳の死者数は $200 \div 5 = 40$ 人となる。このとき、33 歳の死者数は 32 歳、37 歳からの距離に応じて $20 \times (4/5) + 40 \times (1/5) = 24$ 人となる。同様に 35 歳死者数は、 $20 \times (2/5) + 40 \times (3/5) = 32$ 人となる。

⁹ ただし、2000 年から 2005 年までに流入し、2005 年以前に死亡した人については、死亡データのみがカウントされる。従って自然減が過大(社会増加が過小)に計算されている可能性が存在する。

府県レベルで集計し図示したものである。

<図1を挿入>

図1から、後期高齢者の純社会増加数がプラスとなっている都道府県は、北関東および南関東の各県、愛知県および大阪府周辺の各県となっている。この傾向から、後期高齢者に関しては大都市部周辺の自治体へ移動していることが示唆される。なお、東京都全体で6,569人、大阪府全体では2,496人減少している。しかし、東京都特別区（23区）における後期高齢者の純社会増加数をみると16,606人の減少、大阪市では4,846人の減少となっている。つまり、特別区や大阪市における純流出者数は東京都や大阪府全体単位で集計した純流出者数を上回っており、中心地区を除いた東京都と大阪府の市町村における後期高齢者の純社会増加数は増加していることが分かる。このような傾向から、後期高齢者は中心地区から郊外へ移動する都市圏内部の移動と、地方部から大都市近郊への移動という2つの流れがあると考えられる。

次に、図2は前期高齢者の移動を示したものである。

<図2を挿入>

前期高齢者に関しては、大都市部からの流出傾向が顕著であることが分かる。一方で、関東や長野・山梨、九州・四国などの地方で増加傾向にある。これは退職に伴うUターンと考えられる。高齢者の移動パターンを比較すると、後期高齢者は都市部（大都市周辺部）への流入、前期高齢者は地方への還流と異なる傾向を見せてていることが分かる。これは、後期高齢者に関して、より利便性の高い地域へと移動する傾向、もしくは近親者による呼び寄せが行われている可能性があると考える。

前期高齢者および後期高齢者の移動傾向から、中澤（2007）において東京圏を対象として示した結果と同様の傾向が愛知や大阪といった他の都市圏でも確認される可能性が強い。そこで、次に3大都市圏に関してより詳細に高齢者の社会移動を確認していく¹⁰。また、同一都道府県内であっても、自治体によって純社会増加数は大きく異なるだろう。北海道全体の社会移動と札幌市の社会移動は必ずしも同一傾向を示すわけではない。そこで、3大都市圏以外の政令指定都市、中核市に関しても取り上げ、検討する。

1.3. 3大都市圏・大都市における高齢者の社会移動

表1は、3大都市圏・政令指定都市・中核市における退職年齢人口¹¹、前期高齢者、後期高齢者

¹⁰ 3大都市圏の設定に関しては国土交通省の定義を用いている。具体的には、東京圏は埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県の各市区町村、名古屋圏は愛知県と三重県の各市町村、大阪圏は京都府・大阪府・兵庫県の各市町村より構成される。

¹¹ 本稿において退職年齢人口は55歳から64歳と設定している。国立社会保障・人口問題研究所が2001

に関して純社会増加数をまとめたものである。

<表1を挿入>

3大都市圏をみてみると、退職年齢人口および前期高齢者に関しては大幅な流出超過になっているのに対して、大阪圏を除いて後期高齢者は流入超過となっている。より詳細にみていくと、先に述べたように中心都市である特別区・名古屋市・大阪市に関しては一貫して流出超過となっており、これらの都市および圏内の政令指定都市を除いた市町村における後期高齢者は大幅な流入超過となっている。後期高齢者については、3大都市圏全体で16,530人の流入超過となっており、中心都市からの流出を吸収し¹²、なお都市圏外から流入してきていると考えられる。

大阪圏の後期高齢者に関しては流出超過となっており、大阪市からの流出を吸収し切れてはいない。しかし、大津地域を中心とした滋賀県・奈良県・和歌山県などを含めれば流入超過に転じている。

次に、3大都市圏以外の政令指定都市・中核市に注目しよう。3大都市圏の中心都市と政令指定都市は一部異なるものの、似た移動傾向を持っていることが分かる。これらの大都市は、就学や就業の拠点として人生の前半期を過ごし、後半期に去っていく場所であると考えられる。しかし、政令指定都市も地方によって移動パターンが異なっている。

例えば、札幌市では前期高齢者が3,165人、後期高齢者が4,594人と他の政令指定都市と比較して大幅な流入超過となっている。札幌市を除く北海道内市町村の後期高齢者は5,132人の流出超過となっており、札幌市一市で北海道の後期高齢移動者のほとんどを吸収していることになる。このような札幌市の状況を説明したものとして、武智(1996)が挙げられる。武智(1996)は介護保険制度施行以前の札幌市を例に、高齢者の社会的入院として呼び寄せ問題を論じている。冬季の生活が厳しく、医療過疎の地域が多い北海道において、冬季に札幌市に住民票を移すことで高齢者(多くは親)を札幌市内の介護福祉施設ないし病院に社会的入院をさせることがあると指摘し、これを(札幌市に住む子が親を呼び寄せる)「呼び寄せ介護」と説明している。

札幌市の例だけでなく、地方(中核)都市が後期高齢者の流入先になっていることは十分に考えられる。「中核市計」は3大都市圏以外の中核市の年齢階層別純社会増加数を集計したものとなっている。表から明らかなように、後期高齢者が大幅な流入超過となっている。このうち、秋田県・石川県・長野県・岡山県では中核市の後期高齢者純社会増加数が県全体の純社会増加数を上回っている。つまり、これらの県では中核市を除いた社会移動は純減であることを示している。

表2および表3は、全国の政令指定都市、中核市の年齢階層別純社会増加数を示したものである。

年に行った『第5回人口移動調査』によれば、この年齢階層における移動要因として最も高いのは「定年退職に伴うもの」であり、「大都市圏から非大都市圏」への移住傾向が強いとしている。第4回調査(1996年)、第5回調査(2001年)いずれも、55歳から64歳男性の移動要因1位は定年退職に伴うものとなっており、特に第5回調査の55-59歳では41.7%にのぼっている。

¹²もちろん、全ての流出者を周辺自治体が吸収しているわけではない。

政令指定都市と中核市を比較すると、明確に移動傾向が異なることが分かる。政令指定都市は（特別区も同様に）就学・就業年齢人口において大幅な流入超過となっている。一方で、退職年齢・前期高齢人口になると流出超過となる。しかし、中核市は全体として一貫して流出超過であるが、後期高齢者になると流入に転じている。全体の傾向として、一部大都市に若年移動者が集中していること、中核都市は3大都市圏の周辺都市と同様に、後期高齢者の受け皿となっていることが伺える。

<表2を挿入>

<表3を挿入>

その他、特徴的な自治体としては、愛知県では名古屋市に次いで就業・就学年齢層の流入超過が大きいのが豊田市・刈谷市といったトヨタ自動車系列の企業城下町となっており、トヨタ自動車とその下請け企業の好業績を示す一例ともなっている。一方で財政破綻宣言をおこなって注目されている北海道夕張市は全年齢で流出超過となっている。これは北海道赤平市や九州の旧炭坑地区も同様である。

1.4. 高齢者の社会増加傾向：まとめ

ここまで、全国市町村の年齢階層別の純社会増加数を算出し、都道府県・3大都市圏などのカテゴリー別にその傾向を把握してきた。ここでは簡単にその結果をまとめる。

都道府県単位で集計した年齢階層別の純社会増加数をみると、中澤(2007)で行った東京圏における分析結果と同様の傾向が他の大都市圏でもみられる可能性があることが示された。すなわち、東京圏だけでなく名古屋圏や大阪圏においても、退職年齢・前期高齢者層に関しては流出超過となり、後期高齢者に関しては流入超過となっている。大阪圏に関しては流出超過となっているが、大阪市を除くと流入超過となる。特別区・名古屋市・大阪市など中心都市は後期高齢者に関しては流出超過となっているが、それ以外の市町村（周辺自治体）は大幅な流入超過となっている。

この結果から、大都市圏の周辺自治体は中心都市からの流入と大都市圏以外からの流入が併存していると考えられる。後期高齢者の移動に関しては、就学・就労や退職に伴う移動と明確に異なる傾向を示していることから、これらが要因とは考えにくい。要介護リスクが相対的に高い後期高齢者の移動要因としては、中心部からのものは施設介護サービスを求めること、地方からの流入に関しては子供による「呼び寄せ」が存在するのではないかと考える。この点に関しては次節で分析を進める。

次に、政令指定都市および中核市に関しても考察を行った。政令指定都市に関しては、就学・就業年齢で流入超過となり、逆に退職年齢を中心に流出超過となる。本稿で中心都市として設定した特別区・名古屋市・大阪市はいずれも後期高齢者に関しては流出傾向である。後期高齢者に関しては千葉市や横浜市、神戸市で流入超過になっており、必ずしも政令指定都市間で一様ではない。これらの都市は特別区や大阪市など中心都市と近接した大都市であり、中心都市からの流入が起こっているのかもしれない。また、札幌市は25～34歳を除いて流入超過、北九州市は一貫して流出超

過など、都市ごとに傾向が異なっている。中核市に関しても個々の自治体で異なる部分があるが、全体の傾向としては就学年齢から前期高齢者に至るまで一貫して流出超過、後期高齢者に関してのみ流入超過となっている。地方中核都市もまた、後期高齢者の受け皿となっている可能性がある。

2. 介護移住の推定

2.1. 高齢者の社会増加が多い自治体と少ない自治体

ここまで、高齢者の移動傾向は前期高齢者と後期高齢者で異なる可能性を指摘してきた。本稿では、特に介護が必要な状態になるリスクが高く、就業や就学、退職といった移動要因が当てはまりにくい後期高齢者に注目している。そこで、本節では後期高齢者の社会増加（減少）が顕著な自治体を取り上げ、その特徴を把握する。これまで主として純社会増加数について検討してきたが、移動数は自治体の人口規模と関係を持っている。そこで、純社会増加率（純社会増加数を 2000 年段階での 5 歳前階級人口で除したもの）も同時に検討する。後期高齢者の純社会増加数・純社会増加率上位 10 自治体と下位 10 自治体を取り上げたのが表 4 から表 7 である。

<表 4 を挿入>
<表 5 を挿入>
<表 6 を挿入>
<表 7 を挿入>

純社会増加数の多い 10 自治体は、人口規模の大きい政令指定都市が中心となっている。その中で、人口 10 万人台の青梅市と日野市が特徴的である。その次に人口規模が小さい柏市でも 30 万人台であることから、人口規模に比して多くの高齢者が流入していることが分かる。これら 2 市は東京都西部に位置し、多くの介護老人福祉施設が存在していることが要因ではないかと考える。

一方、純社会増加数が少ない（流出が多い）自治体も大都市である。大都市でも社会移動の傾向が大きく異なっていることが明らかであるが、これまで述べてきたように、各都市圏の中心地区からの流出傾向を考えることができる。例えば、横浜市や千葉市は政令指定都市であるが、さらに規模の大きい特別区からの流出人口を吸収しているのではないだろうか。このような想定に対しては、横浜市や千葉市と同様に特別区の周辺に存在する大都市である、さいたま市の流出が大きいという指摘がされるだろう。しかし、高齢者（65 歳以上人口）1 人あたりの介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）定員数をみてみると、横浜市で 0.01、千葉市が 0.014 と高齢者人口の 1% を上回っているのに対して、さいたま市は 0.007 と低水準にある¹³。特別区の平均は 0.009 であり、流入数

¹³ 高齢者人口に対して 1 % の整備水準は、老人保健福祉計画の策定において旧厚生省が示した「参酌す

が多い自治体は特別区よりも施設定員が相対的に充実しているのである¹⁴。

純社会増加率に関してみてみると、上位・下位いずれも人口規模が小さい町村が並んでいる。これは人口が少ないために微少な移動の影響を大きく反映した結果であると考えられる。しかし、青梅市や日の出町は人口規模が大きいことから、人口に比して多くの後期高齢者が流入していることが分かる。上位 10 位以降でも、東京都檜原村やあきる野市、瑞穂町や稻城市、日野市などが上位に入ってくる。一方、下位には特別区の各自治体のほか、夕張市や上砂川町、三笠市など旧産炭地域が入ってきている。

中澤(2007)で指摘したように、また、さいたま市と横浜市・千葉市における後期高齢者の社会移動傾向の違いを類推したように、各自治体の介護福祉施設の定員の充実度は後期高齢者の移動要因となっていると考える。そこで、表 8 では、2000 年時点における高齢者あたりの介護老人福祉施設定員上位 10 自治体を示した。

<表 8 を挿入>

表 8 に登場する自治体をみると、表 6 で示されている後期高齢者純社会増加率が高い自治体と同じ自治体が多く登場している。高齢者あたりの介護老人福祉施設定員は 2000 年段階、社会増加は 2000 年から 2005 年であることから、流入者の増加によって（もしくは同時に）施設定員が増加したという関係は成立しない。やはり、後期高齢者は施設が相対的に（量的に）充実した自治体へ移動していると類推できる。

以上の考察を基盤として、次に、各市区町村の施設介護サービス等の変数と高齢者の純社会増加率を用いることで、介護サービス水準と高齢者の移動について推定を行う。

2.2. 市区町村介護サービス変数と高齢者の社会増加

人口移動と地域（政策）変数との関係を示した先行研究の多くは、Tiebout(1956)の足による投票仮説の理論的・実証的検討を中心に行われてきた。初期の実証研究としては、Oates(1969)による資本化仮説の検証や、Cebula and Korn(1975)、Cebula(1978, 1979)による直接的な人口移動の推定が行われてきた。それ以後も福祉サービス格差の地域間格差と人口移動の実証研究が数多く進められている。具体的な対象としては、福祉政策に対する人種や所得別の人団体移動、AFDC(Aid to Family with Dependent Children)の受給条件の州間での差異と人口移動などが検討の対象となっている¹⁵。

べき標準」であり、一応の整備の目安と考えられる。介護保険導入以前は、横浜市や千葉市もこの水準を大きく下回っていたが、2000 年までに大幅に拡充されている。一方、現在のさいたま市に関しては、整備が相対的に立ち後れている。

¹⁴ 川崎市も純社会増加数は正であり、高齢者あたり施設定員は 0.01 と特別区平均を上回っている。

¹⁵ Southwick(1981)、Gramlich and Laren(1984)、Blank(1988)、Islam(1989)、Enchautegui(1997)、Borjas(1999)等の研究では、福祉プログラムの水準と対象者の移動に正の関係を得ている一方で、Schroder(1995)、Levine and Zimmerman(1999)等は明確な効果が得られていないとしている。このよ

わが国における Tiebout 仮説の実証研究としては、資本化仮説の視点から分析を行ったものとして Sakashita and Hirao(1999)、最近の研究としては近藤・寺井・高間(2007)などが存在する。これらの研究は、わが国においてもある程度、資本化がなされると結論づけている¹⁶。一方、直接人口移動を対象とした研究蓄積はわが国においては進められておらず、特に高齢者の人口移動を対象とした研究は筆者らの知る限り存在しない。そこで、本稿では中澤(2007)に引き続き、これまで示してきた大都市圏や自治体の高齢者移動傾向を踏まえ、市区町村ごとの施設介護サービス水準と前期高齢者・後期高齢者の移動の関係について推定を行う。

本稿では、全国自治体の前期高齢者・後期高齢者の純社会増加率を被説明変数に採用し、施設介護サービス変数や人口構成を説明変数とし、線形の推定式で両者の関係を考察する。本稿で施設サービスのみに注目するのは、在宅サービスのデータが入手困難であることに加えて、特に後期高齢者にとって、相対的に充実した在宅介護サービスを受けるために新たな市区町村で居住する場所を探して移動するというインセンティブは低いと考えられるからである。また、武智(1996)が指摘するように、親の呼び寄せに関しても、都市部の住宅事情も考慮して必ずしも同居を選択するわけではなく、「比較的距離の近い（顔を見せる事が可能な）施設」への入所という方法をとることが多いと考える¹⁷。さらに、親を呼び寄せる要因としては、身体的に地方での独り暮らしが困難となったからというのが最も強く、この点からも施設サービスが選好されると想定した。

施設サービス、例えば介護老人福祉施設の運営主体の9割以上は社会福祉法人となっている。よって、本稿が想定する自治体間の施設サービス量の格差とは、公的に供給されるサービス量の格差ではなく、社会福祉法人等によって提供される施設サービス量の自治体間格差であり、高齢者はその差に反応すると想定している。ただし、施設建設・運営に関しては市町村計画・県計画との整合性や、行政との連絡・調整、さらに許認可を必要としている。また、土地の取得や建設において多額の補助金が投入されている。施設設置の意志決定においては市町村や県の意向が反映されると考えられる。

高齢者の移動データが 2000 年から 2005 年の間の移動数であることを踏まえ、因果関係の問題に対処するため、説明変数は 2000 年段階のものを採用した。推定式は以下に示す通りである。

うに対立する見解は存在するものの、おおむね地域間の福祉格差は人口移動要因となりえるという結果が得られている。これらの移動研究を紹介したものとしては、林(2006)、西川・林(2006)等も参照された。また、Tiebout 仮説の実証研究に関しては、Dowding, John and Biggs(1994)が詳細なサーベイと分類を行っており、長峯(1998)においても紹介されている。

¹⁶ 直接的に資本化の有無を検証してはいないが、資本化仮説を背景に持った研究も存在する。また、異なるアプローチとしては、住民の公共サービスに対する同質性を検証した Gramlich and Rubinfeld(1982)があり、このアプローチをわが国に適用したものとして矢吹(1993)がある。

¹⁷ 武智(1996)は、介護保険制度施行以前の札幌市を例に高齢者の社会的入院として呼び寄せ問題を論じている。介護保険制度は社会的入院解消を目的の一つとしているが、病院を介護施設に置き換えれば同一の説明が可能である。

$$RNM_i^t = \beta_1 + \beta_2 tokuyo_i + \beta_3 rouken_i + \beta_4 ryouyo_i + \beta_5 bed + \beta_6 setai_i + \beta_7 aged_i + \beta_8 Dummy_i + \varepsilon_i \quad (3)$$

ここで、 RNM_i^t は純社会増加率であり、添字 i は自治体、 t は年齢階層を示している。年齢階層は 65 歳から 74 歳の前期高齢者と、75 歳以上の後期高齢者サンプルに分けて推定を行う。 $tokuyo$ は介護老人福祉施設定員、 $rouken$ は介護老人保健施設定員、 $ryouyo$ は介護療養型医療施設病床数を示しており、いずれも各自治体の 65 歳以上人口で除している。すなわち、これらの変数は各施設の量的な充実度を示している。また、 bed は住民 1 人あたり一般病院・診療所病床数であり、地域の医療サービスの充実度を表す指標として採用した。社会的入院の代理指標ともなると考える。さらに、平均世帯人員を $setai$ 、高齢単身世帯比率（全世帯数に占める高齢単身世帯数）を $aged$ とした。前者は家庭内扶養機能の強さを、後者は逆の動きを想定している。単身高齢者は家族からの呼び寄せや施設への移動に伴い自治体から流出するのではないかと考えている。また、 $Dummy$ は複数導入している。これまでの検討結果を踏まえ、政令指定都市、中核市、東京圏、名古屋圏、大阪圏それぞれに該当する自治体にダミーを設定した。

なお、本稿では中澤(2007)で採用したいくつかの変数を除外している。まず、中澤(2007)がアメニティを表す変数として採用した都市公園面積は、特に農村部ではあまり意味のある変数とはいえないことから除外した。次に、2000 年から 20005 年までに施設が建設されたことを示す建設ダミーは、因果関係の特定に問題を残すため除外した。最後に、要介護・要支援認定者は、全国を対象とした場合では一部事務組合や広域連合単位で集計されているため、サンプルの整合性の観点から除外した¹⁸。また、中澤(2007)でも示したように、介護福祉サービスの受益に対して負担を示す変数と考えられる介護保険料に関しても、導入していない。これは、介護保険施行時点における第一期介護保険料の市町村データが全国的に公開されていないからである。改定後の第二期データに関しては入手可能であるが、因果関係の問題が生じるために導入していない。

各変数のデータ出典は表 9、基本統計量は表 10 に示す通りである。

<表 9 を挿入>

<表 10 を挿入>

2.3. 推定結果

まず、全国 2,522 市区町村を対象に推定を行った。推定方法は OLS である。表 11 および表 12 は、推定結果をまとめたものである。

¹⁸ 例えば、福岡県の福岡介護保険広域連合は 12 支部、39 市町村から構成される巨大な広域連合であり、これらの市町村を 1 つのものとして扱うのは妥当ではないと判断した。

<表 11 を挿入>

<表 12 を挿入>

前期高齢者と後期高齢者の推定結果を比較すると、前期高齢者サンプルの当てはまりは非常に低く、世帯構成と東京圏ダミー以外は有意な結果とならなかった。一方、後期高齢者の推定結果は、多くの変数で有意となっており、符号条件も想定通りであった。特に、介護老人福祉施設設定員の水準が、後期高齢者の重要な移動要因となっていることが伺える。また、平均世帯人口が正、高齢単身世帯比率が負という結果は、家庭内扶養機能が強い地域では流出が相対的に少なく、高齢単身世帯が多い地域からは流出が起こっていることを示している。これは、単身で生活することが困難な高齢者が、呼び寄せや介護移住によって流出しているからではないかと考える。さらに、中核市ダミー、3大都市圏ダミーはいずれも正であり、地方中核都市や大都市圏への流入が起こっていることが示される。住民1人あたり病床数も10%水準ではあるが有意であり、医療が（量的に）充実した自治体への移動があると考えられる。この結果のみで判断することはできないが、社会的入院の可能性も否定できないだろう。

次に、3大都市圏別に後期高齢者の社会増加について推定を行った。推定結果は表13から表15で示す。

<表 13 を挿入>

<表 14 を挿入>

<表 15 を挿入>

推定結果は東京圏における当てはまりが非常に高くなっている。また、3大都市圏共通の結果となったのは、介護老人福祉施設設定員と高齢単身世帯比率である。特に、介護老人福祉施設設定員は、全国市区町村を対象とした推定結果よりも係数がいずれも大きくなってしまっており、大都市圏高齢者はより敏感に施設水準に反応することが分かる。これは、大都市圏は相対的に家庭内扶養機能が弱体化しており、さらに施設介護サービスの供給量が圧倒的に不足しているため、施設に入所することが容易な自治体へ移動していることを示している。また、高齢単身世帯比率が負となったのも、先に説明したように、単身で生活することが困難な高齢者が、呼び寄せや介護移住によって流出しているからと解釈できる。なお、大阪圏において療養型医療施設が有意となっている。この点に関しては大阪圏に特有の事情が存在するのかもしれないが、本稿では明確な理由を見つけることはできなかつた。

最後に、3大都市圏以外の市町村について同様に推定を行った。推定結果は表16で示す。

<表 16 を挿入>

推定の結果、3大都市圏以外の市町村に関しても後期高齢者の移動要因として介護福祉施設の水

準が強く働いていることが明らかになった。この結果から、高齢者の介護移住傾向は特に大都市圏で強いものの、大都市だけではなく全国的な現象であることが分かった。また、大都市圏と比べて病床数が有意に効いていることから、医療を求める移動、もしくは社会入院は、大都市部よりもそれ以外の地域で強く起こっていることが示唆される。

以上の結果から、高齢者の介護移住は東京圏だけでなく全国的に発生していること、特に大都市圏でその傾向が強いことが明らかになった。

3. おわりに

高齢者が増加し、家庭内扶養機能が弱体化する一方で、わが国の施設サービス整備水準は依然として低いことが指摘されてきた。このような背景のなかで、より良い介護サービスや施設入所の可能性を求めて高齢者が移動する「介護移住」や、単独で生活することが困難になった高齢者を引き取る「呼び寄せ」が活発になるのではないかという問題意識のもと、わが国ではほとんど顧みられることができなかった高齢者の社会移動について実証的な考察を行った。具体的には、独自に統計資料を組み合わせることで、年齢階層別の純社会増加数を全国市区町村に関して作成し、分析を行った。

全国市区町村の、特に介護が必要となるリスクが高く、就学や就業・退職に伴う移動とは無縁な後期高齢者に注目し、社会増加の傾向を把握した。後期高齢者は前期高齢者と移動傾向が明確に異なり、大都市中心部からの流出、大都市周辺自治体への流入、地方中核都市への流入というパターンを持つことが分かった。このことから、後期高齢者を呼び寄せる行動があるのではないかと指摘した。

次に、自治体の介護サービス変数を用いて推定を行った。推定の結果、施設介護サービスの充実した自治体へ後期高齢者が移動する「介護移住」は、一部の都市圏だけではなく全国的に確認される事が分かった。そして、3大都市圏では特に強くその傾向が見られることも明らかとなった。

団塊の世代の高齢化などを踏まえると、この傾向はますます強まっていくと考える。地域の介護サービスのあり方や介護政策を考える上で、今後、高齢者の介護移住という要因を無視することはできなくなるだろう。東京都は郊外の施設建設の補助率を変更するなど、施設立地を誘導しようとして試みている。また、財政面では住所地特例が設けられているが、移動の増加とともに、現行の介護保険・保険者の枠組みが妥当なのか議論する必要があるだろう。

最後に今後の課題を述べる。今回の分析では因果関係の問題が生じるとして推定から除外した介護保険料や施設建設についても、内生性を考慮しつつ推定を行う必要がある。また、高齢者の移動に関して、「数」と「比率」どちらで議論すべきかという点に関して、検討する必要があるだろう¹⁹。施設に関しても、民間の有料老人ホーム等を加えていき、自治体に存在している施設サービス量を総合的に検討する必要がある。

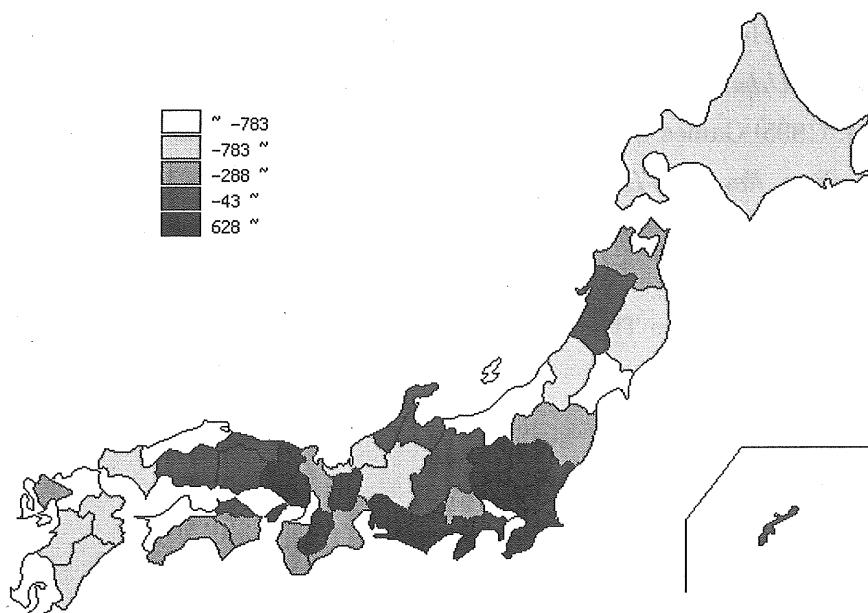
¹⁹ 参考として、社会増加数を被説明変数とした推定結果を表17および表18で示している。

参考文献

- 近藤春生・寺井順一・高間茂治(2007)「都市財政の資本化に関する実証分析」財務省財務政策総合研究所ディスカッションペーパーシリーズ No.07A-13.
- 武智秀之(1996)『保健福祉の広域行政権構想：モデルなき福祉社会の模索』自治総研ブックレット, No.48.
- 中澤克佳(2007)「高齢者の地域間移動要因の実証分析」『財政研究』第3号, pp.142-159.
- 長峯純一(1998)『公共選択と地方分権』頸草書房.
- 西川雅史・林正義(2006)「政府間財政移転の実証分析」『フィナンシャル・レビュー』No.82, pp.197-222.
- 林正義(2006)「再分配政策と地方財政」『フィナンシャル・レビュー』No.82, pp.138-160.
- 矢吹初(1993)「地方政府の歳出構造の均一性について:わが国における実証的考察」『公共選択の研究』第21号, pp.54-60.
- Blank, R.M. (1988) The Effect of Welfare and Wage Levels on the Location Decisions of Female-Headed Households, *Journal of Urban Economics*, 24, pp.186-221.
- Borjas, G.J. (1999) Immigration and Welfare Magnets, *Journal of Urban Economics*, 17, pp.607-637.
- Cebula, R.J. (1978) An Empirical Note on the Tiebout-Tullock Hypothesis, *Quarterly Journal of Economics*, 92, pp.705-711.
- Cebula, R.J. (1979) A Survey of the Literature on the Migration-Impact of State and Local Government Policies, *Public Finance*, 34, pp.69-84.
- Cebula, R.J. and Korn, R.M. (1975) Public Policies and Migration Patterns in the United States, *Public Finance*, 30, pp.186-196.
- Dowding, K., John, P. and Biggs, S. (1994) Tiebout: A Survey of the Empirical Literature, *Urban Studies*, 31, pp.767-797.
- Enchautegui, M.E. (1997) Welfare Payments and Other Economic Determinants of Female Migration, *Journal of Labor Economics*, 15, pp.529-554.
- Gramlich, E.M. and Laren, D.S. (1984) Migration and Income Redistribution Responsibilities, *Journal of Human Resources*, 19, pp.489-511.
- Gramlich, E. and Rubinfeld, D. (1982) Micro-Estimates of Public Spending Demand Functions and Tests of the Tiebout and Median-voter Hypothesis, *Journal of Political Economy*, 90, pp.536-560.
- Islam, M.N. (1989) Tiebout Hypothesis and Migration-impact of Local Fiscal Policies, *Public Finance*, 44, pp.406-418.
- Levine, P.B. and Zimmerman, D.J. (1999) An Empirical Analysis of the Welfare Magnet Debate Using the NLSY, *Journal of Population Economics*, 12, pp.391-409.
- Oates, W.E. (1969) The Effects of Property Taxes and Local Public Spending on Property

- Values: An Empirical Study of Tax Capitalization and the Tiebout Hypothesis, *Journal of Political Economy*, 77, pp.957-971.
- Sakashita, N. and Hirao, M. (1999) On the Applicability of the Tiebout Model to Japanese Cities, *Review of Urban & Regional Development Studies*, 11, pp.206-215.
- Schroder, M. (1995) Games the States Don't Play: Welfare Benefits and the Theory of Fiscal Federalism, *Review of Economics and Statistics*, 77, pp.183-191.
- Southwick Jr., L. (1981) Public Welfare Programs and Recipient Migration, *Growth and Change*, 12, pp.22-32.
- Tiebout, C.M. (1956) A Pure Theory of Local Expenditures, *Journal of Political Economy*, 64, pp.416-424.

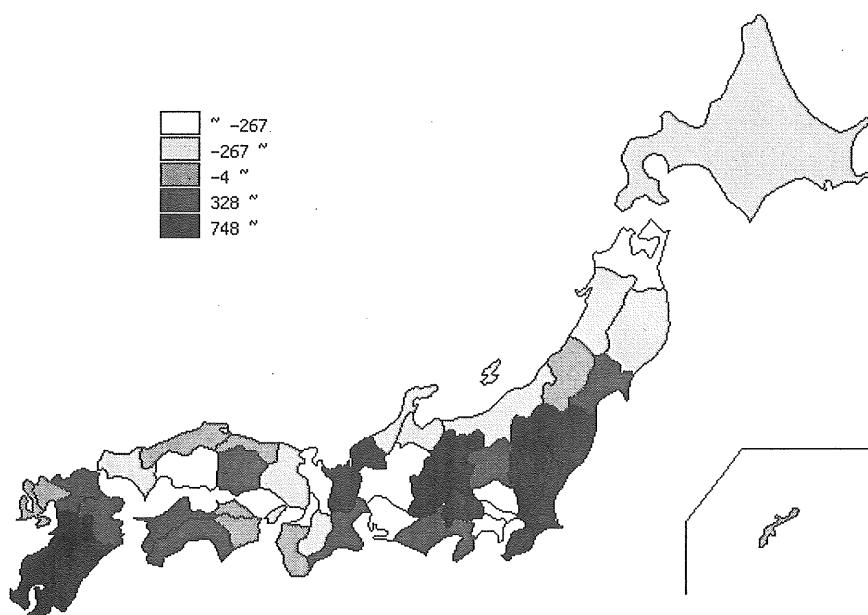
図1 後期高齢者（75歳以上）純社会増加数



注)『住民基本台帳人口要覧』、『人口動態統計』より作成。

地図は Map of Japan (<http://aoki2.si.gunma-u.ac.jp/map/map.html>) より作成。

図2 前期高齢者（65-74歳）純社会増加数



注)『住民基本台帳人口要覧』、『人口動態統計』より作成。

地図は Map of Japan (<http://aoki2.si.gunma-u.ac.jp/map/map.html>) より作成。

表1 3大都市圏・政令指定都市・中核市の純社会増加数

		55-64歳	65-74歳	75歳以上
3大都市圏	全体	-56,530	-27,045	16,530
	特別区+政令市	-32,033	-21,611	-18,752
	上記以外の都市	-30,889	-7,944	31,027
	町村	6,391	2,511	4,255
東京圏	全体	-32,839	-13,375	15,851
	特別区	-19,088	-18,377	-16,606
	特別区+政令市	-27,744	-20,022	-13,121
	上記以外の都市	-9,739	3,770	25,554
	町村	4,644	2,877	3,418
名古屋圏	全体	-3,442	-1,702	1,335
	名古屋市	-3,226	-427	-1,342
	上記以外の都市	-893	-746	2,278
	町村	677	-530	399
大阪圏	全体	-20,249	-11,967	-656
	大阪市	-1,660	-2,385	-4,846
	大阪市+政令市	-1,064	-1,162	-4,288
	上記以外の都市	-20,256	-10,969	3,195
	町村	1,071	164	438
上記以外				
政令指定都市	札幌市	4,051	3,165	4,594
	仙台市	-1,008	43	-818
	広島市	-2,033	-497	706
	北九州市	-1,159	-1,053	-2,440
	福岡市	-278	280	198
中核市計		-2,237	448	4,821

注)『住民基本台帳人口要覧』、『人口動態統計』より作成。

表2 政令指定都市における年齢階層別純社会増加数

	年齢階層						
	15-24	25-34	35-44	45-54	55-64	65-74	75-
札幌市	22,288	-3,098	997	2,650	4,051	3,165	4,594
仙台市	14,807	-9,111	-1,928	-958	-1,008	43	-818
さいたま市	9,563	10,405	1,930	1,157	-2,026	-1,265	-1,827
千葉市	6,246	1,289	2,793	590	-481	868	1,796
横浜市	32,523	32,347	11,398	3,401	-4,044	-262	3,246
川崎市	25,070	24,507	-7,411	-130	-2,104	-987	269
名古屋市	15,660	5,719	-1,234	-1,116	-3,226	-427	-1,342
京都市	19,908	-14,990	-5,436	309	-390	-212	-1,040
大阪市	36,087	13,170	-7,484	1,883	-1,660	-2,385	-4,846
神戸市	6,523	237	5,898	2,111	987	1,434	1,598
広島市	2,485	3,081	-561	-1,471	-2,033	-497	706
北九州市	-696	-7,447	-1,031	-1,003	-1,159	-1,053	-2,440
福岡市	27,332	2,379	190	1,527	-278	280	198
政令指定都市計	40,765	-62,699	-12,610	5,762	5,715	17,081	16,701
東京都特別区	177,030	121,189	10,731	3,189	-19,088	-18,377	-16,606

注)『住民基本台帳人口要覧』、『人口動態統計』より作成。

表3 中核市における年齢階層別純社会増加数

	年齢階層						
	15-24	25-34	35-44	45-54	55-64	65-74	75-
旭川市	-2,088	-1,276	-372	-475	509	38	98
秋田市	-2,126	-172	324	-90	13	42	133
郡山市	-874	1,223	-71	-379	40	91	200
いわき市	-4,093	-19	-230	-153	320	70	-120
宇都宮市	-340	5,052	-161	-695	-706	-22	206
船橋市	6,027	3,913	-1,092	115	-1,101	-707	690
横須賀市	1,707	-3,319	-264	-565	-41	200	407
相模原市	8,166	1,225	-2,347	-133	-620	159	876
新潟市	-1,835	739	988	-89	-2	131	320
富山市	-631	-547	-129	-33	-23	71	46
金沢市	1,082	-1,629	-755	-720	-477	-130	191
長野市	-2,422	649	32	-392	71	9	257
岐阜市	-108	-1,790	160	-47	-388	-356	2
静岡市	-3,581	-1,836	-944	-911	-1,024	-588	-58
浜松市	-375	5,308	-339	-77	-107	123	369
豊橋市	140	-269	47	-169	-79	33	115
豊田市	3,905	-1,068	-1,971	-561	-831	-93	251
岡崎市	387	3,820	749	123	-13	38	-12
堺市	553	-2,508	-1,176	-1,029	-2,273	-1,131	238
高槻市	635	-3,798	-2,663	-563	-1,359	-535	291
東大阪市	3,164	-4,157	-2,095	-136	-1,168	-1,202	-334
姫路市	-686	-219	-1,078	-470	-463	-102	-124
奈良市	-353	-4,203	-986	-331	-421	167	429
和歌山市	-1,566	-2,389	-844	-571	-813	-248	44
岡山市	2,298	944	-76	-61	-77	94	411
倉敷市	282	99	218	-41	-90	-83	393
福山市	-2,497	674	-209	-329	-42	-52	272
高松市	-1,495	2,656	-570	-729	-498	-10	55
松山市	249	-1,247	893	-44	673	144	291
高知市	-231	1,012	80	-110	-128	89	90
長崎市	-5,080	-3,496	-801	-996	-619	-486	-459
熊本市	1,693	-1,103	-23	-750	-563	279	662
大分市	-1,863	84	714	62	-5	176	443
宮崎市	-1,936	815	499	-462	525	165	175
鹿児島市	-11,715	-2,598	1,204	-283	568	147	315
中核市計	-15,606	-9,433	-13,287	-12,098	-11,208	-3,480	7,162

注)『住民基本台帳人口要覧』、『人口動態統計』より作成。

表4 後期高齢者の純社会増加数：上位10自治体

後期高齢者社会増加数		
北海道	札幌市	4,594
神奈川県	横浜市	3,246
東京都	八王子市	1,985
千葉県	千葉市	1,796
東京都	青梅市	1,617
兵庫県	神戸市	1,598
東京都	町田市	1,259
東京都	日野市	1,075
神奈川県	相模原市	876
千葉県	柏市	825

注)『住民基本台帳人口要覧』、『人口動態統計』より作成。

表5 後期高齢者の純社会増加数：下位10自治体

後期高齢者社会増加数		
東京都	中野区	-1,184
東京都	杉並区	-1,290
東京都	新宿区	-1,314
愛知県	名古屋市	-1,342
兵庫県	尼崎市	-1,396
東京都	世田谷区	-1,634
東京都	大田区	-1,740
埼玉県	さいたま市	-1,827
福岡県	北九州市	-2,440
大阪府	大阪市	-4,846

注)『住民基本台帳人口要覧』、『人口動態統計』より作成。

表6 後期高齢者の純社会増加率：上位10自治体

後期高齢者社会増加率		
愛知県	春日町	24.5%
東京都	日の出町	22.8%
秋田県	大潟村	20.7%
奈良県	上牧町	18.6%
北海道	泊村	15.7%
埼玉県	神泉村	14.7%
和歌山県	古座町	12.6%
東京都	奥多摩町	12.4%
東京都	青梅市	11.9%
埼玉県	玉川村	11.0%

注)『住民基本台帳人口要覧』、『人口動態統計』より作成。

表7 後期高齢者の純社会増加率：下位10自治体

後期高齢者社会増加率		
奈良県	下北山村	-10.0%
奈良県	上北山村	-10.4%
宮城県	鳴子町	-10.5%
長野県	大鹿村	-10.6%
岩手県	安代町	-13.3%
青森県	西目屋村	-14.1%
長野県	上村	-14.4%
徳島県	三野町	-15.0%
山梨県	小菅村	-15.4%
岐阜県	関ヶ原町	-24.0%

注)『住民基本台帳人口要覧』、『人口動態統計』より作成。

表8 高齢者あたり介護老人福祉施設定員：上位10自治体

高齢者あたり介護老人福祉施設定員		
東京都	日の出町	0.243
北海道	大滝村	0.225
長野県	長谷村	0.186
東京都	奥多摩町	0.185
東京都	檜原村	0.167
北海道	豊浦町	0.166
北海道	新篠津村	0.148
奈良県	上牧町	0.140
埼玉県	神泉村	0.136
東京都	青梅市	0.121

注)『住民基本台帳人口要覧』、『介護サービス施設・事業所調査』より作成。

表9 データ出典

変数名	データ出典
前期高齢者社会増加数	『住民基本台帳人口要覧』 『人口動態統計』
後期高齢者社会増加数	『住民基本台帳人口要覧』 『人口動態統計』
前期高齢者社会増加率	『住民基本台帳人口要覧』 『人口動態統計』
後期高齢者社会増加率	『住民基本台帳人口要覧』 『人口動態統計』
介護老人福祉施設定員	『介護サービス施設・事業所調査』 『住民基本台帳人口要覧』
介護老人健康保健施設定員	『介護サービス施設・事業所調査』 『住民基本台帳人口要覧』
介護療養型医療施設病床数	『介護サービス施設・事業所調査』 『住民基本台帳人口要覧』
一般病院・診療所ベッド数	『地域医療基礎統計』 『住民基本台帳人口要覧』
平均世帯人口	『国勢調査』
高齢単身世帯比率	『国勢調査』

注)『住民基本台帳人口要覧』、『介護サービス施設・事業所調査』、『国勢調査』より作成。

表 10 基本統計量

変数名	平均値	標準偏差	最小値	最大値
前期高齢者社会増加数	-4.788	174.697	-2799	3165
後期高齢者社会増加数	3.538	224.909	-4846	4594
前期高齢者社会増加率	0.003	0.044	-0.495	0.851
後期高齢者社会増加率	-0.002	0.028	-0.241	0.245
介護老人福祉施設定員	0.019	0.019	0	0.243
介護老人健康保健施設定員	0.011	0.017	0	0.191
介護療養型医療施設病床数	0.005	0.012	0	0.274
一般病院・診療所ベッド数	0.012	0.014	0	0.213
平均世帯人口	3.056	0.456	1.701	4.567
高齢単身世帯比率	0.077	0.041	0.007	0.291

注)『住民基本台帳人口要覧』、『介護サービス施設・事業所調査』、『国勢調査』より作成。

世帯以外の各変数は、65歳以上人口あたりの数となっている

表 11 全国市区町村の推定結果（前期高齢者）

	前期高齢者社会増加率	
介護老人福祉施設定員／65歳以上人口	0.004	(0.059)
介護老人保健施設定員／65歳以上人口	0.099	(1.661)
介護療養型医療施設病床数／65歳以上人口	-0.172	(-1.202)
住民1人あたり病床数	0.161	(1.829)
平均世帯人員	0.019	(6.864) ***
高齢単身世帯比率	0.127	(3.402) ***
政令指定都市ダミー	0.006	(1.221)
中核市ダミー	0.003	(1.351)
東京圏ダミー	0.015	(5.001) ***
名古屋圏ダミー	-0.001	(-0.528)
大阪圏ダミー	-0.003	(-1.327)
定数項	-0.068	(-6.409) ***
Adj R-squared	0.028	
Sample	2522	

注) ()内はt値、[]内はp値。Whiteの一貫性を持つ標準誤差を使用している。

***は1%、**は5%、*は10%水準で有意。説明変数はいずれも2000年時点。

介護施設の変数は、いずれも65歳以上人口1人あたり。

表 12 全国市区町村の推定結果（後期高齢者）

	後期高齢者社会増加率	
介護老人福祉施設定員／65歳以上人口	0.531	(10.525) ***
介護老人保健施設定員／65歳以上人口	0.149	(4.372) ***
介護療養型医療施設病床数／65歳以上人口	0.018	(0.174)
住民1人あたり病床数	0.086	(1.803) *
平均世帯人員	0.003	(2.187) **
高齢単身世帯比率	-0.247	(-14.334) ***
政令指定都市ダミー	0.002	(0.498)
中核市ダミー	0.007	(4.889) ***
東京圏ダミー	0.013	(8.161) ***
名古屋圏ダミー	0.005	(2.061) **
大阪圏ダミー	0.005	(3.366) ***
定数項	-0.008	(-1.359)
Adj R-squared	0.314	
Sample	2522	

注) ()内はt値、[]内はp値。Whiteの一貫性を持つ標準誤差を使用している。

***は1%、**は5%、*は10%水準で有意。説明変数はいずれも2000年時点。

介護施設の変数は、いずれも65歳以上人口1人あたり。

表 13 3大都市圏における後期高齢者の社会増加（東京圏）

	東京圏
介護老人福祉施設定員／65歳以上人口	0.882 (15.546) ***
介護老人保健施設定員／65歳以上人口	0.178 (1.635)
介護療養型医療施設病床数／65歳以上人口	0.132 (1.152)
住民1人あたり病床数	-0.238 (-1.706)
平均世帯人員	-0.006 (-1.871)
高齢単身世帯比率	-0.564 (-7.763) ***
政令指定都市ダミー	-0.006 (-0.573)
中核市ダミー	0.004 (1.122)
定数項	0.044 (4.229) ***
Adj R-squared	0.664
Sample	256

注) ()内はt値、[]内はp値。Whiteの一貫性を持つ標準誤差を使用している。

***は1%、**は5%、*は10%水準で有意。説明変数はいずれも2000年時点。

介護施設の変数は、いずれも65歳以上人口1人あたり。

表 14 3大都市圏における後期高齢者の社会増加（名古屋圏）

	名古屋圏
介護老人福祉施設定員／65歳以上人口	0.634 (3.433) ***
介護老人保健施設定員／65歳以上人口	-0.108 (-0.909)
介護療養型医療施設病床数／65歳以上人口	-0.287 (-1.164)
住民1人あたり病床数	0.179 (0.756)
平均世帯人員	-0.007 (-0.801)
高齢単身世帯比率	-0.365 (-3.916) ***
政令指定都市ダミー	-0.009 (-1.627)
中核市ダミー	-0.004 (-0.789)
定数項	0.039 (1.122)
Adj R-squared	0.183
Sample	132

注) ()内はt値、[]内はp値。Whiteの一貫性を持つ標準誤差を使用している。

***は1%、**は5%、*は10%水準で有意。説明変数はいずれも2000年時点。

介護施設の変数は、いずれも65歳以上人口1人あたり。

表 15 3大都市圏における後期高齢者の社会増加（大阪圏）

	大阪圏	
介護老人福祉施設定員／65歳以上人口	0.608	(3.659) ***
介護老人保健施設定員／65歳以上人口	-0.006	(-0.038)
介護療養型医療施設病床数／65歳以上人口	0.389	(2.998) ***
住民1人あたり病床数	0.052	(0.216)
平均世帯人員	-0.011	(-2.883) ***
高齢単身世帯比率	-0.414	(-6.217) ***
政令指定都市ダミー	-0.005	(-0.531)
中核市ダミー	-0.004	(-1.168)
定数項	0.052	(3.803)
Adj R-squared	0.315	
Sample	159	

注) ()内はt値、[]内はp値。White の一致性を持つ標準誤差を使用している。

***は1%、**は5%、*は10%水準で有意。説明変数はいずれも2000年時点。

介護施設の変数は、いずれも65歳以上人口1人あたり。

表 16 3大都市圏以外の市町村後期高齢者の社会増加

	後期高齢者社会増加率	
介護老人福祉施設定員／65歳以上人口	0.453	(8.483) ***
介護老人保健施設定員／65歳以上人口	0.174	(4.634) ***
介護療養型医療施設病床数／65歳以上人口	-0.024	(-0.217)
住民1人あたり病床数	0.136	(2.957) ***
平均世帯人員	0.006	(3.512) ***
高齢単身世帯比率	-0.204	(-10.806) ***
政令指定都市ダミー	0.009	(1.254)
中核市ダミー	0.011	(6.429) ***
定数項	-0.021	(-2.881) ***
Adj R-squared	0.255	
Sample	1975	

注) ()内はt値、[]内はp値。White の一致性を持つ標準誤差を使用している。

***は1%、**は5%、*は10%水準で有意。説明変数はいずれも2000年時点。

介護施設の変数は、いずれも65歳以上人口1人あたり。

表 17 全国市区町村の推定結果（前期高齢者社会増加数）

	前期高齢者社会増加数
介護老人福祉施設定員／65歳以上人口	341.540 (3.391) ***
介護老人保健施設定員／65歳以上人口	260.064 (3.343) ***
介護療養型医療施設病床数／65歳以上人口	300.149 (1.109)
住民1人あたり病床数	267.540 (1.821) *
平均世帯人員	52.483 (4.102) ***
高齢単身世帯比率	85.356 (1.073)
政令指定都市ダミー	-36.427 (-0.096)
中核市ダミー	-78.267 (-1.319)
東京圏ダミー	-47.071 (-2.125) **
名古屋圏ダミー	-14.137 (-1.922) *
大阪圏ダミー	-77.702 (-3.175) ***
定数項	-174.081 (-3.711) ***
Adj R-squared	0.041
Sample	2522

注) ()内はt値、[]内はp値。Whiteの一貫性を持つ標準誤差を使用している。

***は1%、**は5%、*は10%水準で有意。説明変数はいずれも2000年時点。

介護施設の変数は、いずれも65歳以上人口1人あたり。

表 18 全国市区町村の推定結果（後期高齢者社会増加数）

	後期高齢者社会増加数
介護老人福祉施設定員／65歳以上人口	1141.710 (5.421) ***
介護老人保健施設定員／65歳以上人口	388.489 (4.536) ***
介護療養型医療施設病床数／65歳以上人口	749.972 (2.184) **
住民1人あたり病床数	-649.703 (-2.923) ***
平均世帯人員	-2.876 (-0.292)
高齢単身世帯比率	-816.321 (-7.991) ***
政令指定都市ダミー	-1.799 (-0.003)
中核市ダミー	126.568 (4.389) ***
東京圏ダミー	41.279 (1.553)
名古屋圏ダミー	-2.355 (-0.175)
大阪圏ダミー	-12.991 (-0.396)
定数項	48.019 (1.052)
Adj R-squared	0.043
Sample	2522

注) ()内はt値、[]内はp値。Whiteの一貫性を持つ標準誤差を使用している。

***は1%、**は5%、*は10%水準で有意。説明変数はいずれも2000年時点。

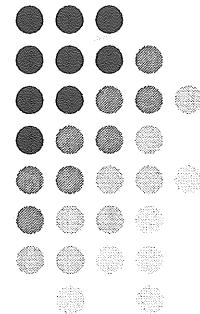
介護施設の変数は、いずれも65歳以上人口1人あたり。

介護移住の実証分析

東洋大学経済学部

中澤克佳

nakazawa@toyonet.toyo.ac.jp



2008/10/6

基本問題研究会

1

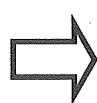
問題意識



1. 高齢化の進展と介護サービスの地域間格差

- ・ 団塊の世代の大量退職
- ・ 施設サービスの不足→「入所待機者」39万人
- ・ 高齢(単身)世帯の増加
- ・ 介護移住・呼び寄せ介護の活発化

2. 高齢者の地域間移動と自治体の介護サービス水準に関する定量的検証の不在



高齢者移動の傾向と、その要因を定量的に把握する必要性

2008/10/6

基本問題研究会

2

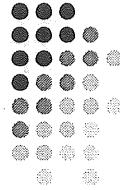
本稿の結論

分析結果

- 前期高齢者と後期高齢者では移動パターンに明確な違いが存在している
- 後期高齢者は、①大都市中心部からの流出、②大都市周辺部への流入、③地方中核都市への流入という傾向を持つ→「呼び寄せ介護」の可能性
- 施設介護サービスが充実した自治体へ流入→「介護移住」は全国的な傾向
- 特に3大都市圏(東京圏・名古屋圏・大阪圏)で顕著

先行研究・移動データの不在

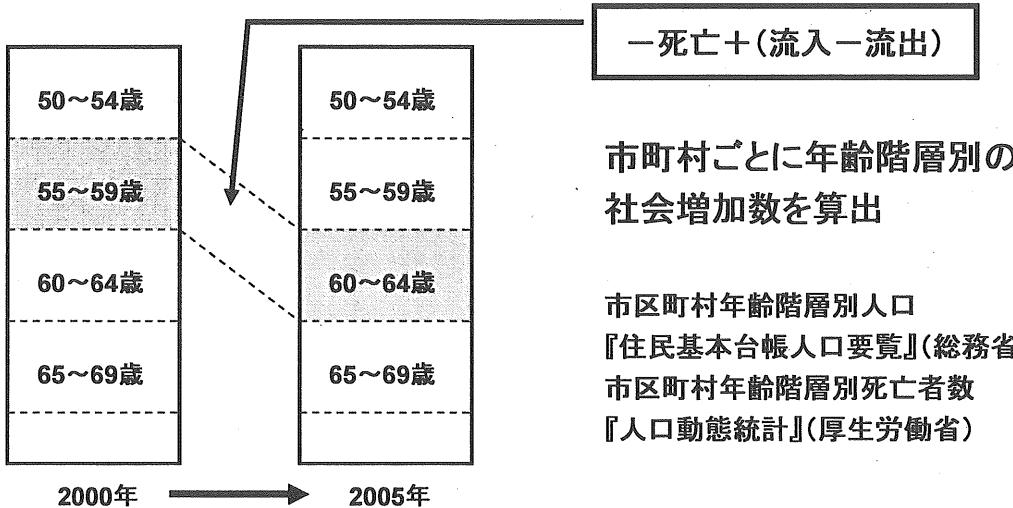
- 高齢者、特に介護ニーズが大きくなる後期高齢者の地域間移動データが存在していない
 - そもそも、家庭内扶養中心主義・家意識の強いわが国では、高齢者単独の移動は想定されていなかった。
 - 市区町村レベルでの人口移動が把握できる統計資料は『国勢調査報告』(総務省)、『住民基本台帳人口要覧』(総務省)、『全国人口移動調査』(国立社会保障・人口問題研究所)、『介護保険事業状況報告』(厚生労働省)などがあるが、介護保険制度施行以降の後期高齢者の移動を把握できるものではない。



年齢階層別・純社会増加数の算出

- 純社会増加数(流入－流出:2000～2005)

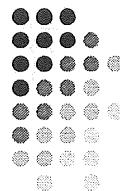
$$= 2005\text{年人口} - 2000\text{年人口} + \text{死者数}$$



2008/10/6

基本問題研究会

5



算出手順

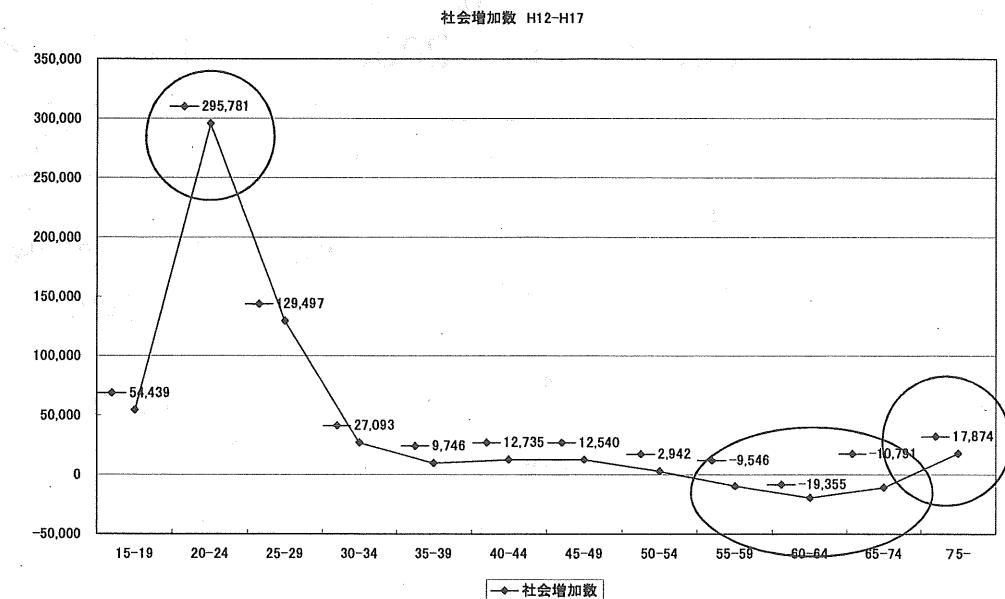
- 5年間(2000年から2005年)の全国市区町村別・年齢階層別(5歳刻み)の純社会増加数の算出
 - ① 合併を考慮し、2005年4月1日時点の自治体と等しくなるよう、2000年から2004年の人口・死者数を合併
 - ② 2005年の人口から、2000年段階での1階層下の人口を引き、この間の死者数(1歳ずつずれていく)を加え、純社会増加数を算出
 - ③ 後の推定で用いる各データについても、2005年4月1日時点の自治体に合致するよう、データを結合した

2008/10/6

基本問題研究会

6

東京圏の高齢者移動 年齢階層別社会増加数1



2008/10/6

基本問題研究会

7

東京圏の高齢者移動 年齢階層別社会増加数2

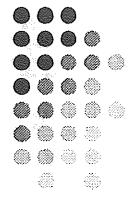
	社会増加数 15-24歳	社会増加数 25-34歳	社会増加数 35-44歳	社会増加数 45-54歳	社会増加数 55-64歳	社会増加数 65-74歳	社会増加数 75歳以上	社会増加数 15歳以上
首都圏全体	349,903 (0.087)	155,978 (0.029)	21,787 (0.005)	14,475 (0.003)	-30,360 (-0.007)	-12,092 (-0.004)	16,653 (0.010)	516,344 (0.019)
埼玉	12,503 (0.016)	-13,052 (-0.014)	-4,982 (-0.007)	-480 (-0.001)	-3,156 (-0.004)	127 (0.000)	7,210 (0.027)	-1,829 (-0.000)
千葉	17,818 (0.026)	9,457 (0.011)	2,395 (0.004)	1,401 (0.002)	-800 (-0.001)	2,613 (0.006)	7,821 (0.028)	40,704 (0.009)
東京	241,955 (0.163)	110,710 (0.053)	20,664 (0.014)	9,736 (0.006)	-19,102 (-0.012)	-14,287 (-0.013)	-6,428 (-0.009)	343,249 (0.034)
神奈川	77,627 (0.072)	48,863 (0.033)	3,710 (0.003)	3,816 (0.003)	-7,302 (-0.007)	-545 (-0.001)	8,051 (0.019)	134,220 (0.019)
市部	135,214 (0.063)	30,017 (0.011)	-8,694 (-0.004)	4,859 (0.002)	-11,631 (-0.005)	1,969 (0.001)	22,812 (0.029)	174,546 (0.013)
町村部	37,659 (0.042)	4,778 (0.004)	19,955 (0.022)	6,295 (0.006)	384 (0.000)	4,316 (0.007)	10,447 (0.028)	83,835 (0.014)
23区	177,030 (0.181)	121,183 (0.083)	10,526 (0.010)	3,321 (0.003)	-19,113 (-0.018)	-18,377 (-0.023)	-16,606 (-0.032)	257,964 (0.037)
都心3区	5,193 (0.170)	16,681 (0.349)	10,913 (0.286)	2,542 (0.062)	984 (0.027)	-188 (-0.007)	-915 (-0.042)	35,209 (0.145)
東京市部	65,232 (0.133)	-9,540 (-0.015)	10,112 (0.022)	6,455 (0.012)	-39 (-0.000)	3,888 (0.012)	9,124 (0.048)	85,232 (0.028)

2008/10/6

基本問題研究会

8

首都圏の高齢者移動 後期高齢者の流入自治体



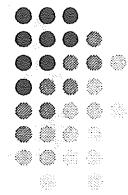
75歳以上社会増加数			75歳以上社会増加率		
神奈川県	横浜市	3,246	東京都	日の出町	0.325
東京都	八王子市	1,985	埼玉県	神泉村	0.220
千葉県	千葉市	1,796	東京都	奥多摩町	0.194
東京都	青梅市	1,617	東京都	青梅市	0.188
東京都	町田市	1,259	埼玉県	玉川村	0.187
東京都	日野市	1,075	東京都	檜原村	0.157
神奈川県	相模原市	876	東京都	あきる野市	0.153
東京都	あきる野市	795	東京都	瑞穂町	0.139
千葉県	松戸市	790	東京都	日野市	0.133
千葉県	船橋市	690	神奈川県	中井町	0.132
東京都	渋谷区	-949	東京都	品川区	-0.046
東京都	目黒区	-982	東京都	北区	-0.046
東京都	北区	-1,163	東京都	港区	-0.047
東京都	品川区	-1,027	神奈川県	箱根町	-0.054
東京都	新宿区	-1,314	東京都	中野区	-0.056
東京都	豊島区	-1,040	東京都	目黒区	-0.057
東京都	中野区	-1,184	東京都	豊島区	-0.057
東京都	杉並区	-1,290	東京都	新宿区	-0.064
東京都	大田区	-1,740	東京都	渋谷区	-0.069
東京都	世田谷区	-1,634	東京都	千代田区	-0.111

2008/10/6

基本問題研究会

9

首都圏の高齢者移動 年齢階層別社会変動のまとめ



- 修学・就業年齢で大量の流入超過
- 後期中年層から前期高齢層で流出超過
⇒退職を契機とした非大都市圏への移動
- 後期高齢者では再び流入超過
⇒首都圏以外からの流入＝「呼び寄せ」の可能性
- 高齢者の社会増加率は、他の年齢階層の社会増加や自治体の人口規模とは無関係

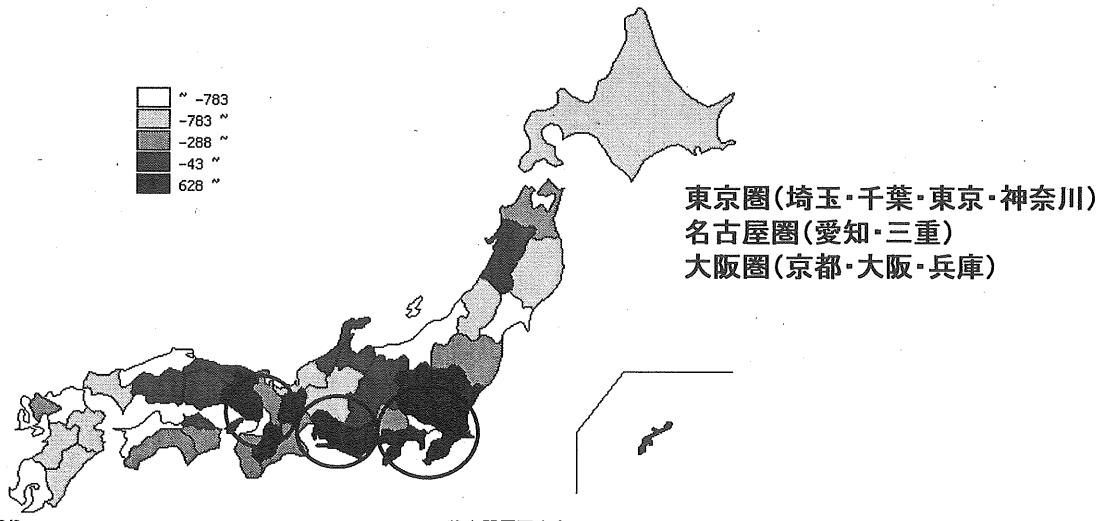
2008/10/6

基本問題研究会

10

全国市区町村への拡張 都道府県別の移動傾向①

- 後期高齢者(75歳以上)の純社会増加数
→大都市圏への流入(中心部では流出)



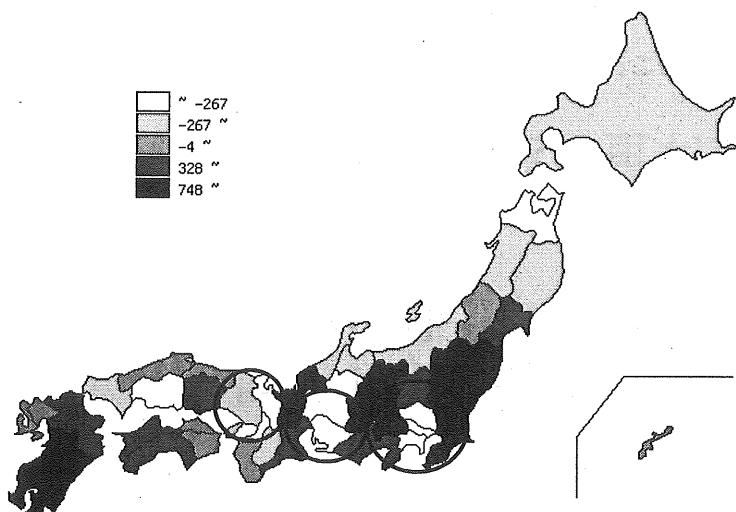
2008/10/6

基本問題研究会

11

全国市区町村への拡張 都道府県別の移動傾向②

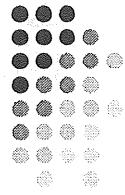
- 前期高齢者(65~74歳)の純社会増加数
→大都市圏からの流出



2008/10/6

基本問題研究会

12



3大都市圏・政令市・中核市

		55-64歳	65-74歳	75歳以上
3大都市圏	全体	-56,530	-27,045	16,530
	特別区+政令市	-32,033	-21,611	-18,752
	上記以外の都市 町村	-30,889 6,391	-7,944 2,511	31,027 4,255
東京圏	全体	-32,839	-13,375	15,851
	特別区	-19,088	-18,377	-16,606
	特別区+政令市	-27,744	-20,022	-13,121
	上記以外の都市 町村	-9,739 4,644	3,770 2,877	25,554 3,418
名古屋圏	全体	-3,442	-1,702	1,335
	名古屋市	-3,226	-427	-1,342
	上記以外の都市 町村	-893 677	-746 -530	2,278 399
大阪圏	全体	-20,249	-11,967	-656
	大阪市	-1,660	-2,385	-4,846
	大阪市+政令市	-1,064	-1,162	-4,288
	上記以外の都市 町村	-20,256 1,071	-10,969 164	3,195 438
上記以外				
政令指定都市	札幌市	4,051	3,165	4,594
	仙台市	-1,008	43	-818
	広島市	-2,033	-497	706
	北九州市	-1,159	-1,053	-2,440
	福岡市	-278	280	198
中核市計		-2,237	448	4,821

2008/10/6

基本問題研究会

13

□前期高齢者
流出超過

□後期高齢者
流入超過
→域外からの流入

中心都市からの流出
周辺都市への流入

中核市も流入超過

後期高齢者の移動が多い自治体

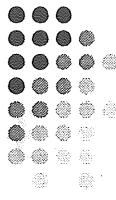
後期高齢者社会増加数			後期高齢者社会増加率		
北海道	札幌市	4,594	愛知県	春日町	24.5%
神奈川県	横浜市	3,246	東京都	日の出町	22.8%
東京都	八王子市	1,985	秋田県	大潟村	20.7%
千葉県	千葉市	1,796	奈良県	上牧町	18.6%
東京都	青梅市	1,617	北海道	泊村	15.7%
兵庫県	神戸市	1,598	埼玉県	神泉村	14.7%
東京都	町田市	1,259	和歌山県	古座町	12.6%
東京都	日野市	1,075	東京都	奥多摩町	12.4%
神奈川県	相模原市	876	東京都	青梅市	11.9%
千葉県	柏市	825	埼玉県	玉川村	11.0%
東京都	中野区	-1,184	奈良県	下北山村	-10.0%
東京都	杉並区	-1,290	奈良県	上北山村	-10.4%
東京都	新宿区	-1,314	宮城県	鳴子町	-10.5%
愛知県	名古屋市	-1,342	長野県	大鹿村	-10.6%
兵庫県	尼崎市	-1,396	岩手県	安代町	-13.3%
東京都	世田谷区	-1,634	青森県	西目屋村	-14.1%
東京都	大田区	-1,740	長野県	上村	-14.4%
埼玉県	さいたま市	-1,827	徳島県	三野町	-15.0%
福岡県	北九州市	-2,440	山梨県	小菅村	-15.4%
大阪府	大阪市	-4,846	岐阜県	関ヶ原町	-24.0%

2008/10/6

基本問題研究会

14

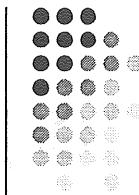
高齢者社会増加関数の推定(1) 先行研究



- わが国では高齢者移動と介護サービス要因を定量的に検証した研究は存在しない
- 海外ではTiebout(1956)の「足による投票」仮説の検証がおこなわれている
 - 福祉政策の州間格差と所得・人種別の移動
 - 租税・公共サービス格差と高所得者の移動
 - AFDC(Aid to Family with Dependent Children) の州間格差とシングルマザーの移動

Southwick(1981), Gramlich-Laren(1984), Blank(1988), Islam(1991), Enchautegui(1997), Borjas(1999)

推定の仮説と変数



- 施設サービスが充実した自治体ほど、高齢者の流入性向が高まる
- 被説明変数:高齢者社会増加率
- 説明変数(いずれも2000年時点)
 - 65歳以上人口1人あたり介護老人福祉施設定員(+)
 - 65歳以上人口1人あたり介護老人保健施設定員(+)
 - 65歳以上人口1人あたり介護療養型医療施設病床数(+)
 - 住民1人あたり一般病院・診療所病床数(+)
 - 平均世帯人口(+)
 - 高齢単身世帯比率(-)
 - 政令市・中核市ダミー(+)
 - 都市圏ダミー(+)

全自治体を対象とした推定

	前期高齢者社会増加率	後期高齢者社会増加率
介護老人福祉施設定員	0.004 (0.059)	0.531 (10.525) ***
介護老人保健施設定員	0.099 (1.661)	0.149 (4.372) ***
介護療養型医療施設病床数	-0.172 (-1.202)	0.018 (0.174)
住民1人あたり病床数	0.161 (1.829)	0.086 (1.803) *
平均世帯人口	0.019 (6.864) ***	0.003 (2.187) **
高齢単身世帯比率	0.127 (3.402) ***	-0.247 (-14.33) ***
政令指定都市ダミー	0.006 (1.221)	0.002 (0.498)
中核市ダミー	0.003 (1.351)	0.007 (4.889) ***
東京圏ダミー	0.015 (5.001) ***	0.013 (8.161) ***
名古屋圏ダミー	-0.001 (-0.528)	0.005 (2.061) **
大阪圏ダミー	-0.003 (-1.327)	0.005 (3.366) ***
定数項	-0.068 (-6.409) ***	-0.008 (-1.359)
Adj R-squared	0.028	0.314
prob.F	7.703 [0.000] ***	105.945 [0.000] ***
Sample	2522	2522

注) ()内はt値、[]内はp値。

***は1%、**は5%、*は10%水準で有意。説明変数はいずれも2000年時点。

介護施設の変数は、いずれも65歳以上人口1人あたり。

2008/10/6

基本問題研究会

17

3大都市圏の推定

◎ 後期高齢者の純社会増加率を推定

	東京圏	名古屋圏	大阪圏
介護老人福祉施設定員	0.882 (15.546) ***	0.634 (3.433) ***	0.608 (3.659) ***
介護老人保健施設定員	0.178 (1.635)	-0.108 (-0.909)	-0.006 (-0.038)
介護療養型医療施設病床数	0.132 (1.152)	-0.287 (-1.164)	0.389 (2.998) ***
住民1人あたり病床数	-0.238 (-1.706) *	0.179 (0.756)	0.052 (0.216)
平均世帯人口	-0.006 (-1.871) *	-0.007 (-0.801)	-0.011 (-2.883) ***
高齢単身世帯比率	-0.564 (-7.763) ***	-0.365 (-3.916) ***	-0.414 (-6.217) ***
政令指定都市ダミー	-0.006 (-0.573)	-0.009 (-1.627)	-0.005 (-0.531)
中核市ダミー	0.004 (1.122)	-0.004 (-0.789)	-0.004 (-1.168)
定数項	0.044 (4.229) ***	0.039 (1.122)	0.052 (3.803)
Adj R-squared	0.664	0.183	0.315
prob.F	63.906 [0.000] ***	4.661 [0.000] ***	10.086 [0.000] ***
Sample	256	132	159

注) ()内はt値、[]内はp値。

***は1%、**は5%、*は10%水準で有意。説明変数はいずれも2000年時点。

介護施設の変数は、いずれも65歳以上人口1人あたり。

2008/10/6

基本問題研究会

18

大都市圏以外の自治体

	後期高齢者社会増加率
介護老人福祉施設定員	0.453 (8.483) ***
介護老人保健施設定員	0.174 (4.634) ***
介護療養型医療施設病床数	-0.024 (-0.217)
住民1人あたり病床数	0.136 (2.957) ***
平均世帯人口	0.006 (3.512) ***
高齢単身世帯比率	-0.204 (-10.81) ***
政令指定都市ダミー	0.009 (1.254)
中核市ダミー	0.011 (6.429) ***
定数項	-0.021 (-2.881) ***
Adj R-squared	0.255
prob.F	85.214 [0.000] ***
Sample	1975

注) ()内はt値、[]内はp値。

***は1%、**は5%、*は10%水準で有意。説明変数はいずれも2000年時点。

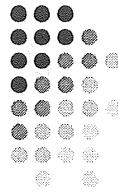
介護施設の変数は、いずれも65歳以上人口1人あたり。

推定結果の検討

- ① 前期高齢者と後期高齢者の推定結果は大きく異なる
 - a. 後期高齢者の当てはまりが良く、介護福祉施設が有意
 - b. 後期高齢者に関して、高齢単身者が流出している可能性
 - c. 都市圏ダミー・中核市ダミーはいずれも正かつ有意
- ② 3大都市圏では、介護福祉施設定員がより強く効く
- ③ 地方圏の推定結果
 - a. 介護福祉施設定員・保健施設定員が有意
 - b. 住民当たり病床数が有意 →社会的入院の可能性
 - c. 地方中核都市への流入傾向

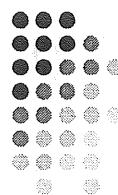


大都市以外でも後期高齢者は介護施設定員に反応して移動する傾向



本稿のまとめ

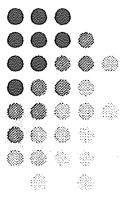
- 高齢化の進展と家族規模の縮小による施設介護需要の増加→都市部を中心に施設定員の圧倒的な不足
- 呼び寄せ介護・介護移住の可能性と、介護福祉政策への影響
- 高齢者の移動データ、定量的検証の不在
- 大都市(東京圏)のみを対象とした分析の限界
- 全国を対象としても、後期高齢者の移動要因として自治体の介護福祉施設定員が大きいことが明らかに
- (高齢者数に対して相対的に施設定員が少ない)3大都市圏の方がより強い反応を示す



後期高齢者の流入と介護保険(1) 後期高齢者の流入の影響

- 後期高齢者の割合が高い地域ほど、要介護リスクも高くなる⇒流入者は後期高齢者
- 全介護サービスに占める施設サービス件数は約10%だが、給付額では約50%となり、施設サービス受給者の若干の増加は介護保険財政へ大きな影響を与える
- 施設の多くが自治体住民でなく流入高齢者によって占められる可能性(稻城市では330床のうち、200床が市外からの転入者)

後期高齢者の流入と介護保険(2) 介護保険制度の問題点



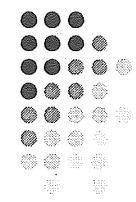
- 1割の自己負担を除いた部分の50%が地域住民(1号・2号被保険者)の保険料。12.5%が市町村の拠出
- 流入高齢者は2号被保険者として保険料を納付した地域・納税した地域と異なる地域で介護サービスを受ける
- 自治体は高齢者の移動を制限することはできない。
また、施設入所を差別することもできない
- 住所地特例で対応可能だろうか→民間は?

2008/10/6

基本問題研究会

23

後期高齢者の流入と介護保険(3) 広域化による対応の必要性

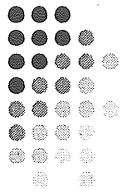


- 現行の市区町村を保険者とした介護保険制度は、高齢者の移動に対応できない
 - 受益と負担の非対応(流入先自治体・住民の負担増)
 - サービス水準の低下
 - 民間開放による介護保険財政の圧迫
- 広域化による対応など、移動を踏まえた財政基盤の確立が必要か

2008/10/6

基本問題研究会

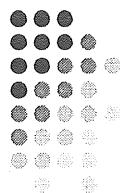
24



政策的課題と研究の課題

- 高齢者の移動を踏まえた施設立地・補助金政策のあり方
- 介護保険財政への影響と広域化・財政調整

- 医療計画との関連性
- 他の世代の移動との関係性
- 変数選択・推定モデル・手法の再検討



Appendix

年齢階層別社会増加数の算出

- 年齢階層別(5歳刻み)社会増加数
= 年齢階層別人口(2005年)
－5歳前年齢階層人口(2000年) + 各年別の死者数

例) 50-54歳社会増加数

$$\begin{aligned} &= 50-54\text{歳人口}(2005年) - 45-49\text{歳人口}(2000年) \\ &+ 45-49\text{歳死者数}(2000年) \\ &+ 46-50\text{歳死者数}(2001年) \\ &+ 47-51\text{歳死者数}(2002年) \\ &+ 48-52\text{歳死者数}(2003年) \\ &+ 49-53\text{歳死者数}(2004年) \end{aligned}$$

An Empirical Test of Migration and Fiscal Externality: The Swedish Case

Tomoya Ida

Mats Wilhelmsson

*Faculty of Economics
Oita University*

*Centre for Banking and Finance
Royal Institute of Technology*

1. Introduction

Over the past decades, a considerable number of studies have been made on fiscal decentralization from various viewpoints. While a “good side” of fiscal decentralization has been clearly demonstrated by Tiebout literatures, it also has a “bad side,” which has been the focus of literatures on tax competition which started with Zodrow and Mieszkowski (1986) and Wilson (1986). Our concern is to empirically investigate two contrary hypotheses about fiscal decentralization.

Tiebout (1956) hypothesized that if mobility is costless, households with similar demand for publicly supplied goods will sort themselves into the communities that provide the best available combination of taxes and services. After Tiebout’s idea have been informally developed, Wooders (2000) provides a formal model of an economy with local public good and endogenous jurisdiction structures which permits proofs of Tiebout’s conjectures. If Tiebout hypothesis hold, the policy implication is simple: a decentralized allocation of local public goods, in which the levels of tax and service are set locally, is preferable to provision imposed by a central authority such as federal government.

There are fairly supportive evidences on “vote with the feet” appealed by Tiebout hypothesis. Conway and Houtenville (1998) noticed that governmental spending, environments, and state taxes are all important to the migration decisions of residents. Moreover, Conway and Houtenville (2001) find a significant impact of state fiscal policy upon the geographic mobility of consumer-voters in the United States. In addition, Conway and Rork (2006) present some evidence that state governments with high elderly in-migration may

be more likely to subsequently eliminate or reduce their incremental EIG (estate, inheritance and gift) taxes.¹

By contraries, numerous literatures on tax competition have pointed out that wasteful fiscal competition among local governments would involve some type of departure from the idealized settings of Tiebout model (for a survey, see Keen 1998 and Wilson 1999).² The main source of departure is the existence of fiscal externality. Fiscal externalities can arise either through taxation or expenditure decisions, and they may be either positive (beneficial) or negative (harmful).³

In particular, decentralized decisions distort levels of taxation, if regions are constrained to finance local public goods by taxes on mobile factor: where different hierarchical government share the tax base, a horizontal tax externality acting among governments of the same level would yield tax rates that are too low compared to the social optimum; and a vertical tax externality working between different levels of governments would derive suboptimally high tax rates.

A sizeable empirical literatures document horizontal interactions among tax-setting authorities (for a survey, see Brueckner, 2003). The pioneering empirical study on tax externality was done by Case et al. (1993), who investigated an empirical model of strategic interaction among state governments in the United States. They confirmed the existence of significant fiscal reaction functions among jurisdictions, both inter- and intra-nationally.

There are also a few empirical studies on vertical tax externalities. Besley and Rosen (1998), who analyze the taxation of gasoline and cigarettes in the U.S, find a positive relationship between the taxes chosen by the federal and the state

¹ Some empirical studies of Tiebout hypothesis test on “Tiebout sorting”. For instance, Rhode and Strumpf (2003) find a decreasing heterogeneity in policies and proxies for preferences across a sample of Boston-area municipalities and all U.S. municipalities and counties.

² Tax competition is very broadly defined as any form of noncooperative tax setting by independent governments. However, a broad class of models known as “yardstick competition” gives no story about interdependency between governmental budgets. Hence, so we exclude it from our category of tax competition.

³ Dahlby (1996) points out both the direct and the indirect fiscal externality. The former influences the utility functions of non-residents, whereas the latter affects the budget constraints of other governments. This paper deals with only indirect fiscal externality, since the direct one derives no interdependency among local governments.

governments. Hayashi and Broadway (2001) suggest that as for business taxes in Canada, the corporate taxes at the provincial level decrease as a response to higher federal taxation. Anderson et al. (2006) use panel data for the Swedish local and regional public sectors to demonstrate that an increase in the regional income tax rate induces the municipalities in the region to decrease their income tax rates.

As shown above, both types of tax externalities are likely to distort levels of taxation in the opposite directions. The theoretical discussion of Keen and Kotsogiannis (2003, 2004) show that the government's objectives would affect the question of whether lower-level government's equilibrium taxes are likely to be too high or low. If governments are revenue-maximizing leviathan, tax rates of different hierarchical government levels are suboptimally high. If governments are resident's utility-maximizing benevolent, it is ambiguous. Nevertheless, the empirical analysis of Brülhart and Jametti (2006) find a dominant vertical tax externality by using a panel data set on local taxes in a sample of Swiss municipalities that feature direct-democratic fiscal decision making.

Numerous articles have been devoted to the study of two contrary aspects about fiscal decentralization. However, no theoretical studies consider simultaneously the contrary hypotheses, except Brueckner (2004) who demonstrates that the gains from Tiebout sorting are likely to outweigh the loss from the capital-tax distortion. In addition, so far the simultaneous studies of both sides have been superficial in the empirical analysis as well. This paper aims to address it.

Our test is implemented by using data for the Swedish local and regional public sector during the period 2000-2006. In Sweden, the councils of municipalities and counties are entitled to levy taxes in order to finance their activities, as well as various levels of governments share the tax base on income. Moreover, the data also contain information about mobility across jurisdictions, allowing us to explicitly argue the contrast hypothesis about fiscal decentralization.

Our main results are somewhat contrary to the recent empirical literatures. Unlike the existing literatures, the first regression considers some housing conditions as one of migration determinants. As a result, the argument of Tiebout appears to be valid only if there is some available housing on the market. On the

other hand, the second regression supports that contrary to Brülhart and Jametti (2006), a dominant horizontal tax externality would lead to suboptimally low municipal tax rates.

The remainder of this paper is organized as follows. Section 2 gives the theoretical structural contents to the subsequent empirical analysis. Section 3 empirically analyzes two contrary hypotheses about fiscal decentralization. Finally section 4 concludes.

2. Theoretical Discussion

This section explains two contrary hypotheses about fiscal decentralization. Let us begin to explain its good side, demonstrated by Tiebout's literatures.

2.1. Vote with their feet

Based on Conway and Houtenville (2001), we illustrate with a simple model in which households choose location to maximize utility over private consumption and local government services, subject to a budget constraint incorporating income taxes, property taxes, and other taxes. The resulting indirect utility of household at location i can be written as $V_i(\mathbf{G}_i, \mathbf{A}_i, \mathbf{P}_i, \mathbf{T}_i, \mathbf{X}_i)$, where \mathbf{G} is a vector of local fiscal characteristics, \mathbf{A} is a vector of local amenities including housing condition and population density, \mathbf{P} is a vector of local prices for consumption, \mathbf{T} is a vector of local taxes which may vary across jurisdictions, and \mathbf{X} is a vector of household characteristics, including income and wealth.

A household selects the location that maximizes V and moves if and only if the best alternative location k satisfies

$$\Omega_{ik} \equiv V_k(\mathbf{G}_k, \mathbf{A}_k, \mathbf{P}_k, \mathbf{T}_k, \mathbf{X}_k) - V_i(\mathbf{G}_i, \mathbf{A}_i, \mathbf{P}_i, \mathbf{T}_i, \mathbf{X}_i) > 0. \quad (1)$$

The household migrates if any, Ω_{ik} , is greater than zero and chooses the location for which Ω_{ik} is highest. Equation (1) also reveals why a variable at the destination is expected to have the opposite effect at the origin. We do not observe Ω_{ik} or even whether it is positive for a certain household. Instead, net benefit of

moving from one region to another can be observable by analyzing the net migration flow:

Proposition 1. *Net migration flow (m_i), which is the pure number of households who move from the location i to k , is the number of times that Ω_{ik} is positive and greater than all others.*

Accordingly, we will estimate the “vote with the feet” hypothesis as a standard net migration model (see, for example, Cebula 1974). In accordance to equation (1), the net migration will be a function of amenities, government provided goods, cost-of-living, income tax, and income. Hence, the net migration model looks like as follows:

$$m_i = \alpha_0 + \alpha_1 t_i + \alpha_2 \mathbb{Y}_i + \alpha_3 (t \cdot \mathbb{Z})_i + \eta_i,$$

where t is municipal tax rate, \mathbb{Y} is a vector of exogenous variables such as population, income and public expenditures, and \mathbb{Z} is a vector of exogenous controls such as housing density and housing vacancy. Concretely, we consider five types of the econometric models.

The first model (Model A1) assumes that α_3 is equal to zero. The first hypothesis is testing whether Tiebout-hypothesis is valid or not, hence, whether α_1 is statistically significant (negatively). If the estimated parameter is negative, a raise in income tax will decrease net migration; namely, it will decrease in-migration given out-migration.

The second model (Model A2) assumes that α_3 is different from zero. Thus, the hypothesis is that the Tiebout-hypothesis is more valid in certain housing market situation, such as if there are vacancies in the housing market. The third model (Model A3) excludes the labor market of Stockholm. As most of the economic activity is in the Stockholm region, we are testing if the results are robust if Stockholm is excluded. The fourth model (Model A4) includes fixed temporal effects.

Finally, the last model (Model A5) is a spatial autoregressive model that we use in order to take care of the spatial dependency problem. Moreover, Moran I-test has been utilized for measuring spatial correlation in OLS residuals. Inverse squared distance is used as spatial weight matrix.

2.2. Horizontal and vertical tax externality

As stated before, fiscal decentralization also has a bad side, which has been the focus of literatures on tax competition. Let us turn to their arguments about tax externality. The model is the income tax version of Brülhart and Jametti (2006).

The economy consists of one upper-level local government (hereafter, county) and $N \geq 1$ identical lower-level local governments (hereafter, municipality). In each municipality j , a single firm produces a private good according to a concave production function $F(L_j)$, using labor L_j as only input. Labor is costlessly mobile across the municipalities and so relocates until it earns a unique post-tax wage ω in each municipality.

Municipality j 's government levies a source-based tax t_j on each unit of labor in its jurisdiction, while the county's government levies a unit tax at the rate T , common to all municipalities. The consolidated tax rate in municipality j is then $\tau_j = T + t_j$.

Normalizing the price of the private good to one, the profit maximizing condition $F'(L_j) = \omega + \tau_j$ implies the demand for labor in each municipality: $L_i = L(\omega + \tau_j)$ with $L'(\omega + \tau_j) = 1/F''(L_j) < 0$. In addition, labor would be supplied within the economy where it provides the labor for the productive sector ($\sum_j L_j = \sum_j Z_j$ where Z_j denotes the hours spent working).⁴ The level of rents to the fixed factor in municipality j are defined as the difference between the value of production and the cost of labor:

$$\pi(\omega + \tau_j) = F[L(\omega + \tau_j)] - (\omega + \tau_j) \cdot L(\omega + \tau_j). \quad (2)$$

Hence each resident receives the post-tax wage income ωZ_j plus the rents earned in the jurisdiction $\pi(\omega + \tau_j)$.

In addition to the private good, there exist two distinct publicly provided goods. The municipality j 's government employs t_j to provide g_j , while the

⁴ Since each municipality is populated by a large number of identical residents, the mass of residents in each municipality is assumed to be one.

county's government uses T to finance G . The level of g_j denote a local public goods in the municipality j and the level of G express the county's governmental spending per municipality (which, although specific to each municipality, we shall refer to as "public goods"). Taxes are spent exhaustively on the respective public goods, and public goods are produced with constant returns.⁵ The governments' budget constraints can be then written as:

$$g_j = t_j \cdot L(\omega + \tau_j), \quad (3)$$

$$G = \frac{1}{N} \sum_j T \cdot L(\omega + \tau_j). \quad (4)$$

The residents derive utility from the labor incomes, the rent incomes, the leisure ($Z_j^0 - Z_j$) where Z_j^0 is the total number of available hours, and the public goods provided by both level of governments, g_j and G . Specifically, we assume the utility function for respective residents in municipality j :

$$U_j = [\omega Z_j + \pi(\omega + \tau_j)] + u(Z_j^0 - Z_j) + \Gamma(g_j, G), \quad (5)$$

where both u and Γ are strictly increasing and concave, so $u' > 0 > u''$ and $\Gamma_m > 0 > \Gamma_{mm}$ ($m = g, G$).

Making use of the utility-maximizing condition with respect to Z_j , of the rent function (2), and of the government budget constraints (3) and (4), the indirect utility function for respective residents in municipality j can be written:

$$\begin{aligned} W_j = & [\omega Z_j(\omega) + \pi(\omega + \tau_j)] + u[Z_j^0 - Z_j(\omega)] \\ & + \Gamma\left[t_j \cdot L(\omega + \tau_j); \frac{1}{N} \sum_j T \cdot L(\omega + \tau_j)\right]. \end{aligned} \quad (6)$$

The post-tax wage ω is determined by the labor-market clearing condition:

$$N \cdot Z(\omega) = \sum_j L(\omega + \tau_j),$$

which implies the effect of a change in t_j on ω :

⁵ There are no inter-governmental transfers, either vertically between hierarchical government levels, or horizontally across the municipalities.

$$\frac{\partial \omega}{\partial t_j} = \frac{L'}{NZ' - \sum_j L'}. \quad (7)$$

If we impose symmetry of municipal tax rates, such that $t_j = t$, $\forall j$, then

$$\frac{\partial \omega}{\partial t} = \frac{L'}{Z' - L'} = N \frac{\partial \omega}{\partial t_j} \in [-1, 0),$$

where the last equation holds if all municipalities are identical.

Consider then the problem that the policy maker of the typical municipality j . Municipal governments are assumed to be benevolent in the sense that they maximize the welfare of their own residents. However, they do not consider the effect of their actions on residents in other municipality.

We can have the derivative of W_j with respect to the municipal tax rate, evaluated at the symmetric equilibrium:

$$\hat{W}_j \equiv \frac{\partial W_j}{\partial t_j} \Bigg|_{t_j=t} = -L + \Gamma_g \left[L + t \cdot L' \left(\frac{\partial \omega}{\partial t_j} + 1 \right) \right] + \Gamma_G \left[T \cdot L' \frac{\partial \omega}{\partial \tau_j} + T \cdot L' \frac{1}{N} \right]. \quad (8)$$

Setting equation (8) to zero implicitly determines the (symmetric) equilibrium municipal tax rate. Furthermore, the first-order condition of W (defined as the indirect utility under symmetry of tax rates) with respect to the symmetric municipal tax rate, is given by:

$$\hat{W} \equiv \frac{\partial W}{\partial t} = -L + \Gamma_g \left[L + t \cdot L' \cdot \left(\frac{\partial \omega}{\partial t} + 1 \right) \right] + \Gamma_G \left[T \cdot L' \cdot \left(\frac{\partial \omega}{\partial t} + 1 \right) \right]. \quad (9)$$

Setting equation (9) to zero implicitly defines the socially optimal municipal tax rate for a given county's tax rate.

Subtracting equation (8) from (9) and introducing notation for the elasticity of utility with respect to the supply of public goods [$\varepsilon_g \equiv (\partial \Gamma / \partial g) \cdot (g / \Gamma)$ and $\varepsilon_G \equiv (\partial \Gamma / \partial G) \cdot (G / \Gamma)$] would yield:

$$\Phi \equiv \hat{W} - \hat{W}_j = -\frac{L'}{L} \cdot \Gamma \cdot \left(1 - \frac{1}{N} \right) \cdot \left[-\varepsilon_g \cdot \frac{\partial \omega}{\partial t} - \varepsilon_G \cdot \left(\frac{\partial \omega}{\partial t} + 1 \right) \right], \quad (10)$$

where the term $-\varepsilon_g(\partial\omega/\partial t) > 0$ expresses the horizontal tax externality, whereas the term $-\varepsilon_G(\partial\omega/\partial t + 1) < 0$ represents the vertical one (due to the negative sign of L' , the terms outside bracket are definitely positive).

If Φ is positive (negative), a slight increase in all municipal taxes would increase (decrease) social welfare, and municipal taxes are therefore too low (high) from a social viewpoint.⁶ In other words, this problem depends on (i) the elasticity of the public goods in the utility function (ε_g and ε_G), and (ii) the sensitivity of the rate of return to changes in the municipal tax rates ($\partial\omega/\partial t$).

However, we cannot observe ε_g , ε_G and $\partial\omega/\partial t$. Therefore, our practical empirical analysis requires a reduced form of the model that is based on observables. Equation (10) indicates that an increase in the number of municipalities reinforces a dominant tax externality.⁷ We will then consider the relationship between the observable number of municipalities and the equilibrium tax rates.

2.3. Tax externality and fragmentation

Making use of the equilibrium condition for municipal tax rates (8) would compute the effect of a change in the number of municipalities (N) on t_j :

$$\frac{\partial t_j}{\partial N} = -\frac{\partial \hat{W}_j / \partial N}{\partial \hat{W}_j / \partial t}. \quad (11)$$

From equation (8), we can express the numerator of (11) as

$$\frac{\partial \hat{W}_j}{\partial N} = -\frac{1}{N^2} \frac{L'}{L} \Gamma \cdot \left[\varepsilon_g \cdot \frac{\partial \omega}{\partial t} + \varepsilon_G \cdot \left(\frac{\partial \omega}{\partial t} + 1 \right) \right].$$

Moreover, the above can be rewritten by employing equation (10):

⁶ If the supply of labor is completely inelastic ($Z = \bar{Z}$), then municipal tax policies never affect the tax base ($Z' = 0$), and then only a horizontal tax externality exists due to $(\partial\omega/\partial t) = -1$.

⁷ More fragmentation reduces each municipality's market power in the labor market. An increase of tax rate in small municipalities (i.e. price taker) would raise the pre-tax wage rate one for one. Hence, the smaller the size of municipality becomes, the larger their decision would distort the level of taxable labor input.

$$\frac{\partial \hat{W}_j}{\partial N} = -\frac{1}{N(N-1)} \Phi. \quad (12)$$

According to Brülhart and Jametti (2006), $\partial \hat{W}_j / \partial t_j$ is nearly negative. As a result, the effect of a change in N on t_j is inversely related to Φ (the balance between both types of tax externalities). That is to say, we can derive such proposition as Brülhart and Jametti's model:

Proposition 2. *When a horizontal tax externality dominates ($\Phi > 0$), an increase in N reinforces the tax externality (and lowers the equilibrium municipal tax rate). Conversely, when a vertical tax externality dominates ($\Phi < 0$), an increase in N leads to even the stronger one (and raises the equilibrium municipal tax rate).*

The above arguments states that the sign of $\partial t_j / \partial N$ reflects dominance of horizontal or vertical tax externality. Our empirical version of the solution to equation (8) indicates:

$$t_j = \beta_0 + \beta_1 T + \beta_2 \sum_{j=1}^n (t_j/n) + \beta_3 S_i + \beta_4 \mathbf{X}_i + \varepsilon_i \quad i \neq j,$$

where t_j is the municipal tax rate, T is the county's tax rate, $\sum_{j=1}^n (t_j/n)$ is the tax rate in the surrounding municipalities (n denotes the number of municipalities in the county), S is smallness, defined as the proportion of the population in the county, and \mathbf{X} is a vector of exogenous controls such as population, the proportion of 0-17 years old in the population, and social welfare recipients.⁸

From the viewpoint of municipalities, a high N in asymmetric federation implies that each municipality is small. Hence, we express fragmentation as a municipality-specific smallness S . According to proposition 2, more fragmented federation (and thus smaller sub-federal jurisdictions) will have lower municipal tax rates if horizontal tax externality dominates; but it will have higher ones if vertical tax externality dominates. The low smallness suggests that many small

⁸ The basic model below bares some resemblance to the models used by Besley and Rosen (1998), Goodspeed (2000), Revelli (2001), Brülhart and Jametti (2006), and Devereux et al. (2007).

municipalities exist and few large ones. Therefore, if the coefficient is positive, it indicates that we have a stronger horizontal tax externality; conversely, the negative coefficient presents that the thicker vertical one exists.

In the concrete, we consider several types of the econometric models. The first model (Model B1) explains the variation in municipal tax rate as a function of the county tax rate and the tax rate in other municipalities and the size of the municipalities. The second model (Model B2) includes a vector of exogenous control variables comparable to the Brülhart and Jametti's model. Finally, the third model (Model B3) is an extended model where we have included more control variables. Model B1 assumes that β_4 is equal to zero, and Model B2 and B3 assume that β_0 is constant across municipalities.

The model, described above, with a variable indicating the average tax rate among the surrounding regions, is similar to a spatial autoregressive model where the definition of surrounding regions is the spatial weight matrix. We have defined the spatial weight matrix in two different ways. The first is defined according to the regions in the same county (model B3) and, second, as the regions in the same labor market (Model B4). If two municipalities are in the same labor market, it is indicated by ones, else zero.

Our additional hypothesis is that the average tax rate in the same labor market is more important than such tax rate within the same county. In order to detect for spatial dependency, Moran's I statistics has been estimated on the OLS residuals. The spatial weight matrix is defined as the inverse squared distance.

3. Empirical Analysis

This section explains data and variable selection, and then shows our empirical findings about fiscal decentralization.

3.1. Swedish fiscal constitution

Today, Sweden consists of 290 municipalities and 20 counties. The size of the counties varies from including only one municipality to including as many as 49 municipalities (The average size is about 10 municipalities). Even if it is not a federal system, Sweden has a decentralized parliamentary system with a long tradition of local self-government (see SALAR 2006). The constitution (the Local

Government Act from 1992) guarantees the local authorities a considerable degree of political and financial autonomy (see Loughlin and Martin 2004). The Swedish electorate directly elects the councils of municipality and county and thereby the participation rates are high.

The tasks of the municipality councils is, for example, city planning, planning and financing the transportation system of the municipality, primary and secondary education, social welfare functions, child and elderly care. Around 40 percent of the municipalities' expenditures go to compulsory schools and elderly care. Counties are mainly responsible for health care (more than 90 percent of their expenditures), but in some cases also public transportation and regional development issues. The councils can organize their activities as they see fit (SALAR 2006).

The councils of municipalities and counties are entitled to levy taxes in order to finance their activities. However, various levels of governments share the tax base on income. Since they are free to set their own tax rates, such tax base share makes it possible to test the hypothesis about horizontal or vertical tax externality.

As much as 74 percent of the county's councils revenues are funded locally and around 69 percent municipality's ones likewise. Even though the income tax is the tax base for national, regional and local levels, about 85 percent of income earners pay only municipal and county income tax. There is no minimum level of local taxation, but there is a minimum welfare standards decided by the central government.

In Sweden, there exists a financial equalization system even if Sweden has experienced a move away from the imposition of uniform standards across the whole county (see Loughlin and Martin 2004). The objective of the financial equalization system (SALAR 2005) is to "put all municipalities and county councils in the county on an equal footing to deliver equivalent levels of services to their residents irrespective of income of local authority residents and other structural factors." The main components of the system are the cost and income equalization parts. According to Loughlin and Martin (2004), those municipalities who raise higher taxes receive smaller grants from central government.

3.2. Data description and variable selection

Our first focus is on the net migration and its determinants, while the second one is on the relationship between the municipal income tax and fragmentation. We are using a cross-sectional time series data set to estimate two different kinds of empirical models.

The cross-section consists of 290 municipalities in Sweden and the time series is over the period 2000 to 2006. For each municipality, we have data concerning the tax level and net migration, as well as a number of determinants. Besides information of the income tax in the municipality, we also have information about the tax level in Sweden's 25 counties.

The independent variables that we are going to use in the econometric modeling, consist of information about the population (*Pop*) and the share of municipality population less than 18 years and above 64 years (*Pop17* and *Pop64*). There also exists information about the size of the municipality measured in square kilometers and, hence, the density. Furthermore, we have estimated the relative size of the municipality in comparison to the other municipalities in the county (*Smallness*). There is also information about the average taxable income per capita in the municipality (*Income*), which will be used in both models.

Brülhart and Jametti (2006) use population over 20 and 65 years of age as proxies for government spending on education, health care and social security. Our extended tax externality model uses the actual expenditures on these public services instead of using proxies. Hence, in order to control for the cost side of the responsibilities of the local governments, we also have data on the number of social welfare recipients in the municipality (*Social*) and the cost for primary school in the municipal divided by the average cost in Sweden (*School*). Moreover, we also have information on the cost of elderly care (*Elderly*), and, finally, the cost if children care (*Children*).

One of our hypothesis is that a large housing stock per capita makes it easier to move to the region compared to a region with a low housing stock per capita. Thus, we utilize housing stock per capita (*H-stock*) as a proxy for how easy it is to move to a region. We also use vacancy rate within the municipal rental apartment market (*Vacancy*) as proxy for how hard, or easy, it is to move to the region. We use the latter in relation to income.

Justified by re-allocation goal, Sweden has a system to re-allocate resources (financial equalization system) among the municipalities, that is, to equalize the tax base. To control for re-distribution between municipalities in our econometric models, we have information about the net contribution from each municipality measured in SEK per capita (*Equalizing*).⁹

We also have two regional dummy variables. One variable is controlling for Gotland where the municipality and the county is the same thing (*Gotland*). The other regional dummy is for Stockholm (*Stockholm*) where the county is responsible for more than just health care as it is in the rest of the county. In Stockholm, the county is more responsible for public transportation compared to the rest of the municipalities.

Finally, let us describe the data based on table 1, which presents the mean and the standard deviation. The average income tax rate in Sweden is 31 percent, while the standard deviation is low with a minimum tax rate of 26 percent and a maximum tax rate of 34 percent. The tax rate is higher in the municipality than in the county.¹⁰ The tax rate has increased over time and the range has decreased slightly.

[Insert Table 1]

The net migration varies from -2.5 percent to 3.9 percent. There is a rather big difference in demographics among the municipalities. The share municipal population less than 18 years is as low as 15 percent in one municipality and as high as 29 percent in another. The spread is even higher in the share of municipal population above 65 years, from 8 percent to 30 percent.

There are huge differences in public expenditures among the municipalities. The number of social welfare recipients confirms the pattern. This is one reason why the national government is trying to harmonize the tax base by re-distributing tax revenues among the municipalities. The net gainers among the municipalities receive up to SEK 3,594 per capita and the net losers have to pay up to SEK 13,196 per capita.

⁹ Smart (1998) point out that equalization grants effectively compensates subnational governments for a portion of the deadweight loss associated with taxes, and consequently the grants may tend to increase the distortionary tax rate chosen by subnational governments.

The size of the municipalities is very different, which the data on population, area, and density confirm. Employment rate varies substantially signifying that it is an important driver of migration. However, it also seems that the housing market does play an important role in explaining migration. In some municipalities, the housing stock per capita is very large, suggesting that it may be expansive to construct new housings. In municipalities, the housing prices are very high, and in principal, no vacant apartments on the rental market exist. Hence, even if the taxes are low and income high, as well as low unemployment, it can be impossible to move to the region.

3.3. Vote with the feet regression

This regression aims not only to test the validity of the Tiebout's argument about voting with your feet, but also to examine the effect on the municipal net migration of discrepancy in municipality and county income taxes and financial equalization policies in Sweden.

In the regression models, the dependent variable is the ratio of annual net migration between municipalities over the period 2000- 2006 to the previous year's population. That is, we measure the net migration variable - dependent variable - as a percentage of population. This sub-section considers two types of basic models about the "vote with the feet" hypothesis.

The first model (Model A1) includes the following independent variables: income per capita, population, density included together with indicators of welfare benefits such as social welfare recipients, cost of childcare, elderly care and primary school. As presented in table 2 below, the second group of models (Model A2-A5) is extended, with a number of variables interacting tax rates with different indicators of the housing market such as housing stock, density and vacancy rates.

[Insert Table 2]

If the Tiebout's hypothesis holds, we expect that income tax relates negatively to net migration for given the welfare benefits and vice versa. That is,

¹⁰ The maximum tax rate in the municipality and the minimum tax rate in the county is Gotland.

if the tax rate increases given public expenditures, we expect that net-migration decrease (in-migration is reduced or out-migration is increased).

As anticipated, migrants prefer areas with a lower income tax, *ceteris paribus*. Moreover, we also observe that the social welfare system relates negatively to the net migration. That is to say, municipalities with a high level of public expenditures (an indication of high social costs) are less attractive, given the tax level, size and income level.

The results do not alter even if we apply the second model (Model A2) where we have introduced the interaction variables. Income and population correlate positively to net migration. However, density associates inversely to net migration. In other words, highly dense areas will experience less net migration. It suggests that the availability of land has some impact on the “vote with the feet” hypothesis. Namely, the Tiebout’s argument appears to be valid only if the housing stock is high, vacancy rate within the rental apartment market is high, and housing density is low. We do not reject our hypothesis that the housing market has an effect on net migration. Contrary, it seems that the impact is both statistically and economically strong.

In Model A3, we exclude the largest metropolitan area (the city of Stockholm) in order to test the robustness. The main result here is that nothing happens. The inclusion of Stockholm seems not to drive the results. In Model A4, we have included fixed municipality effects. Naturally, some of the independent variables lose its explanatory power (e.g. income and population). However, it is interesting to observe that our main conclusion still holds.

We have tested for spatial dependency with the Moran’s I Statistics in all our models. The spatial weight matrix is based on the inverse squared distance each year. Hence, net-migration in neighboring municipalities have only an effect on net-migration in a given time period. The results indicate that the hypothesis about no spatial autocorrelation can be rejected. Consequently, we have estimated a spatial autoregressive model (Model A5). Our main conclusion still holds.

3.4. Tax externality regression

We have estimated four different models of tax externality regression models. The first model (Model B1) is a simple fixed effect model with only the

tax rate in the county and the average tax rate among the municipalities in the county. The second model (Model B2) is a model similar to Brülhart and Jametti (2006) and Devereux et al. (2007), and the third and fourth models (Model B3 and B4) are extended by including not only the variables in Brülhart and Jamettis but also variables concerning the welfare benefits, income and housing market. Table 3 reports the findings.¹¹

[Insert Table 3]

As the estimated coefficient on the county tax rate variable indicates, municipalities do respond inversely when county government encroaches on their tax bases. However, the conclusion is only valid for the Brülhart and Jametti's model and the extended model, not the pure fixed effect model.¹²

Contrary to Brülhart and Jametti, we find a positive and significant coefficient on smallness. Municipalities with a smaller share of the inverse county population have lower tax rates, *ceteris paribus*. Our results support the horizontal tax externality which leads sub-optimally low tax rates.¹³

Furthermore, our results imply that taxes are complements among the municipalities in a specific county, but that they are substitutes between the county and the municipalities. Since the coefficient concerning the variable average municipality tax rate is larger than zero and statistically significant, it indicates that cross-border migration is high. If the tax rate goes up by 1 percent on average in all the municipalities, we expect that the tax rate would go up with around 0.25 percent in the municipality. In short, if it is easy to move, the coefficient should be close to one, but if the housing market is tight, we expect that the coefficient to be low or negative. If it is zero, there is no "spillover" between the municipalities.

¹¹ Almost by definition, the average municipality tax rate is endogenous. It means that we need to apply a two-stage estimation procedure with instrument variables (see discussion in Brueckner 2003). As instruments, the average concerning the control variables is used.

¹² The instrument diagnostic tests are satisfactory (Anderson and Sargan statistics). Moreover, our explanation power is overall lower than previous estimations, e.g. Brülhart and Jametti (2006) and Devereux et al. (2007).

¹³ This result is supported by Hoyt (1991), who shows that in the standard model of horizontal tax competition, an increase in the number of municipalities causes municipal tax rate to fall.

According to Brueckner (2003), almost all empirical studies have estimated a positive relationship and, thus, that the governments behave as strategic complements to each other. Contrary to Esteller-Moré and Solé-Ollé (2001, 2002), we find that municipality taxes respond negatively to increases in county income taxes, which implies that municipality and county taxes are substitutes.

The estimated parameter concerning the equalizing system is highly significant and positively related to tax rate in Model B2 but not in Model B3. That is, if the municipality is a net contributor to the equalizing system, the tax rate is higher in comparison to what they otherwise should be. However, when we control for local public provision of public goods, the estimated parameter is not significant.

With increasing returns to scale, the expected sign of the estimated parameter on the variable municipality size is negative. As anticipated, the population has a negative effect on the tax rate. Larger municipalities have lowered the income tax rates, *ceteris paribus*. As not anticipated, the size measured in square kilometers has negative impact on the tax rate, indicating that the cost of providing local public goods decreases by size. The income level has a positive impact on the tax level.

Density has a negative impact on the tax rate, that is, highly dense areas can have a lower tax rate, but if the housing density is high, the empirical results imply that the tax rate is higher. In other words, in metropolitan areas with a high housing density and thus with less unexplored land, has higher tax rates as household mobility is lower.

4. Conclusion

There is not only a good aspect appealed by the classic argument of Tiebout but also a bad aspect claimed by numerous literatures on tax competition in a fiscal decentralized society. This paper aims to empirically test the two symmetric hypotheses about fiscal decentralization by employing data for the Swedish local and regional public sector during the period 2000-2006.

The first regression investigates not only the validity of Tiebout's argument about voting with their feet, but also the influence on municipal net migration of discrepancy in municipality and county income taxes and financial equalization

policies. The second regression examines the superiority of horizontal versus vertical tax externality. This regression is based on a fixed effect model, a similar model of Brülhart and Jametti (2006), and its extended model including variables concerning welfare benefits, income and housing market.

Consequently, first, migrants prefer areas with a lower income tax, *ceteris paribus*; and municipalities with a high level of high social costs are less attractive, given the tax level, size and income level. However, this argument appears to be valid only if the housing stock is high, vacancy rates within the rental apartment market are high, population density is high, and housing density is low. Second, unlike Brülhart and Jametti's estimation, a dominant horizontal tax externality would lead to suboptimally low municipal tax rates; and taxes are complements among municipalities in a specific county whereas they are substitutes between county and municipalities. The main difference seems to arise from our contribution that determinants of migration include some housing availability.

The findings would draw some policy implications: if there is some available housing on the market, the competition among jurisdictions would improve the circumstances for an efficient allocation of the population over communities; but in the fragmented federation, smaller sub-federal jurisdictions will have suboptimally low local tax rates and provide an inefficient level of public goods since a horizontal externality dominates.

References

- Andersson, L., Aronsson, T. and Wikstrom, M.: Testing for Vertical Fiscal Externalities. *International Tax and Public Finance* 11, 243-263 (2004).
- Besley, T. and Rosen, H.: Vertical Externalities in Tax Setting: Evidence from Gasoline and Cigarettes. *Journal of Public Economics* 70, 383-398 (1998).
- Brueckner, J. K.: Strategic Interaction among Governments: an Overview of Empirical Studies. *International Regional Science Review* 26, 175-188 (2003).
- Brueckner, J. K.: Fiscal Decentralization with Distortionary Taxation: Tiebout vs. Tax Competition. *International Tax and Public Finance* 11, 133-153 (2004).

- Brülhart, M. and Jametti, M.: Vertical versus Horizontal Tax Externalities: An Empirical Test. *Journal of Public Economics* 90, 2027-2062 (2006).
- Case, A. C., Rosen, H. S. and Hines, J. R.: Budget Spillovers and Fiscal Policy Interdependence: Evidence from the States. *Journal of Public Economics* 52, 285-307 (1993).
- Cebula, R. J.: Interstate Migration and the Tiebout Hypothesis: An Analysis According to Race, Sex and Age. *Journal of American Statistical Association* 69, 876-879 (1974).
- Conway, K. and Houtenville, A.: Do the Elderly 'Vote with Their Feet'? *Public Choice* 97, 663-685 (1998).
- Conway, K. and Houtenville, A.: Elderly Migration and State Fiscal Policy: Evidence from the 1990 Census Migration Flows. *National Tax Journal* 54, 103-123 (2001).
- Conway, K. S. and Rork, J. C.: State 'Death' Taxes and Elderly Migration -The Chicken or the Egg? *National Tax Journal* 59, 97-128 (2006).
- Dahlby, B., Fiscal Externalities and the Design of Intergovernmental Grants. *International Tax and Public Finance* 3, 397-412 (1996).
- Devereux, M.P., Lockwood, B. and Redoano, M.: Horizontal and Vertical Indirect Tax Competition: Theory and Some Evidence from the USA. *Journal of Public Economics* 91, 451-479 (2007).
- Esteller-More, A. and Sole-Olle, A.: Vertical Income Tax Externalities and Fiscal Interdependence: Evidence from the US. *Regional Science and Urban Economics* 31, 247-272 (2001).
- Esteller-More, A. and Sole-Olle, A.: Tax Setting in a Federal System: The Case of Personal Income Taxation in Canada. *International Tax and Public Finance* 9, 235-257 (2002).
- Goodspeed, T.: Tax Structure in a Federation. *Journal of Public Economics* 75, 493-506 (2000).
- Hayashi, M. and Broadway, R.: An Empirical Analysis of Intergovernmental Tax Interaction: the Case of Business Income Taxes in Canada. *Canadian Journal of Economics* 34, 481-503 (2001).
- Hoyt, W. H.: Property Taxation, Nash Equilibrium, and Market Power. *Journal of Urban Economics* 30, 123-131 (1991).

- Keen, M.: Vertical Tax Externalities in the Theory of Fiscal Federalism. IMF Staff Papers 45(3), 454-485 (1998).
- Keen, M. and Kotsogiannis, C.: Leviathan and Capital Tax Competition in Federations, Journal of Public Economic Theory 5, 177-199 (2003).
- Keen, M. and Kotsogiannis, C.: Tax Competition in Federations and the Welfare Consequences of Decentralization. Journal of Urban Economics 56, 397-407 (2004).
- Loughlin, J. and Martin, S.: Local Income Tax in Sweden: Reform and Continuity, Paper BoF 20, School of European Studies, Cardiff University (2004).
- Revelli, F.: Spatial Patterns in Local Taxation: Tax Mimicking or Error Mimicking?. Applied Economics 33, 1101-1107 (2001).
- Rhode, P. and Strumpf, K.: Assessing the Importance of Tiebout Sorting: Local Heterogeneity from 1850 to 1990. American Economic Review 93, 1648-1677 (2003).
- SALAR: Local Government Financial Equalization in Sweden. Swedish Association of Local Authorities and Regions (2005).
- SALAR: Levels of Local Democracy in Sweden. Swedish Association of Local Authorities and Regions (2006).
- Smart, M.: Taxation Incentives and Deadweight Loss in a System of Intergovernmental Transfers. Canadian Journal of Economics 31, 189-206 (1998).
- Tiebout, C.: A Pure Theory of Local Expenditures. Journal of Political Economy 65, 416-424 (1956).
- Wilson, J. D.: A Theory of Interregional Tax Competition. Journal of Urban Economics 19, 296-315 (1986).
- Wilson, J. D.: Theories of Tax Competition. National Tax Journal 52, 269-304 (1999).
- Wooders, M.: The Tiebout Hypothesis: Near Optimality in Local Public Good Economies. Econometrica 48, 1467-1485 (1980).
- Zodrow, G. R. and Mieszkowski P.: Pigou, Tiebout, Property Taxation, and the Underprovision of Local Public Goods. Journal of Urban Economics 19, 356-370 (1986).

Table 1: Descriptive Statistics

Variable	Mean	Standard Deviation	Minimum	Maximum
<i>Tax-muni (%)</i>	21.31549	1.316605	16.18	33.25
<i>Tax-county (%)</i>	10.18712	0.8469438	0	12.27
<i>Tax-total (%)</i>	31.50261	1.15143	26.5	34.24
<i>Net-migr</i>	0.0014422	0.0066892	-0.0252078	0.038768
<i>Pop</i>	31006.3	59049.03	2541	782885
<i>Pop17</i>	0.2205853	0.0207482	0.1538637	0.2865435
<i>Pop65</i>	0.1915716	0.0369334	0.0824937	0.2998466
<i>Areal</i>	1429.262	2496.663	8.82	19446.78
<i>Density</i>	126.7233	424.29	0.2434152	4190.068
<i>H-stock</i>	0.4847046	0.0488743	0.342112	0.6465912
<i>H-density</i>	60.6439	221.4913	0.1364	2258.53
<i>Social</i>	0.0225204	0.0084282	0	0.070075
<i>Equalizing</i>	725.0405	2504.864	-3594	13196
<i>Smallness</i>	0.0725002	0.1106263	0.0031854	1
<i>Emp-rate</i>	0.4508881	0.0321178	0.3176143	0.5421206
<i>Vacancy (%)</i>	4.414828	5.043045	0	37.6
<i>Housing prices</i>	930.9748	701.6251	198	5357
<i>School</i>	100.93	12.09	58	150
<i>Child</i>	98.90	17.27	49	171
<i>Elderly</i>	102.33	30.11	28	238

Table 2: Net Migration Regression (Dependent Variable: Net Migration, percent)

	Model A1	Model A2	Model A3	Model A4	Model A5
<i>Tax rate total</i>	-0.0632 (-4.31)	-0.0108 (-0.57)	-0.0061 (-0.31)	-0.0035 (-0.14)	0.0074 (0.44)
<i>Interaction variables</i>					
<i>Tax × housing stock</i>	-	-0.0999 (-5.86)	-0.0782 (4.46)	-0.1256 (-5.12)	-0.0782 (-4.86)
<i>Tax × vacancy rate</i>	-	-0.0011 (-10.96)	-0.0011 (-10.80)	-0.0009 (-7.05)	-0.0008 (-8.99)
<i>Tax × housing density</i>	-	0.0001 (5.04)	0.0001 (0.24)	0.0001 (1.84)	0.0001 (49.72)
<i>Income/1000</i>	0.0050 (7.32)	0.0043 (5.87)	0.0052 (5.58)	0.0008 (0.54)	0.0007 (0.81)
<i>Pop/1000</i>	0.0010 (3.30)	0.0005 (1.88)	0.0001 (0.18)	0.0005 (1.18)	0.0006 (2.13)
<i>Density</i>	-0.0002 (-4.83)	-0.0022 (-5.38)	-0.0002 (-0.15)	-0.0011 (-1.96)	-0.0014 (-29.89)
<i>Social</i>	-3.6601 (-1.94)	2.1889 (1.15)	1.4073 (0.69)	2.9244 (1.15)	2.0096 (1.14)
<i>School</i>	-0.0097 (-7.70)	-0.0112 (-8.42)	-0.0134 (-9.34)	-0.0125 (-7.09)	-0.0101 (-8.23)
<i>Child</i>	-0.0020 (-1.95)	-0.0016 (-1.57)	-0.0031 (-2.95)	-0.0018 (-1.30)	0.0014 (1.49)
<i>Elderly</i>	-0.0050 (-7.71)	0.0005 (0.60)	0.0004 (0.41)	-0.0005 (-0.43)	0.0002 (0.29)
<i>Constant</i>	3.0491 (7.13)	2.6308 (6.14)	2.3864 (5.18)	3.8157 (5.80)	1.9543 (4.07)
ρ	-	-	-	-	0.5481 (12.78)
Moran's I Statistics	19.38	15.57	12.15	13.78	-
Adj R-square	0.2021	0.2840	0.3075	0.3067	0.3712

Note: t-values with parenthesis. The coefficients concerning the specific time effects are not shown in the table. The squared inverse distance is used as a spatial weight matrix.

Table 3: Tax externality Regression (Dependent Variable: Tax Rate in Municipality)

	Fixed effect model (Model B1)		Brülhart and Jametti's (Model B2)		Extended model (Model B3) (Model B4)			
	Coeff.	t-value	Coeff.	t-value	Coeff.	t-value	Coeff.	t-value
<i>County Tax rate</i>	0.0732022	1.10	-0.5266259	-10.83	-0.5721631	-8.73	-0.12981	-0.85
<i>Average municipal tax rate in county</i>	0.6575267	5.66	0.3860485	18.20	0.2527443	12.37	0.10873	1.83
<i>Average municipal tax rate in labor market</i>	-	-	-	-	-	-	1.25434	3.51
<i>Smallness</i>	15.5051	3.17	5.109169	13.78	2.54227	7.13	3.00138	4.45
<i>Equalizing</i>	-	-	0.000107	8.23	0.0000009	-0.06	-0.00005	-1.77
<i>Gotland</i>	-	-	-3.038113	-4.62	0.0901695	0.12	7.14489	2.96
<i>Areal</i>	-	-	-0.0000118	-1.14	-0.0000377	-3.76	-0.00004	-2.16
<i>Pop</i>	-	-	-0.0000059	-8.68	-0.000002	-2.55	-0.00001	-1.62
<i>Pop65</i>	-	-	3.439246	2.70	-2.042901	-1.43	0.98827	0.35
<i>Pop17</i>	-	-	-6.097839	-3.39	-13.14797	-6.46	1.21852	0.24
<i>Stockholm</i>	-	-	0.7196788	1.39	-0.2220952	-0.22	2.33102	2.14
<i>Capital</i>	-	-	-0.5511642	-4.48	-0.4529428	-4.15	-0.71609	-3.39
<i>Social</i>	-	-	-	-	25.34159	10.34	22.46321	4.76
<i>Child</i>	-	-	-	-	0.0257071	13.04	0.00085	0.29
<i>Elderly</i>	-	-	-	-	0.0076392	5.52	0.01615	6.22
<i>School</i>	-	-	-	-	0.0129486	9.28	0.02630	7.36
<i>Income</i>	-	-	-	-	0.000006	4.66	0.00001	0.91
<i>Density</i>	-	-	-	-	-0.0062721	-9.69	-0.00254	-1.69
<i>Housing density</i>	-	-	-	-	0.0104286	8.55	0.00363	1.30
<i>Constant</i>	6.419868	3.36	19.52874	18.55	19.24102	17.27	-11.73522	-1.36
<i>Adj R-square</i>	0.2647		0.6219		0.7140		0.1928	
<i>Moran's I statistics</i>	-		39.81		28.69		20.19	
<i>Anderson Statistics</i>	-		1162.370	p-value: 0.0000	597.808	p-value: 0.0000	16.009	p-value: 0.0003
<i>Sargan Statistics</i>	-		202.791	p-value: 0.0000	61.222	p-value: 0.0000	9.175	p-value: 0.0025

Note: Instrument variable estimations with average control variables as instruments. The squared inverse distance is used as a spatial weight matrix.

地域間移住と租税外部性の 実証分析：スウェーデン・ケース

第4回地方分権基本問題調査研究会専門分科会

2009年2月26日

総務省

Tomoya Ida
Oita University
Japan

Mats Wilhelmsson
Royal Institute of Technology
Sweden

1

分析概略(1):問題意識

- 平成18年成立の「地方分権改革推進法」を契機に我が国は地方分権化へ加速している。
- 地方分権は地域事情に即した効率的な行政運営を通じて、国民が豊かさを実感できる社会を実現する旨の主張がよく繰り返される。
- 地方分権が進んだ欧米では、同時に早くからその問題点の指摘も行われてきた。
- 分権先進国のスウェーデンの2000-2006年の地域データに基づき地方分権の利点と問題点の検証を行い、我が国の今後を推論する。

2

分析概略(2):学術的議論

- Tiebout(1956)は分権化社会では住民のSortingを通じて地方公共財の効率的な供給を達成するとした。
- Zodrow and Mieszkowski (1986) や Wilson (1986)からの租税競争の研究によると、分権化社会では自地域利益を優先する政府間競争の結果、垂直競争(国vs地方)の場合は非効率に高水準の、水平競争(地方vs地方)の場合は非効率に低水準の地方財供給を導く。

3

分析概略(3):研究内容

- 地方分権の利点の主張の際によく用いられるTieboutの議論の中で「足による投票」を検証する。具体的には、地域間移住は何に影響されか？考慮が無かった住宅環境等も影響するのか？等を分析する。
- 地方分権の問題点として指摘のある「租税競争」に関する分析を行う。具体的には、垂直競争(国vs地方)による地方税率の上昇効果と、水平競争(地方vs地方)による 地方税率の低下効果のどちらが大きいか等を検証する。

4

分析概略(4):主要結論

- ・十分な住宅環境が足による投票を促進するため、分権化社会ではその整備を行うことで効率的な地方公共財の供給が達成される。
- ・垂直競争(国vs地方)の結果として地方税を上昇させる効果より、水平競争(地方vs地方)の結果として地方税を低下させる効果の方が大きくなる。したがって、分権化社会での地方税率は非効率に低水準となり、地方公共財の供給も社会的最適水準より下回る。

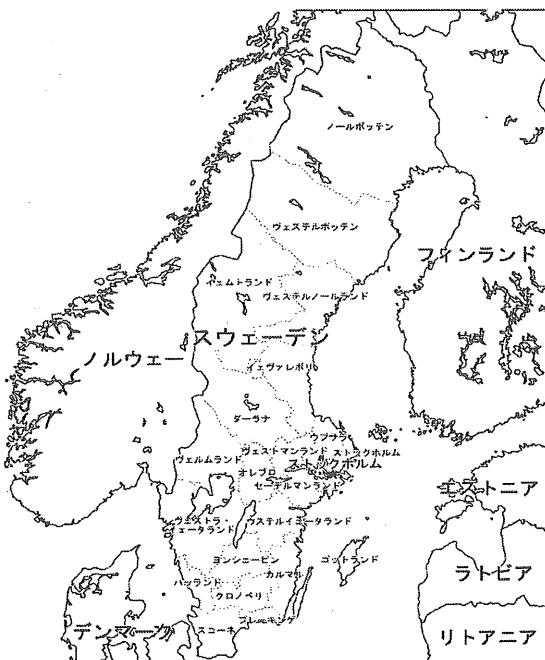
5

本日の報告

- ・分析概略
 - ・問題意識と研究概要
- ・予備考察
 - ・スウェーデンの概観と既存理論の直観的解釈
- ・理論分析
 - ・既存の実証研究とKeen and Kotsogiannisモデル
- ・実証分析
 - ・足による投票と租税外部性の推計

6

予備考察(1):スウェーデンの一般情報



1.面積

約45万Km²(日本の約1.2倍)

2.人口

約918万人

3.首都

ストックホルム(人口約80万人)

4.主要産業

機械工業、化学工業、林業、IT

5.GDP

3,849億ドル(2006年)

7

予備考察(2):スウェーデンの地方財政

- ・地方自治体として21のランステイング(県:Landsting)と290のコミューン(市:Kommun)がある。
- ・歳入の約7割が地方税収でその全ては定率の個人所得税、法人や固定資産への課税はない。
- ・税率は地方議会で任意に設定でき、法定の標準税率や制限税率は存在しない。
- ・国からの交付金による調整(垂直的調整制度)に加え、地方自治体間で資金を移動し財政力を調整する制度(水平的調整制度)がある。

8

予備考察 (3): Tiebout仮説

- ・家計は $v(\bullet)$ を最大化する居住地選択を行い、以下の場合に i 市から k 市に移住する。

$$\Omega_{ik} \equiv v_k(t_k, T, Z_k) - v_i(t_i, T, Z_i) - c_{ik} > 0$$

$v_i(\bullet)$: i 市での間接効用関数

$v_k(\bullet)$: 最良代替市 k での間接効用関数

Z : 都市環境と財政的特徴, c_{ik} : 移住費用

t : 市税率 T : 県税率

9

予備考察 (4): 水平的租税外部性

分権化された市間で
課税ベースが流動的



各市政府は課税ベースを
誘引するため税率を低下



市税率は非効率に低水準

10

予備考察 (5): 垂直的租税外部性

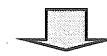
分権化された県と市で課税ベースが重複



県の増税により共通の課税ベースが縮小



住民厚生の回復に市政府には公共サービスの増大が必要



市税率は非効率に高水準

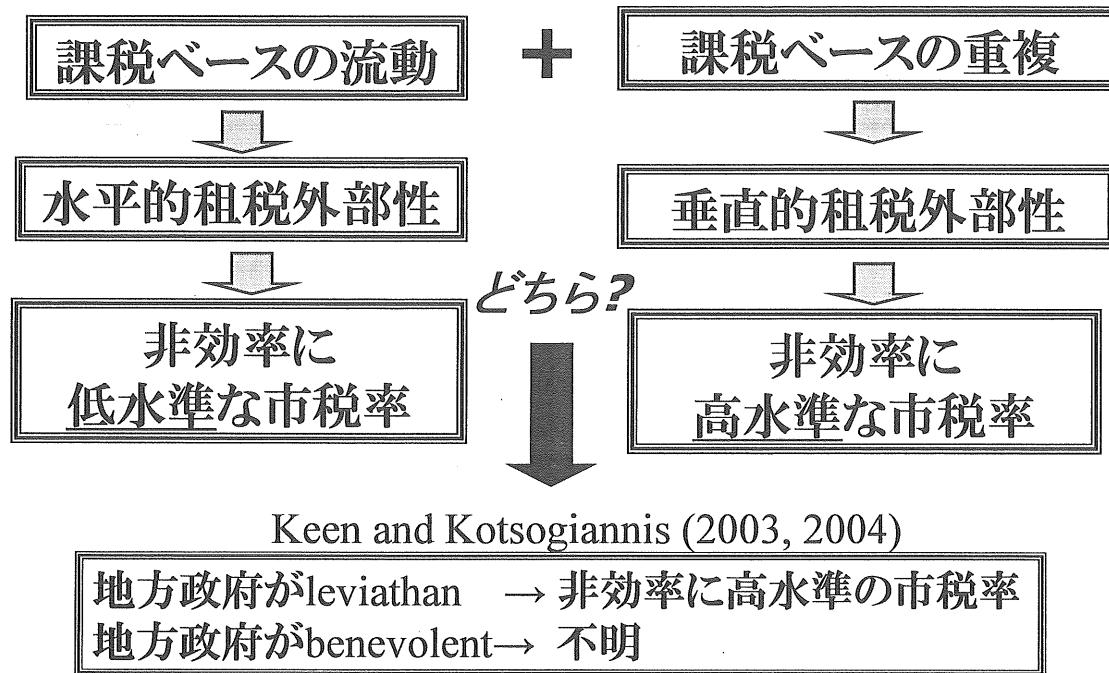
11

理論分析 (1): 既存の実証研究

- Tiebout(1956)の中で「足による投票」に関しては、例えばConway and Houtenville (1998, 2001)やConway and Rork (2006)は肯定的な実証を示す。
- 水平的租税外部性は先駆的なCase et. al. (1993)を始め多くの研究でその存在は確認されている。
- 垂直的租税外部性はBesley and Rosen (1998), Hayashi and Broadway (2001) 等で実証されている。
- スウェーデンの研究にはAnderson at el (2006)等があり、県と市町村で戦略的相互依存を確認している。

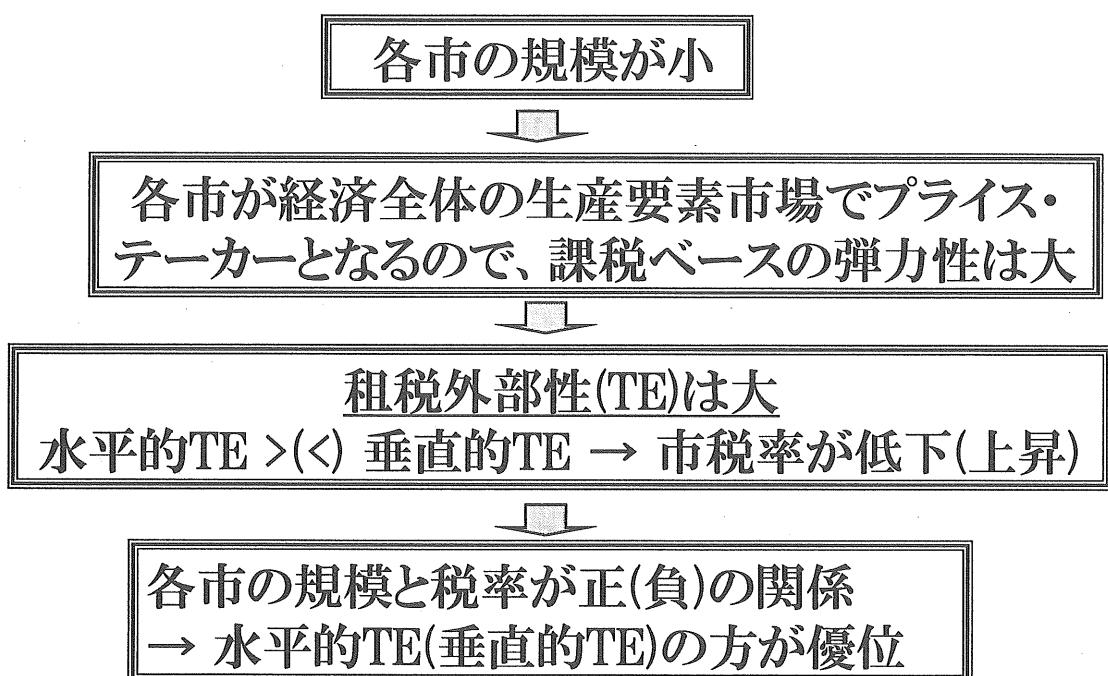
12

理論分析(2):租税外部性の優位性



13

理論分析(3):Keen and Kotsogiannis



14

実証分析(1):推計式

足による投票の推計式

$$m_i = \alpha_0 + \alpha_1 t_i + \alpha_2 Y_i + \alpha_3 (t \cdot Z)_i + \eta_i$$

租税外部性の推計式

$$t_i = \beta_0 + \beta_1 T + \beta_2 \sum_{j=1}^n \left(t_j / n \right) + \beta_3 S_i + \beta_4 X_i + \varepsilon_i$$

m : net migration Y, Z, X : exogenous controls

t : municipal tax rate T : county's tax rate

$\sum t / n$: average tax rate among surrounding regions

S : proportion of population in county (smallness)

15

実証分析(2):記述統計

Variable	Mean	Standard Deviation	Maximum	Minimum
<i>Tax_muni (%)</i>	21.31549	1.316605	16.18	33.25
<i>Tax_county (%)</i>	10.18712	0.8469438	0	12.27
<i>Tax_total (%)</i>	31.50261	1.15143	26.5	34.24
<i>Net_migr</i>	0.0014422	0.0066892	-0.0252078	0.038768
<i>Pop</i>	31006.3	59049.03	2541	782885
<i>Pop17</i>	0.2205853	0.0207482	0.1538637	0.2865435
<i>Pop65</i>	0.1915716	0.0369334	0.0824937	0.2998466
<i>Areal</i>	1429.262	2496.663	8.82	19446.78
<i>Density</i>	126.7233	424.29	0.2434152	4190.068
<i>H_stock</i>	0.4847046	0.0488743	0.342112	0.6465912
<i>H-density</i>				
<i>Social</i>	0.0225204	0.0084282	0	0.070075
<i>Equalizing</i>	725.0405	2504.864	-3594	13196
<i>Smallness</i>	0.0725002	0.1106263	0.0031854	1
<i>Empl_rate</i>	0.4508881	0.0321178	0.3176143	0.5421206
<i>Vacancy (%)</i>	4.414828	5.049045	0	37.6
<i>Housing_prices</i>	930.9748	701.6251	198	5357
<i>School</i>	100.93	12.09	58	150
<i>Child</i>	98.90	17.27	49	171
<i>Elderly</i>	102.33	30.11	28	238

16

実証分析(3):足による投票の推計 1

	Model A1	Model A2	Model A3	Model A4	Model A5
<i>Tax rate total</i>	-0.0632 (-4.31)	-0.0108 (-0.57)	-0.0061 (-0.31)	-0.0035 (-0.14)	0.0074 (0.44)
<i>Interaction variables</i>					
<i>Tax × housing stock</i>	- (-5.86)	-0.0999 (4.46)	-0.0782 (4.46)	-0.1256 (-5.12)	-0.0782 (-4.86)
<i>Tax × vacancy rate</i>	- (-10.96)	-0.0011 (-10.80)	-0.0011 (-10.80)	-0.0009 (-7.05)	-0.0008 (-8.99)
<i>Tax × housing density</i>	- (5.04)	0.0001 (0.24)	0.0001 (0.24)	0.0001 (1.84)	0.0001 (49.72)
<i>Income/1000</i>	0.0050 (7.32)	0.0043 (5.87)	0.0052 (5.58)	0.0008 (0.54)	0.0007 (0.81)
<i>Pop/1000</i>	0.0010 (3.30)	0.0005 (1.88)	0.0001 (0.18)	0.0005 (1.18)	0.0005 (2.13)
<i>Density</i>	-0.0002 (-4.83)	-0.0022 (-5.38)	-0.0002 (-0.15)	-0.0011 (-1.96)	-0.0014 (-29.89)
<i>Social</i>	-3.6601 (-1.94)	2.1889 (1.15)	1.4073 (0.69)	2.9244 (1.15)	2.0096 (1.14)
<i>School</i>	-0.0097 (-7.70)	-0.0112 (-8.42)	-0.0134 (-9.34)	-0.0125 (-7.09)	-0.0101 (-8.23)
<i>Child</i>	-0.0020 (-1.95)	-0.0016 (-1.57)	-0.0031 (-2.95)	-0.0018 (-1.30)	0.0014 (1.49)
<i>Elderly</i>	-0.0050 (-7.71)	0.0005 (0.60)	0.0004 (0.41)	-0.0005 (-0.43)	0.0002 (0.29)
<i>Constant</i>	3.0491 (7.13)	2.6308 (6.14)	2.3864 (3.18)	3.8157 (3.80)	1.9543 (4.07)
<i>P</i>	-	-	-	-	0.5481 (12.76)
Moran's I Statistics	19.38	15.57	12.15	13.78	-
Adj R-square	0.2021	0.2840	0.3075	0.3067	0.3712

17

実証分析(4):足による投票の推計 2

- 移住者は他の要件が同じなら、所得税の低い地域を選択する。
- 租税水準、規模、所得水準が同じでなら、社会保障費用が高い地域は選択されない。
- 足による投票は土地の利用可能性が影響するため、Tieboutの議論は住宅環境が十分に整備された場合のみ有効である。

18

実証分析(5):租税外部性の推計1

	Fixed effect model (Model B1)		Brüllhart and Jametti's (Model B2)		Extended model (Model B3)		Extended model (Model B4)	
	Coeff.	t-value	Coeff.	t-value	Coeff.	t-value	Coeff.	t-value
County Tax rate	0.0752022	1.10	-0.5266259	-10.83	-0.5721651	-8.73	-0.12981	-0.85
Average municipal tax rate in county	0.6575267	5.66	0.3860485	18.20	0.2527443	12.37	0.10873	1.83
Average municipal tax rate in labor market	-	-	-	-	-	-	1.25434	3.51
Smallness	15.5051	3.17	5.109169	13.78	2.54227	7.13	3.00138	4.45
Equalizing	-	-	0.000107	8.23	0.0000009	-0.06	-0.00005	-1.77
Gotland	-	-	-5.058113	-4.62	0.0901695	0.12	7.14489	2.86
Areal	-	-	-0.0000118	-1.14	-0.0000377	-3.76	-0.00004	-2.16
Pop	-	-	-0.0000059	-8.68	-0.000002	-2.55	-0.00001	-1.62
Pop63	-	-	3.439246	2.70	-2.042901	-1.43	0.98827	0.35
Pop17	-	-	-6.097839	-3.39	-13.14797	-6.46	1.21852	0.24
Stockholm	-	-	0.7196788	1.39	-0.220952	-0.22	2.35102	2.14
Capital	-	-	-0.5511642	-4.48	-0.4529428	-4.15	-0.71609	-3.39
Social	-	-	-	-	25.34158	10.34	22.46321	4.76
Child	-	-	-	-	0.0257071	13.04	0.00085	0.29
Elderly	-	-	-	-	0.0076392	5.52	0.01615	6.22
School	-	-	-	-	0.0129486	9.28	0.02630	7.36
Income	-	-	-	-	0.900005	4.66	0.00001	0.91
Density	-	-	-	-	-0.0062721	-9.69	-0.00254	-1.69
Housing density	-	-	-	-	0.0104286	8.55	0.00363	1.30
Constant	6.419868	3.56	19.52874	18.55	19.24102	17.27	-11.73522	-1.36
Adj R-square	0.2647		0.6219		0.7140		0.1928	
Moran's I statistics	-		39.81		28.69		28.19	
Anderson Statistics	-		1162.370	p-value: 0.0000	597.808	p-value: 0.0000	16.009	p-value: 0.0003
Sargan Statistics	-		201.781	p-value: 0.0000	61.222	p-value: 0.0000	9.175	p-value: 0.0025

19

実証分析(6):租税外部性の推計2

- 市 の 規 模 を 表 す Smallness 変 数 と 市 税 率 の 関 係 が 有 意 に 正 の た め、水 平 的 租 税 外 部 性 が 支 持 さ れ る。
- 市 間 で は 税 率 は 補 完 的 な 関 係 に あ る が、市 と 県 で は 代 替 関 係 に あ る。
- 住 宅 密 度 が 高 い 都 市 地 域 の 税 率 は 高 水 準 で あ る。この 結 果 は、家 計 の 流 動 性 が 低 い こ と が 影 韻 す る と 考 え ら れ る。

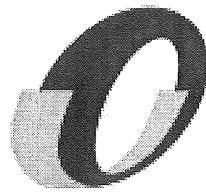
20

結論

- ・十分な住宅環境が足による投票を促進するので、分権化社会ではその整備を行うことで効率的な地方公共財の供給が達成される。
- ・垂直競争(国vs地方)の結果として地方税を上昇させる効果より、水平競争(地方vs地方)の結果として地方税を低下させる効果の方が大きくなる。したがって、分権化社会での地方税率は非効率に低水準となり、地方公共財の供給も社会的最適水準より下回る。

21

**THANK YOU FOR
YOUR ATTENTION**



OITA UNIVERSITY

22

第2章 參考資料

経済財政改革の基本方針 2008

～開かれた国、全員参加の成長、環境との共生～

経済財政改革の基本方針 2008

(目次)

第1章 日本経済の課題と改革の視点	1
第2章 成長力の強化	4
1. 経済成長戦略 5 I 全員参加経済戦略 5 II グローバル戦略 7 III 革新的技術創造戦略 10	
2. 地域活性化 11 (1) 地方再生 11 (2) 農林水産業 13 (3) 中小企業 14	
第3章 低炭素社会の構築	15
1. 低炭素社会構築のための行動計画 15 2. 持続可能なライフスタイル 17	
第4章 国民本位の行政改革	18
1. 国民本位の行政改革への転換 18 (1) 地方分権改革 18 (2) 生活者重視の行政システム（消費者行政、規制改革） 19 (3) 政府機能見直しプログラム～ムダ・ゼロの実現～ 19	
2. 道路特定財源の一般財源化 21	
3. 賴出・歳入一体改革の推進 21	
4. 税体系の抜本的な改革に向けて（税制改革の重点事項） 23	
第5章 安心できる社会保障制度、質の高い国民生活の構築	24
1. 国民生活を支える社会保障制度の在り方等 24 2. 未来を切り拓く教育 26 3. 良好な治安と災害に強い社会の実現等 27 4. 資源・エネルギーの安定供給 28 5. 食料の安定供給と食の安全の確保 29	
第6章 平成21年度予算の基本的考え方	29
1. 今後の経済動向と当面の経済財政運営の考え方 29 2. 平成21年度予算の方向 30	
(別紙) 成長戦略実行プログラム 31 (別表) 2010年に向けたEPA工程表 38	

平成20年6月27日

第1章 日本経済の課題と改革の視点 ～平成の開拓、生活者・消費者重視の政策、未来への責任～

(日本経済の課題)

今、世界経済は極めて遠いスピードで変化しつつある。日本経済は、バブル崩壊後の長い低迷から脱して新たなステージに入っているが、世界経済の変化に即応して成長する仕組みはいまだ出来上がってない。また、都市と地方の格差拡大や非正規雇用の増大などの問題も生じている。さらに、原油価格や食料価格の高騰により、国民の生活への不安が広がっている。

現在の課題は、第一に、包括的な成長戦略によって、世界の中で生き生きと活躍する日本経済の姿をつくることである。国内においては、既に人口減少が現実のものになっている。人口減少を克服して成長を続けるといふ大きな挑戦が始まっている。

第二は、地球環境と両立する経済の姿をつくることである。これは、経済の「質」を転換させることでもある。環境・エネルギー技術を発揮し、世界に先駆けて低炭素型の経済や生活を実現する。すなわち「環境力」を得ることとは、国際競争力を強化し、新しい需要・雇用・所得を生み出せるものである。そして、これは、資源不足と戦ってきた我が国だからこそ成し遂げらることである。

第三は、生活の根柢を支えるセーフティネット（安全網）を全面的に点検し直し、透き間のない社会保障制度をつくることである。我が国は、人生90年という長寿を実現させた。少子高齢化が進む中で、少子化を克服する努力はもとより、こうした長寿を社会全体で尊び、現在の高齢者だけでなく将来の高齢者についても、安心して一生を計せる社会保障制度となるよう、国民全体で議論を行う必要がある。

第四の課題は、政策全般にわたって、政策の受け手の立場に立つて取り組むこと、すなわち、生活者・消費者が主役の政府をつくることである。消費者の立場が尊重される経済社会を構築することが、上記3つの課題を克服するためにも不可欠の要件である。

(世界に開かれた経済システムの構築)

1990年代以降、世界経済のグローバル化が急速に進展し、商品、サービスはももちろん、資金、人材、情報が、国境を越えて大きく移動するようになった。このような構造変化への対応は、各國経済にとって大きな挑戦であった。しかし、先進国のみならず体制移行国や発展途上国も含め、各國は経済構造を改革し、世界経済のダイナミズムを積極的に取り込むことにより、新しい経済成長軌道への転換を果たしている。

日本経済も、これまでグローバル化を進め、そのメリットをいかして成長を遂げた。世界への輸出を拡大するとともに、直接投資を通じて海外で生産・営業拠点を築き、海外駐在員・留学生も多数派遣してきた。しかし、これだけではグローバル化

のメリットの半分しか享受したことにならない。

これからは、「海外に出る国際化」だけでなく、「迎え入れる国際化」によるメリットを享受しなければならない。海外から新しい発想や最先端の技術、高度な人材を受け入れ、活力を海外から吸収することは、高齢化・人口減少が進む日本にとって大きなプラスである。成長するアジア、成長する世界のエネルギーを受け入れ、ともに成長する経済の仕組みをつくることで、国内の企業や人材、資金も活性化し、能力を最大限に発揮することになる。

そのためには、日本経済がこれまで培ってきた「強み」を、グローバル経済の中でもいかしていくことが大切である。教育水準の高さやチームプレーを得意とする人材力、家計金融資産を背景にした資金力、製造業や環境・エネルギーの技術力は、グローバル化によって日本経済が大きく飛躍するための跳躍台となろう。さらに、資源や食料・価格の高騰はリスクでもあるが、その一方で攻めの対応によって価格競争力の復活の好機にもなる。

また、日本経済は、世界に先んじて高齢化・人口減少を経験しつつある。これは、社会・経済・財政に広範な影響を及ぼす大きな構造変化である。この構造変化と向かい、人口減少下でも新たに需要創出により成長を持續し、高い生活の質を実現する経済社会のモデルをつくることができれば、世界への大きな貢献である。そのためにも、グローバル経済とともに生き、新しい経済成長のマニフェストを起動させなければならぬ。

(政策の受け手の立場に立った制度改革)

経済成長を持続する中で、國民が豊かさを実感し、安心して生活できるためには、国民生活にかかわる様々な制度を生活者・消費者の視点で総点検することが重要である。人は、労働者や消費者などいくつかの側面を持つが、それぞれの視点で見ると、取り組むべき課題が鮮明になってくる。

第一に、働き手であり、稼ぎ手の立場からは、意欲あるすべての人に、働く場と職業能力を開発する機会が与えられること、また、公正に能力が評価され、所得が分配されることが重要である。

第二に、生活者全体の立場としては、安心して子どもを産み育て、将来の生活を希望を持って展望できることが重要である。そのためには、いざといふときにはしっかりと支えるセーフティネットと、老後も安心できる社会保障制度が用意されていることが重要である。また、生活の場として活力と信頼感のある地域社会がつくられなくてはならない。

第三に、消費者の立場からは、二ーズに合致した新たな商品やサービスが提供され、質についての信頼や安心が保障されていること、選択のための情報が十分に提供されていることが重要である。そのためには、規制や仕組みが改革されることも必要である。

第四に、納税者の立場からは、税金が無駄なく効率的に、必要な分野に使って利用されることが重要である。そのためには、民間にゆだねるべき分野は民間にゆだねられないことはならない。また、公正に、効率的に徵税がなされ、税金の使われ方も透明であることが重要である。

このように、それぞれの立場で異なる政策へのニーズがあり、取り組むべき課題も異なってくる。それぞれにどのように優先順位を置いて取り組むかはまさに政策の選択の問題だが、いずれにしても、今、様々な困難に直面している人の状況をしつかりと受け止め、適切に対応するためには、徹底して政策の受け手の立場に立つて政策を立案・実行することが何より重要である。

(未来への責任)

以上のような改革の取組を考えるとき、重要な点は、日本経済だけ、現在の世代だけを切り離して、孤立的に考えてはならないということである。現在の日本経済がグローバル経済の中あり、それと密接不可分の関係にあるのと同様に、現在の世代が行う政策選択の内容は、未來の世代の置かれる環境に大きく影響を及ぼす。

特に、社会保障や財政の分野では、このことが重要である。現在から収支の改善に取り組めば、その分だけ未來世代の負担が軽減されるが、その努力を回避すれば、我々は未來世代に遺すことになる。少子高齢化が進む我が国では特に、未來世代に責任を果たせる政策の選択が重要である。

同様のことは、地球温暖化問題についても言える。今もしなければ、地球温暖化の影響は時間とともに着実に蓄積され、未來の世代に劣悪な地球環境を残すことになる。親の世代が我々のことを心配したように、我々は子や孫の世代のことを心配する責任がある。

以上を踏まえ、「基本方針 2008」は、日本経済の成長力を強化するとともに、草で安心できる国民生活を実現するための、経済財政改革の道筋を示すことを役割とする。

第2章 成長力の強化

(なぜ成長力の強化が重要か)

我が国の経済規模は過去十年来伸び悩み、一人当たり国民所得の国際的な順位も大きく低下している。さらに、少子高齢化と人口減少の同時進行、新興国とのキャッチアップ、経済と環境の両立など、難しい課題にも直面している。
人口減少社会は、持続的な成長なくして乗り切れない。現在の閉そく感を打ち破り、日本の活力を創造しなければならない。確固たる成長軌道に乗るために、いかしきれていない日本の強みを覚せいし、新たな発想で内需を拡大する。また、難しい課題にも「攻め」の姿勢で臨み、社会システムを革新し、技術を革新し続けることが必要である。
具体的には、グローバル化をいかすことで新たな活力を海外から取り込んで成長する。また、我が國の人材力、技術力、資金力、文化力などの強みをいかして、環境、安全・安心等に対する潜在的ニーズを突陥口とする新たな需要を創出するとともに、国際競争力を強化することにより、成長をけん引する。さらに、すべての人材の能力を最大限に引き出すとともに、地域の活性化によって地域の雇用と活力を増やすことで成長する。

(新たな発想—「つながり力」と「環境力」)

日本が本来持っていた「つながり力」と「環境力」を新たな発想として取り入れ、現在の厳しい状況を抜け出し、成長を持續していく。「つながり力」と「環境力」をいかして、海外との連携、特に内に迎え入れる国際化を強化し、すべての人が能力を発揮できる社会、我が国の強みを発揮していく経済を構築していく。

(成長力強化に向けた包括的な取組)

このため、3つの戦略（全員参加経済戦略、グローバル戦略、革新的技術創造戦略）から成る経済成長戦略を実行する。また、地域の活性化のための総合的な施策を実行する。

なお、これらの取組は、改定された「経済成長戦略大綱」の推進等、これまで行った成長力強化のための政策²の推進・加速と一体となって実行される。

1 「つながり力」とは、それぞれの主体が自立し、強みを発揮しながら連携することによって生ずる力のことをいう。「環境力」とは、環境に配慮するマインドの共有や、地海環境問題における先導的役割の遂行、低炭素社会構築等のための環境イノベーションの強化などを通じて発揮される力のことを行う。（「日本経済の進路と戦略・閣僚会議開催された国、全員参加の成長、環境との共生一」（平成20年1月18日閣議決定））

2 「第3期科学技術基本計画」（平成18年3月28日閣議決定）、「成長力加速プログラム」（平成19年4月25日）、「アジア・グートヴィエイ構想」（平成19年5月16日）、「21世紀環境立国戦略」（平成19年6月1日閣議決定）、「長期戦略指針『イノベーション25』」（平成19年6月1日閣議決定）、「経済成長戦略大綱」（平成20年6月27日改定）、「霞ヶ丘施設基本計画」（平成19年6月29日閣議決定）、「成長力強化への早期実施策」（平成20年4月4日経済対策閣僚会議決定）等

1. 経済成長戦略

【改革のポイント】

1. 経済成長戦略の目標
 - ①世界とともに発展するオープンな国（世界に跨れる魅力のある国）、②人生90年時代を安心して生活できる国（質の高い労働、質の高い暮らし）、③人口減少下でも経済成長を維持する国（人口減少の克服）、を実現する。
 - ②戦略の実行によって、今後10年間程度の間、人口減少下にあっても、実質2%以上の経済成長が現実に入ることが期待される。
 - ③今後3年間の「戦略実行重点期間」の設定
 - これから4年後には、団塊世代が65歳の年金受給年齢に到達するほか、この間に新興国の成長は更に進むと考えられる。平成20年度から3年間を重点期間として、迅速かつ集中的に施策を実施する。
 - ④経済成長戦略の確実な実行
 - 取組の責任主体、取組による成果、取組や成果の達成時期を明らかにした「成長戦略実行プログラム」（別紙）を定める。これに従って、経済政策会議が中心となり、おおむね半年ごとにフォローアップし、進ちょくを検証する。

【具体的手段】

1 全員参加経済戦略

- 第一は、「つながり力」の発揮を中心とし、すべての人が成長を実感できるようにする「全員参加経済戦略」である。以下を主な柱とする。
- ①新雇用戦略
 - 働く意欲のあるすべての人々が年齢、性別や世帯の構成、就業形態にかかわりなく能力を発揮する「全員参加の社会」を実現するため、個々のニーズに応じたきめ細やかな支援施策による政策を挙げて取り組み、2010年度までに、若者、女性、高齢者の220万人の雇用充実を目指す。
 - 今後3年間で、①若者について、ジョブ・カード制度の整備・充実、「フリーダー等正規雇用化プラン」による100万人の正規雇用化、②女性（25～44歳）について、「新待機児童ゼロ作戦」（平成20年2月27日）の展開等による最大20万人の就業増、③高齢者（60～64歳）について、継続雇用の着実な推進による100万人の就業増、をを目指す。
 - 待機児童ゼロに向け、保育サービスの充実を目指し（2010年に保育サービス利用率を20.3%から26%へ）、その財源の在り方にについて、社会保障国民会議も踏まえ、抜本的税制改革において検討する。保育サービスに関する規制改革については、子どもの福祉への配慮を前提に、利用者の立場に立って、平成20年内に結論を出す。
 - ②世界最先端のIT国家化
 - 世界最先端のIT国家になるための取組が進められる中、現状を見ると、利用者の使い勝手が悪く、また、内部業務の効率化につながらっていないという問題を抱えている。国民の利便性向上、企業のコスト削減、内部業務の効率化の3つの観点から、国民の立場に立ったIT化を政府において徹底し、国全体のIT化につなげる。
 - 国民の立場に立った電子政府の実現等のため、IT戦略本部において決定した「IT政策ロードマップ」（平成20年6月11日）を着実に実施し、それを踏まえて、子どもたちの福祉への配慮を出す。

による「二重行政」の解消策を検討し、平成20年夏を目途に取りまとめ、平成20年度中に制度改革についての特論を得る。
国・地方・労使を始めとする社会全体の取組により、「轍章」³及び「行動指針」⁴に掲げられた数値目標の達成を目指し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進する。

② サービス産業・中小企業の生産性向上

米国約6割に満たない我が国の生産性水準は、成長力強化に当たっての基幹的な課題であり、特に多数の従業員が從事するサービス産業及び中小企業の生産性向上を阻害している要因を克服する施策を実施する。

・生産性向上上の観点から重要な業種（注）において、関係省において、現場の事業者が将来展望を持つ取り組めるように、きめ細やかな「業種別生産性向上プログラム」（平成20年5月23日）を実行する。

（注）IT（ソフトウェア・情報サービス）、通信・放送・コンテンツ、建設・住宅・不動産、宿泊・旅行・小売、食品製造・物流、人材ビジネス、研究開発サービス業等9業種のサービス産業

③ 生活宣結型産業の発展

国民の潜在的ニーズがあるが、本格的な発展に至っていないことから、発展を阻害している要因を克服する取組を実施する。

・医療・健康支援、保育、介護、教育、移動、コミュニケーション・ビジネスなどの生活直結型産業について、①利用者の立場で規制を見直す、②IT等新技術の活用を徹底する、③団塊世代や女性の参画を進め、の3つの観点から市場の革新を進める。

・遠隔医療技術の活用を推進する。また、民間企業による「健康コールセンター」設置について検討し、平成20年度内に結論を得る。

・「200年住宅」を始めとする住宅取得の支援、良質な賃貸住宅の供給を促進し、住宅需要の喚起を図る。あわせて、社会的資産としての住宅ストックの流動化を促進する。

④ 世界最先端のIT国家化

世界最先端のIT国家になるための取組が進められる中、現状を見ると、利用者の使い勝手が悪く、また、内部業務の効率化につながらっていないという問題を抱えている。国民の利便性向上、企業のコスト削減、内部業務の効率化の3つの観点から、国民の立場に立ったIT化を政府において徹底し、国全体のIT化につなげる。

・国民の立場に立った電子政府の実現等のため、IT戦略本部において決定した「IT政策ロードマップ」（平成20年6月11日）を着実に実施し、それを踏まえて、子どもたちの福祉への配慮を出す。

³ 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」（平成19年12月18日）

⁴ 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（平成19年12月18日）

- まえた「重点計画-2008」を早急に策定する。
- ・旅費等に係る業務のＩＴ高度化・業務手続の簡素化について、「アクションプラン」¹⁾に沿って、早急に目に見える形で改善成果を出す。
- ・「ＩＣＴ成長力強化プラン」(平成20年5月23日)に基づき、官民連携の下、地上デジタル放送等の情報通信基盤の整備及びその徹底活用を進め、2011年までに経済社会・地域とＩＣＴの融合を目指す。
- ・2011年までにＩＴによる製造業等各種産業の競争力強化、新産業創出、地域・中小企業のＩＴ化、グリーンＩＴ等つながり力の強化を実現する。
- ・情報セキュリティ向上に向け、平成20年度内に電子政府の企画・設計段階から安全確保等「セキュア・ジャパン2008」(平成20年6月19日)の施策や次期基本計画策定を実施する。

II グローバル戦略

第二は、世界のダイナミズムをもとに成長することを目指す「グローバル戦略」である。「開かれた国づくり」の道を進む以外に、今後の経済成長はあり得ない。以下を主な柱とする。

① 世界に開かれた経済の構築

- 「開かれた国づくり」に向けた取組の中でも、特に、経済連携の加速、世界経済の果実を国内の豊かさに結び付ける好循環の確立は重要であり、ＷＴＯ交渉の年内妥結とともに、政府一体となって取組を進める。
- ・ＥＰА締結国・地域を2009年初めまでに12以上とする目標に向けて取り組む。
- ・さらに、締結国との貿易額の全体に占める割合を2010年に25%以上とすることを目指し、別表の2010年にこだえて迅速かつ柔軟に交渉を進めいくとともに、相手国・地域をより戦略的な優先順位で検討していく。
- ・租税条約ネットワークの充実に向けて海外市場で獲得する利益が過度に海外に留保され、競争力の源泉である研究開発や雇用等が国外流出しないよう、当該利益の国内還流に資する環境整備に取り組む。
- ・国際都市として人材や情報が集まる魅力ある都市づくりを目指す。
- ・日本経済の“開国”度を判定する指標を策定し、それによつて成果を検証しながらグローバル化に対応していく。
- ・資源エネルギーの安全保障を実現すべく、首脳や閣僚が先頭に立ち、我が国の強みや産業協力、出融資、政府開発援助等を活用した戦略的な資源外交を展開する。

¹⁾ 「ＩＴを活用した内部管理業務の根本的効率化に向けたアクションプラン」(平成20年5月30日)

② 開かれた経済のインフラ強化

i) 「空」の自由化（便利な空港、開かれた空路）

- 平成20年内に航空自由化工程表を改定し、内外の利用者が便利になったと実感できる、世界に連れをとらない「空」の自由化（便利な空港、開かれた空路）を集中的に進める。首都圏は、羽田を世界に開き、成田と一体的に24時間運用して、国際航空機能を高める。羽田からアジアの主要都市への路線を早期に実現する。
- ・2010年の新滑走路等の供用開始当初に、羽田は昼間約3万回、深夜早朝約3万回（合計約6万回）、成田は約2万回の合計約8万回の国際定期便を実現する。
- ・2010年以降の方向性については、羽田は、国内線需要に適切に対応しつつ、国内・国際双方の需要の伸びを勘案し、昼間は、羽田のアクセス利便性をいかせることで、羽田を中心に国際線の増加を推進し、深夜早朝は世界の主要都市への就航による路線を増加を実現する。
- ・首都圏全体で、2010年以降、約17万回の発着件により年間発着件数の大施策を検討する。

ii) 関西国際空港・中部国際空港について、アジア各国との間で航空自由化を推進し、国際競争力の強化を行い、あわせて、24時間化を促進する。

- ii) 対日投資の拡大
 - 対日投資を拡大し、日本を世界とともに成長する国としていく。このため、平成20年秋中に「対日直接投資加速プログラム」（平成18年6月20日）を改定し、フォローアップを行ながら、着実に進める。
 - ・M&A（買収のルール）の在り方を平成20年夏までに整理・明確化する。
 - ・内外無差別原則の例外である外資規制の在り方にについて平成20年度内に包括的に検討を進める。
 - ・医療機器の審査迅速化アクションプログラムを平成20年秋中に策定する。
 - ・按本的税制改革に併せた法人実効税率の在り方の検討等によるビジネスコストの低減等に取り組む。
- iii) 國際的な人材強化
 - i) 高度人材の受け皿大
 - 経済成長の力が人は人材であり、今、多くの国が高度人材を集めることにしきのぎを削っている。我が国においても、能力に見合った高い待遇の人材誘致や、企業の幹部・基幹業務への登用を始め、より魅力的な雇用環境、生活環境の整備を早急に進め、高度人材の受入れを拡大する。
 - ・世界から高度人材の受入れを拡大するため、産官学で構成する「推進会議」を設置する。「推進会議」の場で、数値目標の設定や必要な施策について検討し、平成20年中に関係府省でアクションプログラムを策定する。
 - ii) 教育の国際化
 - 開かれた国に対する観点から、高度人材を入れとも連携させながら、留学生受

- 入れを拡大させる。若いうちから多国籍の留学生と学び、国際感覚を身に付ける教育を充実する。
- ・教育の大胆な国際化を進めるため、平成20年度中に、グローバル30（国際化拠点大学30）（仮称）を始めとする、留学生30万人計画を策定し、具体化を進める。
 - ・留学生の就職支援、海外での情報提供・支援の一體的取組等を進め、2020年を目指す。
 - ④ 「アジア経済・環境共同体」構想の実現
 - ・アジア諸国や米国等との連携を進めつつ、我が国の強みをいかして環境と共に経済発展に貢献するため、東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）も活用し、「クリーンアジア・イニシアティブ」（平成20年6月6日）の推進等を通じて、「アジア経済・環境共同体」構想を実現する。
 - ⑤ 國際競争力ある成長分野の創出
 - ・グローバル化の進展の中で世界との競争に打ち勝つため、資金面での好循環を形成するための環境整備や世界最先端の知財制度の整備を行う。食、ファションなど内需型産業についても、メードインジャパン戦略として、国際競争力ある成長分野を創出し、世界に向けて挑戦していく。
 - ・金融・資本市場を強化し、世界の中での中核的な金融センターを目指す。「金融・資本市場競争力強化プラン」（平成19年12月21日）を着実に実行するとともに、「株式市場の厚み」や「老後の資産形成」の両方に資することから、企業型確定拠出年金における個人拠出（マッチング拠出）の導入等について検討し、平成20年内に結論を得る。
 - ・公的年金基金の運用について、国民の立場に立って、幅広く検討を行う。
 - ・平成20年10月の觀光庁創設を機に、平成22年までにアジア等各国からの訪日外国人旅行者数を1,000万人とするための説教体制の強化など、觀光立国の実現に向けて取り組む。
 - ・港湾の24時間化等貿易手続改革プログラム⁶の着実な実施とともに、スーパー中枢港湾政策の推進や臨海部物流拠点の形成等により、港湾の国際競争力強化と国内外をつなぐ強力なシームレス物流網を形成する。
 - ⑥ 総合的な外交力強化
 - ・経済連携の推進、戦略的な援助の充実、対外發信力の充揮、資源・エネルギーの確保などの政府の対外的機能について、在外公館、マンパワー等の外交実施体制を中核とし、総合的な外交力を強化する。
 - ・「平和協力国家」として、人間の安全保障を含め、国際社会において責任ある役割を果たす。平和構築分野の人材を育成する。G8北海道洞爺湖サミットや第4回アフリカ開発会議の成果を着実に実施し、アフリカ向け政府開発援助

- （ODA）の倍増、クールアース・パートナーシップの構築を通じて、途上国支援を充実するとともに、地域規模の課題に対しリーダーシップを發揮する。なお、他の地域・分野への支援にも引き続き取り組む。
- ・科学技術外交を強化する。

III 革新的技術創造戦略

- 第三は、日本経済の強みである、ものづくりに代表される技術力の維持・発展を図る「革新的技術創造戦略」である。第3期科学技術基本計画や研究開発努力強化法⁷等を踏まえながら、以下を主な柱とする。

① 革新的技術戦略

- ・優れた革新的な技術シーズを特定し、資源の重点的・集中的投資を図りつつ、それにふさわしい研究開発体制を整備して、スピード感を持って発展させ、イノベーション創出につなげる。
- ・他国の追随を許さない技術を持ち続けることを目指す、「革新的技術戦略」（平成20年5月19日）を実行し、産業の国際競争力強化、健康な社会構築、日本と世界の安全保障を目指す。バイオ技術、医療開発技術を強化し、健康・医療産業をリーディング・インダストリーに育成とともに、ITをいかしたユビキタス技術やロボット技術を一層活用して、高齢者や障害者が暮らしやすい社会づくりを進める。

- ・研究開発初期段階からの戦略的な知的財産の創造・保護・活用を始め、出口を生み出す環境を整備する。
- ② 環境・エネルギー技術等のトップランナー構想

- ・我が国の環境・エネルギー技術は世界のトップ標準にあるが、革新的技術により世界をリードするとともに我が国の経済を支えるため、トップ水準を堅持する。

- ・基礎研究を始め研究水準の高度化を図り、世界最高水準の研究拠点を整備するとともに、イノベーションを加速する新たな仕組みを構築する。
- ・「環境エネルギー技術革新計画」（平成20年5月19日）を推進するために、支援措置を講ずる。また、太陽光・ペネルを始め自然エネルギーの利用を根本的に拡充するための仕組みを導入するとともに、クリーンエネルギー産業の国際展開を図る。

- ・企業、業種、大学の壁を越えた新たなビジネスモデル創造を支援する「イノベーション創造機構」（仮称）を創設する。
- ・「環境エネルギー技術革新計画」（仮称）の創造を推進する。特に、開業・廃業の阻害要因を取り除き、新たな事業への取組を円滑に進めるよう支援する。

⁷ 「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」（平成20年法律第63号）

- ③ 革新的技術特区（スーパー特区）
- 革新的技術の開発を阻害している要因を克服するため、研究資金の特例や規制を担当する部局との並行協議などの仕組みを創設する。
- ・従来の行政区域単位の特区ではなく、テーマ重視の特区（複数拠点をネットワークで結んだ複合体）であることを特徴とする「スーパー特区」を創設する。
 - ・平成20年度は、第一弾として先端医療開発特区を創設する。新たに、上記の仕組みに加え、研究開発費を確保し、最先端の再生医療、医療機器の開発・実用化を促進する。
 - ④ 國家のプロジェクト緊急予算

革新的な技術開発競争は、速いスピードで、かつ世界レベルで進んでおり、迅速かつ機動的に支援できる仕組みが不可欠である。しかし、現在、年度途中に府省の枠を超えて急速に対応できる予算は極めて限られていることから、新たな仕組みを早急に構築する。

 - ・世界レベルの革新的技術競争に則応するため、府省横断的、迅速かつ機動的な研究開発投資を行うための仕組みとして、「革新的技術推進費」を創設し、科学技術予算の一一定額をこれまでに充て、平成21年度から実行する。
 - ⑤ 検証に基づく重点的な予算配分

研究開発予算の使い方の評価・検証を徹底する。

 - ・総合科学技術会議が中心となって、平成20年内に、研究開発マネジメントの在り方を点検し、PDCAサイクルを改善する。その成果については、平成21年度以降の評価に反映する。

2. 地域活性化

（1）地方再生

- 地方の元気は日本の活力の源である。「地方再生戦略」¹⁰等に基づき、地方分権改革の推進とあいまって地方の創意工夫をいたした自立的な取組を、政府一体となつて強力に後押しするとともにP D C Aを着実に実施する。

【改革のポイント】

1. 「地方再生戦略」に基づき、地方が主体となって取り組む事業の立ち上がり段階を「地方の元気再生事業」等により国が全面的に応援する。地域経済の建て直し、地域の雇用の確保の観点から、地域力再生機構を創設する。
2. 中心市と周辺市町村が協定により役割分担する「定住自立圏構想」¹¹の実現に向けて、地方都市と周辺地域を含む地域ごとに生活に必要な機能を確保し人口の流出を食い止める方策を、各府省連携して講ずる。

¹⁰ 「地方再生戦略」（平成20年1月29日改定）
¹¹ 「定住自立圏構想」（平成20年5月23日）

【具体的手段】

（1）地域活性化の支援

- ・「地方再生戦略」に基づき、地方都市、農山漁村及び過疎・離島など基礎的条件の厳しい集落における地方の課題に応じた地方再生の取組を実施する。平成20年度においては「地方の元気再生事業」の対象を7月に選定し、人材育成・社会実験の実施等を中心に支援する。平成21年度に向けては、定住自立圏構想や広域地方計画などの地域間連携の仕組みの下で、地域成長力強化、地域生活基盤整備及び低炭素社会づくりを重点に地域活性化の戦略を展開する。
- ・地方団体の安定的な財政運営に必要となる地方税、地方交付税等の一般財源の収額を確保するとともに、地域間の取扱い格差に対応するため、地方再生対策の考え方から従つた交付税配分の重点化を引き続き進め、地方交付税を財政の厳しい地域に重点的に配分する。
- ・地域経済の建て直し、地域の雇用の確保の観点から、中規模企業や第三セクターの事業再生と面的再生に向けた取組を、第三セクター改革等と連携しながら、地域金融機関や地方公共団体等の理解、協力を得つつ行う地域力再生機構を創設する。
- ・「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」¹²の施行を踏まえ、第三セクターの改革に関するガイドライン等に基づき、経営が著しく悪化したことが明らかになった第三セクター等の経営改革を進める。
- （2）都市機能の集約とネットワーク化

都市機能の集約とネットワーク化として、今年度から地方公共団体と意見交換しながら具体的な圏域形成を進めるとともに、各府省連携して支援措置等を講ずる。また、市街地の中心部に公共施設や居住施設を集中的に配置する。まちの再設計を図るため、「地域公共交通活性化法」¹³に基づき、住民の足の確保に対し支援する。また、「地域公共交通活性化法」¹⁴に基づく取組及び民間の担い手によるまちづくり活動への支援を行う。

- （3）観光の振興及び地域の資源をいかした活性化

「観光整備法」¹⁵等に基づく滞在型観光の促進や、G8北海道洞爺湖サミットを契機とする各地域への国際会議の誘致等により、国内観光旅行消費額を平成22年度までに30兆円にすること等を目指す。

 - ・「歴史まちづくり法」¹⁶、「頑張る地方応援プログラム」等に基づく取組及び民間の担い手によるまちづくり活動への支援を行う。
 - ・地域の強みをいかした企業立地を促進する。

- （4）農山漁村の活性化

 - ・「子ども農山漁村交流プロジェクト」を実施し、都市と農山漁村の共生・対流を通じた農山漁村の活性化を図る。

¹⁰ 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）
¹¹ 「地方公共団体の活性化及び再生に関する法律」（平成19年法律第59号）
¹² 「観光整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」（平成20年法律第39号）
¹³ 「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（平成20年法律第40号）

- 「緑の雇用」により担い手を育成する等活力ある山村づくりを推進する。
- 科学技術による地域活性化
 - 「科学技術による地域活性化戦略」¹⁴等を踏まえ、産学官連携による多様な地域科学技術拠点群及びグローバル科学技術拠点の形成支援等を行う。
- 農商工連携等の推進
 - 5年間で500の新事業の創出を目指し、農林漁業者と中小商工業者等との連携（農商工連携）強化に必要な総合的支援を講じ、相乗効果を発揮させる。
 - 地域商業活性化は地域経済の活性化に重要な役割を果たすものであることを踏まえ、地域商業活性化を「地方再生戦略」に位置付け、商業者の意識改革や自立化促す地域商業モデルの創出・普及等を行う。

(2) 農林水産業

耕作放棄地の長期拡大、従事者の急速な高齢化、生産額の大幅減少といった危機を克服し、国際的な食料事情をめぐる潮流の変化を「強い農業構造」に転換するチャンスとして、高い付加価値を生み出す農林水産業、食料自給率の向上を始めとする食料供給力の強化を目指す。

【改革のポイント】

1. 「21世紀新農政2008」¹⁵を着実に実施する。
2. 「強い農業構造」への転換に向け、農地の確保と徹底した有効利用、農地の集積、法人経営や新規参入の促進、多様な生産者の創意工夫の発揮、規模拡大等により農業経営を発展させるとともに、農林水産物の輸出を促進する。
3. 国産材の需要拡大をいかした林業・木材産業の再生、燃油高騰等に対応できる力強い水産業への轉造転換を推進する。

【具体的手段】

- (1) 平成の農地改革に向けた農業改革プランの取りまとめ

農林水産省は、下記の点について検討を進め、経済財政諮問会議の議論を経て、平成20年内に農業改革プランの成案を得て、制度改革を行う。

 - ① 平成の農地改革：農地を確保しつつ、「所有」と「利用」を分離し、効率的な農地利用を徹底し、農地の集積を進め。平成23年度を目指して農業上重要な地域を中心に耕作放棄地を解消する。
 - ② 企業型農業経営の拡大：農業経営の法人化を進めること、企業的感覚を有する農業経営を拡大する。農地リース事業の在り方（市町村による地域指定など）を含め農地の利用に関する規制を見直し、地域に応じた多様な新規参入を促進する。

¹⁴ 「科学技術による地域活性化戦略」（平成20年5月19日）
¹⁵ 「21世紀新農政2008」（平成20年5月7日）

(2) 林業・木材産業、水産業の体质強化

- 国産材の安定供給体制の確立に向け、林業生産システムを大胆に効率化し、加工・流通体制を改善する。未利用木質資源を含む国内森林資源の徹底した利用（間伐材チップの利用など）を促進する。また、省エネ型漁業操業形態への転換等による燃油高騰への対応、漁業共済機能の活用等による効率的かつ安定的な経営体の育成・確保を進める。

(3) 中小企業

成長力強化及び地域活性化のカギは、中小企業の成長にある。異業種間や大企業・中小企業間の連携による相乗効果の発揮等により、中小企業のダイナミズムを發揮させる。

【改革のポイント】

- ワンストップ支授拠点として全国316か所に整備する「地域力連携拠点」を中心として、中小企業の強みをいかした新事業展開を支援する。
- 【具体的手段】
- ・ 全国316か所の「地域力連携拠点」等を通じ、ITや企業OBの活用による経営支援、国内外の市場開拓など、中小企業の新事業展開支援を行う。
 - ・ 独占禁止法¹⁶及び下請法¹⁷による取締り強化、業種別ガイドラインを通じた下請再生取引等の推進、売掛債権早期現金化等の資金調達手段の提供や事業承継・再生円滑化など中小企業の事業基盤を強化する。
 - ・ 原油価格高騰等の影響を受けている中小企業者に対し、政府系金融機関等による資金調達の円滑化を図るとともに、民間金融機関に対しても配慮を要請する。

¹⁶ 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)
¹⁷ 「下請代金支払遅延等防止法」(昭和31年法律第120号)

第3章 低炭素社会の構築

京都議定書約束期間が始まり、地球温暖化問題への対応が人情共通の重要な課題となる中、環境・エネルギー分野の進んだ技術等、日本の「環境力」を發揮し、積極的な外交を通じて、地球環境と共生する低炭素社会づくりを国内外で加速する。

1. 低炭素社会構築のための行動計画

【改革のポイント】

1. 低炭素社会に向け、我が国の行動計画を平成20年7月中に策定する。
2. 京都議定書削減目標の達成度合いを定期的に監視する。
3. ポスト京都議定書の枠組み構築に向け、イニシアティブを発揮する。

【具体的手段】

(1) 低炭素社会の構築に向けた行動計画の策定

京都議定書目標の確実な達成はもとより、「2050年半減」という世界の目標の実現に向け、我が国の長期目標として2050年までに60~80%の削減を掲げ、世界に先駆けて低炭素社会へ転換する。このため、「低炭素社会・日本」をめざして、「¹⁸に示された革新的技術開発や、排出削減に対する経済的インセンティブを付与すること等について、我が国として共有すべき姿と、そこ至る道程を、平成20年7月中に行動計画として示す。

(2) 京都議定書目標の確実な達成

京都議定書約束期間（2008～2012年）の毎年度、強化・追加が必要な施策の検討を行いつつ、「京都議定書目標達成計画」¹⁹に基づく取組を加速する。
CO₂に取引価格を付け、市場メカニズムを活用し技術開発や削減努力を誘導していく手法の一つである国内排出量取引制度については、平成20年秋、多くの業種・企業の参加を得て国内統合市場の試行的実施を開始する。これも踏まえ、実需に基づく健全な市場をつくるため、国際動向も注視し、本格導入する場合に必要な条件、制度設計上の課題等を明らかにする。
新たな規制・施策や予算措置については、環境への負荷についても検討を加える等、低炭素社会に向けた政策実践的に取り組む。

安全性を一層高め、主要利用国並の設備利用率を目指す等、原子力発電を推進するとともに、核燃料サイクルの確立に向けて取り組む。
「美しい森林づくり推進国民運動」の展開等を通じた森林の整備・保全、木材利用等の森林吸収源対策を加速化する。

- (3) ポスト京都議定書の枠組みづくりにおけるイニシアティブの発揮
・米・中・印等の主要排出国をはじめとする「全員参加」型の平衡で実物ある次期枠組み構築を世界に働きかけ、平成21年のCOP²⁰²¹での合意を目指す。
このため、「クールアース50」²²、「クールアース推進構想」²³を早急に推進し、G8北海道洞爺湖サミットはもとより、気候変動枠組条約の下での国際交渉等においてイニシアティブを発揮する。

- ・今後10~20年での世界全体の温室効果ガスのピークアウトを実現するため、主要排出国とともに、国別総量目標を掲げて取り組む。このため、セクター別に削減可能量を積み上げる方式、世界全体の必要削減量との整合性の取り方に削減可能量を報告を行うよう働きかける。基準年に係る論点も含め、国別総量目標設定の共通の方法論を確立するとともに、平成21年のしきるべき時期に我が国の国別総量目標を発表する。
- ・セクターごとの技術移転等の協力を強化する「協力的セクター別アプローチ」について途上国を含め理解を形成するとともに、国際社会が協調し革新技術の開発を進める「環境エネルギー国際協力パートナーシップ」の実現を目指す。
・5年間で100億ドル規模の「クールアース・パートナーシップ」や最大12.5ドルを拠出する新たな多国間基金により途上国気候変動緩和・適応対策を支援する。また、原子力の安全で平和的な利用拡大のための国際的取組・支援を実施する。
・気候変動と社会・経済との相互関係等についての先進的研究や、低炭素社会研究にかかわる機関による国際ネットワーク設立、気候変動とその影響等把握のための全球の観測・監視体制の強化に取り組む。
・アジアにおける低炭素型・低公害型の経済活動の普及等を目指し、「クリーン・アジア・イニシアティブ」²⁴等を具体化する。
・国際海運からのCO₂削減に係る枠組みづくりを先導すべく、船舶実燃費指標の開発・国際標準化、技術者の人材育成等を行う。
・途上国の森林減少・劣化を防ぐ違法伐採対策等に国際的に貢献する。

²⁰ 気候変動枠組条約締約国会議

²¹ 「クールアース50」（平成19年5月24日）

²² 「クールアース推進構想」（平成20年1月26日）

²³ 「クリーン・アジア・イニシアティブ」（平成20年6月6日）

2. 持続可能なライフスタイル

【改革のポイント】

国民の根本的な意識改革を図ることも、地域の力をいかし、国全体・社会全体で総力を挙げて温室効果ガスを削減するよう、「環境モデル都市」、「200年住宅」など、生活や社会の在り方の変革を促す対策を強化する。

【具体的手段】

- 平成20年7月に、低炭素社会の先行事例となる都市・地域を「環境モデル都市」として選定し、提案実績に向け新たな制度的対応も含む支援等を行うとともに、他地域へ波及させていく。都市機能の集約等を通じた環境負荷の小さなまちづくりを行う。安全に通行できる自転車通行環境づくりを行う。
- ストック型社会に向け、環境負荷の低減等に資する「200年住宅」の普及のため、履歴情報の充実など既存住宅流通市場の整備、税制優遇等により供給・流通等を支援する。
- PFIなど民間知見を活用し、「賢が開拓炭素社会」構想を実現する。
- オフィスや家庭における新エネ導入や省エネ推進のため、経済的支援や規制的措置等を充実する（太陽光パネル、断熱壁や二重窓、省エネ機器、次世代自動車等）。また、税制のグリーン化を進めます。太陽光発電については、世界一の座を再び獲得することを目指し、2020年までに40倍、2030年に400倍を導入量の目標とする。
- 食料と競合しない種わら、間伐材等の未利用資源などバイオマスの利用・供給等を進める。
- 製品の製造・使用等に伴うCO₂排出の「見える化」を進めるため、カーボン・フットプリント制度等の国際的なルールづくりに積極的に関与するとともに、平成21年度から試行的な導入実験を開始する。環境に配慮した事業活動や、SRI²⁴ファンドの拡大など金融のグリーン化を推進する。
- 低炭素社会や持続可能な社会について教え、学ぶ仕組みを取り入れる。
- 地球温暖化対策及び豊かなライフスタイルの実現のため、サマータイム制度の導入を目指す。
- 7月7日を「クールアース・デー」とし、低炭素社会へ向け国民運動として取り組む。
- 上記に加え、低炭素社会構築のため、自然共生社会や「もつたないない」の精神に基づく循環型社会に向けた取組を国内外で統合的に推進する。

第4章 国民本位の行財政改革

国民本位の行財政改革のため、地方分権、生活者重視の行政、ムダ・ゼロを実現するとともに、それを支える財政を構築する。このため、以下の改革に取り組むとともに、「基本方針2006」²⁵、「基本方針2007」²⁶、「基本方針2009～」²⁷に沿って資産賃務改革等を実行する。

1. 国民本位の行財政への転換

(1) 地方分権改革

【改革のポイント】

- 平成21年度中できるだけ速やかに「新分権一括法案」を国会に提出する。
- 国の出先機関を大胆に合理化する。
- 道州制の本格的な導入に向けた「道州制ビジョン」を策定する。

【具体的手段】

- (1) 地方分権改革の推進
「地方分権改革推進委員会」（以下、「同委員会」という。）の「第1次勅告」²⁸を受けた「地方分権改革推進要綱（第1次）」²⁹に基づき取り組む。同委員会は、平成20年内に地方自治体に対する国の法令による義務付け・枠付けの見直しの検討を進めるとともに、国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税原配分の見直しの一体的な改革に向けた方針を含めた検討を行い、順次勅告する。
- (2) 国の出先機関の見直し
同委員会は、経済財政諮問会議の提言を踏まえた「第1次勅告」で示した次のような仕分けの考え方及び見直しの進め方に沿って、仕事及びこれに伴う人員の移譲を含む国の出先機関の抜本的な改革について勅告を行う。政府として、これを実現するための計画を平成20年度内に策定する。

- ① 事務・権限が法令上の主体に専属させられておらず、国と地方自治体がそれぞれ処理することが許容されているものは、地方への一元化が基本
- ② 法令上、事業規模の大きさや事務・権限の対象範囲等によって国と地方自治体がすでに一定の役割分担をしているものは、事務・権限の地方への移譲が基本
- ③ 地方が実施する事務に関して、国が広域的な見地等から調整し、又は関与を行っているものは、廃止が基本

²⁵ 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）

²⁶ 「経済財政改革の基本方針2007～「美しい国」へのシナリオ～」（平成19年6月19日閣議決定）

²⁷ 「第1次勅告～生活者の視点に立つ「地方政府」の確立～」（平成20年5月28日）

²⁸ 「地方分権改革推進要綱（第1次）」（平成20年6月20日）

- ④ 現在は主に国のみでその事務を行っているものは、地方自治体による総合行政の確立等に資する場合、事務・権限の地方への移譲・廃止等が基本
- (3) 道州制の導入に向けた検討
- 道州制の前提となる地方分権改革を進め、「道州制ビジョン」の策定に向け、国民的な議論を更に深めるとともに「道州制ビジョン懇談会」において引き続き検討を行う。

(2) 生活者重視の行政システム（消費者行政、規制改革）

【改革のポイント】

- 「消費者行政推進基本計画」²⁹等に基づき、消費者庁（仮称。以下同じ。）を創設する。
- 国民生活の安心・豊かさ・利便性の向上など消費者・生活者本位の規制改革を重点分野を定めて実行し、その結果を着実にフォローアップする。

【具体的手段】

(1) 消費者庁の創設等

食品表示偽装や悪徳商法の根絶等を目指すなど、消費者の視点で政策全般を監視し、「消費者を主役とする政府の舵取り役」となる消費者庁を平成21年度に創設するほか、消費生活センター等を一元的な相談窓口と位置付け全国ネットワークを構築するなど「消費者行政推進基本計画」に基づく取組を実施する。さらに、「生活者や消費者が主役となる社会」を目指しアクションプランを策定し、実施する。

(2) 公文書管理体制の整備

公文書管理の適正化のための法規を次期通常国会までに提出するとともに、国立公文書館制度の拡充を含め、公文書の保存に向けた体制を整備する。

(3) 消費者・生活者のための規制改革

飲食料販売の審査・支払業務の抜本的効率化、質の確保された保育サービスの充実を含む幅広い分野について取り組み、平成20年末までに結論を得る。

(4) 国家公務員制度改革の着実な推進

「国家公務員制度改革基本法」³⁰に則り、国家公務員制度改革を着実に推進する。

(3) 政府機能見直しプログラム～ムダ・ゼロの実現～

【改革のポイント】

中期的なプログラムに沿って、官から民へ、國から地方へ等の基本的視点に立って事業の仕分け・見直しを行いつつ、ムダのない政府をつくる。

²⁹ 「消費者行政推進基本計画」（平成20年6月27日閣議決定）
³⁰ 「国家公務員制度改革基本法」（平成20年法律第68号）

【具体的手段】

(1) 国と地方の仕分け（「地方分権改革」において記述）

(2) 官と民の仕分け

① 独立行政法人改革

「独立行政法人整理合理化計画」³¹を確實に実行するとともに、独立行政法人通則法³²の改正により、内閣によるガバナンスの強化を図る。

② 市場化テスト

内部管理業務等の重点分野について検討し、平成20年内に「公共サービス改革基本方針」を改定する。地方分権と並行して、地方出先機関へ導入する。

(3) 「ムダ・ゼロ政府」を目指して

① 民間経営ベストプラクティスの導入

予算の受取手の明示（平成20年度試行、21年度実施）、成果による職員評価（21年度実施）、残業削減（20年度試行）、目標による組織管理（21年度試行）、業務の分析・「見える化」（20年度試行）を実行する。

② 内部管理業務のITを活用した効率化

旅費業務等の内部管理業務について、「アクションプラン」³³を実行する。

③ 政策の漏洩

各大臣の下で概算要求時までに政策の徹底的な見直しを行って、確実に平成21年度予算要求に反映させる。特別会計全般について、必要性・透明性の観点から終点検し、政策の漏洩を防ぐ。また、省庁の縦割りにとらわれない無駄の排除のため、PDCOAを厳格に行う。

④ 公益法人の見直し（行政と密接な関係にある公益法人への支出の見直し）

支出の無駄や非効率根絶のため、約350法人を対象に、次により行った集中点検結果を6月末に公表する。その結果をその他の法人も含め平成21年度予算に反映する等により、公益法人への支出の無駄の根絶、競争的ない隨意契約の実質的な全廃、役員報酬抑制、役員数削減等による人件費削減を実現する。

⑤ 規制の新設の際の事前評価・チェック機能の強化

規制改革担当大臣を中心とした具体案の検討を行い、平成20年末までに結論を得る。

⑥ 重要対象分野の政策評価

⑦ 「基本方針2007」のプロセスに則り、少子化社会対策関連の施策、若年者雇用対策、農地政策の評価を実施する。

³¹ 「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）

³² 「独立行政法人通則法」（平成11年法律第103号）

³³ 「ITを活用した内部管理業務の抜本的効率化に向けたアクションプラン」（平成20年5月30日）

2. 道路特定財源の一般財源化

【改革のポイント】

- 「道路特定財源等に関する基本方針」³⁴に基づき、道路特定財源制度は平成20年の税制抜本改革時に廃止し平成21年度でその使い方を見直す。

【具体的手段】

- 道路特定財源制度は、道路特定財源等に関する関係閣僚会議における具体化の検討を踏まえ、平成20年の税制抜本改革時に廃止し平成21年度から一般財源化する。その際、地方財政に影響を及ぼさないように指置するとともに、必要と判断される道路は着実に整備する。
- 暫定税率分も含めた税率は、環境問題への国際的な取組、地方の道路整備の必要性、国・地方の厳しい財政状況等を踏まえて、平成20年の税制抜本改革時に検討する。
- 道路の中期計画は5年とし、最初の需要推計などを基礎に新たな整備計画を策定し、平成20年度道路予算の執行にも厳格に反映する。
- 道路事業は、経済社会状況のデータに基づいたP D C Aの厳格な実施、事業評価面に関する第三者機関の機能の拡充、実績が事前の評価を下回る事例の十分な把握等を通じ、不斷の見直しを行いつつ計画的に実施する。

3. 峰出・歳入一体改革の推進

- 財政健全化に向け、安定した成長を図ることを、「基本方針2006」及び「基本方針2007」を堅持し、歳出・歳入一体改革を徹底して進めることにより、まずは2011年度には、国・地方の基礎的財政収支を確実に黒字化させ³⁵、さらに、2010年代半ばにかけては、債務残高G D P比を安定的に引き下げるなど、「進路と戦略」³⁶に定められた中期的な財政健全化の目標³⁷を確実に達成する。

³⁴ 「道路特定財源等に関する基本方針」(平成20年5月13日閣議決定)

³⁵ 「基本方針2006」においては、「歳出削減率を黒字化するためには、歳出・

歳入一体改革を実現すべく、歳入改革による増収措置で対応することを基本とする。これにより、市場の信頼を確保する。」こととしている。

³⁶ 「日本経済の進路と戦略」(平成19年1月25日閣議決定)及び「日本経済の進路と戦略一開かれた国、全員参加の成長、環境との共生ー」(平成20年1月18日閣議決定)

³⁷ 「まずは2011年度（平成23年度）には、国・地方の基礎的財政収支の黒字化を確実に達成する。財政状況の厳しい国の基礎的財政収支についても、できる限り均衡を回復させることを目指し、国・地方間のバランスを確保しつつ、財政再建を進める。地方については、国と歩調を合わせた抑制ペースを基本として歳出削減を行いつつ、歳入面では一般財源の所要額を確保することにより、黒字基調を維持する。」「2010年代半ばにかけては、基礎的財政収支の黒字化を達成した後も、国・地方を通じて歳差改善努力を継続し、一定の黒字幅を確保する。その際、安定的な経済成長を維持しつつ、債務残高G D P比の緩慢化を止め、安定的に引き下げるなどを目指す。」

【改革のポイント】

- 真に必要なニーズにこたえるための財源の重点配分を行いつつ、歳出金般にわかつて、これまで行ってきた歳出改革の努力を決して諦めることなく³⁸、国・地方を通じ、引き続き「基本方針2006」、「基本方針2007」に則り、最大限の削減を行う。
- 重要課題実現のために、必要不可欠となる政策経費については、まずは、これまで以上にムダ・ゼロ、政策の細斟し等を徹底し、一般会計、特別会計の歳出経費の削減を通じて対応する。
- 以上の歳出改革の取組を通じて、なお対応しきれない社会保障や少子化などに伴う負担増に対する対応では、安定期的な財源を確保し、将来世代への負担の先送りは行わない。

【具体的手段】

- 「進路と戦略」で示した予算編成の原則³⁹に沿って、「新たに必要な歳出を行う際は、原則として他の経費の削減に対する優先順位を設ける」となど、規律ある財政運営を行う。
- 「進路と戦略」に沿って、各年度の予算が財政健全化の中期目標の確実な達成と整合的であるかどうかを、予算編成の要所において確認する。
- 2010年代半ばに向けた目標の具体化について、今後、経済財政諮問会議において検討を行う。

なお、「基本方針2006」に示されたとおり、平成23年度までの5年間に実施すべき歳出改革の内容は、機械的に5年間均等に歳出削減を行うことを想定したものではない。それぞれの分野が抱える特殊事情や既に決まっている制度改革時期とも連動させ、また、歳入改革にもらみながら、5年間の間に必要な対応を行うという性格のものである。

³⁸ 「基本方針2007」で示された公共投資の新たなコスト縮減計画として、「公共事業コスト縮減計画プログラム」(平成20年5月1日)が策定されている。原則1：民間需要主導の経済成長を目指し、景気を支えるために、政府が需要を積み増す政策はどちらにない。

原則2：税の自然増収は安易な歳出等に振り向げず、将来的国民負担の嵩減に向けれる。
原則3：経済成長と財政健全化を両立させるため、中期的な観点を重視する。すなわち、税収の増える好況期に歳出を増やす一方、税収の落ち込む不況期にはベースを抑制するなど、柔軟に健全化に取り組む。

原則4：新たに必要な歳出を行う際は、原則として他の経費の削減で対応する。
原則5：国民への説明責任を徹底する。

4. 税体系の抜本的な改革に向けた（税制改革の重点事項）

- 消費税を含む税体系の抜本的な改革について、早期に実現を図る。その際、平成16年金改正法、「基本方針2006」及び「基本方針2007」や平成20年度与党税制改正大綱の「基本的考え方」等を踏まえる。また、社会保障と税について一体的に改革する必要があり、「進路と戦略」で示した「安心・待続のための5原則」⁴⁰に沿って議論を進める。

【改革のポイント】

1. 生産性向上を促し、成長力を強化する。
2. 税制が社会保障とともに十分な機能を適切に果たすようにし、世代間・世代内の公平を確保する。
3. 少子高齢化の下で、社会保障を支える安定的な財源を確保する。
4. 低炭素化促進の観点から税制全般を見直す。

【重点事項】

税体系の抜本的な改革に当たっては、以下の課題を踏まえ検討する。

- (1) 成長力強化
 - ・対日直接投資を含む企業の国際的立地選択を阻害しないよう、法人の税負担水準について、国際的状況を念頭におき、課税ベースの拡大を含めて対応する。
 - ・その際、社会保険料を含む実質的な企業負担にも留意する。
 - ・労働に対する中立性が確保されるよう、税制の在り方にについて社会保障制度等と合わせて見直す。
- (2) 世代間・世代内の公平の確保
 - ・老後の資産形成に資するよう、企業型確定拠出年金における個人拠出（マッチング拠出）の導入等について検討する。
 - ・税制と社会保障給付を一体的に切れ目なく設計し、必要な人に必要な支援をきめ細かく行うため、控除制度の在り方や既存施策との関連など、その課題の検討に着手する。
 - ・格差の固定化の防止や老後扶養の社会化への対応といった今日的課題も踏まえ、資産課税（相続税）を総合的に見直す。
- (3) 社会保障を支える安定的な財源の確保
 - ・人口減少・少子高齢化の下においても、あらゆる世代で広く負担を分かち合い、社会保障をしっかりと支える安定的な財源を確保する。
- (4) 低炭素化促進の観点からの税制全般の見直し
 - ・道路特定財源の一般財源化の問題にとどまらず、環境税の取扱いを含め、低炭素合意の見直し、原則2：受益と負担の世代間格差の是正、原則3：社会保障と税の一体的・

素化促進の観点から税制全般を横断的に見直す。

- (5) 納税者番号の導入に向けた検討
納税者番号の導入に向けて、社会保障番号との関係の整理等を含め具体的な検討を進める。

第5章 安心できる社会保障制度、質の高い国民生活の構築

1. 国民生活を支える社会保障制度の在り方等

1. 社会保障は、国民生活を支えるセーフティネットである。少子高齢化等の課題に対するため、2000年代に入り次々に制度改革が行われてきた。その中で、十分がんばりながらも、多くの問題や改革の過程で新たに生じた問題もある。すべての人が安心して暮らせるよう、社会保障国民会議における議論も踏まえ、制度の持続可能性を高めるとともに、社会保障の機能を強化し、国民に信頼される制度とする。

【改革のポイント】

- 社会保険サービスや供給体制について、ムダや非効率がないか全般にわたる見直しを行いつつ、医師不足への対応、少子化対策、長寿医療制度の運用改善などの重要な課題に対しては必要な取組を行い、国民の安心を確保する。

【具体的手段】

- (1) 現行制度の効率化と持続可能な社会保障制度の再確立
 - ・現行制度について、サービスの質の維持・向上を図りつつ、効率化に徹底して取り組む。具体的には、昨年策定された「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」⁴¹に沿って、供給コストを最大限削減する努力を行うこととし、後発医薬品の使用促進、検査等の適正化、不正・不適切な保険請求の是正、医療のIT化（レセプト・オンライン化等）の推進、社会保障カード（仮称）の導入⁴²、公立病院改革等を行う。
 - ・社会保険全体にわたって制度を点検し、必要な改革を行う。
 - ・上記の効率化の努力を行いつつ、将来にわたり持続可能で信頼できる社会保障制度の再確立に向け取り組んでいく。
- (2) 重要課題への対応
 - ① 質の高い医療・介護サービスの確保
 - ・ドクター・ヘリを含む救急医療体制の一層の整備を行う。また、産科・小児科を
 - ② IT医療ロードマップ（平成19年5月15日）
 - ・「IT医療ロードマップ」（平成19年5月15日）において、2011年度中を目指に社会保険カード（仮称）を実現するため、2008年度中を目標に、当該カードの発行等に係るシステムの基本計画等を検討する」とされている。

始めとする医師不足の解消や病院勤務医の就労環境の改善のため、女性医師の就労支援、関係職種間の役割分担の見直し、メディカルカラークの配置等を進めるほか、診療科間、地域間の配置について現行の仕組みにとらわれない効果的な方策を講ずる。その際、これまでの閣議決定に代わる新しい医師養成の在り方⁴³を確立する。さらに、今後は、在宅医療等地域で支える医療を目指して、医療者と患者・家族の協働の推進など、国民皆で支える医療を目指して、改革を進める。

- ・長寿医療制度について、その創設の趣旨を踏まえつつ、低所得者の負担軽減など政府・与党協議会の決定⁴⁴に沿って、対策を講ずる。
- ・介護・福祉サービスを支える人材の確保のため、介護従事者等について、キャリアアップの仕組みの導入や資格・経験を踏まえた適切な評価などにより、過剰の改善に取り組む。

② 持続可能な年金制度の構築

- ・年金詐欺問題について、「ねんきん特別便」の送付などの取組を着実に進め、信頼を確立する。
- ・社会保障庁を廃止して「日本年金機構」を設立し、意欲と能力のある人材による国民に信頼される組織を構築する。
- ・被用者年金制度の一元化やパート労働者への社会保険適用拡大を実現する。
- ・基礎年金国庫負担割合については、「平成 16 年改正法」⁴⁵に基づき、所要の安定的な財源を確保する税制の抜本的な改革を行った上で、平成 21 年度までに 2 分の 1 に引き上げる。

③ 総合的な少子化対策の推進

- ・「子どもと家族を応援する日本」重点戦略等⁴⁶に基づき、保育サービスや放課後対策等の子育て支援及び仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）実現を重視の輸送として、少子化対策を行う。
- ・税制の抜本的な改革と併せ、保育サービスの提供の仕組みを含む包括的な次世代育成支援の枠組みを構築する。

④ 福祉施策や健康対策等の推進

- ・障害者の生活支援や就労支援・雇用促進等を進めるとともに、障害者自立支援法について、障害児支援の在り方など制度全般にわたる抜本的な見直しを行う。
- ・また、介護障害児・者に対する支援や精神障害者の地域移行を推進する。
- ・「がん対策推進基本計画」⁴⁷に基づき、がんの総合的な対策を講ずる。難病対応制度や健康対策等の推進についても、引き続き、医学部定員の削減等について検討する。

⁴³ 「財政構造改革の推進について」（平成 19 年 6 月 3 日閣議決定）において、「大学医学部の整理・合理化も視野に入れつつ、引き続き、医学部定員の削減に取り組む。」とされているが、早急に過去最大程度まで削減するとともに、さらに今後の必要な医師養成について検討する。

⁴⁴ 「高齢者医療の円滑な運営のための負担の緩和等について」（平成 20 年 6 月 12 日）

⁴⁵ 「国民年金法等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 104 号）

⁴⁶ 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略（平成 19 年 12 月 27 日）、「新しい少子化対策について」（平成 18 年 6 月 20 日）等

⁴⁷ 「がん対策推進基本計画」（平成 19 年 6 月 15 日閣議決定）

策や肝炎対策を一層推進する。原爆被爆者対策を総合的に推進する。
・薬害再発防止のため、医薬品行政を見直す。
・「自殺総合対策大綱」⁴⁸に基づき、10 年間で自殺率を 20% 以上減少させる。また、最近の自殺の動向を踏まえ、同大綱を見直す。

⑤ 「健康賛同社会」への挑戦

- ・高齢者の雇用・社会参画の機会拡大のため、「新雇用戦略」を推進する。
- ・企業 O/B を始めとする高齢者の豊かな知恵と経験を、中小企業や地域社会、海 外にいかすための取組を進める。
- ・安心できる長寿生活の実現に向けて、家族や地域社会における支え合いを強化 するとともに、リバースモーニングの普及など老後の資産活用を図る。
- ・革新的医薬品・医療機器、福祉機器及び高齢者等を支援するロボット技術の開 発・普及を進める。

上記の課題のうち、重要政策として平成 21 年度に取り組む必要のあるものについ ては、財政健全化と両立させる観点から、まずは、一般会計や特別会計を通じて ムダ・ゼロと政策の廻りによつて財源をねじり出し、それに充てることとする。

2. 未来を切り拓く教育

- ・教育基本法⁴⁹の理念の実現に向け、新たに策定する「教育振興基本計画」に基づ き、我が国の未来を切り拓く教育を推進する。その際、新学習指導要領の円滑 な実施、特別支援教育・德育の推進、体験活動の機会の提供、教員が一人一人 の子どもに向き合う環境作り、学校の I.C.T 化や事務負担の軽減、教育的観点 からの学校の適正配置、定数の適正化、学校支援地域本部、高等教育部の教育研 究の強化、競争的資金の拡充など、新たな時代に対応した教育上の諸施策に積 極的に取り組む。
- ・新たに策定する「青少年育成施策大綱」に基づき、青少年の健全育成を図る。 オリンピック招致の取組や国際競技力の向上などスポーツを振興し、日本文化 の海外への戦略的発信や文化財の保存・活用、子どもの文化芸術体験など文化 芸術を振興するため、総合的な施策を推進する。
- ・「食育推進基本計画」⁵⁰に基づき、国民運動として食育を推進する。
- ・幼児教育の将来の無償化について、歳入改革においての保護者負担の軽減策を充 実するなど、幼児教育の振興を図る。

⁴⁸ 「自殺総合対策大綱」（平成 19 年 6 月 8 日閣議決定）
⁴⁹ 「教育基本法」（平成 18 年法律第 120 号）
⁵⁰ 「食育推進基本計画」（平成 18 年 3 月 31 日）

- ・「宇宙基本法」⁵⁵ 及び「地理空間情報活用推進基本法」⁵⁶を踏まえ、我が国の総合的な安全保障も視野に入れ、宇宙の開発利用、産業化を総合的かつ計画的に実施することとともに、衛星による測位・監視技術等の活用による災害・安全保障情報の迅速な提供及び共有、先端的な研究開発等を推進する。
- ・安全・安心でゆとりある住生活空間を目指し、「生生活基本計画」⁵⁷に基づき、高齢者・子育て世帯等の居住の安定確保、住宅の耐震化、老朽マンションの再生等を図る。住宅・建築物等生活空間のバリアフリー化を推進する。
- ・都市部における地盤整備を推進する。

4. 資源・エネルギーの安定供給

- ・原油価格の高騰や需要の増大等内外情勢も踏まえ、資源・エネルギーの安定供給を図るため、戦略的な資源・エネルギー政策を実施する。
- ・「資源確保指針」⁵⁸に基づき、石油・天然ガス・ヴァン等の安定的な供給確保に加え、レアメタルの代替材料開発やリサイクル等の政策を行う。
- ・E E Z⁵⁹等における海洋資源の開発・利用・保全、大陸棚の限界划定、海洋の安全確保、海洋調査の推進、海洋研究開発の強化、沿岸域の総合的管理、海洋に関する人材の育成等「海洋基本計画」⁶⁰に基づく取組を実施し、新たな海洋立国の実現を目指す。
- ・我が国の水資源の確保を図るため、干ばつ・渇水対策等を着実に実施する。また、世界の水危機解決に貢献を行う観点から、官民連携も図りつつ、「水の防衛隊」⁶¹の派遣等を行う。
- (原価格高騰への抜本的対策)
 - ・国民生活の深刻な状況を踏まえ、平成19年12月の緊急対策に引き続き、中小企業及び漁業、農林業、運送業等への対策、離島など地方の生活への対策、省エネ・新エネ対策及び生活開拓物資の価格監視等を実施する。また、需給問題や投機資金等国際的な動向にも配意しつつ、市場の安定化に向け、国際的な働きかけを行う。
- ・「官邸における情報機能の強化の方針」⁶²を踏まえ、内閣の情報機能を強化する。地球温暖化により懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、「懇意者ゼロ」を目指し、防災・減災対策を着実に実施する。
- ・大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する。その際、学校の耐震化等災害基盤の充実、災害時要援護者の避難支援等ハード・ソフトの連携を図る。消防等地域防災力の向上を図る。
- ・「第8次交通安全基本計画」⁶³に基づく取組を引き続き着実に実施し、交通事故の一層の減少等を通じ交通安全の確保を図る。
- ・ワクチン等の研究開発・蓄積、医療体制の整備など、新型インフルエンザ対策の強化を行う。
- ・司法制度改革の一環として、平成21年5月に始まる裁判員制度の円滑な実施、民事法律扶助や、適切な弁護報酬の設定等を踏まえた国選弁護人の確保、弁護士「ゼロワン地域」等の司法過疎地域の解消に対する日本司法支援センターの体制の充実、犯罪被害者国選弁護制度に基づく援助等を行う。
- ・全国的な相談窓口の整備、ヤミ金融の取締りの強化等「多重債務問題改善プログラム」⁶⁴を着実に実施する。

⁵⁵ 「宇宙基本法」(平成20年法律第43号)

⁵⁶ 「地理空間情報活用推進基本法」(平成19年法律第63号)

⁵⁷ 「生生活基本計画」(全国計画) (平成18年9月19日閣議決定)

⁵⁸ 「資源確保指針」(平成20年3月28日閣議決定)

⁵⁹ E E Z (Exclusive Economic Zone: 排他的経済水域)

⁶⁰ 「海洋基本計画」(平成20年3月18日閣議決定)

⁶¹ アフリカ等に派遣される地下水開発等水に関する専門家

3. 良好な治安と災害に強い社会の実現等

- ・日本を「世界一安全な国」とするため、良好な治安を実現するとともに、我が国の平和と安全及び国際社会の平和と安定の確保に努める。
- ・犯罪に強い社会の実現のための行動計画」⁶⁵等に基づき、地域の紛を再生しつつ犯行や犯罪から子どもを守る取組、インターネット上の違法・有害情報やサイバー犯罪への対策、組織犯罪の資金監視・取締りの強化・違法収益のはく奪、銃器規制の厳格化を図るほか、振り込め詐欺・悪質商法等の身近な犯罪の撲滅、テロ等への対策、海上保安の確保・密輸阻止等の水際対策、迅速かつ厳格な出入国審査と不適正な在留活動の防止等を図るとともに、刃物規制の在り方を検討する。また、犯罪対策の新計画を平成20年未までに策定する。
- ・再犯防止の観点から、地域社会・民間企業の協力や社会福祉との連携等を図りつつ、矯正施設及び社会内における処遇の充実や出所者等の社会復帰支援を効率的に実施する。
- ・我が国をめぐる安全保障情勢を踏まえ、「防衛計画の大綱」⁶⁶に基づき、弾道ミサイル等の新たな脅威や多様な事態への実効的な対応、任務の国際化への配慮等を図りつつ、防衛構造の改革を実施し、効率的な防衛能力の整備を推進するほか、国民保護施策を展開する。
- ・「官邸における情報機能の強化の方針」⁶⁷を踏まえ、内閣の情報機能を強化する。
- ・地球温暖化により懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、「懇意者ゼロ」を目指し、防災・減災対策を着実に実施する。
- ・大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する。その際、学校の耐震化等災害基盤の充実、災害時要援護者の避難支援等ハード・ソフトの連携を図る。消防等地域防災力の向上を図る。
- ・「第8次交通安全基本計画」⁶⁸に基づく取組を引き続き着実に実施し、交通事故の一層の減少等を通じ交通安全の確保を図る。
- ・ワクチン等の研究開発・蓄積、医療体制の整備など、新型インフルエンザ対策の強化を行う。
- ・司法制度改革の一環として、平成21年5月に始まる裁判員制度の円滑な実施、民事法律扶助や、適切な弁護報酬の設定等を踏まえた国選弁護人の確保、弁護士「ゼロワン地域」等の司法過疎地域の解消に対する日本司法支援センターの体制の充実、犯罪被害者国選弁護制度に基づく援助等を行う。
- ・全国的な相談窓口の整備、ヤミ金融の取締りの強化等「多重債務問題改善プログラム」⁶⁹を着実に実施する。

⁶⁵ 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」(平成15年12月18日)

⁶⁶ 「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱」(平成16年12月10日閣議決定)

⁶⁷ 「官邸における情報機能の強化の方針」(平成20年2月14日)

⁶⁸ 「第8次交通安全基本計画」(平成18年3月14日)

⁶⁹ 「多重債務問題改善プログラム」(平成19年4月20日)

5. 食料の安定供給と食の安全の確保

- ・国際的な食料価格の高騰等を踏まえ、食料安全保障を確立するため、食料供給力を強化する。
- ・食料自給率の向上に向け、水田を最大限に活用するため、主食用米の需要拡大、「米粉」や飼料用米等の新たな米利用の本格化、麦、大豆等の需要に応じた生産体制の強化等に取り組むとともに、国産ニーズの高い野菜等の供給体制整備、農業用水の確保、食料需給情報の収集・分析の強化を行う。また、周辺水域の水産資源回復、漁場環境の保全等により、水産物の安定供給を確保する。
- ・世界の食料需給安定化に向け、「FAOハイレベル会合」宣言⁶³等を踏まえ、緊急的な食料支援、中長期的な農業技術支援等を実施する。
- ・適正な食品表示の徹底や輸入食品の監視強化、生産現場での工程管理手順の導入促進など、食品安全と消費者の信頼の確保を図る。地域の暮らしを守る鳥獣害対策を展開する。

第6章 平成21年度予算の基本的考え方

1. 今後の経済動向と当面の経済財政運営の考え方

- ・我が国経済は、原油価格が高騰し米国経済が減速する中で、回復が足踏み状態にあるが、このところ一部に弱い動きが見られる。地域の経済状況にはばらつきが見られる。平成20年度においては、住宅投資の回復に加え、年度後半には世界経済が減速から回復に向かうと見られるところから、成長を緩やかに高めていくと見込まれる。平成21年度においては、こうした世界経済の回復の下、物価が緩やかに上昇する中で、企業部門に加え雇用・所得環境の改善から家計部門も緩やかに回復し、民間需要を中心の経済成長になることが期待される。
- ・ただし、米国の景気後退懸念や原油・穀物価格の高騰などに見られるリスク要因には十分注視する必要がある。
- ・人口が減少する中で、働き手を増やし生産性を向上させるとともに、「開かれた国づくり」を進め、持続的な経済成長を確保する。このため、「経済成長戦略」を戦略的に実行するなど、本「基本方針2008」に基づき、改革への取組を加速・深化する。
- ・民間需要主導の持続的な成長と両立する安定的な物価上昇率を定着させるため、政府と日本銀行は、マクロ経済運営に関する次の基的基本的観点を共有する。

- ① 民需主導の持続的成長を実現する
- ② 物価の安定を実現する
- ③ 中期的な課題と整合的な政策運営を行う
- ④ 透明性と説明責任を徹底する

このことを前提に、日本銀行には、政府の政策取組や経済の展望と整合的なものとなるよう、適時適切な金融政策を行うことを期待する。

・経済状況やリスクの高まりに対して、必要なことについては、迅速に手を打ついくとともに、経済情勢によつては、大胆かつ柔軟な政策運営を行う。

2. 平成21年度予算の方向

- 平成21年度予算は、「基本方針2006」で示した5年間の歳出改革の3年目に当たる。
歳出全般にわたって、これまで行ってきた歳出改革の努力を決して緩めることなく、
国、地方を通じ、引き続き「基本方針2006」、「基本方針2007」に則り、最大限の削
減を行う。予算編成の原則を引き続き遵守するとともに、ムダ・ゼロ口に向けた見直
しを断行し、真に必要なニーズにこたえるための財源の重点配分を行う。

(1) メリハリの効いた予算編成

- ・上記の基本姿勢に沿って、改革努力を継続する厳しい概算要求基準を設定し、メリハリの効いた歳出の見直しを行う。
- ・重要課題実現のために、必要不可欠となる政策経費については、まずは、これまで以上にムダ・ゼロ、政策の廃止等を徹底し、一般会計、特別会計の歳出経費の削減を通じて対応する。

- ・「第2章 成長力の強化」(別紙を含む)、「第3章 低炭素社会の構築」、「第4章 国民本位の行政改革」「第5章 安心できる社会保障制度、質の高い国民生活の構築」に述べた取組を推進する。そのため、予算面において所要の対応を行うことを含め、予算配分の重點化・効率化を行う。
- ・予算におけるPDCAの強化
- ・各府省の予算要求に当たっては、成果目標を掲げ、事後評価を十分行い得る基盤を整備するとともに、その必要性、効率性、有効性等を吟味する。
- ・実績が事前の評価を下回った事例等を十分に把握し、予算の重点化に活用するなど、適切に対応する。
- ・平成21年度予算が財政健全化の中期目標の確実な達成と整合的であるかどうかについて点検を行う。

63 「FAOハイレベル会合」宣言（平成20年6月5日「世界の食料安全保障に関するハイレベル会合
宣言：気候変動とバイオエネルギーがもたらす問題」）

成長戦略実行プログラム（別紙）

1. 全員参加経営戦略

(1) 「新雇用戦略」の推進

厚生労働省及び関係省庁は、2010年度までに220万人の雇用を図るため、「新雇用戦略」を推進する。具体的には、今後3年間を「集中重点期間」として、「新雇用戦略について」(平成20年4月23日経済財政諮問会議外局臨時議員提出資料)を基本とした取組を行う。

(ア) 若者

3年間で100万人への正規雇用化を目指し、年長フリーターの職業意欲の喚起及びリアル雇用等を活用した中小企業等とのマッチングの促進など「フリーター等正規雇用化プログラム」に取り組む。また、ジョブ・カード制度の整備・充実（参加協力企業への支援措置の拡大、職業訓練期間中の生活保障のための給付をすることができる制度の創設）、ニート等の自立支援の充実に取り組む。

(イ) 女性

① 3年間で最大20万人の就業増（25歳～44歳女性）、2010年に保育サービス利用率26%（現行20.3%）を目指す。「新待機児童ゼロ作戦」（平成20年2月27日）の展開、育児・介護休業の取得促進策の充実など仕事と育児等を両立できる環境整備、マザーズハローワーク事業の充実及びボディタイプアクションの促進等に取り組む。女性のライフサイクル全般にわたる能力開発や就業促進の在り方を検討する。

② 利用者の多様な選択を可能とする保育サービス提供の仕組みづくりや、保育所の施設設備に関する基準の在り方を検討する。特に、「子ども交付金」（仮称）の導入など、認定こども園に関する補助金の一本化による「二重行政」の解消策を検討し、平成20年夏を目途に取りまとめ、平成20年度中に制度改革についての検論を得る。

③ 2020年までに指導的地位に女性が占める割合を30%にすることを目指し、平成22年度末までの「女性の参画加速プログラム」（平成20年4月8日）を着実に実行する。

(ウ) 高齢者

3年間で100万人の就業増（60歳～64歳）を目指し、65歳までの継続雇用の着実な推進、地域公共交通活動・起業の支援、多様な就業による生きがい・対策の推進等に取り組む。高齢者がが意欲・体力に応じて働き続けられるよう、短時間勤務制度や成果主義賃金の導入など処遇体系の多様化を支援する。

(エ) 脅威者等について、「福祉から雇用へ」推進5か年計画（平成19年12月26日）に基づき、着実に創立による自立を図る。

(オ) 仕事と生活の調和の実現、テレワーク拡大のための環境整備・パート・派遣・契約社員等の正社員化支援の強化、正社員以外の労働者からの中小企業支援、介護人材の確保・定着を通じ、安定した雇用・生活を実現し、安心・納得して働くことのできる環境を整備する。

(カ) 生産性向上と最低賃金引上げに向けた官民一体の取組を推進する

(2) サービス産業・中小企業の生産性向上

関係省は、生産性が低いサービス産業・中小企業の生産性向上を図るために、下記の施策を平成20年度中に実行に移す。

(ア) 業種別生産性向上プログラム

IT（ソフトウェア・情報サービス）、通信・放送・コンテンツ、建設・住宅・不動産、宿泊・旅行、小売、食料品製造、物流、人材ビジネス、研究開発サービス業など生産性向上の観点から重要な業種について、具体的な取組、工程表を明示したプログラムを策定し、実行する。関係省は本プログラムのフォームアップを2回程度定期的に実施し、経済財政諮問会議に報告する。「サービス産業生産性協議会」等と連携したサービス工学研究の実施、第三者認証制度や顧客満足度指標の導入、ベストプラクティスの表彰・普及等により、生産性向上を実現する。

(3) 「生活直結型産業」の発展

内閣府、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び関係省庁は、国民の潜在的ニーズが高い「生活直結型産業」の発展を図るため、平成20年度中に以下の施策に取り組む。

(ア) 国療・健康支援サービス

「遠隔医療の推進方策における検討を踏まえ、遠隔医療技術の活用を推進する。また、民間企業による健康コールセンター設置について検討し、結論を得る。

(イ) 保育サービス

保育サービスに係る規制改革について、子どもの福祉への配慮を前提に、利用者の立場に立って検討を行い、平成20年内に結論を得る。

(カ) 介護・や生活支援分野での新技术の活用を促進する

(エ) 教育サービス

地域のニーズに応じた公立施設等の開放を促進する。

(オ) 移動サービス

① タクシー事業について、総括原価方式など運賃規制の在り方、サービスの質の確保等の問題を検討し、平成20年内に結論を得る。

(カ) 住宅

② 特定非営利活動法人等によるボランティア有償運送の適切な普及を図る。

(キ) ニュニティ・ビジネス

福祉、青少年教育、就業支援、地域環境、まちづくりなどの地域の課題について、住民が主体となつたNPOや企業がビジネスとして取り組む「ニュニティ・ビジネス」を育成・支援する。

(4) 世界最先端のIT国際化

(ア) 電子政府の早期実施等

内閣官房（IT担当室）、総務省、経済産業省及び関係省庁は、i) 国民の利便性向上、ii) 企業のコスト削減、iii) 内部業務の効率化の3つの観点から、国民の立場に立ったIT化を政府において徹底し、国本体のIT化につなげる。具体的には、平成20年6月以降に以下の施策を実施する。

(イ) 3つの先行プロジェクト

平成20年中に着手する。

(ウ) 国民の利便性向上（コンビニのキオスク端末による住民票交付の実現／携帯電話やデジタルレジなどの活用による申請手段の多様化／手数料の電子納付の促進）、紙による添付書類の省略、ワンストップ化（添付書類を大幅に削減するため、行政機関相互で行政情報を共同利用できる仕組みの検討／引越や退職に関する先行的ワンストップ化の推進）、ネットの拡大（電子申請の手数料引下げ／住基カードの無料化）

(エ) 國民・企業の手数料削減（多量・定期的な人事・労務関連手続について、データベース送付による一括処理を可能にする／自治体システムの標準化／決算帳の簡素化／ペーパーレス化の徹底）

(オ) 旅費業務等の内部管理業務の抜本的効率化（旅費業務に係る規程順等の全府省統一化・標準化／経路検索ソフト等の活用／民間へのアウトソーシング／決算帳の簡素化／ペーパーレス化の徹底）

(カ) 電子申請・電子処理を原則とする

(キ) 内部業務の効率化の観点から制度・運用を見直す

(カ) 利用者ニーズを反映した電子政府の改善システムを組み込む

(エ) 外部専門家による追ちよい評価を行う

<p>(イ)「ICT成長力強化プラン」に基づき、情報通信基盤整備の総合的な戦略を平成20年夏までに策定するとともに、「サイバー特区」等によるクリエイティブ産業強化など重点的取組を平成20年度中に具体化する。</p> <p>(ウ)2011年までにIT戦略的活用による産業競争力強化・グリーンIT実現のためアクションプランを、ASP・SaaSによる中小企業の経営革新支援と公的申請推進、グリーンIT実現のためアクションプランを平成20年内に策定する</p> <p>(エ)電子政府の企画・設計段階からセキュリティ確保、安全な暗号への移行、各専門分野間の連携強化、人材の確保等「セキュア・ジャパン2008」の施策実施のほか、次期基本計画を平成20年度内に策定する</p>	<p>B 対日投資の拡大</p> <p>内閣府、経済産業省及び関係省庁等は、平成20年秋中に「対日直接投資加速プログラム」(平成18年6月20日)を決定し、着実に進め、対日投資の拡大を図る。</p> <p>(ア)M&Aの在り方検討</p> <p>経済産業省、法務省及び金融庁が買収防衛策の導入・発動等の在り方にについて平成20年夏までに整理・明確化することなどにより、公正かつ透明性の高いM&Aの環境を整備する</p> <p>(イ)外資規制の包括的在り方検討</p> <p>関係省等が連携し、外為法等における外資規制の在り方について平成20年度内に包括的に検討を進めること</p> <p>(ウ)医療機器の審査迅速化アクションプログラムの実現</p> <p>医療現場で最先端の機器を世界に先駆けて使える魅力的な国内市場とするよう、厚生労働省、経済産業省等関係省及び産官学等が連携して、審査体制の拡充を始めとする、「デバイス・ラグ」の解消に向けたアクションプログラムを平成20年秋中に策定する</p>
<p>(エ)「アービング・ラグ」の低減</p> <p>①抜本的税制改革に併せ法人実効税率の在り方を検討する</p> <p>②ノーアクションレター制度の運用改善及び税の文書回答手続の抜本的強化等を行</p>	<p>(工) ビジネスコストの低減</p> <p>①対日投資推進体制の拡充</p> <p>内閣府を中心とし、対日投資の推進に向けた体制を拡充する</p>
<p>(オ)「アービング・ラグ」の低減</p> <p>①抜本的税制改革に併せ法人実効税率の在り方を検討する</p> <p>②ノーアクションレター制度の運用改善及び税の文書回答手続の抜本的強化等を行</p>	<p>(才) 対日投資の拡充</p> <p>内閣府を中心とし、対日投資の推進に向けた体制を拡充する</p>
<p>(3) 国際的な人材強化</p>	<p>A 高度人材(注)の受け入れ拡大</p> <p>政府内に産官学労からなる「推進会議」を設置する。高度人材の受け入れの数値目標設定や下記の事項等について、「推進会議」の場で検討を進め、平成20年内に関係省が協力してアクションプログラムを策定する。</p> <p>(注) 在留资格のうち、教授、芸術、宗教、報道、法律・会計、医療・研究、教育、人文知能・国際業務、技術、技能、投資、経営、企業内転勤の専門的・技術的分野。2006年現在 15.8万人</p>
<p>(ア) 高度人材等における外国人材活用の推進</p> <p>①企業における人事評価・給与報酬の公平さと透明性の向上</p> <p>②国際化指標を策定・公表し、企業の人材の国際化を後押し</p> <p>③社会保障協定(国際的な年金通算など)の締結の加速</p> <p>④高度技能実習制度の導入について検討</p> <p>⑤企業の幹部や基幹業務への外国人・高度人材の登用拡大</p> <p>⑥留学生向けの採用枠の設定拡大など、企業における積極的な採用促進</p> <p>⑦中央官庁等における外国人活用(特に獨光厅、JETRO等)</p> <p>⑧在留資格の明確化</p>	<p>(イ) 在留资格の範囲の検討</p> <p>(ウ)外国人人が住みやすい生活環境づくり</p> <p>①先進的な英語教育を推進するインター・ナショナルスクールに係る税制面の支援等を引き続き推進、都道府県の各種学校への認可基準(土地建物の自己所有要件等)の見直しを促進</p> <p>②内外での日本語教育を強化</p> <p>③外国人の受診やすい医療環境の整備の推進(医師等の相互受入れの拡大等)</p> <p>④有能な高度人材を受け入れるために、永住資格の付与を促進</p>
<p>(エ)「アービング・ラグ」の低減</p> <p>①高度人材の受け入れ拡大</p> <p>②ノーアクションレター制度の運用改善及び税の文書回答手続の抜本的強化等を行</p>	<p>B 教育の国際化</p> <p>文部科学省及び関係省庁は、高度人材受け入れとも連携させながら、「留学生30万人計画」の実現、英語教育の強化に向けて、平成20年度から3ヵ年の取組を加速する。</p> <p>(ア)「グローバル30(国際化拠点大学30)」(仮称)の構想の具体化</p> <p>留学生受け入れの拠点となる質の高い国公立大学をセンター方式で全国・各分野をトータルで30校程度選定し、以下の措置を講ずる</p> <p>①英語で受講・卒業できるコースの創設、9月入学の拡大、国外の大学のネットワークを構築、交換留学・単位互換・ダブルディグリーの実施。また、大学院生の受け入れを重視</p>

<p>(イ)世界に開かれた経済の構築</p> <p>(ア)世界に開かれた経済のインフラ強化</p> <p>A 「空」の自由化</p> <p>国土交通省は、「空」の自由化を推進するため、平成20年に航空自由化工事を改定する。具体的には、以下の施策に取り組む。</p> <p>(ア)首都圏空港(成田・羽田)における国際新空港機能の拡充</p> <p>①2010年的新滑走路等の公用開始当初に、羽田は年間約3万回、深夜早朝約3万回(合計約6万回)、成田は約2万回の合計約8万回の国際定期便を実現する。昼間(6時～23時)に、羽田においては中東、アフリカ、中南米、中央アジア等の都市、さらに、北京、台北、香港まで就航していくこととする。</p> <p>②成田では6時台の出発、22時台の到着がないこと等を踏まえ、羽田において、深夜早朝(23時～翌6時)に加え、6時台・22時台に、成田と羽田の国際航空機能をリレーするための時間帯(リレー時間帯)として国際線の就航を可能とするところにより、欧米を始めたとした世界の主要都市への就航を実現する。</p> <p>③2010年以降の将来の方向性については、羽田は、国内線需要に対応しつつ、国内・国際双方の需要の伸びを勘案し、昼間は、羽田のアクセス利便性をいかせる路線を中心に国際線の増加を推進し、深夜早朝は世界の主要都市への就航により、首都圏全体の国際航空機能の24時間化を実現する。</p> <p>④首都圏全体で、2010年以降、約17万回の着発枠により年間発着枠約70万回を実現し、さらに、あらゆる角度から可能な限りの空港容量拡大施策を検討する。</p> <p>⑤時間帯別料金制度を始め、多様な着発枠を有効活用できる多様な仕組みについて十分検討する。</p> <p>⑥成田新高速鉄道の整備や接続する鉄道を活用し、両空港間のアクセス改善を図る。</p>	<p>(イ)航空自由化の推進</p> <p>2007年8月以来、韓国、タイ、マカオ、香港及びベトナムとの間で合意したことにしており、他のアジア各国との間でも、同様の航空自由化に合意できるよう努める。また、欧米との間では、様々な課題はあるが、欧米の動向を見極めつつ、自由化に向けて交渉を行う。</p> <p>(ウ)地方の「空」の改革</p> <p>(ウ)地方の「空」の改革</p> <p>①空港に対する空港別に収支の開示を検討する。地方公共団体が管理する空港についても、国に整理し、早期に空港別の収支の開示を検討する。また、大学院生の受け入れを重視</p>
--	---

(イ) 医薬品・医療機器産業の革新 「革新的医薬品・医療機器創出のための5ヵ年戦略」(平成19年4月・26日)に基づき、研究資金の集中投入、ベンチャー企業の育成、臨床研究・治験研究の整備、審査の迅速化・質の向上、イノベーションの適切な評価、官民の推進体制の整備などを実行
(ウ) 知的財産創造戦略 (「知的財産創造計画」2008(平成20年6月18日の)の推進 ・デジタルコンテンツの流通に賄する課題や国際的特権権について引き続き検討を行い、クリエーターへの正当な対価の還元を前提に、世界最先端のデジタルコンテンツ流通促進の法案を国会提出するなどの制度整備等を1年内に行う ・オープン・イノベーションを支えるネット販売サービス等の新ビジネスの展開を円滑化するための法案を平成20年度中に提出する
・海外への技術流出リスクの増大に対応するため、技術情報等の適正な管理の諸方策について総合的に検討し、平成20年度中に結論を得る
(エ) 平成20年10月の総光防創設機構に、平成22年までにアジア等各国からの訪日外国人旅行者数を1000万人とするための誘致体制の強化など、総光立国策を実施する
(オ) 港湾の24時間化等貿易手続改革プログラムの着実な実施とともに、スーパー中枢港湾政策の推進や臨海部物流拠点の形成等により、港湾の国際競争力強化と国内外をつなぐ強力なシームレス物流網を形成する
(カ) 総合的な外交力強化 (ア) 経済連携の推進、戦略的な援助の充実、対外発信力の発揮、資源・エネルギーの確保などの政府の对外的機能について、在外公館、マンパワー等の外交実施体制を中核とし、総合的な外交力を強化する
(イ) 「平和協力国家」として、人間の安全保障を含め、国際社会において責任ある役割を果たす。平和構築分野の人材を育成する。G8北海道洞爺湖サミットや第4回国際開発会議の成果を着実に実施し、アフリカ向け政府開発援助(ODA)の倍増、クールアース・パートナーシップの構築を通じて、途上国支援を充実するとともに、地球規模の課題に対しリーダーシップを発揮する。なお、他の地域・分野への支援にも引き続き取り組む
(ウ) 「科学技術外交の強化に向けて」(平成20年5月19日)に基づき、地球規模課題の解決に向けたODAを活用した多国連携による国際共同研究等を展開する
3. 革新的技術創造戦略
総合科学技術会議及び関係府省は、革新的技術によって、①産業の国際競争力強化、②健康な社会構築、③日本と世界の安全保障に貢献するとともに、ITをいかしたニキキタス技術やロボット技術を一層活用して、高齢者や障害者が暮らしやすい社会づくりを進めます。具体的には以下の施策に取り組む。
(1) 「革新的技術戦略(平成20年5月19日の)の実行
平成20年中に以下を柱とする取組に着手
・産業の国際競争力強化(地球温暖化対策技術、組込みソフトウェア技術等の育成・開発・産業化)
・健康な社会構築(生活支援ロボット技術、医療工学技術、再生医療技術等の強化)
・日本と世界の安全保障(食料制約を緩和できる技術、希少な資源を代替する技術、環境負荷を減らす製造プロセス技術、感染症対策技術、国家基幹技術等の発展)
・研究開発のマネジメント(科学技術会議によるマネジメントを支援する体制として研究者・技術者のネットワーク(目利き集団)の整備、戦略的な知的財産の創造・保護・活用を図る体制の整備(国際的な基本特許の権利取得及び地域の多様な知的財産活動体制の構築を重点的に支援(か所))等)
・革新的技術が繋え聞なく生み出される環境づくり、特に革新的技術のシーズを生み育てる研究資金供給(挑戦的かつ高い目標設定の基礎研究への投資等)、未知の分野に挑戦する人材の確保(トップクラス人材の活動性を保育・育成・獲得等)

(別表)

2010年に向けたEPA工程表

国・地域	貿易額 割合	現状	目標
シンガポール	2.2%	協定本体は、2002年11月30日に発効。改正議定書は、2007年9月2日に発効	発効済み
メキシコ	1.0%	協定本体は、2005年4月1日に発効。日墨経済連携協定議定書は、2007年4月1日発効	発効済み
マレーシア	2.4%	2006年7月13日に発効	発効済み
チリ	0.7%	2007年9月3日に発効	発効済み
タイ	3.3%	2007年11月1日に発効	発効済み
フィリピン	1.4%	2006年12月に国会で承認	フィリピン上院の承認を得て発効する
ブルネイ	0.2%	2008年5月に国会で承認	可能な限り早期の発効を目指す
インドネシア	2.7%	2008年5月に国会で承認	2008年7月1日に発効予定
ASEAN全体	13.0%	2008年6月に国会で承認	可能な限り早期の発効を目指す
韓国	6.1%	2008年6月に交渉再開に向けた検討及び環境醸成のための実務協議を開催	早期交渉再開に向け、韓国側と積極的に協議
湾岸諸国(GCC)	9.0%	2006年9月に交渉開始	可能な限り早期に交渉の主要点についての実質的な妥結を目指す
ペトナム	0.9%	2007年1月に交渉開始	可能な限り早期に交渉の主要点についての実質的な妥結を目指す
インド	0.8%	2007年1月に交渉開始	2008年中の交渉の実質的な妥結を目指す
イスラエル	0.0%	2007年5月に交渉開始	2008年中の交渉の実質的な妥結を目指す
オーストラリア	3.4%	2007年4月に交渉開始	農林水産業の重要性を十分認識し、守るべきものは守るとの方針の下、我が国にとって最大限のメリットを獲得することを目指す

(2) 環境・エネルギー技術等のハイブランナー構想

(ア)「環境エネルギー技術革新計画」(平成20年5月19日)の推進

平成20年中に着手
低炭素社会実現に向けた我が国の技術戦略、国際的な温室効果ガス削減への貢献策、革新的な環境エネルギー技術開発の推進方策について取りまとめた「環境エネルギー技術革新計画」の推進

(1) 環境エネルギー技術の革新化及び普及着手

平成20年度中に着手
①省エネや低環境負荷の新素材・新技術の開発に対する経済的支援

②事業化に際しての債務保証、知財戦略の策定支援等

③優れた技術の製品化や事業化を需要面から支援する政府関連の活用

④環境・省エネ製品の優先的な調達(環境配慮契約法やクリーン購入法の対象範囲の拡大や、地方公共団体への拡大)

⑤自然エネルギーについて、利用を抜本的に拡充するための仕組み(需給を安定・拡大する仕組み)

(2) 環境エネルギー技術の世界標準化、世界市場への進出

(工)世界最高水準の研究拠点の整備
「世界トップレベル研究拠点プログラム」を着実に推進し、我が国が強い分野の研究拠点に対し重点支援を行うなどにより、世界最高水準の研究拠点を整備(オ)イノベーション創造環境(技術)創設
・企業、大学の壁を超えて、人材を組み合わせる、新たなビジネスモデル創造を支援する「イノベーション創造環境」(技術)創設

・引き続きベンチャー企業の創造を推進する。特に、開業・廃業の阻害要因を取り除き、新たな事業への取組を円滑に進めるよう支援

(3)「革新的技術特区(スーパーパーク)

第一弾として、平成20年度中に先端医療開拓特区」を創設し、最先端の再生医療、医療機器について、重点分野を設定した上で、先端医療研究拠点を中心とした他の研究拠点との複合体を整定する。その上で、新たに、研究資金の特例や規制を担当する厚生労働省等との並行協議等を試行的に適用するとともに、研究開発費を確保し、開発・実用化の促進を図る。

(4)「革新的プロジェクト緊急予算

平成20年度中に着手
「国家的プロジェクト緊急予算」として、総合科学技術会議の下に、府省横断的に研究開発等の資金枠を創設(「革新的技術推進費」を科学技術振興調整費に新たに措置)。

(5)「検証に基づく重点的な予算配分

平成20年度中に着手
「研究開発予算の使われ方の評価・検証を徹底する。総合科学技術会議が中心となつて、平成20年内に、研究開発マネジメントの在り方を点検し、初期段階からの事業化可能性の評価の導入や費用対効果に着目した評価の強化等を含めPDCAサイクルを改善するとともに、より効果的な評価を行ったため、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成17年3月29日)を改定する。その成果については、平成21年度以降の評価に反映。

今後の取組に関する構想についての現状は以下のとおり。

国・地域	貿易額割合	現状	目標
米国	16.1%	現在、民間において議論	将来の課題として検討を進めいく。また、日米の経済関係の更なる発展を促すような基盤を整えていく方策は何かについて、民間で行なわれている議論を踏まえ、民衆的、引き続き真剣に検討を進め、可能なものから、米国、日本とともに、準備を進めていく
EU	12.8%	現在、民間において議論	
東アジア自由貿易圏構想 (EAFTA) (日中韓ASEAN)	36.9%	現在、第二段階の民間研究中	
東アジア包括的経済連携構想 (CEPEA) (日中韓印豪ニュージーランドASEAN)	41.5%	民間研究（我が国が提案）の報告書が2008年夏に取りまとめられる予定	東アジア及びアジア太平洋地域における経済連携の枠組みの確立や検討において、WTO体制を含め世界経済の考え方等を踏まえ、これら各国と協議しつつ、積極的に参加及び貢献を行っていく
アジア太平洋の自由貿易圏構想 (FTAAAP)	69.7%	APECの場において選択肢及び展望について検討中	

(注) 貿易額割合は、貿易総額に占める各との貿易額の割合（2007年）

第三セクター等の改革について

平成20年9月
総務省自治財政局

第三セクターの数

※ 総務省調査上、第三セクターとは、地方公共団体が出資又は出えん（以下「出資」という。）を行っている民法法人及び商法法人をいう。

年度	会社法法人	民法法人	合計	対前年度伸率
H16年度	3,827	4,390	8,217	
H17年度	3,790	4,183	7,973	▲3.1%
H18年度	3,724	4,051	7,775	▲2.5%

(出典:「第三セクター等の状況に関する調査」)

第三セクターの経営状況等

※下表の商法法人・民法法人は①地方公共団体の出資比率が25%以上の法人、②地方公共団体の出資比率が25%未満であるものの財政的支援(補助金、貸付金、損失補償)を受けている法人の合計。

(億円)

年度	会社法法人	経常黒字法人数			経常赤字法人数				
				割合	金額			割合	金額
H16年度	2,798	1,828	65.3%	1,238	970	34.7%	▲ 749		
H17年度	2,748	1,791	65.2%	1,098	957	34.8%	▲ 616		
H18年度	2,689	1,842	68.5%	1,340	847	31.5%	▲ 491		

(億円)

年度	民法法人	当期正味財産増加法人			当期正味財産減少法人				
				割合	金額			割合	金額
H16年度	4,129	2,602	63.0%	1,459	1,527	37.0%	▲ 600		
H17年度	3,958	2,467	62.3%	1,553	1,491	37.7%	▲ 823		
H18年度	3,835	2,510	65.4%	890	1,325	34.6%	▲ 480		

(出典:「第三セクター等の状況に関する調査」)

2

第三セクター等の対外債務と損失補償・債務保証

※下表の会社法法人・民法法人は①地方公共団体の出資比率が25%以上の法人、②地方公共団体の出資比率が25%未満であるものの財政的支援(補助金、貸付金、損失補償)を受けている法人の合計。

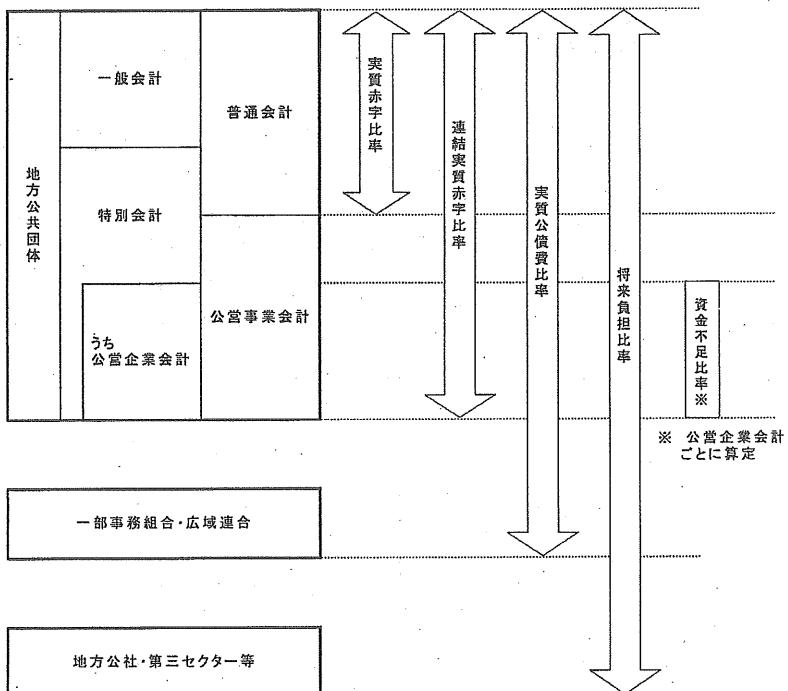
	法人数 (A)	地方公共団体 からの借入れ 以外の債務を 負っている法 人 数(B)	割合 (B)/(A)	対外債務の額 (億円)	債務保証・損失補償債務残高を有する法人			
					法人数 (C)	割合 (C)/(A)	割合 (C)/(B)	額 (億円)
会社法法人	2,689	1,143	42.5%	33,533	213	7.9%	18.6%	4,607
民法法人	3,835	658	17.2%	20,731	303	7.9%	46.0%	16,157
三セク計	6,524	1,801	27.6%	54,264	516	7.9%	28.7%	20,764

住宅公社	57	48	84.2%	14,505	24	42.1%	50.0%	7,001
道路公社	42	41	97.6%	22,578	41	97.6%	100.0%	22,326
土地公社	1,106	805	72.8%	38,426	762	68.9%	94.7%	36,229
三公社計	1,205	894	74.2%	75,509	827	68.6%	92.5%	65,556

(出典:「H19年度第三セクター等の状況に関する調査」)

3

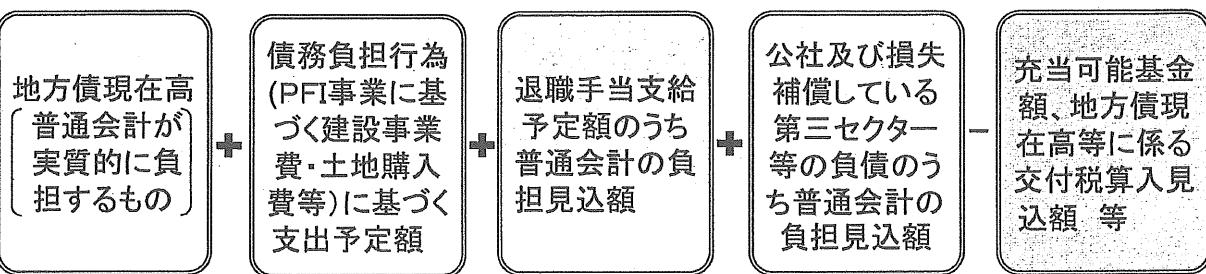
健全化判断比率等の対象について～財政健全化法～



※「財政健全化法」(H19. 6. 22公布)の指標の算定・公表はH19年度決算より、健全化計画の策定義務付け等はH20年度決算より適用

4

将来負担比率の概要



標準財政規模 一 元利償還金等に係る
交付税算入額

5

損失補償債務に係る一般会計負担見込額の算定基準

地方公共団体からの財政援助を受ける出資法人等の債務に対する損失補償

標準評価方式

①～③により地方公共団体が損失補償を付した法人に対する金融機関等からの融資を、以下の債務区分に分類。
A) 正常償還見込債務(10%以上)、B) 地方団体要闇与債務(30%以上)、C) 地方団体要支援債務(50%以上)、
D) 地方団体実質管理債務(70%以上)、E) 地方団体実質負担債務(90%以上)

① 財務諸表評価方式（公表された財務諸表等から債務区分等を判定する方法）

I 一般法人型

II インフラ法人型

III 不動産取引型

② 外形事象評価方式（経済的取引や出資地方公共団体の支援等の事象から判定する方法）

③ 格付機関の格付け等の専門の第三者の評価から判定する方法

個別評価方式

① 資産債務個別評価方式

② 個別経営計画評価方式

③ 損失補償付債務償還費補助評価方法

公的信用保証、制度融資等に係る損失補償

$$\text{損失補償見込額} = \text{損失補償残高} \times \text{平均残存年数} \times \text{損失補償実行率}$$

その他の形態の損失補償、債務保証

6

経済財政改革の基本方針 2008(抜粋)

平成 20 年 6 月 27 日
閣議決定

第2章 成長力の強化

2. 地域活性化

(1) 地方再生

【具体的手段】

(1) 地域活性化の支援

地域経済の建て直し、地域の雇用の確保の観点から、中規模企業や第三セクターの事業再生と並行的再生に向けた取組を、第三セクター改革等と連携しながら、地域金融機関や地方公共団体等の理解・協力を得つつ行う地域力再生機構を創設する。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行を踏まえ、第三セクターの改革に関するガイドライン等に基づき、経営が著しく悪化したことが明らかになつた第三セクター等の経営改革を進める。

第三セクター等の改革

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行を踏まえ、第三セクターの改革に関するガイドライン等に基づき、国会で法案審議中の地域力再生機構の活用も含め、第三セクター等の経営改革を推進

「第三セクター等の改革について(ガイドライン)」(平成20年6月30日総財公第112号自治財政局長通知)

※ ガイドラインの対象

- ① 地方公共団体が25%以上を出資又は出元んしている法人
- ② 地方公共団体が損失補償等の財政援助を行っている法人その他地方公共団体がその経営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる法人
- ③ 地方公社(地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいう。)

1. 経営検討委員会(仮称)の設置

- 平成20年度中に設置し、第三セクター等の経営状況等の評価と存廃を含めた抜本的な経営改革策を検討。
- デュー・デリジェンスの専門家等の外部専門家の積極的活用。
- 人材の紹介等につき、都道府県による市町村支援。

2. 経営検討委員会(仮称)における調査と評価・検討

- 評価検討対象の選定に当たっては、監査委員による監査や外部監査を活用。
- 「損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額の算定に関する基準」の標準評価方式により、「B(地方団体要関与債務)」、「C(地方団体要支援債務)」、「D(地方団体実質管理債務)」及び「E(地方団体実質負担債務)」の評価となった第三セクター等は、原則として評価・検討対象。
- 専門家によるデュー・デリジェンス等による経営分析と改革案の作成

3. 「改革プラン」(仮称)の策定等

- 経営検討委員会(仮称)の意見を踏まえ、平成21年度中に策定。
- 経営検討委員会(仮称)による評価・検討の内容や「改革プラン」(仮称)につき、議会へ十分説明するとともに、住民の十分な理解を得るよう努力。
- 「改革プラン」(仮称)の実施状況につき、フォローアップ。

※ 上記のほか、第三セクター等の再生を支援する仕組みとして、「株式会社地域力再生機構法案」が国会に提出され、審議中であるが、総務省としても、多額の債務を抱える第三セクター等についてその責任を明確にした上で、当該第三セクター等の処理方策等について、「債務調整等に関する調査研究会」において検討を行っている。

8

第三セクターに関する指針の概要

(平成15年12月12日改定)

第1 一般的留意事項

- ・ この指針において、第三セクターとは、地方公共団体が出資又は出元んを行っている民法法人及び商法法人をいう。
- ⇒ 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の対象
地方道路公社、土地開発公社及び地方独立行政法人の負債の額及び第三セクター等の損失補償債務額のうち、当該法人の財務・経営状況を勘案した一般会計等の実質負担見込額
- ⇒ 平成20年6月30日付ガイドラインの対象
 - ① 地方公共団体が25%以上を出資又は出元んしている法人。
 - ② 地方公共団体が損失補償等の財政援助を行っている法人その他地方公共団体がその経営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる法人
 - ③ 地方公社(地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいう。)

第2 第三セクター方式を選択するに当たっての留意事項

1 事前の十分な検討

- ・ 第三セクター方式は、一般的には、次のような事業に限って活用されるものであること。
(ア) 社会的便益が広く地域にもたらされる事業
(イ) 事業収益を一定程度地域社会に帰属させることができ望ましい事業
(ウ) 民間資本を中心とする事業であるが、地域振興等の観点から地方公共団体が資本参加をする必要があると認められる事業

2 公的支援のあり方

- ・ 単なる赤字補てんを目的とした公的支援は行うべきではない。
- ・ 将来の新たな支出負担リスクを回避する観点から、第三セクターの資金調達に関する損失補償は原則として行わないこととすべきであること。
真にやむを得ず損失補償を行う場合にあっては、その内容及び必要性、更には対象となる債務について返済の見通しとその確実性について、議会及び住民に対して十分に説明し、理解を得ておくとともに、他の出資者等との関係でこれを超えた負担は存在しないことを対外的に明確にしておくべきであること。
- ・ 地方公共団体の長等が第三セクターの債務について個人の立場で保証することは避けるべきであること。

3 運営体制

4 議会への説明と住民への情報公開

1

9

第3 運営の指導監督等に当たっての留意事項

- 1 監査(外部の専門家を活用する等監査体制を強化)
- 2 定期的な点検評価
 - ・点検評価を行うための委員会等を設置することが適当。
⇒平成20年6月30日付でガイドラインを発出。平成20年度中に「経営検討委員会」(仮称)の設置を要請。
 - ・経営状況についての予備的診断のためのフローチャートを示している。
 - ・点検評価の結果、事業効果が低下しているとみられるもの、公的関与の必要性は薄れていると考えられるもの等については、公的支援の見直し、完全民営化等について検討。
- 3 議会への説明と住民への情報公開
 - ・地方公共団体による第三セクターに関する情報公開様式例を示している。

第4 経営悪化時の対応に当たっての留意事項

- 1 経営悪化時における速やかな対応
 - ・監査や点検評価の結果、累積赤字の大幅な増加や改善の見込みのない債務の累積等により経営状況が深刻であるなどの場合には問題を先送りしないこと。
- 2 経営改善を実施する場合の留意点
 - ・経営の改善により事業を存続させることとした第三セクターに対しては、速やかに経営改善計画を策定するよう指導監督。
⇒平成20年6月30日付でガイドラインを発出。平成21年度中に「改革プラン」(仮称)を策定するよう要請。
- 3 経営改善が極めて困難とされる場合の留意点
 - ① 何らかの形で事業を存続させる必要があると判断した場合には、手続、内容についての公平性、透明性を確保する観点から会社更生法、民事再生法、特定調停法等の法的整理を選択することが適当。
 - ② 経営改善及び事業の存続が極めて困難と判断した場合には、債権者等関係者との責任分担を明確にしつつ、事業の廃止を決断すること。さらに、第三セクターを清算する場合には、法的手続(破産、特別清算)の活用について検討する必要がある。
 - ③ 債権債務関係の整理に当たって、地方公共団体は、出資の範囲内の負担、損失補償契約に基づく負担を負うのが原則であり、過度の負担を負うことのないようにすべき。

2

10

第三セクターの法的整理(平成16年度：17法人)

【都道府県・政令市に係る分】

法人名	事業内容	主な 出資団体名	出資割合	整理方法	申立日
財団法人「茨城勤労福祉事業団」	雇用・能力開発機構が所有する鹿島勤労福祉センター(鹿島ハイツ)の運営業務	茨城県 鹿嶋市	2百万円(50.0%) 2百万円(50.0%)	破産	16. 7. 30
東京ファッションタウン 株式会社	ファッション関連産業向け貿易ビル事業、ファッショショ、展示会等の企画及び開催	東京都	4, 250百万円(24.6%)	民事再生	17. 3. 31
株式会社 タイム二十四	情報通信関連産業向け貿易ビル事業、コンピューターによる情報処理、情報提供等の各種サービスの提供	東京都	400百万円(16.1%)	民事再生	17. 3. 31
財団法人 グリーンピア土佐横浪	グリーンピア土佐横浪の管理運営	高知県 土佐市 須崎市	9百万円(45.0%) 3百万円(15.0%) 3百万円(15.0%)	破産	16. 6. 28
クリスク長堀 株式会社	地下街「クリスタ長堀」の店舗等販賣及び管理、駐車場の経営及び管理	大阪市	800百万円(42.1%)	特定調停	16. 11. 1
株式会社 大阪シティーム	多目的ドームの経営及び管理、スポーツ等各種イベントの企画、政策及び運営等	大阪市 大阪府	2, 000百万円(20.7%) 600百万円(6.2%)	特定調停 ⇒会社更生	16. 11. 1 ⇒17. 10. 7

【市町村に係る分】

株式会社 道央油化センター	容器包装リサイクル法に基づく「瓶プラ」の收集および油への還元処理	三笠市	2百万円(0.8%)	特別清算	16. 4. 1
株式会社 鉄路河畔開発公社	駐車場の経営、不動産、店舗設備・什器備品の販賣、娛樂施設・スポーツ施設の経営、食料品の卸売及び小売 り、他	釧路市 北海道	400百万円(50.0%) 70百万円(8.8%)	特定調停	16. 6. 18
鎌房興業 株式会社	羽島湖スキー場の運営	天栄村	51. 5百万円(10.6%)	破産	16. 4. 9
中条町リゾート 株式会社	ゴルフ場の企画・建設・経営ならびに会員権販売	中条町 加治川村	12百万円(14.0%) 3. 5百万円(4.1%)	民事再生	16. 12. 28
新潟高原リゾート 株式会社	ゴルフ場の経営	黒川村	24百万円(48.0%)	民事再生	17. 3. 10
トナミロイヤルゴルフ 株式会社	ゴルフ場「トナミロイヤルゴルフ俱乐部」の経営	南砺市 富山県	45百万円(19.3%) 5百万円(2.1%)	民事再生	16. 11. 30
北国リゾート開発 株式会社	ゴルフ場の建設及び管理運営	小松市	5百万円(1.9%)	民事再生	16. 7. 9
日置川リゾート 株式会社	地域開発・環境整備に関する土木工事、ゴルフ場内の清掃他	日置川町	4, 75百万円(47.5%)	破産	16. 4. 21
株式会社 新宮健康増進センター	健康増進施設の経営、温泉保養施設の経営管理、スポーツ施設、野営施設、宿泊施設に関する情報提供等	新宮市 太地町	20百万円(22.7%) 2百万円(2.3%)	特別清算	16. 10. 2
下津リゾート開発 株式会社	和歌山マリーナシティ計画に基づく埋立用土砂の採取及び販売	下津町	6. 5百万円(32.5%)	特定調停	17. 2. 1
株式会社 佐伯メタロセンター	地域企業の技術高度化、人材育成等を目的としたインキュベート事業、研修事業等	佐伯市 大分県	36百万円(24.0%) 20百万円(13.3%)	特別清算	16. 10. 21

11

第三セクターの法的整理（平成17年度：17法人）

【都道府県・指定都市に係る分】

法人名	事業内容	主な出資団体名	出資割合	整理方法	申立日
(財)三重ビジターズ推進機構	県営施設の管理運営、集客交流事業、土地事業	三重県	1,020百万円(100%)	破産	18. 3. 31
りんくうゲートタワービル(株)	りんくうタワーゲートビルの管理、運営	大阪府	5,100百万円(34.0%)	会社更生	17. 4. 1
(株)大阪シティドーム	多目的ホールの経営・運営、飲食店・物販店の経営等	大阪市 大阪府	2,000百万円(20.7%) 600百万円(6.2%)	会社更生	17. 10. 7
大阪中小企業輸入振興(株)	不動産賃貸事業、駐車場運営事業	大阪市 (大阪市三セク)	665百万円(49.5%) (294百万円(21.2%))	民事再生	18. 1. 25
(財)徳島県観光協会	徳島県の観光宣伝紹介、観光客の誘致促進等	徳島県 県内13市町	500百万円(33.3%) 計62.5百万円(41.7%)	特定調停	17. 7. 4
(株)サン・ピア博多	「ペイサイドプレイス博多埠頭」の管理・販賣等	福岡市	20百万円(5.0%)	民事再生	17. 9. 13
(株)スペースワールド	宇宙飛行に関する教育訓練施設の経営、博物館・各種展示および宇宙疑似体験施設の経営等	北九州市 福岡県	100百万円(5.0%) 20百万円(1.0%)	民事再生	17. 5. 13

【市町村に係る分】

法人名	事業内容	主な出資団体名	出資割合	整理方法	申立日
きたかみビル(株)	ビル小口賃貸販売	北上市	6百万円(30.0%)	特別清算	17. 7. 22
(株)厚木テレコムパーク	オフィス賃貸事業、情報通信事業、ビル管理事業	厚木市 神奈川県	700百万円(12.9%) 500百万円(9.2%)	民事再生	17. 11. 29
奥只見道光高原リゾート(株)	越後ゴルフクラブ運営	魚沼市 新潟県 南魚沼市	15百万円(10.0%) 10百万円(10.0%) 1百万円(1.0%)	民事再生	18. 1. 13
(株)いすみコスモポリス	テクノステージ和泉の開発・分譲	和泉市 大阪府	125百万円(12.5%) 120百万円(12.0%)	特別清算	17. 10. 4
美都開発(株)	ゴルフ場の建設、経営	益田市	10百万円(10.0%)	破産	17. 12. 21
クラシック鳥根開発(株)	ゴルフ場(クラシック鳥根カントリークラブ)の建設、経営	雲南市	88百万円(22.0%)	民事再生	17. 12. 9
(財)徳島県国民年金福祉協会	国民年金保養センター「グリーンヒルあなたぶき」の受託運営	美馬市	5百万円(50.0%)	破産	17. 4. 4
(株)宍戸カントリー俱楽部	ゴルフ場の運営	宍戸市	66百万円(36.7%)	民事再生	17. 4. 27
玉之浦食品(株)	水産物・農産物の加工販売	五島市	18百万円(88.3%)	破産	17. 11. 4
石垣島協同果汁(株)	パインアップルの加工、果汁の製造・販売	石垣市 沖縄県	2百万円(3.0%) 2百万円(3.0%)	民事再生	16. 11. 30

12

第三セクターの法的整理（平成18年度：16法人）

【都道府県・指定都市に係る分】

法人名	事業内容	主な出資団体名	出資割合	整理方法	申立日
札幌団地倉庫開発(株)	石狩港湾地区の倉庫施設整備、倉庫の賃貸	北海道 札幌市 石狩市	20百万円(5.3%) 20百万円(5.3%) 5百万円(1.4%)	特別清算	18. 7. 7
(株)東京テレポートセンター	ビル事業、施設管理事業、情報通信業、管理受託業	東京都	9,080百万円(51.6%)	民事再生	18. 5. 12
竹芝地域開発(株)	ビルの賃貸、管理運営	東京都	7,575百万円(50.5%)	民事再生	18. 5. 12
東京臨海副都心建設(株)	ビルの賃貸、管理運営	東京都	11,440百万円(52.0%)	民事再生	18. 5. 21
大阪中小企業輸入振興(株)	不動産賃貸事業、駐車場運営事業	大阪市	665百万円(49.5%)	民事再生 ⇒破産 ⇒18. 12. 27	18. 1. 25 ⇒18. 12. 27
(株)有明浪漫麦酒	地ビール醸造所及びレストランの賃貸、管理運営	熊本県 荒尾市	10百万円(11.1%) 5百万円(5.6%)	特別清算	19. 2. 23

【市町村に係る分】

法人名	事業内容	主な出資団体名	出資割合	整理方法	申立日
夕張木炭製造(株)	木炭関連製品等の製造販売、容器包装廃棄物分別収集業務	夕張市	29百万円(29.0%)	破産	19. 3. 23
(株)石炭の歴史村観光	夕張市からの観光施設の管理受託、レジャーランドの経営、農産物加工販売	夕張市	50百万円(50.0%)	破産	18. 11. 29
(株)弘前再開発ビル	再開発ビルの管理運営、販賣及び管理	弘前市	30百万円(30.0%)	民事再生	19. 1. 9
水上リゾート開発(株)	オートキャンプ場、スキー場の経営	みなかみ町	34百万円(34.0%)	民事再生	18. 8. 25
大峰高原開発(株)	月夜野カントリークラブの経営	みなかみ町	70百万円(7.7%)	民事再生	19. 3. 9
(株)能登郡	フローラーパーク「のと園」の管理運営	七尾市	3百万円(3.0%)	特別清算	19. 3. 26
生駒都市開発(株)	再開発ビルの管理運営、駐車場・駐輪場の管理運営	生駒市	250百万円(50.1%)	破産	18. 7. 13
(株)加計開発	ホテル経営及び料理飲食業	安芸太田町	44百万円(33.8%)	特別清算	19. 3. 26
久山カントリー(株)	ゴルフ場及びゴルフ練習場の経営	久山町	5百万円(13.5%)	民事再生	18. 10. 2
西肥リゾート(株)	西海橋コラソンホテルを中心とした西海橋マリンリゾート全体の運営	佐世保市	1,5百万円(3.1%)	特別清算	19. 3. 27

13

第三セクター等の経営の点検評価体制について

参考

出典:「第三セクター等の状況に関する調査結果」(平成19年3月31日時点)

「経営に関する有識者等から構成される委員会等」による第三セクター等の経営の点検評価体制がある地方公共団体⇒点検評価体制あり

※ 対象地方公共団体は、第三セクター(地方公共団体の出資比率25%以上または出資比率25%未満で財政支援のある法人)、地方三公社、地方独立行政法人のいずれかを有する地方公共団体

区分	点検評価体制のある 地方公共団体数 A	対象地方公共団体数 B	A/B
都道府県	41	47	87.2%
政令市	12	15	80.0%
市区町村	159	1,540	10.3%
合計	212	1,602	13.2%

3

14

地域力再生機構(仮称)研究会最終報告

(平成19年12月20日高木新二郎座長)

I 「地域力再生機構(仮称)」の創設の意義

3. 第3セクターの問題は、地域経済において緊急の課題

- 地域経済の成長力の向上を図る上では、地方公共団体が出資又は出元を行っている法人である第3セクター等(以下、単に「3セク」という。)にも目を向ける必要がある。3セクには運輸、商業、観光・レジャーなど、地域の中規模の企業と同様、地域経済に対して雇用や取引関係の面で重要な影響力を有する事業や地域住民の重要なインフラを提供している事業もあり、このような事業の再生・活性化は、地域経済の建て直しの重要な要素である。
- 3セクの再生の方法としては、完全民営化、破たん処理(法的整理)、事業整理の後の再スタートなど、色々と考えられる。地域の実情などを踏まえて、幅広い選択肢を用意しつつ、民間セクターの経済合理性の発揮を基本とすることが適当である。

IV 国の支援

1. 税制上の措置
2. 政府関係金融機関等の協力
3. 補助金適正化法の特例的取扱
4. 地域再生、都市再生、中心市街地活性化等の地域活性化施策との有機的な連携

V 関係機関との連携

2. 地方公共団体(3セクの改革に関するガイドライン)
 - ・経営が著しく悪化している3セクの改革に関するガイドラインの策定
 - * 20年度までに「経営検討委員会(仮称)」を設置
 - * 21年度までに「改革プラン(仮称)」を策定

地域力再生機構(仮称)について

目的

- 雇用の安定に配慮しつつ、地域経済の総合的な経済力(地域力)の向上を通じて地域経済を建て直し
 - 当該地域の活性化を通じて地域の信用秩序の基盤強化にも資する
- ⇒ 3セクを含む地域の企業の事業再生支援と、それに関連した面的再生に向けた取組みを行う

支援対象

○支援対象となる企業(地域の「中規模企業」や「3セク」)

- 雇用、取引関係等において 地域経済社会に大きな影響を有しており、その事業の継続が地域の活性化にとって有益であるが、
- 債権放棄等の金融支援による事業再生が求められている企業

○具体的な支援基準(産業再生機構と基本的に同様)

- 支援対象企業の価値の向上(一定の生産性向上と財務健全化)
※3セクについても民間企業と同様に「収益性」の観点から判断するが、地方公共団体等による一定の公的な資金支援が見込まれる場合等においては、そうした点も勘案した上で判断。
- 支援対象企業の資金調達が可能な状況等、機構の支援完了の蓋然性が高いと見込まれること
- 過剰供給構造の解消を妨げるものないこと
- 買取決定を行う場合の買取価格は適正な時価を上回らないこと
- 労働組合等との話し合い

業務の概要

- 資産査定(デュー・リジエンス:DD)、事業再生計画策定支援、債権者調整
 - 対象事業者に対して金融機関等が有する債権の買取り
- 対象事業者の事業再生に向けた支援業務(融資、債務保証、出資及び株式の取得、人材の派遣及び紹介)
 - 経営に必要な助言等を行うこと

業務フロー

- ①支援申込み
 - ②支援決定
 - ③買取決定等
 - ④処分決定
- ※情報公開等を行う

平成20年6月24日

「債務調整等に関する調査研究会」の開催

1.趣旨

「債務調整等に関する調査研究会」(平成19年1月26日設置、宮脇 淳座長(北海道大学公共政策大学院院長))においては、「第三セクター等の資金調達に関する損失補償のあり方について(中間まとめ)」を平成19年10月17日に取りまとめ、地方公共団体における第三セクター改革の取組に關し、「地域力再生機構の活用も含め、総務省において必要な措置を講じることとすべき」との提言がありました。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に伴う指標の公表に伴って、今後、第三セクター、地方公社、公営企業の経営状況が明らかになってくるものと考えられます。

これらを踏まえ、本調査研究会において、経営が著しく悪化したことが明らかになった第三セクター等について責任を明確化するための方策やその責任を踏まえた当該第三セクター等の処理方策等について、新たな委員にも参加いただき、検討を開始することとします。

2.検討内容

○ 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行を踏まえ、地域力再生機構を活用する場合も含め、第三セクター、地方公社、公営企業の経営改革、処理方策についての課題を整理し対応を検討する。

※ 再生不能な第三セクター、地方公社、公営企業の処理方策と課題

※ 地域力再生機構の活用等により、再生は可能であるが、その際地方公共団体の負担が生じる第三セクターの改革に当たっての処理方策と課題

3.構成員

別紙のとおり。

4.開催日程

平成20年6月30日(月)に第1回研究会を開催

<お問い合わせ先>	
連絡先	総務省自治財政局公営企業課
(担当)	平嶋課長 第翁木理華官
電話	03-5253-5635(直)
FAX	03-5253-5636

(別紙)

「債務調整等に関する調査研究会」

構成員名簿

(敬称略)

座長	官脇 淳	北海道大学公共政策大学院教授
赤井 伸郎	大阪大学大学院国際公共政策研究科准教授	慶應義塾大学商学部教授
直澄 一	日本公認会計士協会会計委員会副委員長	横浜国立大学大学院国際社会科学研究科准教授
跡田 静暉	フロンティア・マネジメント株式会社代表取締役	千葉大学大学院専門法務研究科教授
百合 正一郎	明治学院大学経済学部教授	明治学院大学経済学部教授
大西 伸介	一橋大学大学院法学院研究科教授	一橋大学大学院法学院研究科教授
木村 琢磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授	明治学院大学経済学部教授
佐々木 百合	追手門学院大学経済学部教授	一橋大学大学院法学院研究科教授
白川 一郎	中島 弘雅	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
辻 琢也	沼尾 波子	日本大学経済学部教授
橋本 哲也	鶴見 哲也	弁護士
菱田 哲也	ジェムアソシエイツ株式会社代表取締役	

「平成の合併の評価・検証・分析」の概要

平成の合併の

○合併後数年の短期的な影響

○行政側と住民側の両面から見た場合の影響

について、

・合併市町村・都道府県・報道機関が実施した住民に対するアンケート・聴き取り調査

・合併市町村・未合併市町村に対するアンケート・実態調査

・合併に関する統計データ

を踏まえ、学識経験者と合併市町村・都道府県の合併担当職員をメンバーとして実施した「平成の合併の評価・検証・分析」

平成20年6月 市町村の合併に関する研究会

平成の合併の進捗状況等

○市町村数は3,232(H11.3.31)から1,784(H20.11.1見込)まで減少 → 相当程度進展

○合併の進捗率は、都道府県間で大きな差

○面積が狭く、市街地が連たんしている大都市部における合併の進捗率が低い

【減少率高】広島県(73.3%)・新潟県(72.3%) 【減少率低】大阪府(2.3%)・東京都(2.5%)

○人口1万人未満の小規模市町村が現時点でも482存在

北海道(114)・長野県(43)・福島県(28)等に偏在

○一部事務組合や広域市町村圏などの日常生活圏の全部又は一部での合併事例が多い

行政運営の単位を住民の日常生活圏に近付けたと評価

○合併新法下では、日常生活圏の中心市が周辺町村を編入するというケースが2/3

○合併旧法下での協議会と同じ組合せが8割以上

住民の日常生活圏に近付けるための再チャレンジ

未合併市町村の要因【平成19年8月6日時点 1,252団体を対象】

○地理的要因が合併の阻害要因となるのは、一部の地域にとどまる

【離島や山間地等に位置し地理的に合併が困難であった(58団体 4.6%)】

○積極的な単独運営の選択ではなく、意見集約の不調のために未合併となった市町村も多い【合併について意見集約ができなかった(422団体 33.7%)】

○合併を望んだが、組合せの相手との関係で未合併となった市町村も多い

【合併を望んだが合併相手が否定的であった(330団体 26.4%)】

【合併協議の際、協議事項について合意がなされなかつた(230団体 18.4%)】

※【合併せずに単独で運営していくと考えた(386団体 30.8%)】

今までにこの時期に、住民も交えて真剣な議論をし、合併も含め、自らの地域の将来のあり方について結論を得る必要

合併による行財政への影響

行財政基盤の強化

組織面

○経営中枢部門の強化

(例)企画政策課[黒部市]、行財政改革推進室[あさぎり町]、危機管理室[おいらせ町]の新設

○組織の専門化

(例)子育て支援課[湯梨浜町]、ごみ減量課[笛吹市]の新設

○専門職員の配置

(例)旧市町村では配置できなかった助産師、保健師、栄養士、土木技師、司書・学芸員などの配置

○税の徴収部門、監査委員事務局の独立などによる適正な事務執行

(例)収納管理課[香美市]、収税課[紀の川市]、監査委員事務局[牧之原市]の独立

【充実した組織の分野と主な取組事例】
※平成18年7月1日時点 回答: 474市町村

分野	回答数	割合
企画財政・総務分野	311	65. 6%
保健・福祉分野	219	46. 2%
産業振興分野	182	38. 4%
教育文化分野	131	27. 6%
都市計画・建設分野	130	27. 4%
環境・衛生分野	107	22. 6%
住民協働分野	92	19. 4%
男女共同参画・人権分野	91	19. 2%

行政運営面(合併後の市町村職員に対するアンケート調査結果)

○適切な行政運営のための条件整備

(例)専門性の確保・行政評価の導入・コンプライアンス確保など

○モチベーションの向上

(例)切磋琢磨する気運、幅広い見地からの事務執行など

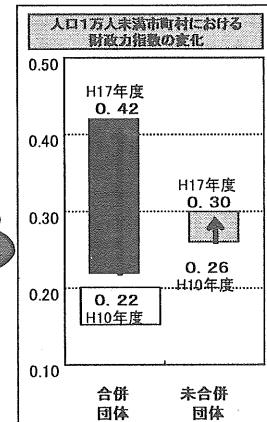
○適切な人事管理

(例)定期的な人事異動、研修実施など

財政面

○短期: 規模拡大に伴い財政基盤が強化され、特に財政力に比して大きな借入をしていた小規模な市町村においては、都市等との合併により、財政状況の改善が図られている

○中期: 内部管理等の重複部門の削減等の合併効果を活かし、積極的な行政効率化の取組みがなされており、今後、合併算定替の効果とあいまって、財政運営の改善の期待



2

利便性確保のための支所等の設置

○合併後の住民サービス維持のため、半数近くの市町村において総合支所方式、約3分の1の市町村において分庁方式を採用

○支所における職員数減少等に対する住民の不安に対処するため、支所長に一定の権限・予算枠を付与する事例も

【旧市町村役場の合併後の機能】

※平成18年7月1日時点 回答: 558市町村

選択肢(択一式)	回答数	構成比
分庁方式	186	33. 3%
総合支所方式	262	47. 0%
窓口サービス中心の支所方式	68	12. 2%
出張所方式	7	1. 3%
その他	35	6. 3%

行政運営の効率化

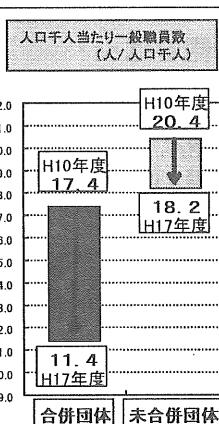
○適切な職員配置や出先機関・外郭団体などの見直しなどにより、職員総数・人件費を削減

	職員減少率 (H17→H18)	集中改革プラン 純減目標(H19.9.1)
合併	△3. 0%	△8. 7%
未合併	△2. 7%	△7. 6%

○全体として職員数を削減する中でも、本庁機能を強化し、商工労働・民生部門等へ適切な職員配置

○旧市町村の境界を越えた公共施設の広域的利用など、効率的な住民サービスの提供

- (例)・旧市町村を越えて空き保育所の利用が可能に
〔新潟市、久米島町〕
- ・旧2町の図書館をネットワーク化することにより、両図書館の図書の貸出しが可能に〔黒潮町〕
- ・学校選択制を導入し、近くにありながらこれまで通学できなかった旧隣市の小学校への入学、転入が可能に〔宗像市〕



【本庁・支所(旧町村役場)職員数の変化】

(岩手県内の合併市町村)

	H17 (合併前)	H19 (合併後)
本庁 (旧市役所等)	6,274人 (4.8%)	6,589人 (4.8%)
支庁 (旧町村役場等)	3,561人 (△24.1%)	2,704人 (△24.1%)
計	9,835人	9,293人 (△5.5%)

合併による住民生活への影響

住民サービスの維持・向上

- 約8割の団体において、①専門的なサービスの実施、②合併前に一部の市町村で行われていたサービスの全域への拡大などにより住民サービスの維持・向上に取組み

- ・少子・高齢化対策などの福祉分野をはじめとする住民サービスを拡充

(例)・島根県の合併15市町のうち、13市町で児童福祉分野のサービス充実
・熊本県の合併16市町のうち、11市町で乳幼児医療費助成対象の拡充等、7市町で住民健診の内容の充実
・無医村地区における診療所の開設[新居浜市]、保育児童の受入時間の拡大[日高町]、子ども家庭支援センターの開設[西東京市]

- ・旧市町村が単独のままでいた場合には廃止・縮小が避けられなかった住民サービスが、合併により維持

(例) 福祉タクシー助成事業の継続[遠野市]、一人暮らし老人の緊急通報システムの継続[二戸市]、総合成人病検診事業の継続[西和賀町]

一方で…

- 合併を契機に行財政改革の観点から住民サービスを見直し

- 特に、敬老・結婚等の祝金など個人や団体への助成金等について、削減・廃止される事例が多い

(例) 100歳敬老祝金の見直し、結婚祝金・金婚式典の廃止、村民温泉割引事業の廃止

住民負担の見直し

住民に合併の影響と受け止められ、合併に対する消極的な評価につながっているケースも

- 約9割の団体が、合併を契機とした住民負担(使用料・手数料)の見直しを実施

- 合併前の旧市町村と比較して、それぞれの手数料等について、①引き上げのみを行った合併市町村、②引き下げのみを行った合併市町村、③引き上げと引き下げの両方を行った合併市町村がそれぞれ同程度

適切な負担の観点から、住民負担を増加させた場合、合併に対する消極的な評価につながっているケースも

4

コミュニティ振興に向けた取組

- 市町村の規模の拡大により住民の声が届きにくくなるとの懸念

- 中心部だけ良くなり、周辺部は取り残されるとの懸念

住民の側では…

- 住民の自助自立の意識が高まり、住民の自立に向けた動きも

(例)・地域住民による小学生の通学安全確保のための見守り隊の結成
・従前の町役場主催イベントの住民主導での開催
・地域活力維持のためのNPO法人立ち上げ

○コミュニティ施策の実施

【取組状況】(合併市町村558回体が対象)

	選択肢(複数回答式)	回答数	割合
①	既存の地域のコミュニティ活動を行う団体への支援	345	61.8%
②	新たなコミュニティ組織の設置やコミュニティ自治の仕組の構築	100	17.9%
③	地域審議会、地域自治区又は合併特例区の活用	253	45.3%

(例)

- ・「地域創造基金」を活用し、地域による自主的な活動等への支援[宮古市]
・小学校地区を単位とした地区コミュニティ協議会制度の導入によるコミュニティの活性化[薩摩川内市]
・各地域自治区に住民組織を設立。地域イベント等の実施や、中には公の施設の管理を行っている組織も[上越市]
・各地域自治区の地域協議会に「地域コーディネーター」を新たに配置し、住民主体の地域づくり体制を支援[宮崎市]

広域的なまちづくりの条件整備

- 行政運営の単位を日常生活圏に近付けることにより、①日常生活圏の広がりに応じたまちづくり、②公共施設の効率的配置とネットワーク化、③受益と負担の適正化のための条件が整備

- 地域資源をネットワーク化することにより、広域的な地域活性化に向けた新たな取組み事例も

(例)・合併により有名な観光地が一つとなったことから、広域的な観光ルートの設定などによるイメージアップの取組み[日光市]
・合併により梅の生産量が日本一となったことから、日本一の「梅の町」としてのアピールが可能に[みなべ町]

- 周辺部の振興のため、①地域単位のイベントや祭の実施、②地域の伝統・文化の保存・継承、③旧市町村単位の住民組織等への支援などの取組み事例も

(例)・埋蔵文化財調査の行われていなかった旧川島町地域において、調査を実施し、埋蔵文化財を保護[各務ヶ原市]
・合併により消滅した「真玉」の地名を住民組織が引き継ぐとともに、活動に対する財政支援を実施[豊後高田市]

5

合併市町村の課題

住民自治の振興・住民主体となった地域づくり

- 同じ市町村の中の地域でも、住民の自主的な活動の有無で、地域の活力に差が生じる懸念



- 住民の自助自立の意識の高まりを活かし、住民が主体となった地域づくりをさらに推進する必要

組織・職員のパフォーマンスの向上

- 旧市町村間の組織風土の違いなどから、一つの組織として融和するのに時間を要している事例も



- 移行期の課題を早期に乗り越え、強化された行政基盤を活かし、行政遂行能力を高めて合併効果が現れるようにする必要

住民負担の適正化

- 一部の住民負担では、急激な変化を避け、合併後の一定期間は旧市町村の水準等を維持し、その後に見直す事例も



- 各地域の事情も十分勘案した上で、住民の負担水準の適正化について、住民を交えて十分な議論が必要

公共施設の再編

- 合併により重複することとなった公共施設の廃止・転用など効率的な施設の再編



- 市町村合併に伴う国庫補助対象財産の処分については、基本的に国庫納付を求めない取扱いとなったことを踏まえ、さらなる再編

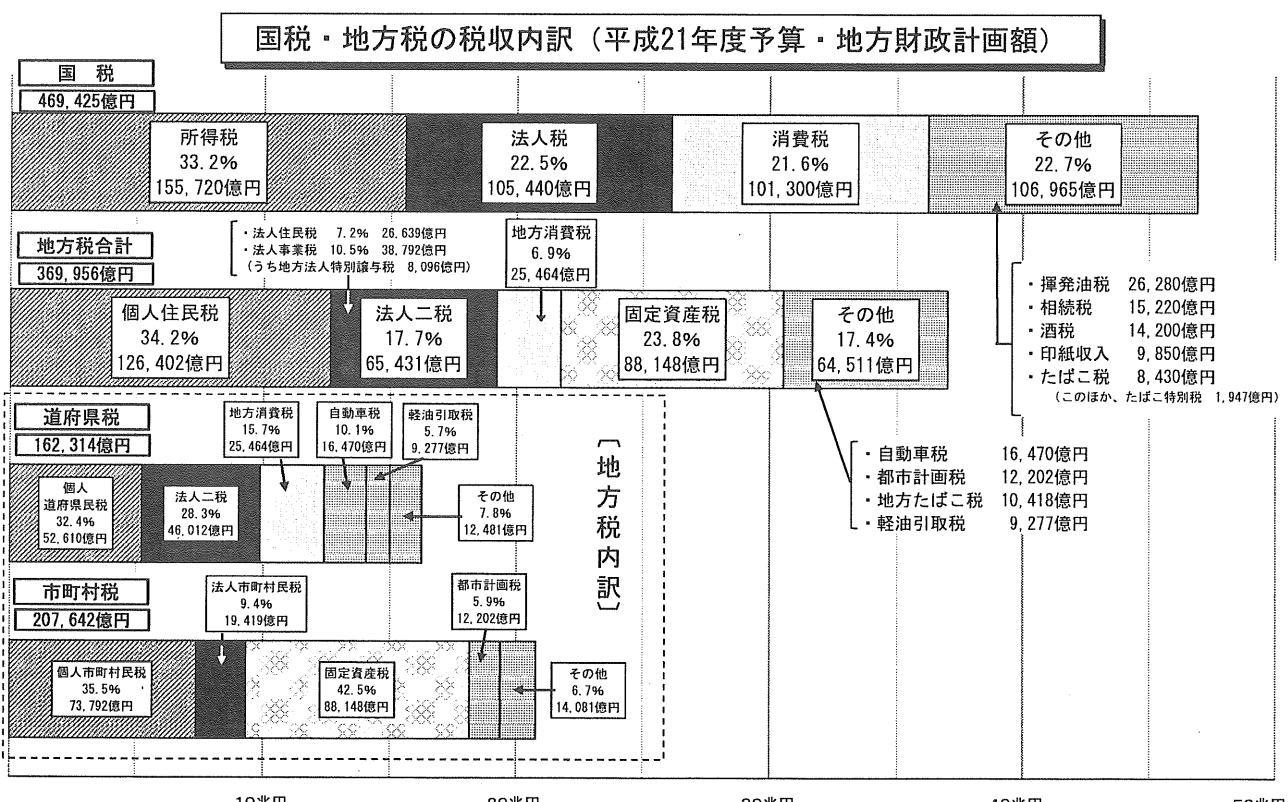
都道府県から市町村への権限移譲

- 合併が進んでいる都道府県ほど市町村への権限移譲が進んでいる傾向



- 住民に身近なサービスを合併市町村が提供し、合併の効果が住民の目に見える形で現れるよう、権限移譲をさらに進める必要

平成21年度地方税制改正について



(注) 1 各税目の%は、それぞれの合計を100%とした場合の構成比である。

2 国税は予算額(特別会計を含む)、地方税は、地方財政計画額(超過課税及び法定外税を除く)である。

3 国税は地方法人特別税を除いた額、地方税は地方法人特別譲り税を法人事業税に加えた額である。

4 個人住民税は、配当割、株式等譲渡所得割及び利子割を含む。

5 固定資産税は、土地、家屋、償却資産の合計である。

6 地方税合計における法人二税は、道府県民税(法人均等割、法人税割)、法人事業税(地方法人特別譲り税を含む)及び市町村民税(法人均等割、法人税割)の合計である。

7 道府県税における法人二税は、道府県民税(法人均等割、法人税割)、法人事業税(地方法人特別譲り税を含む)の合計である。

地方税収(地方財政計画額ベース)の推移

兆円

45

40

35

30

25

20

元 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 見込 21 計画 年度

地方法人特別譲与税
込みでは 37.0

0.8

30.9

32.5

34.1

33.7

32.9

32.0

33.1

34.5

34.5

35.6

35.4

34.5

35.0

34.5

35.0

35.0

35.0

35.0

35.0

35.0

35.0

35.0

35.0

35.0

35.0

35.0

35.0

35.0

35.0

35.0

35.0

35.0

35.0

35.0

(注1) 平成19年度までは決算額、20年度は決算見込額(地方財政計画額は40.5兆円)、21年度は地方財政計画額である。

(注2) 表中における計数は、地方財政計画ベース(超過課税及び法定外税を除く)である。

2

平成21年度地方税収入見込額(地方財政計画額ベース)

(単位:億円)

税目	19年度決算額 A	20年度計画額 B (※)	21年度計画額 C	対前年度比 C-B	C/B
個人住民税	123,111	126,176	126,402	226	100.2%
法人二税 <small>法人二税 (地方法人特別譲与税を含む)</small>	91,589	97,550	57,335 65,431	▲ 40,215 ▲ 32,119	58.8% 67.1%
地方消費税	25,692	25,155	25,464	309	101.2%
自動車税	17,174	17,148	16,470	▲ 678	96.0%
固定資産税	85,886	87,962	88,148	186	100.2%
地方たばこ税	11,308	11,031	10,418	▲ 613	94.4%
その他	40,513	39,681	37,623	▲ 2,058	94.8%
地方税計 <small>地方税計 (地方法人特別譲与税を含む)</small>	395,273	404,703	361,860 369,956	▲ 42,843 ▲ 34,747	89.4% 91.4%

(※) 21年度計画額策定時における20年度の決算見込額は38.7兆円である。

(注1) 表中における計数は、地方財政計画額ベース(超過課税及び法定外税を除く)である。

(注2) 個人住民税は、利子割、配当割及び株式譲渡所得割を含む。

(注3) 表中における計数は、それぞれ四捨五入によっており、計とは一致しない場合がある。

3

税制等をめぐる動き

平成20年8月29日	「安心実現のための緊急総合対策」を決定
平成20年9月1日	福田内閣退陣表明
平成20年9月24日	麻生新内閣発足
平成20年10月30日	「生活対策」決定
平成20年12月12日	与党税制調査会が「平成21年度税制改正大綱」を決定
平成20年12月19日	「生活防衛のための緊急対策」決定
平成20年12月24日	「中期プログラム」を閣議決定
平成21年1月23日	「所得税法等の一部を改正する法律案」を閣議決定し、国会提出
平成21年1月27日	「地方税法等の一部を改正する法律案」を閣議決定し、国会提出

4

地方税法等の一部を改正する法律案の概要

総務省
平成21年1月

1 住宅・土地税制

◎ 個人住民税における住宅ローン特別控除の創設

- 対象者 所得税の住宅ローン控除の適用者（平成21年から平成25年までの入居者）
 - 控除額 所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額について、所得税における税額控除額と同額（最高9.75万円）を限度に控除
- ※ 市町村に対する申告は不要（給与支払報告書等について、所要の改正）

◎ 不動産取得税の特例措置（平成21年度～平成23年度）

- 住宅及び土地に係る税率の特例措置（4%→3%）を3年延長
- 宅地評価土地（住宅用地・商業地等）に係る課税標準の特例措置（2分の1）を3年延長

5

◎ 固定資産税(土地)の負担調整措置 (平成 21 年度～平成 23 年度)

- 現行の負担調整措置を継続
 - ・負担水準（評価額に対する前年度課税標準額の割合）が一定割合以上の土地については、前年度課税標準額を引下げ又は据置
 - ・負担水準が一定割合未満の土地については、前年度課税標準額に評価額の 5 % を加算
- 据置年度においても評価額を下落修正できる特例措置を継続
- 商業地等に係る条例減額制度を継続
- 新たな条例減額制度の創設
 - ・商業地等及び住宅用地について、税負担が大幅に増加する場合、地方公共団体の条例により、税額の上昇を 1.1 倍まで抑制できる制度を創設

2 道路特定財源関係

◎ 道路特定財源の一般財源化

- 自動車取得税及び軽油引取税を目的税から普通税に改め、使途制限を廃止
- 地方道路譲与税の名称を地方揮発油譲与税に改め、石油ガス譲与税及び自動車重量譲与税とともに使途制限を廃止
- 譲与税の譲与・交付金の交付は、引き続き道路の延長・面積を基準
- 軽油引取税の課税免除措置については、3 年間存続

※ 暫定税率分も含めた税率については、今後の税制抜本改革時に検討

6

3 自動車税制

◎ 自動車取得税の時限的軽減措置 (平成 21 年度～平成 23 年度)

- 低燃費車・低公害車等（新車）について、時限的な税率軽減措置を導入（3 年間）

電気自動車・ハイブリッド自動車等	… 免除
乗用車等（軽自動車含む）：★★★★ かつ 平成 22 年度燃費基準 +25% 達成	… 75% 軽減
バス・トラック（3.5t 超）：平成 21 年排出ガス規制適合 かつ 平成 27 年度燃費基準達成	… 75% 軽減
乗用車等（軽自動車含む）：★★★★ かつ 平成 22 年度燃費基準 +15% 達成	… 50% 軽減
バス・トラック（3.5t 超）：平成 17 年排出ガス基準 10% 低減達成 かつ 平成 27 年度燃費基準達成 … 50% 軽減	

（注）「★★★★」は、平成 17 年排出ガス基準 75% 低減達成

4 金融証券税制

◎ 配当・譲渡益に対する軽減税率 (平成 21 年 1 月 1 日～平成 23 年 12 月 31 日)

- 上場株式等の配当・譲渡益に対する軽減税率（10%； 所得税 7%・住民税 3%）を 3 年延長

施行期日 平成 21 年 4 月 1 日

7

持続可能な社会保障構築とその安定財源確保にむけた
「中期プログラム」(抄)

(平成20年12月24日)
閣議決定

III. 税制抜本改革の全体像

1. 税制抜本改革の道筋

- (1) 基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げのための財源措置や年金、医療及び介護の社会保障給付や少子化対策に要する費用の見通しを踏まえつつ、今年度を含む3年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提に、消費税を含む税制抜本改革を2011年度より実施できるよう、必要な法制上の措置をあらかじめ講じ、2010年代半ばまでに段階的に行って持続可能な財政構造を確立する。なお、改革の実施に当たっては、景気回復過程の状況と国際経済の動向等を見極め、潜在成長率の発揮が見込まれる段階に達しているかなどを判断基準とし、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとする。
- (2) 消費税収が充てられる社会保障の費用は、その他の予算とは厳密に区分経理し、予算・決算において消費税収と社会保障費用の対応関係を明示する。具体的には、消費税の全税収を確立・制度化した年金、医療及び介護の社会保障給付及び少子

化対策の費用に充てることにより、消費税収はすべて国民に還元し、官の肥大化には使わない。

2. 税制抜本改革の基本的方向性

社会保障の安定財源確保をはじめ、社会におけるさまざまな格差の是正、経済の成長力の強化、税制のグリーン化など我が国が直面する課題に整合的かつ計画的に対応するため、下記の基本的方向性により更に検討を進め、具体化を図る。

- (1) 個人所得課税については、格差の是正や所得再分配機能の回復の観点から、各種控除や税率構造を見直す。最高税率や給与所得控除の上限の調整等により高所得者の税負担を引き上げるとともに、給付付き税額控除の検討を含む歳出面も合わせた総合的な取組の中で子育て等に配慮して中低所得者世帯の負担の軽減を検討する。金融所得課税の一体化を更に推進する。
- (2) 法人課税については、国際的整合性の確保及び国際競争力の強化の観点から、社会保険料を含む企業の実質的な負担に留意しつつ、課税ベースの拡大とともに、法人実効税率の引下げを検討する。
- (3) 消費課税については、その負担が確実に国民に還元されることを明らかにする観点から、消費税の全額がいわゆる確立・制度化された年金・医療・

8

介護の社会保障給付と少子化対策に充てられることを予算・決算において明確化した上で、消費税の税率を検討する。その際、歳出面も合わせた視点に立って複数税率の検討等総合的な取組みを行うことにより低所得者の配慮について検討する。

- (4) 自動車関係諸税については、税制の簡素化を図るとともに、厳しい財政事情、環境に与える影響等を踏まえつつ、税制の在り方及び暫定税率を含む税率の在り方を総合的に見直し、負担の軽減を検討する。
- (5) 資産課税については、格差の固定化防止、老後扶養の社会化の進展への対処等の観点から、相続税の課税ベースや税率構造等を見直し、負担の適正化を検討する。
- (6) 納税者番号制度の導入の準備を含め、納税者の利便の向上と課税の適正化を図る。
- (7) 地方税制については、地方分権の推進と、国・地方を通じた社会保障制度の安定財源確保の観点から、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人課税のあり方を見直すことにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を進める。
- (8) 低炭素化を促進する観点から、税制全体のグリーン化を推進する。

V. 中期プログラムの準備と実行

- (1) 経済好転後の税制抜本改革等の速やかな施行のために、その実施時期に先立ち、改革の内容の具体化を進めるとともに、法案その他の制度的準備を整える。政府においては、経済財政諮問会議や政府税制調査会などで行われる議論も踏まえつつ、関係省庁が連携してそのための検討に着手する。
- (2) 2009年度（平成21年度）の税制改正に関する法律の附則において、前記の税制抜本改革の道筋及び基本的方向性を立法上明らかにする。
- (3) 基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げについては、2004年（平成16年）年金改正法に沿って、前記の税制抜本改革により所要の安定財源を確保した上で、恒久化する。2009年度及び2010年度の2年間は、臨時の財源を手当てすることにより、基礎年金国庫負担割合を2分の1とする。なお、III. 1.(1)における「予期せざる経済変動」に対応する場合には、それまでの間についても、臨時の財源を手当てすることにより、基礎年金国庫負担割合を2分の1とする措置を講ずるものとする。

9

中期プログラム	所得税法等の一部を改正する法律案
<p>一 税制抜本改革の道筋</p> <p>基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げのための財源措置や年金、医療及び介護の社会保障給付や少子化対策に要する費用の見通しを踏まえつつ、今年度を含む3年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提に、消費税を含む税制抜本改革を2011年度より実施できるよう、必要な法制上の措置をあらかじめ講じ、2010年代半ばまでに段階的に行って持続可能な財政構造を確立する。</p> <p>なお、改革の実施に当たっては、景気回復過程の状況と国際経済の動向等を見極め、<u>潜在成長率の発揮が見込まれる段階に達しているかなどを判断基準として</u>、<u>予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとする</u>。</p> <p>二 税制抜本改革の基本的方向性</p> <p>1 個人所得課税については、格差の是正や所得再分配機能の回復の観点から、各種控除や税率構造を見直す。最高税率や給与所得控除の上限の調整等により高所得者の税負担を引き上げるとともに、給付付き税額控除の検討を含む歳出面も合わせた総合的な取組の中で子育て等に配慮して中低所得者世帯の負担の軽減を検討する。金融所得課税の一体化を更に推進する。</p>	<p>附 則 (税制の抜本的な改革に係る措置)</p> <p>百四条 政府は、基礎年金の国庫負担割合の二分の一への引上げのための財源措置並びに年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用の見通しを踏まえつつ、平成二十年度を含む三年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成二十三年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。この場合において、当該改革は、二千十年代（平成二十二年から平成三十一年までの期間をいう。）の半ばまでに持続可能な財政構造を確立することを旨とするものとする。</p> <p>2 前項の改革を具体的に実施するための施行期日等を法制上定めるに当たっては、景気回復過程の状況、国際経済の動向等を見極め、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとするものとし、当該改革は、不断に行政改革を推進すること及び歳出の無駄の排除を徹底することに一段と注力して行われるものとする。</p> <p>3 第一項の措置は、次に定める基本的方向性により検討を加え、その結果に基づいて講じられるものとする。</p> <p>一 個人所得課税については、格差の是正及び所得再分配機能の回復の観点から、各種控除及び税率構造を見直し、最高税率及び給与所得控除の上限の調整等により高所得者の税負担を引き上げるとともに、給付付き税額控除（給付と税額控除を適切に組み合わせて行う仕組みその他これに準ずるものをいう。）の検討を含む歳出面も合わせた総合的な取組の中で子育て等に配慮して中低所得者世帯の負担の軽減を検討すること並びに金融所得課</p>
<p>2 法人課税については、国際的整合性の確保及び国際競争力の強化の観点から、社会保険料を含む企業の実質的な負担に留意しつつ、課税ベースの拡大とともに、法人実効税率の引下げを検討する。</p> <p>3 消費課税については、その負担が確実に国民に還元されることを明らかにする観点から、消費税の全額がいわゆる確立・制度化された年金、医療及び介護の社会保障給付と少子化対策に充てられることを予算・決算において明確化した上で、消費税の税率を検討する。その際、歳出面も合わせた観点に立って複数税率の検討等総合的な取組みを行うことにより低所得者の配慮について検討する。</p> <p>4 自動車関係諸税については、税制の簡素化を図るとともに、厳しい財政事情、環境に与える影響等を踏まえつつ、税制の在り方及び暫定税率を含む税率の在り方を総合的に見直し、負担の軽減を検討する。</p> <p>5 資産課税については、格差の固定化防止、老後扶養の社会化の進展への対処等の観点から、相続税の課税ベースや税率構造等を見直し、負担の適正化を検討する。</p> <p>6 納税者番号制度の導入の準備を含め、納税者の利便の向上と課税の適正化を図る。</p> <p>7 地方税制については、地方分権の推進と、国・地方を通じた社会保障制度の安定財源確保の観点から、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人課税の在り方を見直すことにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を進める。</p> <p>8 低炭素化を促進する観点から、税制全体のグリーン化を推進する。</p>	<p>税の一体化を更に推進すること。</p> <p>二 法人課税については、国際的整合性の確保及び国際競争力の強化の観点から、社会保険料を含む企業の実質的な負担に留意しつつ、課税ベース（課税標準とされるべきものの範囲をいう。第五号において同じ。）の拡大とともに、法人の実効税率の引下げを検討すること。</p> <p>三 消費課税については、その負担が確実に国民に還元されることを明らかにする観点から、消費税の全額が制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用に充てられることが予算及び決算において明確化されることを前提に、消費税の税率を検討すること。その際、歳出面も合わせた観点に立って複数税率の検討等の総合的な取組みを行うことにより低所得者への配慮について検討すること。</p> <p>四 自動車関係諸税については、簡素化を図るとともに、厳しい財政事情、環境に与える影響等を踏まえつつ、税制の在り方及び暫定税率（租税特別措置法及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則に基づく特例による税率をいう。）を含む税率の在り方を総合的に見直し、負担の軽減を検討すること。</p> <p>五 資産課税については、格差の固定化の防止、老後における扶養の社会化の進展への対処等の観点から、相続税の課税ベース・税率構造等を見直し、負担の適正化を検討すること。</p> <p>六 紳士番号制度の導入の準備を含め、納税者の利便の向上及び課税の適正化を図ること。</p> <p>七 地方税制については、地方分権の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人課税の在り方を見直すことにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を進めること。</p> <p>八 低炭素化を促進する観点から、税制全体のグリーン化（環境への負荷の低減に資するための見直しをいう。）を推進すること。</p>

<p>2 法人課税については、国際的整合性の確保及び国際競争力の強化の観点から、社会保険料を含む企業の実質的な負担に留意しつつ、課税ベースの拡大とともに、法人実効税率の引下げを検討する。</p> <p>3 消費課税については、その負担が確実に国民に還元されることを明らかにする観点から、消費税の全額がいわゆる確立・制度化された年金、医療及び介護の社会保障給付と少子化対策に充てられることを予算・決算において明確化した上で、消費税の税率を検討する。その際、歳出面も合わせた観点に立って複数税率の検討等総合的な取組みを行ふことにより低所得者の配慮について検討する。</p> <p>4 自動車関係諸税については、税制の簡素化を図るとともに、厳しい財政事情、環境に与える影響等を踏まえつつ、税制の在り方及び暫定税率を含む税率の在り方を総合的に見直し、負担の軽減を検討する。</p> <p>5 資産課税については、格差の固定化防止、老後扶養の社会化の進展への対処等の観点から、相続税の課税ベースや税率構造等を見直し、負担の適正化を検討する。</p> <p>6 紳士番号制度の導入の準備を含め、納税者の利便の向上と課税の適正化を図る。</p> <p>7 地方税制については、地方分権の推進と、国・地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人課税の在り方を見直すことにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を進める。</p> <p>8 低炭素化を促進する観点から、税制全体のグリーン化（環境への負荷の低減に資するための見直しをいう。）を推進すること。</p>	<p>税の一体化を更に推進すること。</p> <p>二 法人課税については、国際的整合性の確保及び国際競争力の強化の観点から、社会保険料を含む企業の実質的な負担に留意しつつ、課税ベース（課税標準とされるべきものの範囲をいう。第五号において同じ。）の拡大とともに、法人の実効税率の引下げを検討すること。</p> <p>三 消費課税については、その負担が確実に国民に還元されることを明らかにする観点から、消費税の全額が制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用に充てられることが予算及び決算において明確化されることを前提に、消費税の税率を検討すること。その際、歳出面も合わせた観点に立って複数税率の検討等の総合的な取組みを行ふことにより低所得者への配慮について検討すること。</p> <p>四 自動車関係諸税については、簡素化を図るとともに、厳しい財政事情、環境に与える影響等を踏まえつつ、税制の在り方及び暫定税率（租税特別措置法及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則に基づく特例による税率をいう。）を含む税率の在り方を総合的に見直し、負担の軽減を検討すること。</p> <p>五 資産課税については、格差の固定化の防止、老後における扶養の社会化の進展への対処等の観点から、相続税の課税ベース・税率構造等を見直し、負担の適正化を検討すること。</p> <p>六 紳士番号制度の導入の準備を含め、納税者の利便の向上及び課税の適正化を図ること。</p> <p>七 地方税制については、地方分権の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人課税の在り方を見直すことにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を進めること。</p> <p>八 低炭素化を促進する観点から、税制全体のグリーン化（環境への負荷の低減に資するための見直しをいう。）を推進すること。</p>
--	--

平成20年度税制改正の要綱(抄)

(平成20年1月11日)
閣議決定

八 地域間の財政力格差の縮小

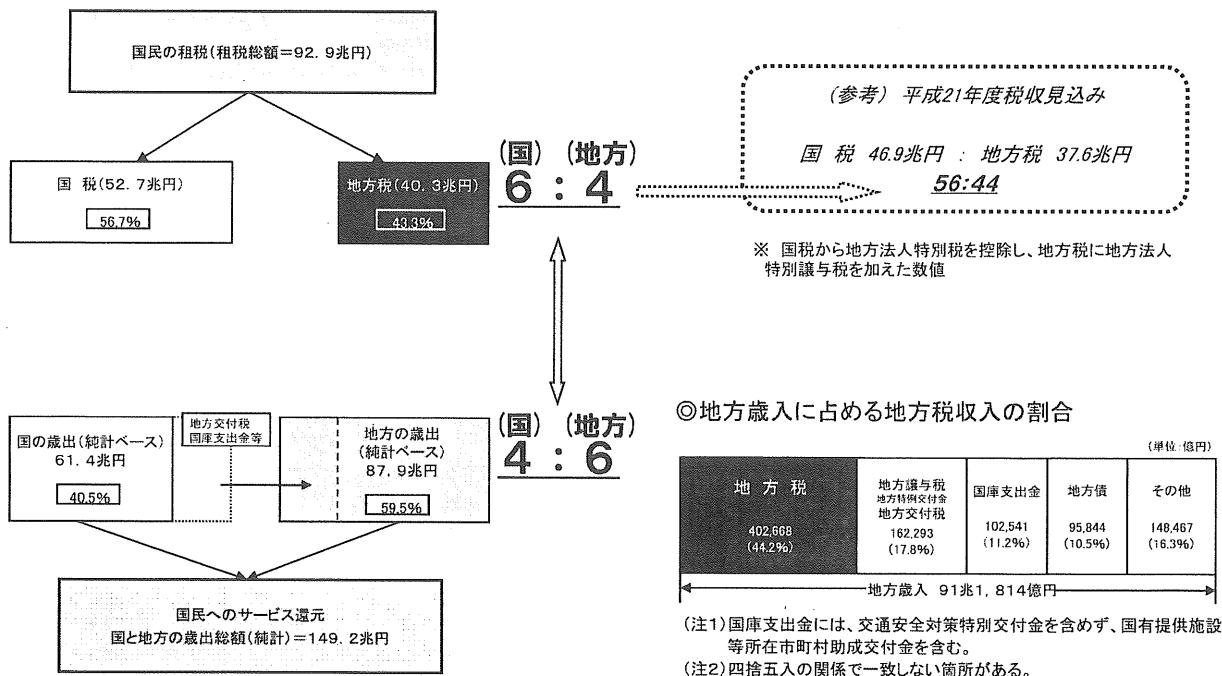
地方税制については、更なる地方分権の推進とその基盤となる地方税財源の充実を図る中で、地方消費税の充実を図るとともに、併せて地方法人課税のあり方を抜本的に見直すなどにより、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築することを基本に改革を進める。

この基本方向に沿って、消費税を含む税体系の抜本的改革において、地方消費税の充実と地方法人課税のあり方の見直しを含む地方税改革の実現に取り組む。

消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部を分離し、「地方法人特別税」及び「地方法人特別譲与税」を創設することにより、偏在性の小さい地方税体系の構築を進める。

12

国・地方の税源配分について(平成19年度)

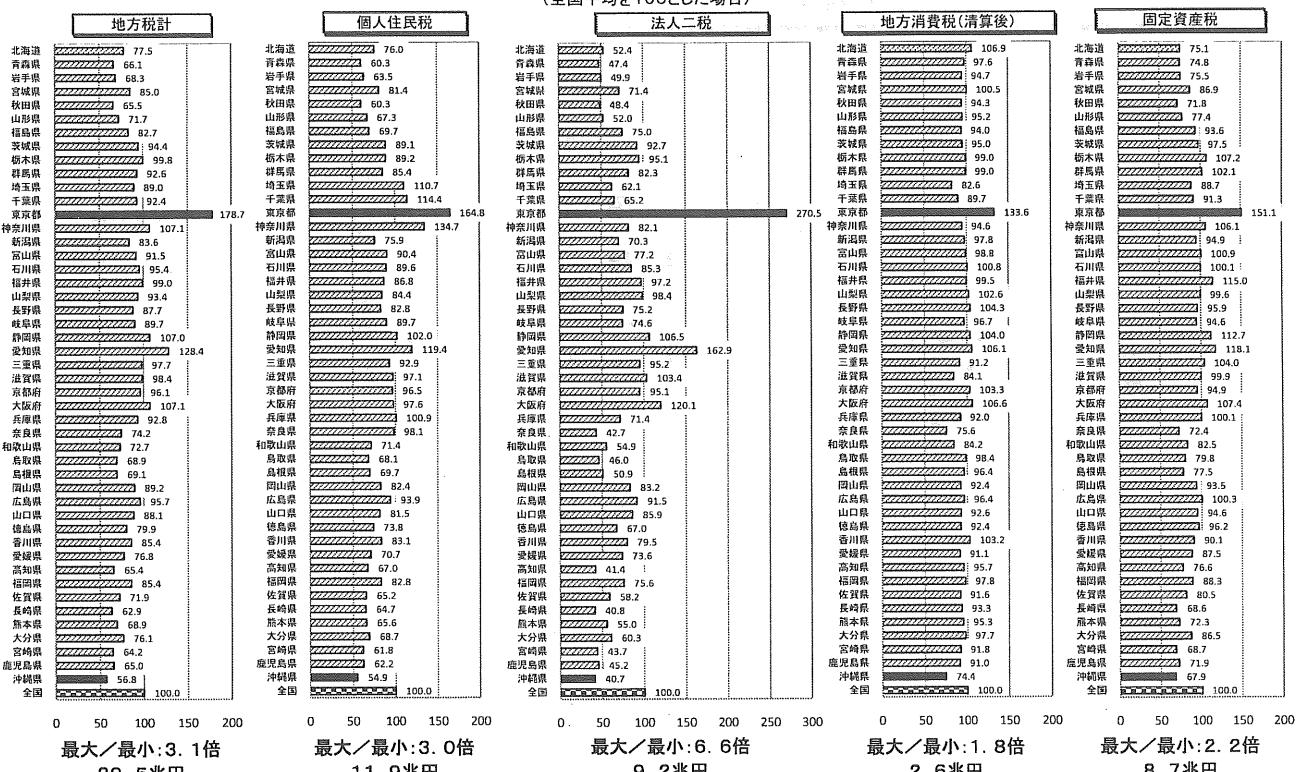


(注)現在精査中であり、異動する場合がある。

13

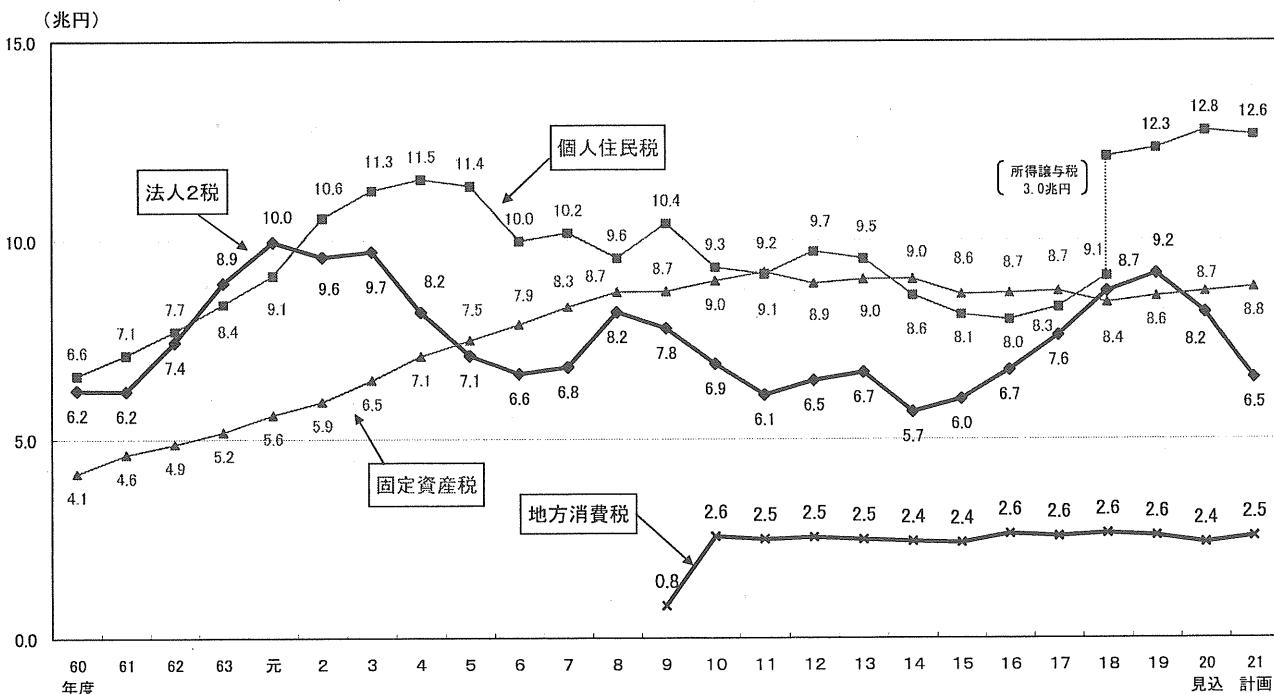
人口一人当たりの税収額の指標(平成19年度決算額)

(全国平均を100とした場合)



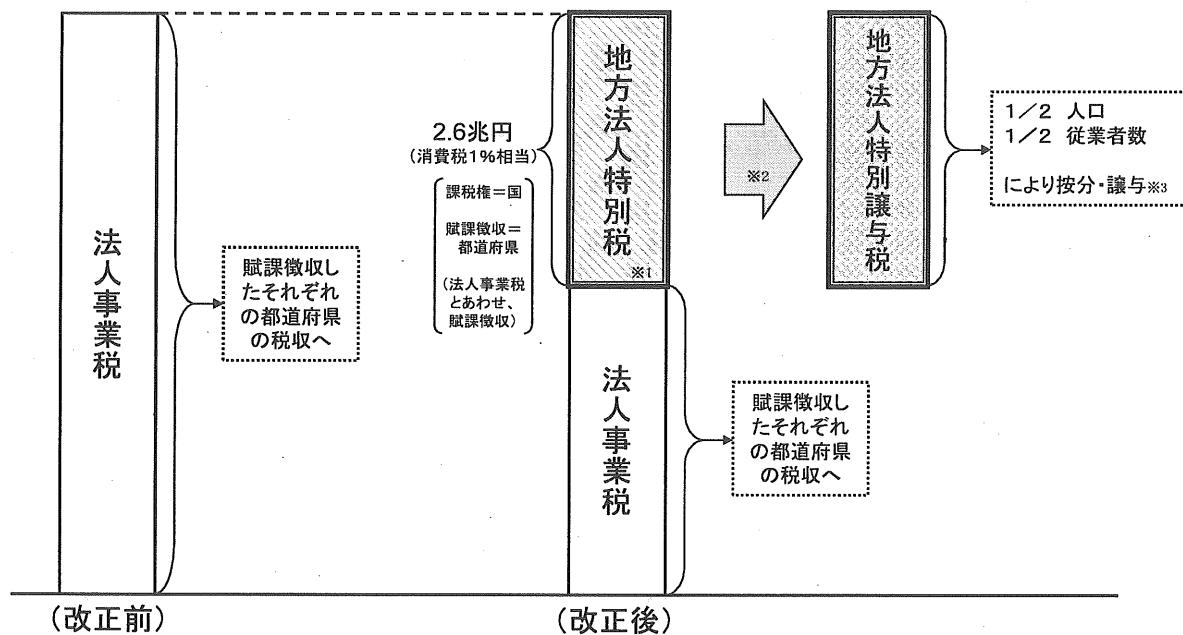
*最大／最小は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値と最小値で割った数値である。
 (注1) 地方税計の税収額は、超過課税、法定外普済税及び法定外特別税を除いたものである。
 (注2) 個人住民税の税収額は、個人道府県民税(均等割及び所得割)及び個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額であり、超過課税分を除く。
 (注3) 法人二税の税収額は、法人道府県民税及び法人事業税の合計額であり、超過課税分を除く。
 (注4) 固定資産税の税収額は、道府県分を含み、超過課税分を除く。
 (注5) 人口は、平成20年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

主要税目(地方税)の税収の推移(地方財政計画額ベース)



(備考) 1 平成19年度までは決算額(超過課税分及び法定外税を除く地方財政計画額ベース)、20年度は決算見込額、21年度は地方財政計画額である。
 2 「個人住民税」は道府県民税(均等割、所得割)、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割)及び市町村民税(均等割、所得割)の合計額である。
 3 「法人二税」は、道府県民税(法人均等割、法人税)、市町村民税(法人均等割、法人税)及び法人事業税(地方法人特別譲与税を含む)の合計額である。
 4 「固定資産税」は、土地、家屋、償却資産の合計である。

地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の創設(イメージ)

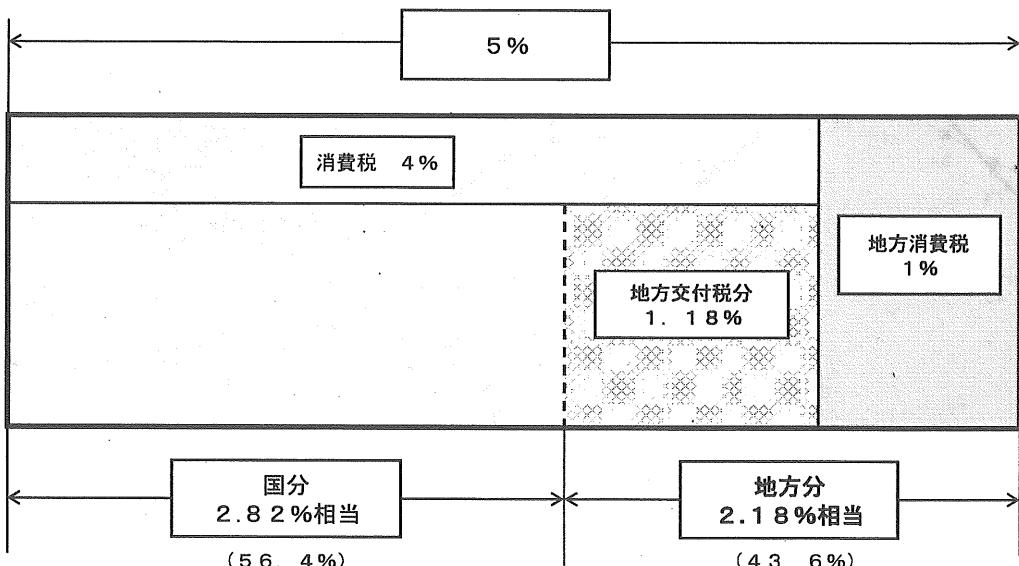


16

消費税の国と地方の配分

平成20年12月9日
経済財政諮問会議
鳩山議員提出資料

- いわゆる「消費税」5%のうち、1%分は「地方消費税」(国税としての消費税の税率は4%)。
- また、消費税(国税)の一部(29.5%)は、地方共有の財源として地方交付税の原資とされている。



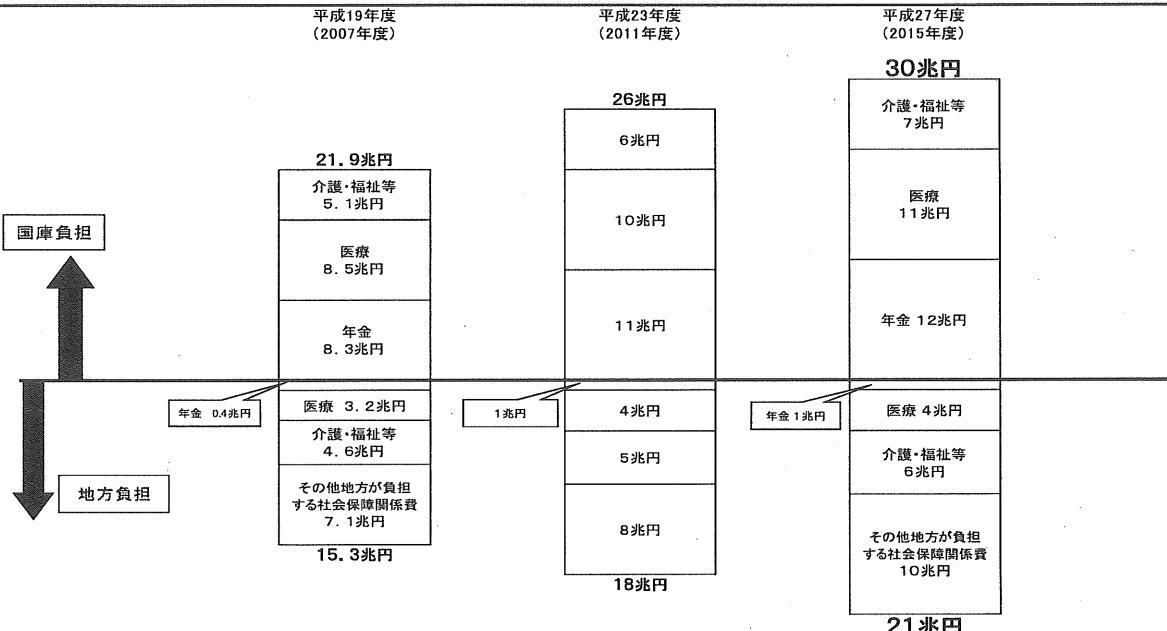
地方消費税は、地域間の偏在性が小さく税収が安定的な地方の基幹税

17

社会保障関係費に関する地方負担等の将来推計（未定稿）

平成20年12月9日
経済財政諮問会議
鳩山議員提出資料

- 地方は、国民健康保険や介護保険など、国と地方の応分の負担により運営する社会保障制度のほかに、保育所等の社会福祉施設の運営やケースワーカー等の配置、救急医療体制の確保など、地方独自の負担により、地域に密着したきめ細かな住民サービスを幅広く提供。
- こうした地方が担う社会保障関係費全体について、地方消費税など安定的な財源の確保が必要。



※ 平成19年度の「年金」、「医療」、「介護・福祉等」は予算ベース。同年度の「その他地方が負担する社会保障関係費」は、地方公共団体に対する調査(決算速報ベース)に基づいて推計。
※ 平成20年10月時点の推計。その後の精査により、数値に異動が生じる場合がある。

18

平成20年12月16日
経済財政諮問会議
鳩山議員提出資料

2 利用者のニーズを踏まえて全国的に広く実施され定着している事業等(注1)

約1.2兆円

- (1) 医療(約0.7兆円)
 - 〔 乳幼児・老人・障害者等医療費助成(6,450億円) 〕
- (2) 介護・福祉等(約0.5兆円)
 - 幼稚園就園奨励費補助(260億円)
 - 児童手当・児童扶養手当(1,050億円)
 - 障害者福祉手当(840億円)
 - 障害者交通費助成(260億円)
 - 要援護・ひとり暮らし高齢者生活支援(390億円)
 - 介護予防・家族介護用品支援(100億円)

] 等

注1 国庫補助事業の超過負担分や国予算の上乗せ事業を含む。

3 その他(注2)

約2.7兆円

- (1) 医療(約1.0兆円)
 - 〔 新型インフルエンザ対策、難病患者支援 等 〕
- (2) 介護・福祉等(約1.7兆円)
 - 高齢者福祉関係(約6,000億円)
 - 〔 認知症高齢者支援事業、介護実習普及、高齢者安否確認事業 等 〕
 - 障害者福祉・低所得者等対策関係(約7,000億円)
 - 〔 リハビリテーションセンター運営費、身体障害者住宅改造助成 等 〕
 - 少子化対策関係(約4,000億円)
 - 〔 家庭児童相談事業、里親事業、児童クラブ等促進事業 等 〕

注2 「3 その他」は、統一的な調査項目以外の事業費を集計したもの。括弧内は、各団体が任意に提出したものを抽出して記載。

合計 約7.1兆円

19

「その他地方が負担する社会保障関係費7.1兆円」の内訳

1 法令に義務付けや実施・設置の根拠となる規定がある事業(義務的な経費) 約3.2兆円

(1) 医療(約1.2兆円)

- ・予防接種(880億円)〔予防接種法〕
- ・がん検診・がん予防等成人病対策(680億円)〔健康増進法・がん対策基本法〕
- ・乳幼児健康診査(550億円)〔母子保健法〕
- ・妊産婦健康診査(140億円)〔母子保健法〕
- ・母子保健対策事業(170億円)〔母子保健法〕
- ・保健所・保健センター運営費(2,960億円)〔地域保健法〕
- ・病院事業会計繰出金(4,040億円)〔地方公営企業法〕
- ・救急医療対策事業(小児救急・周産期救急・夜間休日救急等)(640億円)〔緊急法〕等

(2) 介護・福祉等(約2.0兆円)

- ・保育所・幼稚園運営費(5,000億円)〔児童福祉法・学校教育法〕
- ・児童館等児童福祉施設運営費(1,160億円)〔児童福祉法〕
- ・放課後児童健全育成事業(340億円)〔児童福祉法〕
- ・養護老人ホーム・軽費老人ホーム・老人福祉センター運営費(760億円)〔老人福祉法〕
- ・民生委員活動事業(200億円)〔民生委員法〕
- ・福祉事務所・児童相談所運営費(1,070億円)〔社会福祉法・児童福祉法〕
- ・障害者支援施設運営費(570億円)〔障害者自立支援法〕
- ・障害者自立支援事業(960億円)〔障害者自立支援法〕等

(参 考)

個人住民税における住宅ローン特別控除の創設

所得税の住宅ローン控除の適用者に対して、次のいずれか小さい額を個人住民税から控除する制度を創設する。

- ① 所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額
- ② 税額控除前の所得税額(9.75万円を超えるときは9.75万円)

<特例の期間>

- ・平成21年から平成25年までに入居した者を対象とする。

<確認の手続きのために必要な措置>

- ・給与支払報告書(源泉徴収票)等について必要な改正を行い、市町村に対する申告は不要とする。

<減収に対する措置>

- ・個人住民税の減収額については、「減収補てん特例交付金」により全額補てんする。

<税源移譲に伴う住宅ローン特別控除(経過措置)>

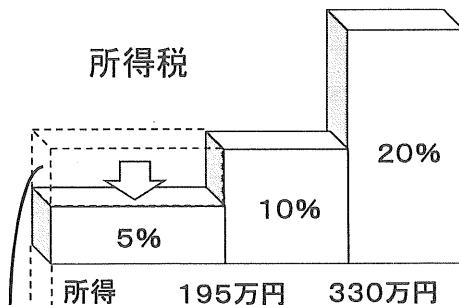
- ・税源移譲に伴う住宅ローン特別控除についても、同様の仕組みのもとで申告不要の制度とする。

22

税源移譲に伴う税率の変動イメージ(H18→H19)

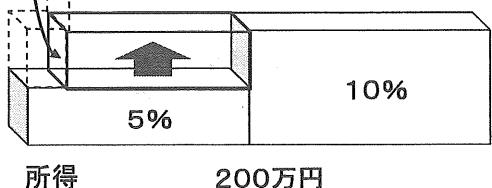
所 得 税			
～H18		H19～	
課税所得	税率	課税所得	税率
～330万円	10%	～195万円	5%
～900万円	20%	～330万円	10%
～1, 800万円	30%	～695万円	20%
1, 800万円～	37%	～900万円	23%
		～1, 800万円	33%
		1, 800万円～	40%

所得税



個 人 住 民 税			
～H18		H19～	
課税所得	税率	課税所得	税率
～200万円	5%		
～700万円	10%	一律	10%
700万円～	13%		

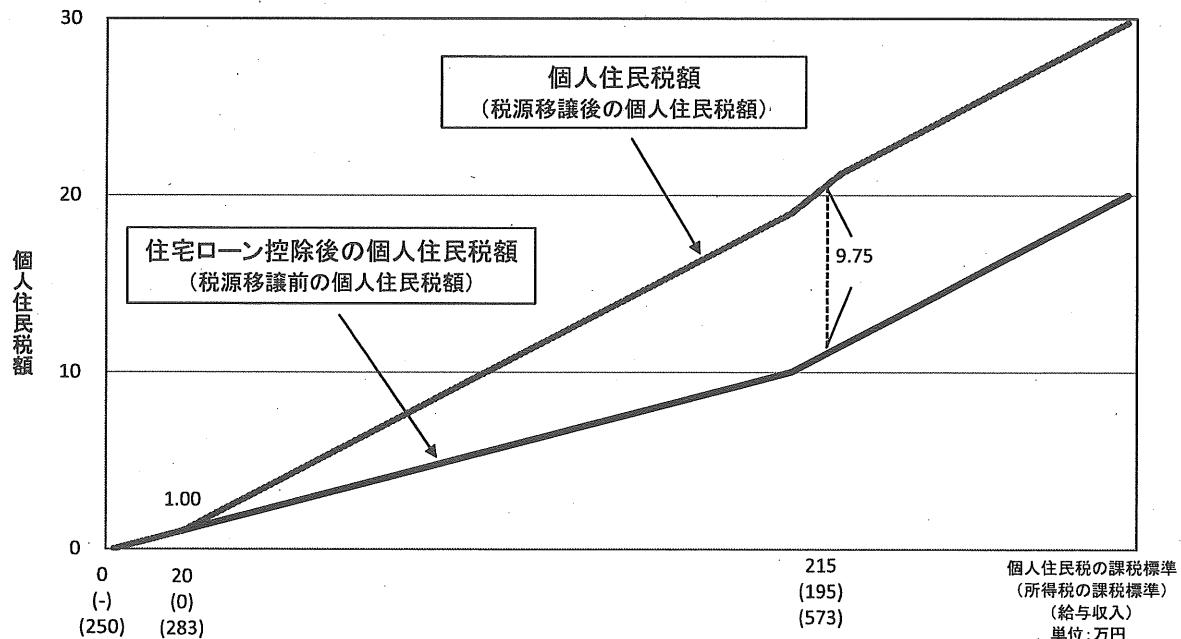
個人住民税



23

住宅ローン控除後の個人住民税額

単位:万円



※ 夫婦子二人(特定扶養親族なし)の場合

24

税率の特例措置・宅地評価土地の特例措置の延長(不動産取得税)

- 住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の標準税率(本則4%)を3%とする特例措置の適用期限を3年延長する。

【税率の特例の変遷】

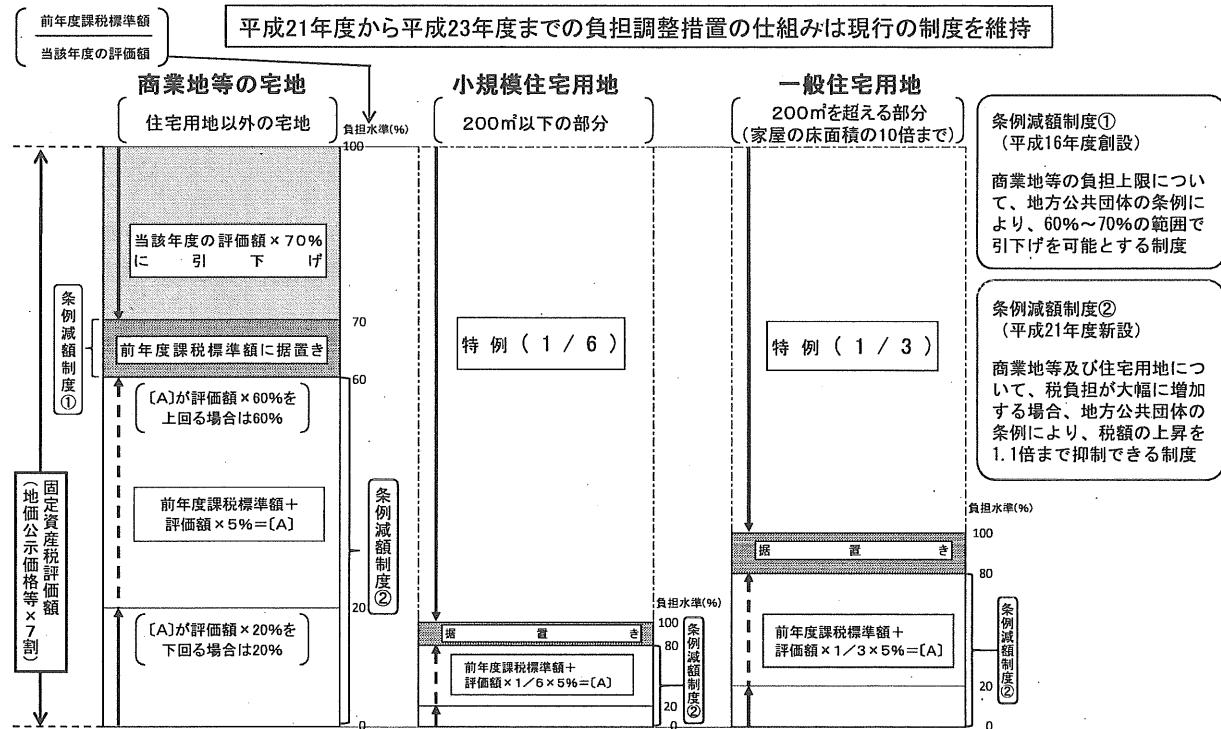
区分		S29～S55	S56～H14	H15～H17	H18改正			H21改正		
					H18	H19	H20	H21	H22	H23
(本則税率)		(3%)			(4%)					
住宅、住宅用地	土地	3%	3%(※)	3%	3%			3%		
	家屋									
店舗、事務所、商業地等	土地	3%	4%	3%	3%			3%		
	家屋				3.5%		4%	4%		

※ 住宅用地は、税額の4分の1を減額する特例により実質3%としていた。

- 宅地評価土地(住宅用地・商業地等)の取得に係る不動産取得税の課税標準を価格の2分の1とする特例措置の適用期限を3年延長する。

25

商業地等の宅地と住宅用地の課税の仕組み(平成21年度～平成23年度)



※ 据置年度における評価額の下落修正措置についても継続

26

道路特定財源の一般財源化等について(抄)

平成20年12月8日
政府・与党

本年5月の閣議決定「道路特定財源等に関する基本方針」等に基づき、以下の措置を講ずることとし、関連法案を次期通常国会に提出する。

2. 道路特定財源制度の廃止

平成21年度予算において道路特定財源制度を廃止することとし、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第3条の規定を削除するとともに、地方税法などの所要の改正を行う。

また、特定財源制度を前提とし、社会資本整備事業特別会計に直入されている地方道路整備臨時交付金を廃止する。

6. 一般財源化に伴う関係税制の税率のあり方

道路特定財源の一般財源化に伴う関係税制の暫定税率分も含めた税率のあり方については、今後の税制抜本改革時に検討することとし、それまでの間、地球温暖化問題への国際的な取組み、地方の道路整備の必要性、国・地方の厳しい財政状況等を踏まえて、現行の税率水準を原則維持する。ただし、納税者の理解、景気及び環境対策という観点から、自動車関係諸税の負担を時限的に軽減する。

27

平成21年度税制改正大綱(抄)

平成20年12月12日
自由民主党
公明党

第一 平成21年度改正の基本的考え方

6 道路特定財源

平成21年度予算において道路特定財源制度を廃止し、地方税法などの所要の改正を行う。

道路特定財源の一般財源化に伴う関係税制のあり方、特に暫定税率分も含めた税率のあり方については、今後の税制抜本改革の際に検討することとし、それまでの間、地球温暖化問題への国際的な取組み、地方の道路整備の必要性、国・地方の厳しい財政状況等を踏まえて、現行の税率水準は原則維持する。

第三 平成21年度税制改正の具体的な内容

七 道路特定財源

(地方税)

- 1 自動車取得税及び軽油引取税を目的税から普通税に改め、使途制限を廃止する。
- 2 地方道路譲与税の名称を地方揮発油譲与税(仮称)に改め、地方揮発油譲与税(仮称)、石油ガス譲与税及び自動車重量譲与税の使途制限を廃止する。
- 3 自動車取得税の市町村に対する交付及び軽油引取税の指定市に対する交付並びに地方揮発油譲与税(仮称)、石油ガス譲与税及び自動車重量譲与税の都道府県、市町村に対する譲与については、引き続き道路の延長、面積を基準として行う。
- 4 軽油引取税の課税免除措置については、エチレンその他の石油化学製品を製造する者がその原料の用途に供する軽油に係るものは引き続き地方税法本則による措置とし、その他のものは3年間の措置としたうえ、存続する。
また、航空運送サービス業に係る課税免除措置の対象空港に静岡空港を追加する。
- 5 その他所要の規定の整備を行う。

28

道路特定財源の一般財源化

(単位:億円)

税目等		税率	財源の帰属先	交付・譲与の基準	21年度	暫定上乗せ分
地方税	軽油引取税	(暫定税率) 32.1円/l (本則税率) 15.0円/l	都道府県(政令市※) 市町村	一 (市町村への交付) 道路の延長 1/2 道路の面積 1/2	9,277	4,942
	自動車取得税	(暫定税率) 自家用は取得価額の5% (本則税率) 取得価額の3%	都道府県(政令市※) 30% 市町村 70%	2,533	835	
地方譲与税	地方揮発油譲与税 (地方揮発油税の収入額の全額)	<地方道路税> (暫定税率) 5.2円/l (本則税率) 4.4円/l	都道府県(政令市※) 58% 市町村 42%	道路の延長 1/2 道路の面積 1/2	2,812	433
	石油ガス譲与税 (石油ガス税の収入額の1/2)	<石油ガス税> (本則税率) 17.5円/kg	都道府県(政令市※)	道路の延長 1/2 道路の面積 1/2	133	—
	自動車重量譲与税 (自動車重量税の収入額の1/3)	<自動車重量税> 自家用乗用は (暫定税率) 6,300円/0.5t年 (本則税率) 2,500円/0.5t年	市町村	道路の延長 1/2 道路の面積 1/2	3,300	1,845
合計					18,055	8,055

※ 政令市には、政令市が国・県道を管理していることから、都道府県分の一部が交付・譲与されている。軽油引取税については国・県道管理分(政令市特例分)の道路の面積、自動車取得税、地方道路譲与税及び石油ガス譲与税については国・県道管理分(政令市特例分)の道路の延長及び面積に応じて配分されている。

(注1) 平成21年度以後、道路特定財源は一般財源化されるため、上記の税及び譲与税は道路特定財源ではない。

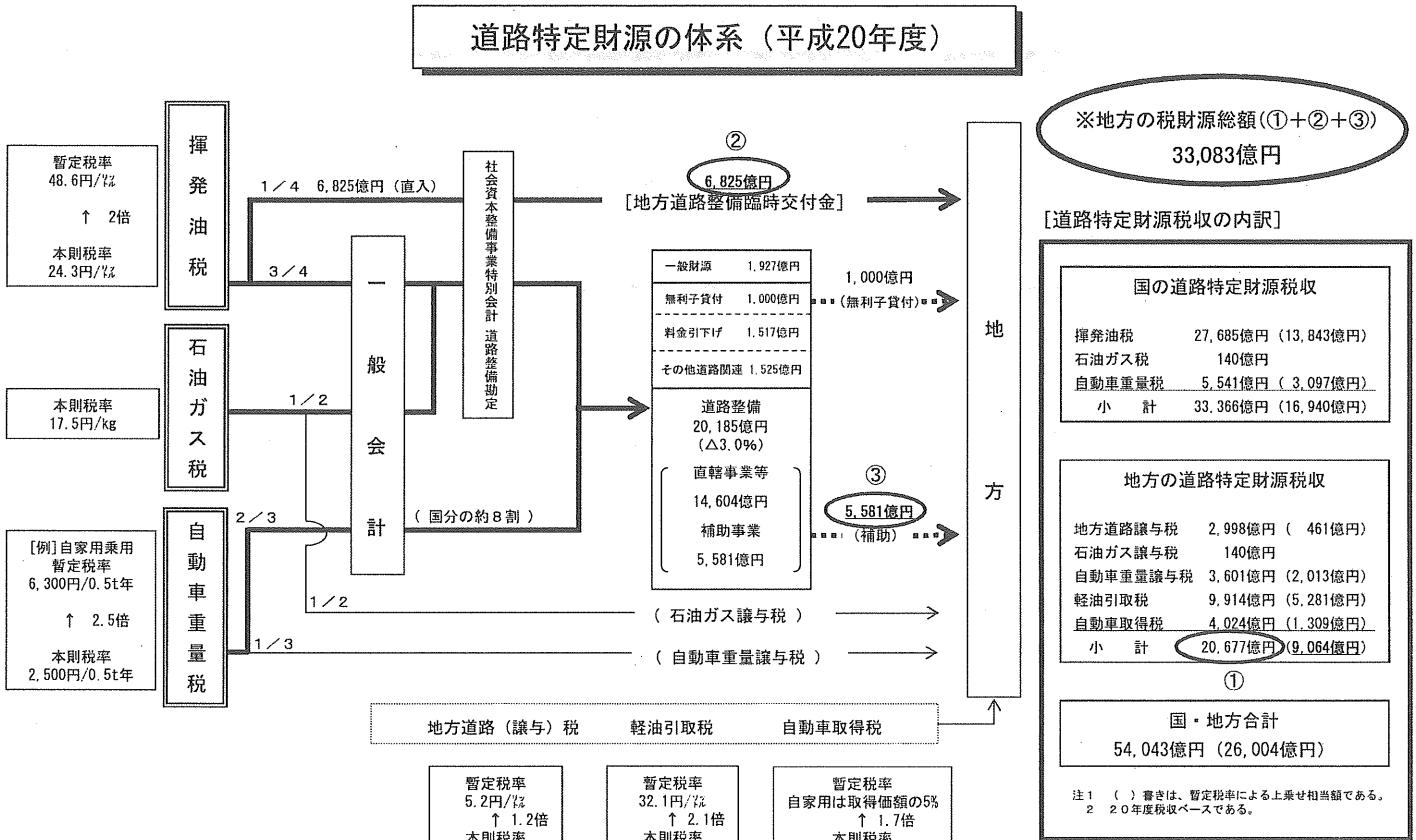
(注2) 地方揮発油譲与税には、地方道路譲与税を含む。

(注3) 計数は、平成21年度予算・地方財政計画ベースであり、整理の結果、異動を生ずることがある。

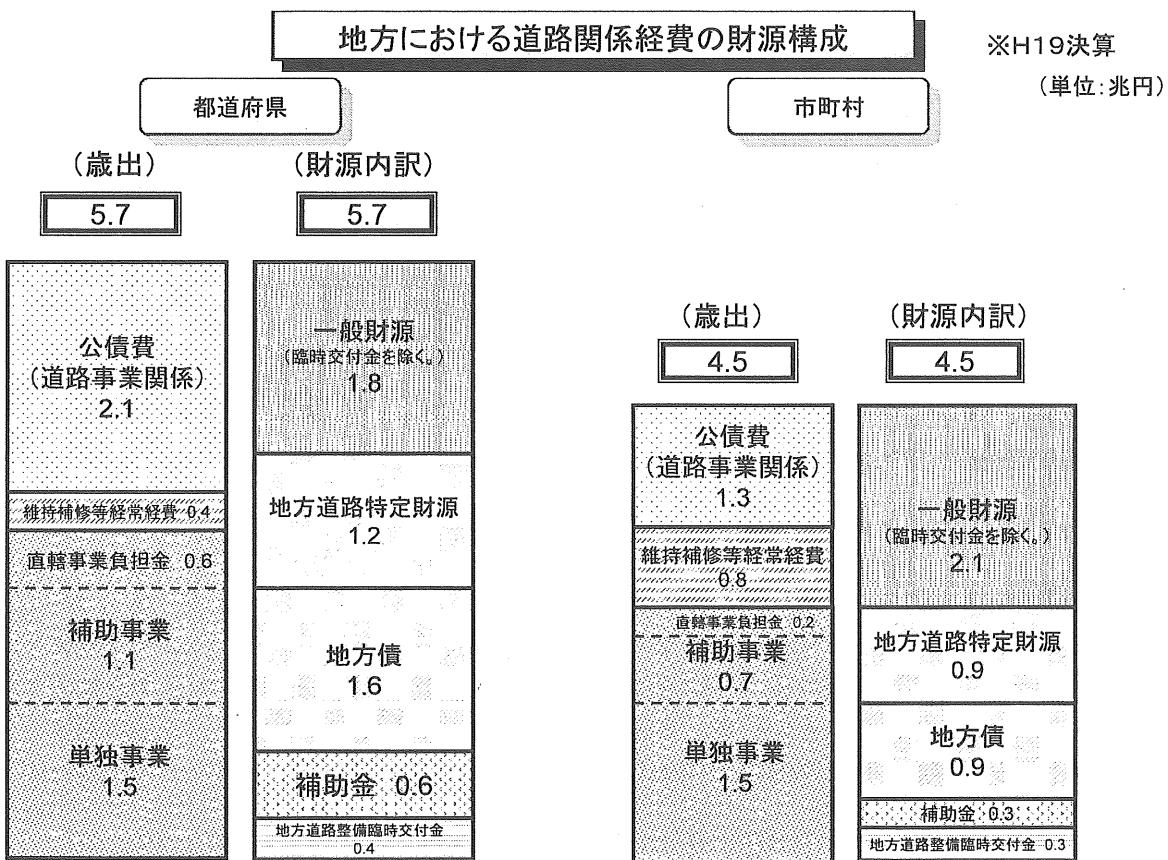
(注4) 交付・譲与の基準における道路は、都道府県分は一般国道・高速自動車国道・都道府県道、市町村分は市町村道を指し、基準日は前年の4月1日現在である。

(注5) 交付・譲与の基準については、道路の種類、幅員による道路の種別等による補正が行われている。

29



30



31

軽油引取税の免税制度について(法700条の6)

趣 旨

- ・道路の使用に直接関係がないと認められる軽油について免税
- ・免税となる主体、用途を法令で規定
- ・都道府県から免税証の交付を受けること等の手続が必要

対 象

1号 船舶の動力源

2号 公共用電源等

○電気通信事業者の使用する電気通信設備

○自衛隊の使用する通信用機械 等

3号 鉄道・軌道用車両等の動力源

4号 農林業用機械の動力源

5号 その他

○陶磁器・建設用粘土製品の製造工程における焼成・乾燥等の熱源

○鉱物掘採用機械の動力源

○港湾運送用機械の動力源

○化学工業・石油製品製造業におけるエチレン・潤滑油等の原材料 等

32

自動車取得税の時限的軽減措置

【目的】

自動車の販売台数が減少し、裾野の広い関連産業に影響を及ぼしている中で、自動車の買換え・購入需要を促進し、自動車市場の後退に歯止めをかけるとともに、低炭素社会の実現を目指すために創設。

【概要】

排出ガス性能・燃費性能の優れた環境への負荷の少ない低燃費車・低公害車等(新車に限る。)について、平成21年度から平成23年度までの間の取得に限り、現行特例措置に代えて、自動車取得税の税率軽減措置を以下のとおり講ずる。

電気自動車・ハイブリッド自動車等	… 免 除
乗用車等(軽自動車含む):★★★★かつ 平成22年度燃費基準+25%達成	… 75%軽減
バス・トラック(3.5t超):平成21年排出ガス規制適合 かつ 平成27年度燃費基準達成	… 75%軽減
乗用車等(軽自動車含む):★★★★かつ 平成22年度燃費基準+15%達成	… 50%軽減
バス・トラック(3.5t超):平成17年排出ガス基準10%低減達成 かつ 平成27年度燃費基準	… 50%軽減

(注)「★★★★」は、平成17年排出ガス基準75%低減達成

33

自動車取得税の時限的軽減措置(平成21年度～平成23年度)

車種		現行税率	軽減後の税率
電気自動車 天然ガス自動車(※1) ハイブリッドバス・トラック(※1)	自家用車	2.3%	0%
	営業用車 軽自動車	0.3%	0%
ハイブリッド乗用車(※1)	自家用車	3.2%	0%
	営業用車 軽自動車	1.2%	0%
プラグインハイブリッド自動車(※2)	自家用車	—	0%
	営業用車 軽自動車	—	0%
クリーンディーゼル乗用車(※1)	自家用車	4%	0%
	営業用車 軽自動車	2%	0%
次の2つの要件を満たす乗用車等 ・平成22年度燃費基準+25%達成 ・平成17年排出ガス基準75%低減達成	自家用車	5%(30万控除あり)	1.25%
	営業用車 軽自動車	3%(30万控除あり)	0.75%
次の2つの要件を満たすディーゼルバス・トラック(3.5t超) ・平成27年度重量車燃費基準達成 ・平成21年重量車排出ガス規制適合	自家用車	3%	1.25%
	営業用車	1%	0.75%
次の2つの要件を満たす乗用車等 ・平成22年度燃費基準+15%達成 ・平成17年排出ガス基準75%低減達成	自家用車	5%(15万控除あり)	2.5%
	営業用車 軽自動車	3%(15万控除あり)	1.5%
次の2つの要件を満たすディーゼルバス・トラック(3.5t超) ・平成27年度重量車燃費基準達成 ・平成17年排出ガス基準NOx又はPM10%低減達成	自家用車	5%	2.5%
	営業用車	3%	1.5%

(※1)天然ガス自動車、ハイブリッドバス・トラック、ハイブリッド乗用車及びクリーンディーゼル乗用車については、一定の要件を満たすもの。

(※2)プラグインハイブリッド自動車については、平成21年度から販売される予定。

中古自動車に係る自動車取得税の軽減措置の概要(平成21年度税制改正)

特 例	対 象 車	軽減内容	取得期間
低燃費車特例	★★★★(※1) かつ 平成22年度燃費基準+25%達成車	取得価額から30万円控除	H20.5.1～H22.3.31
	★★★★(※1) かつ 平成22年度燃費基準+15%達成車	取得価額から15万円控除	
低公害車特例	・電気自動車 ・天然ガス自動車(※2) ・ハイブリッド自動車(バス・トラック)(※2)	税率から2.7%軽減	H21.4.1～H24.3.31
	・ハイブリッド自動車 (バス・トラック以外の自動車(乗用車))(※2)	税率から1.6%軽減	
	・プラグインハイブリッド自動車	税率から2.4%軽減	
大型ディーゼル車特例	以下の要件を満たす3.5t超のディーゼル トラック・バス ・平成21年排出ガス規制(ポスト新長期 規制)に適合 ・平成27年度重量車燃費基準を達成	【3.5t超12t以下】 税率から2.0%軽減	H20.5.1～H22.3.31
		【12t超】 税率から2.0%軽減	H20.5.1～H21.9.30
		税率から1.0%軽減	H21.10.1～H22.3.31
クリーンディーゼル 乗用車特例	平成21年排出ガス規制(ポスト新長期規制)に 適合しているディーゼル乗用車	税率から1.0%軽減 税率から0.5%軽減	H20.5.1～H21.9.30 H21.10.1～H22.3.31

※1 平成17年排出ガス基準から75%低減を達成したもの

※2 一定の排出ガス要件等を満たすもの

上場株式等の配当及び譲渡益の個人住民税の課税について

【 現行 】

	～ H20. 12	H21	H22	H23	H24. 1～				
税率	10% (住民税3% 所得税7%)	<p>【原則】 20% (住民税5%、所得税15%)</p> <p>【特例措置】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">上場株式等の配当 (100万円以下の部分)</td> <td style="width: 50%;">10% (住民税3% 所得税7%)</td> </tr> <tr> <td>上場株式等の譲渡益 (500万円以下の部分)</td> <td>10% (住民税3% 所得税7%)</td> </tr> </table>	上場株式等の配当 (100万円以下の部分)	10% (住民税3% 所得税7%)	上場株式等の譲渡益 (500万円以下の部分)	10% (住民税3% 所得税7%)		20% (住民税5% 所得税15%)	
上場株式等の配当 (100万円以下の部分)	10% (住民税3% 所得税7%)								
上場株式等の譲渡益 (500万円以下の部分)	10% (住民税3% 所得税7%)								

【 改正後 】

	～ H20. 12	H21	H22	H23	H24. 1～
税率	10% (住民税3% 所得税7%)		10% (住民税3% 所得税7%)		20% (住民税5% 所得税15%)

36

平成21年度税制改正における法人税の主な改正項目(概要)

法人税		地方法人二税	(単位: 億円)	
			初年度	平年度
①中小企業に対する軽減税率の時限的引下げ	・ 中小法人等の年800万円以下の所得金額に対する軽減税率を22%から18%に引き下げる(H21. 4. 1からH23. 3. 31に終了する事業年度)。	法人住民税(法人税割) に自動影響	▲40	▲190
※中小法人等とは、次の法人をいう。	①資本金若しくは出資金の額が1億円以下の普通法人、②公益法人等、③協同組合等、④人格のない社団等。		—	—
②中小企業の欠損金の繰戻し還付の復活	・ 中小法人等の欠損金の繰戻し還付ができるようとする(H21. 2. 1以後に終了する事業年度から)。	繰戻し還付の制度なし	—	—
③省エネ・新エネ設備等の投資促進のための税制措置	・ エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合、即時償却できることとする(H21. 4. 1からH23. 3. 31までの取得)。 ・ 産業活力再生特別措置法の改正に伴い、認定資源生産性革新計画(仮称)等に記載された設備を取得した場合、取得価額の30%の特別償却ができることとする(施行日からH24. 3. 31までの取得。ただし、H23. 3. 31までの取得については即時償却可)。	法人住民税(法人税割) 及び法人事業税に自動影響	▲100 (▲90)	▲570 (▲390)
④海外子会社利益の国内還流に向けた環境整備	I 外国子会社から受ける配当を益金不算入とする等の所要の措置を講ずる。 II 間接外国税額控除制度を廃止する。 III I 及びIIに伴うタックスヘイブン税制にかかる所要の措置を講ずる。	法人税と同様の措置を 講ずる	—	—

(注) 1. 地方法人二税の減収見込額には地方法人特別譲与税が含まれる。2. カッコ内は地方法人特別譲与税を除いた減収見込額。

37